

平成 19 年旭市議会第 3 回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成 19 年 9 月 6 日（木）

付議事件.....	1
出席委員.....	1
欠席委員.....	1
委員外出席者.....	1
事務局職員出席者.....	1
開会.....	2
委員長の互選.....	2
副委員長の互選.....	5
決算審査の日程及び各議案の審査方法について.....	6
閉会.....	10

決算審査特別委員会 平成 19 年 9 月 12 日（水）

付議事件.....	11
出席委員.....	11
欠席委員.....	11
委員外出席者.....	11
説明のため出席した者.....	11
事務局職員出席者.....	12
開会.....	13
議案の説明、質疑.....	14
議案の採決.....	116
散会.....	116

決算審査特別委員会 平成 19 年 9 月 13 日（木）

付議事件.....	1 1 7
出席委員.....	1 1 7
欠席委員.....	1 1 7
委員外出席者.....	1 1 7
説明のため出席した者.....	1 1 7
事務局職員出席者.....	1 1 8
開会.....	1 1 9
議案の説明、質疑.....	1 2 0
議案の採決.....	1 8 6
閉会.....	1 8 8

公営企業常任委員会 平成 19 年 9 月 18 日（火）

付議事件.....	1 9 1
出席委員.....	1 9 1
欠席委員.....	1 9 1
委員外出席者.....	1 9 1
説明のため出席した者.....	1 9 1
事務局職員出席者.....	1 9 2
開会.....	1 9 3
議案の説明、質疑.....	1 9 4
議案の採決.....	1 9 7
議案の説明、質疑.....	1 9 8
議案の採決.....	1 9 9
議案の説明、質疑.....	2 0 0
散会.....	2 3 3

公営企業常任委員会 平成１９年９月２１日（金）

付議事件.....	2 3 5
出席委員.....	2 3 5
欠席委員.....	2 3 5
委員外出席者.....	2 3 5
説明のため出席した者.....	2 3 5
事務局職員出席者.....	2 3 5
開議.....	2 3 6
議案の質疑.....	2 3 7
議案の採決.....	2 6 4
閉会.....	2 6 5

建設経済常任委員会 平成１９年９月１９日（水）

付議事件.....	2 6 9
出席委員.....	2 6 9
欠席委員.....	2 6 9
委員外出席者.....	2 6 9
説明のため出席した者.....	2 6 9
事務局職員出席者.....	2 7 0
開会.....	2 7 1
議案の説明、質疑.....	2 7 2
議案の採決.....	2 9 1
所管事項の報告.....	2 9 2
陳情の審査.....	2 9 9
陳情の採決.....	3 0 4
閉会.....	3 0 5

文教福祉常任委員会 平成 19 年 9 月 20 日（木）

付議事件.....	3 0 9
出席委員.....	3 0 9
欠席委員.....	3 0 9
委員外出席者.....	3 0 9
説明のため出席した者.....	3 0 9
事務局職員出席者.....	3 1 0
開会.....	3 1 1
議案の説明、質疑.....	3 1 2
議案の採決.....	3 3 6
所管事項の報告.....	3 3 6
陳情の審査.....	3 3 8
陳情の採決.....	3 4 0
閉会.....	3 4 1

総務常任委員会 平成 19 年 9 月 21 日（金）

付議事件.....	3 4 5
出席委員.....	3 4 5
欠席委員.....	3 4 5
委員外出席者.....	3 4 5
説明のため出席した者.....	3 4 5
事務局職員出席者.....	3 4 6
開会.....	3 4 7
議案の説明、質疑.....	3 4 8
議案の採決.....	3 6 2
所管事項の報告.....	3 6 3

閉会.....	3 6 6
---------	-------

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成19年9月6日(木曜日)

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員(12名)

委員長	高木武雄
委員	神子功
委員	明智忠直
委員	嶋田哲純
委員	向後悦世
委員	伊藤房代

副委員長	平野浩
委員	林一雄
委員	佐久間茂樹
委員	景山岩三郎
委員	林七巳
委員	平野忠作

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議長 嶋田茂樹

副議長 林俊介

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一
主 査 穴澤昭和

事務局次長 石毛健一

開会 午後 1時56分

- 議会事務局長（宮本英一） 本会議でお疲れのところご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます林一雄委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

（座長 林 一雄 座長席に着席）

- 座長（林 一雄） ただいま指名いただきました林一雄でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長と林副議長に出席をいただいております。代表いたしまして、嶋田議長よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（嶋田茂樹） 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、12名の皆様方に決算審査特別委員会の委員ということで選任をいたしまして、これから正副委員長の互選があるわけでございますけれども、本委員会は平成18年度の決算という大変な審査があるわけでありますので、どうかひとつお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代える次第であります。よろしくお願いいたします。

- 座長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の委員長の互選の件でございます。

それでは、委員会条例第9条の規定により、初めに委員長を互選いたします。

委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） 先輩方皆さんいる中で大変お先に言わせてもらうのは申し訳ありませんけれども、この委員の中に総務委員長がいるから、総務委員長でどうでしょうか。

- 座長（林 一雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 私は初めてで分からないんですけども、前はどのような方法で選出したんでしょうか。

○座長（林 一雄） 局長。

○議会事務局長（宮本英一） 指名推選です。

○座長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

平野委員。

○委員（平野 浩） ただいま前回の例が指名推選ということでございますので、ここで自分の方から言わせてもらっていいですか。

○座長（林 一雄） はい、どうぞ。

○委員（平野 浩） 神子委員がよろしいかと思しますので、お願いします。

○座長（林 一雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、事務局から指名推選にするのか投票にするのかというような部分がありましたので、委員の決をもって、やはりどちらかにしてからでなければ、推薦をすることとも難しいのではないのかなと思いますけれども、それを先に座長にひとつ決めてもらって、指名にするのか投票にするのかということを決めなければ駄目だと思いますので。

○座長（林 一雄） それでは、今、明智委員より指名推選にするのか投票にするのか、まずそれを決めようということでございますけれども、それで賛否をとってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○座長（林 一雄） それでは、指名推選でよろしい方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○座長（林 一雄） 全員賛成。

では、指名推選ということで決定いたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） 指名推選ということで決まったわけですけども、指名推選をするということの中で一つ皆さんにご理解をいただきたいと思うのは、やはり議員でありますので、決算もすべて勉強、勉強と言ったらちょっと大げさですけども、市政の内容を、するためには非常にすばらしい委員会でありますので、すべての人が経験してもらった方がいいのかなと、そんなように思いますので、順々に決算委員長をやらなかった人を推薦してやってもらったらいいかなと、そんなように思いますけれども、今まで決算委員長をこの中でも結構やっている人がいると思いますけれども、その人を除いて推薦してもらったらいいかなと、

そんなように思います。

○座長（林 一雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 合併してから決算審査委員会を開催して、委員長になったというのは数少ないと思うんですね。しかし、旧市や町の中では当然経験がある方もいると思います。ですから、今、明智委員から言われたように、経験がある人ということは、それぞれいると思いますけれども、その中でやってみたいという人があれば、当然その方を推薦するというのも一つの方法ですし、それからぜひやってほしいというのは、その方を指名するという、そうした方法もあります。経験というのは必要な状況もありますので、そういった意味では、休憩をして、ざっくばらんに話をしていただいて、それで方向づけをしながら、指名推選という形の方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○座長（林 一雄） それでは、今、神子委員より休憩をいたしまして、ざっくばらんなお話をしたいということでありますので、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時10分

○座長（林 一雄） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

指名推選ということでございましたけれども、いかがでしょうか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 委員長経験者、旧市と合併になってからの委員長を一応経験したというようなことで、経験しない中で先輩であります高木委員にひとつここは骨を折ってもらってやってもらったらいいかなと、そのように思いますけれども。

○座長（林 一雄） 今、明智委員からは経験しない高木委員という話がありました。

そのほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○座長（林 一雄） それでは、なしということでございますので、明智委員より推薦のありました高木武雄委員を委員長にすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（林 一雄） 異議なしと認めます。

よって、高木武雄委員が委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

高木委員、委員長席までお進み願ひまして、ごあいさつをお願いいたします。

（委員長 高木武雄 委員長席に着席）

○委員長（高木武雄） それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいまは皆様方のご推薦をいただきまして、委員長ということでご指名をいただきまして誠にありがとうございました。

私、もとより浅学非才でございます。委員長の責が務まるかどうか分かりませんが、皆様方のご協力をいただきまして、何とか務めていきたいと思ひますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

それでは、引き続き決算審査特別委員会副委員長の選出を行いたいと思ひます。

それでは、委員会条例第9条の規定により、副委員長を互選いたします。

副委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

神子委員。

○委員（神子 功） 座ったままで失礼します。

委員長一任をお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高木武雄） 休憩を宣言します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○委員長（高木武雄） それでは、会議を再開いたします。

副委員長を委員長から指名ということで神子委員よりご意見がございました。

それでは、それに従ひまして、私の方より副委員長を指名させていただきます。

平野浩委員、副委員長をお願いします。

それでは、ここで副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（平野 浩） ただいまは皆さんからご推薦をいただきましてありがとうございました。委員長を補佐して一生懸命やりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） ありがとうございます。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果につきましては、この後の本会議において、議長より報告していただきます。

それでは、そのほかで何かございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

○委員長（高木武雄） それでは、特にないようですので、ここで事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（宮本英一） それでは、決算審査の日程及び各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

まず、決算審査の日程についてのご協議でございますが、予定では9月12日、13日、14日の3日間を予定しておりますので、事務局案としましては、議案第1号の一般会計決算の審査は、審査内容が多岐に及ぶことから、9月12日の1日の日程で審査をしていただき、次の13日に議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計の決算を議案第2号から順次審査をしていただき、14日の日を予備日にしてはどうかと思いますが、ご協議をいただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査方法につきましては、審査内容が多岐に及ぶことから、事務局案としましては、昨年同様に歳出の款ごとに区分をいたしまして、初めに1款議会費から2款総務費まで、次に3款民生費から4款衛生費まで、次に5款労働費から8款土木費まで、そして9款消防費から14款予備費までの四つに区分して、それぞれ歳入歳出を合わせまして審査してはどうかと思います。

また、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算の審査方法につきましては、議案ごとに歳入歳出を合わせまして審査してはどうかと思いますが、併せてご協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法について協議がございました。

まず、決算審査の日程についてですが、事務局案では、議案第1号の一般会計決算の審査は内容が多岐に及ぶことから、9月12日の1日の日程で審査を行い、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、次の13日に議案第2号から順次審査を行い、14日の日を予備日にしてはどうかとのことでございました。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査については、昨年同様に歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出を合わせて審査を行い、また議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査してはどうかとのことでございました。

それでは、初めに決算審査の日程についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子委員。

- 委員（神子 功） 事務局案のとおり、1日目は一般会計全般にわたり、2日目は議案第2号以降を行い、最終日は予備日ということで、事務局案でいいと思います。
- 委員長（高木武雄） ただいま事務局案でいいという案がございました。

事務局案のとおり、9月12日の1日の日程で議案第1号の一般会計決算の審査を行い、次の13日に特別会計及び企業会計決算の議案第2号から順次審査を行い、14日の日を予備日にするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄） ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、決算審査の日程については、事務局案のとおり、9月12日の1日の日程で議案第1号の一般会計決算の審査を行い、次の13日に特別会計及び企業会計決算の議案第2号から順次審査を行い、14日の日を予備日にするということで決定させていただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いします。

神子委員。

- 委員（神子 功） 特別委員会に初めて参加される方がおりますので、やはりもう少し詳しくですね、今、事務局の案がありますけれども、どのようなことか、もう少し説明をしていただいて、それで検討した方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（高木武雄） それでは、事務局にももう少し詳しく説明していただきたいと思います。
- 議会事務局長（宮本英一） では、事務局より説明いたします。

ご承知のとおり、決算書というのは歳入歳出分かれて作ってありますが、決算の説明を含めて、上から順とってはおかしいんですが、議会費、総務費という順番で一応決算も説明しましたので、その順番で決算書のページを追って、その順番で説明した方が分かりやすい

のではないかと思います。昨年同様、款ごと、要するに議会費から始まって総務費、決算書の順番で説明した方がいいのではないかとということで、こういう案を出しました。

以上です。

- 委員長（高木武雄） ただいま事務局の方より説明がございました。

何か質問はございますか。

神子委員。

- 委員（神子 功） 具体的に款がありますね、一番左側に款、項、目、節とありますけれども、款は1番が議会費です。次は総務費、順番になっています。最後は予備費ですけれども、今、説明があったのは議会費と総務費、これが一つということですね。ですから、款が二つありますよ。その次が何款から何款までですよということになると、三つとか四つとかのまとまったことが一括して審議するというので、説明をもらった後に質疑をそれぞれ款ごとにやるか、それとも全体的にやるか、その中でも分かれてきますから、その辺をちょっと説明してもらわないと。

- 議会事務局長（宮本英一） ちょっと勘違いしまして申し訳ないです。

議会費、総務費と区切りまして、担当の課長に入ってくださいまして、その中で質疑をするという形になります。それが終わりましたら、また民生費、衛生費という順番がありますので、そこで一回区切って、また課長を入れ替えて、そこでまた説明をもらおうと、質疑をもらおうと、そういう形で、会場の広さの都合がありますので、入れ替えてやるということですね。

（「そうしたら、その説明の中で自分で納得しないものを質問してやるわけですね」の声あり）

- 議会事務局長（宮本英一） そうです。

（「事務局からの文言の中身をコピーとってもらえますか、すみません、お願いします」の声あり）

- 委員長（高木武雄） 神子委員。

- 委員（神子 功） 去年は款、項、目、節、款の説明をまずもらいますよね、委員長の指示に従って。例えば議会費と総務費があれば、議会費と総務費それぞれ説明を受けます。その後の今度質疑ですけれども、議会費と総務費一括してやったらいいかどうかというのがありますので、ですからその場合には、まず議会費の質疑、次に総務費の質疑というふうにした方がいいということも含めて、確認しておいた方がいいと思います。今、話があったように、

まず款の流れを見せてもらって、区切りがあって、進行をどうするかということもここで確認してやった方がいいと思います。

- 委員長（高木武雄） すみません、ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時30分

- 委員長（高木武雄） それでは、会議を再開いたします。

ただいま配布された資料に基づきまして、もう一度事務局より説明をお願いします。

- 議会事務局長（宮本英一） 今、配布した資料につきましては、左側が款、右側が担当課ということになります。先ほど言いましたように、1款、2款。それと3と4。5、6、7、8。9、10、11、12、13、14。これを分けて、一応課長の入替えをやりまして、質疑をするという形になります。

1款、2款やりまして、それで一括質疑という形です。

- 委員長（高木武雄） ご意見がございましたらお願いします。何かご意見がございましたらお願いいたします。

神子委員。

- 委員（神子 功） 事務局案のとおり、今お配りいただきました区切り別に説明をいただいて、質疑をするということでもいいと思います。

- 委員長（高木武雄） それでは、各議案の審査方法についてでございますが、事務局案のとおり、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出合わせて審査を行い、また議案第2号から議案第9号までの特別会計、企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査することといたします。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄） ご異議ないようでございますので、各議案の審査方法については、事務局案のとおり、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出を合わせて審査を行い、また議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査することといたします。こ

のように決定させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時33分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成19年9月12日(水曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員(12名)

委員長	高 木 武 雄	副委員長	平 野 浩
委員	神 子 功	委員	林 一 雄
委員	明 智 忠 直	委員	佐久間 茂 樹
委員	嶋 田 哲 純	委員	景 山 岩三郎
委員	向 後 悦 世	委員	林 七 巳
委員	伊 藤 房 代	委員	平 野 忠 作

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議 長	嶋 田 茂 樹	副 議 長	林 俊 介
-----	---------	-------	-------

説明のため出席した者(92名)

副 市 長	鈴 木 正 美	教 育 長	米 本 弥榮子
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫

建設課長	米本 壽一
下水道課長	中野 博之
消防長	佐藤 眞一
庶務課長	浪川 敏夫
生涯学習課長	花香 寛源
農業委員会 農事 事務局長 その他担当員	小田 雄治
	64名

都市整備課長	島田 和幸
会計管理者	木内 孫兵衛
水道課長	堀川 茂博
学校教育課長	及川 博
監査委員 事務局局長	林 久男
飯岡荘支配人	野口 國男

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一
主査	穴澤 昭和

事務局次長	石毛 健一
-------	-------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（高木武雄） おはようございます。

本日は雨の中、決算審査特別委員会ということでお集まりをいただきまして誠にご苦労さまでございます。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第 1 号より議案第 9 号までの 9 議案でございます。この決算審査の結果、あるいはその状況が今後平成20年度の予算編成に加味されることと思いますので、十分なる審査をお願いいたします。

なお、私、委員長ふなれなため、皆様方にご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、皆様方のご協力をいただきまして、スムーズな議事運営を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長、林副議長に出席をいただいておりますので、代表いたしまして、嶋田議長にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本委員会に付託しました決算議案 9 議案について審査をいただくわけですが、本日は審査内容が多岐に及んでおりますことから、議案第 1 号の一般会計決算のみの審査を行うということでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） どうもありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日はお忙しい中を決算審査特別委員会ということで、今、議長からお話がありましたが、委員の皆様方にも大変ご苦労さまでございます。

今回の決算審査特別委員会にご審査をお願いいたします案件でございますが、平成18年度

の決算、一般会計、特別会計、公営企業会計、合わせて9議案でございます。どうぞよろしくご審査をいただきますようお願い申し上げます。

今、委員長の方からお話がありましたが、執行部といたしましても、皆様方のご質問に簡潔にお答えいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） ありがとうございます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（高木武雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案であります。

本日は議案第1号の1議案を議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第1号の平成18年度旭市一般会計決算の認定についてのみを本日1日の日程で審査を行います。

審査方法については、歳出の款別に大きく四つに区分し、歳入歳出を合わせて順次審査を行いたいと思います。

したがって、初めに歳出の1款議会費と2款総務費、次に3款民生費と4款衛生費、次に5款労働費から8款土木費まで、最後に9款消防費から14款予備費までの四つに区分して、区分ごとに一括して説明をいただきます。質疑につきましても区分ごとに一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました四つの区分ごとに行いたいと思いますので、併せてお願いいたしたいと思います。

それでは、議案第１号の歳出、１款議会費と２款総務費の担当課以外は退席してください。
しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前１０時 ５分

再開 午前１０時１０分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号の審査を行います。

議案第１号の歳出、１款議会費と２款総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） それでは、一般会計決算の認定ということで、補足説明の方をさせていただきますと思います。

一般会計の決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料による決算の概要説明と決算書に基づきまして歳入歳出の各款ごとの増減額、それとその増減理由についてご説明をさせていただきましたので、私の方からは２点ほど追加して説明をさせていただきます。その後、各款ごとに所管する事務事業について説明をさせていただきますことにしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に決算書の344ページをお願いします。厚い決算書の344ページになります。

344ページは、平成18年度の旭市一般会計実質収支に関する調書でございます。改めて申し上げますと、歳入の総額は258億1,649万4,000円、歳出の総額は239億2,399万1,000円でございます。そこに記載のとおり、歳入歳出の差し引き額が18億9,250万3,000円となりました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費に係る分として5,959万4,000円、これは去る６月議会の報告第１号で申し上げましたように、繰越明許費繰越計算書でご報告申し上げました小・中学校の改修事業をはじめとする15事業に係るものでございます。

次の事故繰越に係る分でございますけれども、2,913万7,000円でございます。これにつきましても、６月議会の報告第２号の事故繰越し繰越計算書でご報告申し上げました第二中

学校の実施設計委託料と第二学校給食センターの施設改修工事の二つの事業に係るものでございます。この二つの繰越財源の合計が8,873万1,000円でありまして、これを差し引いた実質収支が18億377万2,000円でございます。この額が平成19年度に繰り越されたものでございます。

なお、この実質収支額を標準財政規模で割った割合でございますけれども、これを実質収支比率と言っておりますけれども、結果、平成18年度は12.0%という数字になっております。

次に、もう1点、起債関係についてご説明申し上げます。

51ページをお願いしたいと思います。戻りまして51ページになります。

先般の議案質疑の中でも申し上げましたが、合併による財源措置の一環として借り入れる有利な起債ということで、合併特例債というものがあるということでご説明を申し上げたところですけれども、平成18年度具体的にどの事業が対象だったのかということで、平成18年度の対象事業となったものを申し上げます。

51ページの20款市債の備考欄、右側の欄ですね、やや下の方ですけれども、ご覧いただきたいと思います。合併特例債の対象となったものを申し上げます。

まず、一番最初の地域振興基金債 5 億8,990万円が対象でございます。

次に、そのページの一番下から2行目ぐらいになると思いますけれども、旭中央病院アクセス道整備事業債3,930万円でございます。

次は53ページをお開きいただきたいと思います。

やはり備考欄ですけれども、中段の教育債の備考欄になりますけれども、海上中学校建設事業債 8 億1,820万円、それから一つ飛びまして、中学校屋内運動場改築事業債、これは旭二中分でございますけれども、890万円でございます、額はちょっと小さいですけれども、これは2か年事業の平成18年の充当分ということでございます。

それから、次の小学校校舎改修事業債2,710万円、これは干潟小、共和小、飯岡小学校3校分、それから次の小学校屋内運動場改修事業債170万円、これは共和小でございますけれども、これもそれぞれ繰越事業になっておりますけれども、平成18年度分事業費の充当分でございます。

これら平成18年度合併特例債を合計いたしますと、合計額が14億8,510万円でございます。これら合併特例債につきましては、前から申し上げておりますように、充当率が95%でございまして、この元利償還金の70%が交付税措置されるというものでございます。

以上 2 点について補足説明を申し上げました。

それでは、順次、各課より説明申し上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（高木武雄） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私の方から人件費関係についてご説明いたします。

本日お手元に資料をお配りしてあると思いますけれども、平成18年度人件費決算（職員手当）についてというものでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

この内容をご説明したいと思います。

これは一般会計の 1 款から10款までの手当を全部集計したものでございます。

順次説明いたしますが、初めの扶養手当でございますが、金額は記載のとおりでございます。対象職員数が372名、1 か月当たりの 1 人の平均は 1 万8,000円でございます。

次に、2 番の住居手当です。支給人数は305人、1 か月 1 人当たり約7,500円でございます。

次に、3 番の通勤手当です。支給人数は644人、1 か月 1 人当たり約5,200円でございます。

次に、4 番の時間外手当です。支給人数は188人、1 か月 1 人当たり約 3 万3,500円となっております。なお、時間外の勤務時間数でございますけれども、全体で 3 万9,323時間、1 か月 1 人当たりの平均は17.4時間となっております。

次に、管理職手当ですが、支給人数が194人、1 か月 1 人当たり約 3 万7,000円でございます。

次に、6 番の期末手当です。支給人数は780人で、この中には特別職も含んでおります。支給は 6 月と12月の年 2 回でありまして、1 回当たりの平均は約52万9,000円となっております。

次に、7 番、勤勉手当です。支給人数は774名で、1 回当たりの平均は約25万1,000円です。

期末手当と勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職には勤勉手当は出ないということと産休とか育休等の職員にも出ない部分があるということでございます。

次に、8 番の児童手当です。支給人数は140人で、1 か月 1 人当たり約7,600円です。

次に、9 番の宿日直手当です。支給人数は83名で、1 か月 1 人当たり約4,600円となっております。

次に、10番の休日勤務手当です。支給人数は78人で、1 か月当たり約 1 万5,700円となっております。

次に、11番の特殊勤務手当です。支給人数は80人で、1 か月 1 人当たり約5,600円でございます。これはほとんどが消防職員でございます。

最後に12、夜間手当です。支給人数は88名で、1 か月 1 人当たり約5,700円、これも消防職員が主でございます。

手当の関係は以上でございます。

それから、職員数と人件費の関係についてご説明したいんですけども、これは一般会計以外の会計も絡みますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、説明いたします。

議会の本会議一般質問で行政改革についての質疑応答がございました。その関係について、決算に絡みますので、ご説明いたします。

平成17年度に新規採用を定年退職者の3分の1程度ということで、職員数を削減する旨の定員適正化計画を策定してございます。それに基づきまして、平成18年4月の採用に当たっては、職員全体で31名の退職に対して19名を採用いたしまして、12名の削減となっております。このうち事務吏員については、退職者が16名で新規採用が5名ということで3分の1弱でございました。

それから、平成19年4月の採用に当たっては、職員全体で45名退職いたしまして、採用は19名でございました。26名の削減でございます。このうち事務吏員でございますけれども、退職者が19名で採用が7名、3分の1強ということでございました。

平成18年、19年、2か年の職員の削減計画、これは先ほども申し上げた適正化計画なんです。この12名に対しまして、昨年の実績は38名、計画の3倍以上ということになりました。これは定年前の退職の職員が割と多かったということでございます。

それで、適正化計画では、定年退職者の3分の1ということで、定年前の退職については考慮してございませんでしたけれども、結果的にはそれがかなり多かったということで、ただ単純に3分の1というのはなかなか難しいということで、事務吏員の3分の1ということで行っておりますし、これからもそのようにしていきたいと考えております。

と申しますのは、退職者の中には例えば技術職であるとか、保育士、保健師、新しい需要に対応するための社会福祉士とか、管理栄養士、それから当然消防職なんかもありますので、これらについては市民生活に直結する部分でございますので、退職したからと減らすわけにはまいりませんので、そういうふうに取り扱いをしております。

それで、これから決算の話になるわけでございますけれども、その結果、どれだけ職員人件費が削減になったかということでございますけれども、給料と手当、共済費を全部足しました人件費、これを平成17年度通年ベースの決算と平成18年度の決算と比較してみますと、

約2億9,000万円の減額となっております。これは病院会計を除く、そのほか全会計の数値でございます。

私からは以上です。

○委員長（高木武雄） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、皆様のお手元の方に一般会計の歳入歳出決算に関する説明資料が行っていると思います。それと、決算書は95ページ、説明資料は27ページをお開き願いたいと思います。

説明資料の27ページの方に固定資産の基礎資料整備事業がございます。それで、決算額は4,116万4,000円でございます。この事業につきましては、平成18年度から20年度までの3か年事業で行います。総事業費につきましては1億1,046万円となります。この事業につきましては、航空写真と土地の現況図、家屋の見取り図を組み合わせで電子データベース化にしまして行うものでございまして、これが完成しますと、画面上で該当する地番、あるいは家屋をクリックしますと、必要な情報が課税状況が見られるということで、納税者からの照会、あるいは事務の効率化、スピードアップにつながるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、秘書広報課より主要事業1点をご説明させていただきます。

やはり決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。説明資料の17ページになります。また、決算書につきましては72、73ページでございます。

事業名、広報活動費でございます。広報活動費の決算額は2,093万3,000円でございます。この事業の概要でございますが、まず広報あさひ発行に係ります経費1,601万8,715円であります。経費の内訳につきましては、決算書の方でございますが、73ページ、11節需用費の印刷製本費のうち932万8,809円と12節役務費の手数料、これは新聞折り込みの手数料でございますが、668万9,906円、この積み上げでございます。トータルが1,601万8,715円でございます。

なお、広報あさひの印刷発行部数につきましては2万3,200部でございます。その配布内訳でございますが、新聞折り込み用に2万1,000部、新聞をとっていない世帯へ郵送分で940部、市役所の庁舎内、また施設等に750部、転入される方用に410部、また広報あさひの保存版用として100部を持っております。トータルが2万3,200部でございます。

次に、その下の欄でございます。

17ページの市民便利帳作成の経費でございます。208万6,875円、決算書は73ページ、13節の委託料から支出しております。皆さんご存じでしょうが、物はこういうものでございます。全世帯に配布してございます。

次の欄でございます。

旭市ガイドマップ作成費144万9,000円でございます。これも13節委託料からの支出であります。1万5,000部作成しております。物は、市の紹介と、中に地図が入ったもので、これもご存じかと思いますが、確認のため提示させていただきます。

次に、旭市ガイドブック作成費でございます。これにつきましては38万6,400円でございます。決算書の方、11節需用費の印刷製本費より支出となっております。1万部作成しております。まだ市勢要覧はございませんで、市勢要覧の概要版といえますか、コンパクト版といえますか、物はこれでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課所管の決算の内容につきまして若干ご説明申し上げます。

決算書の41ページをお開きいただきたいと思います。それと、説明資料の19ページになります。

決算書41ページの一番上の備考欄、右側の部分です。ここで元気な市町村づくり総合補助金というのがあります。ここの2番の合併分100万円、それから3番の元気な市町村づくり総合補助金特別分1,687万円、この充当先でございますけれども、これは医療福祉の郷づくり事業の部分に充当してございます。

決算書で81ページになります。

右側、備考欄4番の医療福祉・食・交流の郷づくり事業3,567万円のうち、約2分の1が補助対象になっております。これは平成18年度から県の方で新たに創設された事業でございます。地域の特色あるもの、それらにつきまして自主的、創造的に実施されるものということで、提案をいたしまして、認められたという形になっております。

決算資料19ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、この主なものでございますけれども、下の項目の四角で囲んである表になっている部分、ここの工事請負費がでございます。幽学の里の部分の田んぼ、国指定の田んぼがあるんですけども、その周辺の農道、

排水路、田んぼの方が若干排水が悪いというところで、これを提案いたしまして、これも認められております。

この事業の内容ですけれども、農道の碎石舗装、365.8メートル行っております。水路の方が156メートル、そのほかに土止めといたしまして89.5メートル等を実施したものでございます。ここに書いてありますもの、印刷製本費から下の補助金まですべて補助対象事業というような取り扱いで認めていただいております。

続きまして、決算書の51ページをお願いいたします。説明資料では24ページになります。

歳入の雑入の部分です。右側の8番、コミュニティバスの運賃収入558万549円、それと14番の日本宝くじ協会各種施設助成金2,289万円、これにつきましては、この24ページのコミュニティバス運行事業の方に充当させていただいております。宝くじ協会の各種施設助成金につきましては、100%助成ということで、バスを2台購入したものでございます。バスの運賃収入につきましては、それぞれ100円で乗っていただいております乗客の方々のご負担の分でございます。

それと、同じ51ページの13番、自治総合センターコミュニティ助成金500万円、これにつきましては決算説明資料の23ページ、コミュニティ育成事業ということで、これも自治宝くじの収益金の助成でございまして、ここでは表の一番下、一般コミュニティ助成事業宝くじ助成分というのがあります。網戸区と椎名内岡区、ここにそれぞれ補助したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1款の議会費と2款の総務費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは、決算書の19ページになりますけれども、収入未済額について1点お伺いします。

真ん中辺りなんですけれども、軽自動車税の3,334万3,835円ですか、こういった収入未済になっております。軽自動車というのは金額が小さいと思うんですけれども、1台4,000円から8,000円ぐらいの税だと思うんですけれども、この収入未済額なんですけれども、車の使用者が廃車届けをしないで、そのままになっている状態が主だと思うんですけれども、車というのは税証明がなければ車検が取れないわけですから、今言ったことが大まかだと思う

んですけれども、これについてご説明をお願いします。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 軽自動車につきましては、原付の50CCのバイク、税額1,000円からございまして、車検に必要なのは軽自動車税ということで、車検を取るとしたら納税証明がないと車検が取れませんので、そういう方は滞納というのは無いと思うんですけれども、それ以外にバイクだとか、そういうのがかなりある。それと、委員がおっしゃった廃車しても業者等に頼んでも、市役所の方に手続きをしていないという方も多々あります。それから、税金が少額なために、バイクは1,000円とかありますので、それでかなりそういう件数で徴収率が落ちているという状況でございます。

- 委員長（高木武雄） 林委員。

- 委員（林 一雄） 廃車手続きをしないで、そのままになっているということは、車の所有者から自主的に行政に廃車しましたということを待っているだけで、行政としてはこちらからその車はどうなっているんだと所有者に問いかけはしないのでしょうか。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 年数の古い例えば軽自動車税も10年を超える年数でそのまま未納になっているものがありますので、それらについては照会して、どうなっているかやっています。ただ、何せ台数が多いものですので、そういう古いものから順に照会をしております。

- 委員長（高木武雄） ほかにございませんか。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） おはようございます。ご苦労さまです。

1点、説明資料の3ページですか、歳出の部で目的別歳出の表の中で平成16年から平成18年の衛生費、平成17年合併なんですけれども、平成16年の半分くらいになっていますね。これはどういう内容でなっているのでしょうか。

- 委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 決算資料の3ページ、目的別歳出の構成比というグラフがございまして、それが平成16年度から17年度、18年度ということで下がっていると。これはちょっと今、額はすぐ出ないんですけれども、一番大きいのは旭中央病院。旭中央病院につきまして

は、合併前は一部事務組合ということでございました。一部事務組合ということになりますと、その時から今も出しているんですけれども、中央病院の例の繰り出しですね、11億円から12億円、これを4款の衛生費のところの一部事務組合の負担金ということで組んでおりました。ですから、衛生費はその時は大きかったわけですね。平成17年7月に合併しました。それから、平成18年はもちろん合併した2年目と。

そうしますと、合併した時には市立の病院ということで、自前になりますので、今度一般会計からの繰出金という経理をしている。つまりこれは13款の方で経理をするということで、衛生費が減って、その分はここではその他になってしまうんですけれども、科目の組み替え、要するに組合負担金から一般会計からの繰出金に科目が組み替わったということで減ったということでご理解をお願いしたいと思います。その分が一番大きいものでございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 座ったままで失礼します。

何点が収入支出についてお聞きしたいと思います。

決算書18ページの、一般質問でもだいが質疑をやったわけでありますけれども、市政運営に一番欠かすことのできない税の問題でありますので、もう少し議論したいと思います。不納欠損、収入未済、滞納繰越金が約11億円ですか、そういった部分のこれからの、いかに少なくしていくかということが大きなみんなの努力目標だと思いますけれども、そんな中でどんな業種の方々が不納欠損が多いのか、収入未済も滞納繰り越しも、その辺の調査はあるんでしょうか、それをちょっと伺って、あればお聞きしたいと思いますけれども。それと業種別の滞納、不納欠損の多い理由ですか、そういった部分もつかんでいけば教えていただきたいと思います。

それと、今後の税務課、いろいろな滞納処理推進協議会みたいのができまして、税徴収補助員もありますけれども、今後の方針としては、市としてはどういうものをもっと積極的にやれるのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

それと、決算書、先ほど財政課長から説明がありました344ページの一般会計の収支の決算ですけれども、18億円というものが果たして妥当な数字、18億円も残したものが1年間の行財政運営として適当なのかどうかという部分、あまりにも未済というか、税が残ったというような感じがするわけでありますけれども、その辺は財政としてどうとらえているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、支出の方でありますけれども、決算書の方で87ページ、説明書の23ページです。

先ほどこれも説明があったと思いますけれども、集会所の助成、これは合併の時に飯岡地区が700万円くらいの補助金を出すというようなことで、合併後も700万円のコミュニティ施設には補助をしているわけでありまして、今、150数か所の区のコミュニティ施設があるわけでありまして、その辺の中でこれから先も700万円が妥当なものなのかどうか、その辺も今後考えていかなければならない部分であろうかなと思いますので、今、現実コミュニティ施設として要望がある地区が幾つくらいあるのか、今後の方針としては、コミュニティ施設に対する700万円の補助というものがどういうものにしていったらいいのか、決算の委員会ではちょっと妥当ではないのかもしれませんが、たまたまこれが700万円が2か所出ている、150何か所からいろいろな部分で出るということは、合併の大きな目的であります合理化といいたうでしょうか、そういった部分からすれば、もう少し区の再編までも考えなければならないことではないかなと思いますので、その辺の今の時点での要望がある区は幾つくらいあるのかどうか、それを聞きたいなと思います。

それから、決算書の87ページ、説明書の24ページ、コミュニティバスの問題ですけれども、我々旧旭市の方では最終的にはコミュニティバスは試行運転のままで終わったわけでありまして、合併後も1ルートだけ検討委員会の中で試行運転をするという話が出ました。その継続で今、旭地区では1ルートやっているとありますが、検討委員会の結果、我々には報告が全然無いわけでありまして、このルートが本当に本格運行になるのかどうか、その辺も我々としては定かでないわけでありまして、そういった問題を明確にしないで、本格運行のような形で決算書も出ているというようなことはどうなのかなと思いますので、その辺についてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それと、4,725万円、一般財源から出ているわけでありまして、5ルートなわけでありまして、前からの検討課題であります福祉タクシーの問題とコミュニティバスの問題、そういった部分も再検討することが必要ではないかなと思いますので、その辺の考え方もひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それと、旭ルートの事業費が結構ほかの地区の所よりも突出して多いわけで、飯岡地区は2台が走っていると思いますので1,800万円、旭は1台で1,753万円という事業費、かなり突出していると思いますけれども、その辺の内容もお聞かせいただきたいと思います。

以上、何点かひとつお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、明智委員のご質問の不納欠損、滞納関係でその業種、あるいは理由、市の今後の方針ということでお尋ねがありました。

不納欠損については、そういう詳しくはありませんので、滞納者の状況について分析しておりますので、それについてお答えしたいと思います。

まず、業種ということでございますけれども、これについて一番滞納が多い職種、職業と申しますか、それについては会社員でございます。それ以外では農業、漁業、建設業、運送業、飲食業というような状況で、あと職業が不明というののもかなり多いということでございます。

次に、理由でございますけれども、まず一番多いのは納税意識の欠如、これが各税目においてもこの理由が一番多い。それから、生活困窮、経営不振、失業中、民間の資金の方の返済中で返せない、病气療養中、会社倒産というような状況でございます。

それから、千葉県滞納整理推進機構ができて、この9月から始めまして、徴収困難な方については今、呼び出し等をやっておりまして、かなりそういう面では千葉県滞納整理推進機構という名称で、今まで呼び出しには応じてくれなかった方もいるんですけれども、見えているということで、今、現実に差し押さえの方の執行の手続きを2件行っているということで、今後についても県の滞納整理推進機構と共同で滞納には強く迫っていくという状況でやっていきたいと思っております。

- 委員長（高木武雄） 財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 財政課の方は344ページの先ほどの実質収支に絡みまして、多過ぎるのではないかなというようなご指摘でございました。確かに昨年は約13億円でございまして、今年が18億377万2,000円ということで、若干私どもも多いかなということで考えております。

結果的に多くなってしまった理由、これは議案質疑やなんかで申し上げましたけれども、いわゆる3月の特別交付税分が確定が遅くて、病院会計への繰出金を前年の実績で予算を組んでいたんですけれども、これが大幅に予算よりも2億円程度落ちてしまった、そういう大きな原因。それから、小・中学校の耐震改修等でも残が多少出たと。そういった形で結果的に実質収支で12.0%。これは何%くらいが適当かという基準もあまり無いんですけれども、ただ繰越金自体は翌年度の貴重な補正財源であることは間違いございません。その2分の1は貯金に積むということは法律で決まっておりますので、ですからこの半分が財源として使える。それにしても18億円はちょっと多かったかなと。

ただ、去年についてはそういった多少事情もあるということで、調整の仕方としては、こ

という形で早くそういう不用額等が分かる場合には、実際には去年財政調整基金の取り崩しを6億円ほどやっております。ですから、早く不用額が分かれば、3月の補正等で財政調整基金の取り崩しを若干下げて調整するという形、これからはそういう形で早く分かった場合にはしたいなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、まず集会所の助成につきましてお答えいたします。

まず、700万円が妥当かどうかということなんですけれども、確かに集会所を建設する場合には、費用も相当かかるということで、集会所の扱いなんですけれども、実際に今、行政がすべて何でもやってあげられるという時代が少しずつ変わりつつあります。そういう中で住民の方にもぜひ行政にご協力をいただかなければいけない。その活動拠点になるのがやはり地域の集会所ではないのかなと、そのように考えております。

ですので、これは私の意見になってしまいますけれども、集会所の建設に対する助成というのは、地域に根差したものの、そこでの話し合いの場、まとまりを作る、そういう意味では必要なのではないかと。700万円が妥当かどうか、これについては議論の余地はあるのではないかと思います。

ただ、今ちょっと建設いたしますと、やはり1,600万円、1,700万円という金額になります。そうしますと、今、上限10分の6という形で助成をしておりますけれども、それも700万円という形で助成をしておりますけれども、地域の負担も相当なものであると。特に今、昭和40年前後に、昭和40年、41年、43年、このぐらいで建てられたものがまだございます。その辺はやはり今後しばらくはまだ建て替えが必要になるのではないかと。

それから、今、要望が来ているものは平成22年までということで、6か所来ております。ただ、実際にすぐできるかといいますと、若干少しまだ地域の方との話し合いを進めたいという地区もございますので、それがすべてそのままいくかどうかというのはちょっと定かではございません。

それと、バスの運行、旭地区につきまして、試行運転であったのが本格運行になったと。合併いたしまして、これにつきましては、コミュニティバスの検討委員会というものを組織いたしまして、そこで決定いただいたような形にはなっております。決定というよりは、その案を市長に上げて、決定したということが正しいのかと思います。確かに旧旭市では平成13年度以前からの総合計画、それについてコミュニティバスの運行について調査検討を行う

という形での記述があったということで聞いております。平成13年度には市民のアンケートをしたと。そこでは「必要と思う」「できればあった方がいい」というのを合わせて76%の方がそういうお答えをしたということでございました。そういうものを受けて試行を進めてきた。そこで、今回試行した中で一番乗車率のよかった所、その部分をまず拾おうという形で本格運行している、そういう状況であると思います。

それと、金額の関係なんですけれども、旭地区1便でなぜこんなに金額がいくのかということなんですけれども、実際に旭地区1便で回っているルート、これが1周35.6キロあります。全体といたしまして、総距離数が261キロほど走っております。実際に1人の運転手が持てる距離というのは150キロが標準と言われております。実際に1時間で運行できるのはだいたい30キロぐらいということで、それで休憩時間等入れると、実働6時間から7時間になる。そうしますと、実際にはバスの運転手の人件費が少し余分にかかっている、総距離数が長いので、この金額になっている、そういう状況でございます。

それと、福祉タクシーも含めて再検討すべきというところのご意見でございました。実は昨年の10月に法改正がございまして、地域の公共交通会議の設置というような形で、地域全体のあり方を検討する必要があるのではないか、そのような形で来ております。これは実際に申し上げますと、コミュニティバスの検討委員会の委員の方、これらがほとんど網羅されていたので、県の方にお伺いいたしました。これが地域公共交通会議の代替になりませんか。そうすると、やはりそれはそれ、これはこれですからという形で、県の方はちょっとつれない返事だったんですけれども、その辺、関係する課と地域公共交通会議の設置も含めまして、そういったものを含めて、すべて検討していく必要があるのかなと、そのように考えております。

それと、乗車の関係も少しお話しいたします。平成17年度、これは4月から6月までの部分を含めて、旭地区では2万5,134人という乗車実績でございました。これが平成18年度の実績では3万1,444人ということで、6,300人ほど利用者が増えている状況でございまして、少し認知がされてきているのかなというふうに考えております。ちなみに飯岡地区は平成17年度が4万3,413人、平成18年度が5万854人ということで、ここも7,440人ほど増えております。それと、海上地区、これは中央病院へのバスということでございますけれども、平成17年度が1万2,969人、これが1万4,861人という平成18年度の実績で、1,892人増えている。干潟地区でございますが、これは完全に病院へのバスということで、4,219人が平成17年度、平成18年度は4,550人ということで、331人増えている、そういう状況でございます。よろし

くお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 何点が再質問させていただきます。

一番目の滞納と未済額の問題ですけれども、滞納整理推進機構、そしてまた徴収補助員ですか、そういった部分の設置でかなり納税率は高まっているわけでありまして、行政運営は本当に税が大事なものでありまして、不平等感もあるというような部分も市民の中にありますし、今後一層そういった部分の効率を上げていてもらいたいと思うわけでありまして。

徴収補助員ですけれども、もう少し自分らの地区で、自分らの地域でそういったものができるものかどうか。これはなかなか難しい、人の税金の滞納とかいう部分、秘密もありますし、それと反対に地元の人に来てもらったら、やはり納めなければならないというような部分もあるように感じるわけでありまして、その辺も今後の一つの課題として、地元の納税の補助員みたいな形で検討していったらいいかなと、そんなようにも思いますので、その辺もこれからの検討課題としていただければと思います。

それから、実質収支が多いというような、交付税が病院が後からというような部分がありますけれども、この問題、やはり年に一回は決算の報告も広報にも出るわけでありまして、18億円も余ったら、税金を安くしてくれよというような市民からの話もありまして、そういうことの中で、きょうちょっと聞いたわけでありまして、その辺の説明も広報の部分にもある程度分かりやすく説明を加えていただけたらと、そんなように思います。

それから、集会所の問題でありますけれども、平成22年まで6か所というような部分になります。集会所の必要性は、課長が言いましたように、当然地域のコミュニティは大事でありますので、その必要性は当然でありますけれども、これから150何か所、小さい区は20件か30件ぐらいの中での工事費、それなりの建物、600万円から700万円ぐらいの建物で、補助率が最高額6割くらいですか、そういった部分であれば、仕方がないというような部分もありますけれども、財政もかなり厳しい中でありますので、補助金の問題の再検討をこれからしていかなければと思いますので、この辺もひとつ検討をいただきたいと思います。

それから、地域公共交通会議ですか、そういったものが法になったというようなことでもありますけれども、コミュニティバスも検討委員会が市長に答申すれば、それで決定するということも、当然市長の諮問委員会であると思いますけれども、議会へも少し説明、旧旭市の時には、コミュニティバスは大きな一つのテーマでありまして、やるのかやらないのか、料

金も幾らにするのかというような部分も試行運転の中でいろいろ検討していたわけでありま
すけれども、それが全然我々議員にも分からないうちに決定されて、今、本格運行という
ような形になっているわけでありますので、そういった部分の検討委員会の結果、市長の決断
があった。本当は後よりも先の方がいいわけですがけれども、そういった部分で議会へもお知
らせをいただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。考え方を少し答弁
をお願いしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 徴収補助員についてお答えいたします。

現在徴収補助員 2 名で、市税の方と国民健康保険税の方に各予算で 1 名ずつ投入しており
ます。確かに徴収率の向上については、徴収補助員については有効だと思っております。た
だ、この徴収補助員については誰でもよいというわけではありませんで、やはり税金の徴収
という特殊なものから、その適正に合った人間を選んでいきたいというふうに思っておりま
す。

- 委員長（高木武雄） 財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 実質収支の額がちょっと大きくて、中にはそれだけ余るなら税金と
いうお話もあったということでございまして、平成18年度の決算も議員が見てご覧のとおり
なんですけれども、決して仕事をしないわけではなくて、仕事の量、特に普通建設事業とい
う我々専門用語で言いますけれども、投資的な経費、これにつきましては近隣の市のほぼ倍
以上やっております。ですから、そういった事業をしながら、なおかつ余りも出たというこ
とで、広報でうまい説明はないかということですが、広報なんかで我々が出しますと、
どうしても黒字だったというような言い方になってしまうわけございまして、大変申し訳
ないんですけれども、その辺うまい表現の仕方があれば、またこれから検討してみたいな
ということで考えております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 集会所の助成の件につきましては、そのほかの補助事業等もござい
ますので、財政課とも十分その辺全体の中で検討はさせていただきたいと思えます。

それと、地域公共交通会議に絡めまして、議会への事前のお知らせということでございま
した。実は明智委員からは一般質問でもバスの関係で議会の方に知らせてというようなご要

望がございまして、その辺実はうちの方も検討しておりました。今年度も実は検討しております、少しルートができ上がった、例えば干潟地区と海上地区は若干見直す必要があるだろうという形で、その辺を本当は議会全員協議会でやればいいんですけども、総務常任委員会にまずお知らせしたらどうかということで、うちの方はちょっと準備を進めていたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 8 分

再開 午前 11 時 20 分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

神子委員。

- 委員（神子 功） 平成18年度一般会計につきまして何点かご質問します。

まず、歳入の方なんですが、これは幾つか聞いておきますけれども、今、市としては旭市行政改革アクションプラン、先ほど総務課長が申されましたけれども、それぞれ25年かかって、財政をどうしようかという健全財政に向けて合併をしたことによって、首長並びに議員だけ減らして、それが減っただけではしょうがないということで、財政の健全化に向けて経費の削減をしていこうという中で今進行中という、その中に平成18年度もあるという、そういった観点から何点かお伺いしたいと思います。

質疑でも申し上げましたけれども、旭市行政改革アクションプランの中には、市税の目標を定めて、年度ごとにその目標達成に向けて努力をしていこうといった内容が含まれております。これは一般質問でも申し上げましたけれども、あくまでも予算は見込める最大の数値を掲げて、1年間のスタートをしようと。目標については、トータル的にこうでありたいなという目標を掲げているということは一般質問等で確認させてもらっております。

今回平成18年度につきましては、現年課税分の徴収率については、アクションプランによりますと、現年課税分の徴収率が平成18年度は95.9%、目標数値は96.14%というふうになっております。この差というものはどのように判断をするのか。

要は市民税の方も税収が上がってきております。ただし、一方では、先ほども議論がありましたように、軽自動車税は減っているとか、固定資産税も減っているとか、昨年度と比べてのそういう状況もありますけれども、トータル的には95.9%で現年課税分が終わったという形になります。そういった意味で、それらについてどのように検証して、評価して、今後目標設定についての対応についてはどのように考えていくかという基本的な部分について伺いをしたいと思います。

それから、先ほど総務課長の方から諸手当の説明がございました。平成18年度の人件費決算の職員の諸手当、これは病院等は除きますけれども、平成18年度当初の予算から見ますと、1億円余りの決算となったということが言えますけれども、その中でも特に残業手当を減らそうということでアクションプランにも載っておりますけれども、時間外手当につきましても、当初予算から見て7,400万円ほど減額といたしますか、結果的にはそういう決算になりました。

平成18年度の当初は1億4,990万円、決算については7,549万8,000円何がしということでしたが、それぞれ増減はあるわけですが、全体的には1億円ほど当初予算から減って、その額になっておりますが、そういった時間外については、いわゆる目標を置いて、こういうふうには減額されたものなのか、それとも必然的にこうなったものなのかどうか。

予算から見て削減になった部分については、住宅手当が1万2,000円、時間外手当が7,400万円ほど、期末手当、勤勉手当は、人事委員会とか人事院の関係も含めますけれども、かなり減額されております。

そういうような状況の中で手当としては、時間外がかなり減っているという状況の中で、この点をどういうふうに関一年間見た時に目標を立てて減らしたもののものなのかどうか、さらに該当する方々は188名いるということでしたが、これは当初から見ると、人数的にも減っているもののものなのかどうか、把握されていれば伺いたいと思います。

あと、総務関係を見ますと、予算的には当初予算を組んで一年間終わるものと、それからそれを達成するためにソフト的な部分というか、お金がかからなくても検討しなければいけない事項というのがあると思うんです。アクションプランということで、財政運営をするための指針として掲げられている中には、補助金の削減をしていこうという大きな指針もありますし、使用料、手数料、こういったものも削減をしていこうという検討するものもありますし、人材育成によって、資質の向上を図ろうというものもあります。

特に補助金については、今、明智委員の方からも話がありましたけれども、大小さ

さまざまな補助金がありますが、これは毎回毎回、旧旭市の状態の中からも議論してきたんですが、補助金の削減というのはいつかどこかで見直さなくてはいけないということからすると、平成18年度決算の段階で、アクションプランの中には補助金の関係で委員会を設置して、削減していこうということで、平成19年度が今スタートしているわけですがけれども、参考までにこの委員会というものは設置をされたのかどうか、それが今機能しているかどうか、平成18年度の決算に当たりまして、ぜひお願いしたいと思います。

使用料、手数料の関係で、不納欠損というのも出ております。土木の関係もありますけれども、これらについて対策については本会議でも若干聞きましたけれども、それらの対応についてどのようにお考えなのかどうか。これが歳入の関係ですね。

歳出では、決算に関する説明書の中で若干お伺いしたいと思います。

20ページ、電算システムの運用事業ということで、8,000万円の予算を組んで、内容的には各システムの運用、保守を行うことによって、窓口での各種証明書発行などの住民サービスを遅滞なく行うことが可能となったということですが、これはなかなか数値では表し切れませんが、これによって、人員の削減が図られてきたものなのか、それとも処理をするのに以前こうだったものがこういうことになりましたよ、そのために効率がよくなりましたよという判断をしてもいいものなのかどうか、この点、人的に減ったものであれば、どの程度減ったのか、それによって額的にはどの程度反映したものが把握できるものかどうか、それから効率化ということで、処理をすることが窓口業務でできるとすれば、どれがどうなったのかどうかということで把握しているものがございましたらお示しをいただきたいと思います。

26ページになります。

防犯対策事務費、ちょっと細かいんですが、事業内容の中に防犯対策用の物資等の購入というのがございます。防犯ブザーということで、これらについては小学生に防犯ブザーを貸与することによって、児童の安全強化が図られたというふうに締めくくられております。一般の市民の方々が防犯ブザーということに触れる機会はそんなに無いのではないかと。小学校の先生はもちろん該当する先生ですから、ブザーがどういったもので、どうすればどうなるか、危険が発生した場合にはこうしなさいという指導はもちろんできますけれども、児童の安全強化ということについては、子どもたちがそれを使ったことによって、市民の方がどう察知するのかということがよく分からないと思います。そういった意味では児童の安全強化が図られたという評価についてはどのように評価をしたらいいのか分かりませんので、具体

的に内容についてお示しをいただきたいと思います。

それから、防犯灯の維持管理費の助成ですが、2,000円を4,253灯助成したということになっております。合併したことによって、このような形の助成措置ができておりますけれども、それでは助成に対して4,253灯というのは、各地区において台帳なり、そういった整備をされて、補助しているものと思いますけれども、旭市としては助成するに当たりまして基準があると思いますし、それをどのように管理しているかということについて、内容的にお示しをいただきたいと思います。

歳出は以上です。お願いします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、アクションプランの徴収率についてお答えいたします。

市税の徴収率につきましては、平成18年度は対前年度0.46%増となったんですけれども、このアクションプランの目標徴収率96.14%に対して95.94%、0.2%の減となりました。これらにつきましては、目標については、税としてはハードルは高いんですけれども、それに向けて、今後徴収体制強化を図って、徴収率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） まず、私の方から職員手当の関係についてお答えいたします。

いろいろご指摘をいただきまして、そのとおりでございます、例えば住居手当などは別にこれは実績でございますので、特に変わったことはございません。

それから、特にご指摘がありました時間外手当でございますが、これは大幅に減っております。特に何か目標を定めてやったのかというご質問がございましたけれども、時間外勤務手当等の取扱いに関する規程というのをつくりまして、時間外勤務の命令を原則1日3時間、1か月30時間以内ということで、それを定めまして、それを目標にして行ってきました。それから、毎週水曜日はノー残業デーということで定めまして取り組みました。実は部署によっては、これでおさまらないところがあるんですけれども、それは別途きちんと手続きをしていただきまして、確認をして削減に取り組んだということでございます。それから、期末勤勉手当は制度改正がありまして、我々だいぶ減らされましたので、よろしくお願いします。

それから、説明書の26ページの方の防犯対策事業、これについて2点ご質問がございました。

まず、防犯ブザーですけれども、これを貸与することにより、児童の安全強化が図られたという判断の根拠でございますけれども、当然市内の３年生以上の全生徒にこれを配ったわけでございます。１・２年は既に配ってございましたので、小学生全生徒に配ったわけでございますが、配る際には学校できちんと説明をしていただきまして、取り扱いについても周知していただいているはずでございます。それらについては当然父兄も承知しているわけでございますから、そういう安全教育を通じて意識の高揚を図ることもできたし、そういう結果として、安全を図ることができたというふうに考えております。

それから、防犯灯ですけれども、１灯につき２,０００円、各区に補助金を出しているわけなんですけれども、それをどういうふうに確認するかということでございますけれども、防犯灯は電柱に付いております。東電なりＮＴＴなりの電柱でございますけれども、これはすべて番号が入っておりまして、私の方で東電とか、そういうところへ照会をしまして、確認しながら、区と相談して、灯数を決めているということでございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） アクションプランに関係しまして、補助金等の見直しということでございます。アクションプランの関係で確かに補助金等の見直しをやって、検討委員会の設置ということでございますけれども、これは現実には検討委員会の設置というのはできていません。

それから、削減の方針でございますけれども、平成１７年７月に合併したんですけれども、合併前からの旧市町単位でやってきたものを一気に直せないという実情がございました。現在平成１７年から１８年にかけてはございませんけれども、一応平成１８年度途中経過ということで申し上げさせていただきますと、平成１８年度実績から平成１９年度予算ベースで比べますと、９２０万円ほどの削減はできたのかなということで、これは途中経過ということで申し上げます。

それから、使用料、手数料の見直し、この辺につきましては本会議の中でもやはりご指摘がございまして、毎年度の予算の中では、説明の中では常に見直しという指示をかけておりますけれども、結果的に平成１８年度は使用料を見直したものは無い。サイクルがございまして、やはり３年に一回とか４年に一回、そういう形で見直しをしようということではしていませんけれども、結果的に平成１８年度はなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 1点答弁漏れがありまして失礼いたしました。

職員手当の関係で平成17年度に比べて平成18年度が減っている理由、人数が減ったのかというお尋ねがございましたけれども、これは職員は減っていますから、人数もあるとは思いますが、主に時間数が減っております。と申しますのは、平成17年度は合併の関係で、各部門で残業が非常に多かったという事情がございまして、だんだんと平年ベースに戻ってきているのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、説明資料20ページの電算システム運用事業、ここの中で人員の削減等が図られたのかというような話がございました。実際に合併前の各市町では、ほぼ同じような電算システムを使って、業務を運用しておりました。それを統合した。そういう中ではなかなか人員の減にはつながらないのかなと。やはり同じような業務を同じように実施していかなければいけない。

ただ、ここの中では実際には内部情報系というのが新たに入っております。内部情報系、ここでは各職員一人ひとりにシンクライアント、いわゆるパソコンが机の上に置かれます。そこで簡単な業務のやりとり、こういったものは実際にメール等で可能になっている。ですから、そういったところを含めた効率性を考えていったときには、全市的な中でその辺の時間の短縮ができているなと思います。

ただ、これをどのくらいできているのかというのは、数値でちょっと持っておりません。当然システムの運用に当たりましては、まず住民のサービスが第一でございますので、その辺人員の削減というのが、今までやってきたものをそのまま運用した場合には、なかなか削減していくのはやはり人員としては難しいのかな。ただ、市役所全体の中では、職員の削減が進められている。要するに市役所全体が電子自治体化していくという中で職員を削減していけるのではないかと、そのように考えております。

ちなみに電算のシステムなんですけれども、旧1市3町が年間運用しておりました電算の事業費、これを10年間のベースで考えましたときに、だいたい30億円ぐらいかかるのではないのかなと。それで、今回合併しまして、導入いたしました電算システム、このランニングコストは10年間で23億円から24億円ぐらいではないかと試算しておりまして、10年間のコストパフォーマンスを見た時には6億円ぐらいのコスト削減になっているのではないかと。これ

も効率化の一つであろうと考えております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 市税の現年課税分の徴収率については、目標設定は高いというお話でしたけれども、来年はもっと高くなるんですよね。さらに再来年は高くなる。やはり目標は高いところに設定をして進んでいくというのが目標設定だと思うんです。できることをやったのでは目標になりませんので、そういった意味では目標というのは、あまり届かないところの目標はいけませんけれども、少しジャンプして届くぐらいの設定というのが私は目標の設定値であるべきだというふうに思っております。

そういったことを考えると、努力をしないで、目標にいったのは、これは目標にはならないという逆パターンがありますけれども、アクションプランで設定してあるものについてはやっていかなければならないということから考えれば、それはどのようにしたらやっていけるのかということをその都度その都度考えていかなければならない数値だというふうに考えれば、平成18年度についてはやってきたけれども、ここが甘かった、ここがよかった。

例えば一つには、税制が変わったことによって、平成19年度は税は高くなるけれども、徴収はどうかという心配が当然出てきます。では、どうしたらいいのかということが、その目標を掲げたことと考え合わせながら進んでいかないと、当然目標設定値がありますけれども、それは当然横ばいとか下がっていくというのは誰が考えても分かることです。

たまたま決算ということを迎えたものですから、やはりせっかく財政基盤を豊かにしよう、市民になるべく負担を軽減しようということでご努力をしていただいているわけですから、そういった意味でもう1回アクションプランということを見直しをしていただいて、目標が本当に届かないことであれば、修正をすればいいじゃないですか。そういうことも裏にはあると思うんです。目標だけの目標ではなくて、やってきても駄目であれば、それは市民の了解を得るとか、あるいは庁舎の中で検討して、やはり飛びついてできるものに変えようじゃないかという議論があっても私はいいのではないかということも含めての今議論をさせてもらっています。

ですから、アクションプランというのは、そういった意味での設定値だとすれば、平成18年度を振り返って、何が悪かったのか何がよかったのか、市税を納めていただくときに、市民の方々がこういったことをしてもらえばよかったということは、もしも考えがあるとすれ

ば、やはり表に出て行って、それを促して、徴収に協力してもらうということがあって、納めていただいたならば、例えば今回であれば18億円という実質収支がありましたよ。これは皆さんのご協力のおかげです。だから、基金も繰り入れますよという途中で補正を組んでもいいじゃないですか。そういったことの財政基盤をしっかりとって、なるべく起債の充当率を下げるという努力もしていただきたいなと思ったので、そんな議論を今させてもらっていることですが、その点はいかがでしょう。

特に人件費の歳出の部分ですけれども、非常にありがたいことです。それだけ時間外手当が半分ぐらいに削減できたというのは、市の職員の方々、幹部の方々の指導力と、それに対して職員の方々がそれを守って、何とか時間内で終わりにしようという、その結果の表れが平成18年度にこういうふうに出てきています。本当にこういったことについては、よくやっていただいたなというふうに思っています。

ただ、残念ながら、期末手当、勤勉手当につきましては減額でございますけれども、生活に大変影響がありますが、人事院とか、人事委員会とか、市長が自ら減額したとかという、そんな影響もあって、こういった形になっていきますけれども、本当に申し訳ないと思っています。

ですから、本当に財政というのは、市民の方々にご協力いただいて、上げるものは上げていただいて、使うものは最小限に抑えるということがいかに大切かということをお互いに認識をしなければいけないのではないかなというふうに特に平成18年度については感じる一人でございます。

時間外手当につきましては、人数はさほど減っていないけれども、合併を過ぎたので、時間外がもとに戻ってきたのかなというような説明がありましたけれども、了解いたしました。ぜひ時間外については、時間内で終わるようにするのが一番いいわけですがけれども、場合によっては、部署については、どうしても切り離せないという時間外がありますけれども、そういったところについては人事をしているわけですから、今まで培ってきた方がもしも協力できれば、そういった方にも協力していただいて、なるべく時間外を少なくするようにぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。この件については答弁は結構です。

補助金関係の委員会の設置ですが、予定どおりにいかなかったということですが、今後はどうしようとしているのでしょうか。やはり財政当局、あるいは旗を振るところがなければいけませんので、そういった意味では予定を組んでありますから、立て直しというのが必要かと思いますが、直接予算には関係ありませんけれども、予算を作る、構築して、その中で

歳出をしていくということを考えれば、補助金のあり方については当然検討していかなければいけないというふうに思いますけれども、その点についてアクションプランでの予定を組んだけれども、できていないということについて、ご答弁をいただきたいと思います。今後のあり方です。

歳出の方ですが、20ページの企画課長がご説明をいただきました。10年後には6億円の削減が見込まれるという電算システムの関係ですが、どうなんでしょうか、私たち議員が把握するのに、数値の中ではソフト面というのはなかなか見れないですね。しかし、今後はやはり見えないものを数値化していくということがいかに大事かということを平成18年度の決算の中でぜひ考えていただきたいと思うんです。

というのは、電算システムというのは、民間で考えれば、当然電算システムが例えば1人1個お預かりしたと。その時にはまずソフト面で改善が必要であれば、使いやすいように改善していく。それには処理が必要ですから、処理に例えば税の関係の内部的にシステムとしてやらなければいけない仕事、外部から市民の方が来て、いろいろな手続きをするのにやらなければいけない仕事、いろいろあると思うんですけれども、やはり電算システムを導入すると、当然人は減るんですよ。減らなければ意味がありません。

したがって、現在電算システムによるコンピュータシステムの中で職員の方々が全員持っているんでしょうか。特に窓口は全員対応というふうになりますけれども、本来それによって、必要最小限の人数で効率を上げるというのが電算システムの本来のあり方だと思いますけれども、それによって平成18年度については、各種証明書の発行が今までよりも変わったと。要は1人でこれだけできましたといったら、システムによって時間が短縮できれば、人は当然減るんじゃないですか。その点の把握はどのようにされていますか。

26ページの総務課長からご答弁いただきました内容で、よく分かるんですけれども、該当する方々については、そういった意味では周知ができたと思います。しかし、例えば今、子ども110番というのが張ってございますよね、協力していただける家に張ってあります。その方はブザーというのは知っているんでしょうか。このブザーが鳴った時には、子どもが鳴らしているんだよということは周知しているんでしょうか。一般の市民が防犯ブザーというのは持っていることは知っているけれども、どういった音がして、どういった時に鳴ったら、防犯ブザーを鳴らしているよという把握ができるか心配だったものですから、今回伺ったわけです。

そういった意味で児童の安全強化が本当に図られたのだろうかといったときには、持って

いる人は分かる、指導する人も分かります、それはごく一部ですよ。しかし、市民の方が
多いわけですから、各家庭に飛び込む前にブザーが鳴った時に、防犯的に警告しているんだ
よということが分からなければ、子どもたちは大変ですよ。

そういった意味でお伺いしたもので、その点について、今後は例えば集会とか、市長が呼
ばれるとか、あるいは大きな何かの大会があるといったときに、できればその時にこれが防
犯ブザーです、市民の皆さん協力してくださいよという啓蒙活動ができればいいなという、
場所が合っているか合っていないかは、いいか悪いかは別です。要はそういった啓蒙啓発も
できるのではないかなということで今ご提案申し上げました。

広く市民の方に子どもが健やかな成長の中で防犯ということの位置づけを持っているので、
こういったことになったら頼みますよということは口では言うけれども、これなんですと物
で見せるようにできないかなと今回思ったものですから、その点現在考えていること、でき
ることはどのように考えられるかどうか、ちょっと小さいんですけども、総務課長、よか
ったらご答弁いただきたいと思います。

防犯灯につきましては分かりました。ある区では、自分たちの区について、どこどこに自
分たちの設置したもの、いただいたものも管理をしている区もございます。そういった意味
で、できれば自分たちが補助をいただくということからすれば、管理はどうなっていますか
と逆に聞いてもらってもいいのではないですか。そういう相互の情報交換ということもしな
がら、行政でも持っているし、そのミニ版を地域で持っているということをお互いに共通理
解を持って運営したらもっといいのかなと思ったものですから、質問させてもらいました。
ご意見があれば、ひとつお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） アクションプランの徴収率の関係ですけれども、先ほど現年度分で
0.46%対前年で増加しましたけれども、個人市民税と軽自動車税が現年度分の徴収率が落ち
てしまった。ただ、法人市民税と固定資産税、都市計画税は上がったと。また、国民健康保
険税についても上昇したと。個人市民税と国民健康保険税ですけれども、両方課税されてい
ますと、どうしても医療機関にかかるということで、国民健康保険税の方を優先したくなる。

また、私の方でも滞納繰越分が国民健康保険税を含めて25億円ありますので、その辺の滞
納分も徴収しなければいけないということで、滞納繰越分を徴収している人の現年課税分も
かかってくる方についてはかなり厳しいということで、新規に現年課税分で滞納しそうな部

分について全力を挙げていきたいと。なるべく現年課税分の徴収を強化しないと、翌年度の滞納繰越分が増加してしまうということで、千葉県滞納整理推進機構も今年度から３年間やりますので、その辺で全力を挙げて徴収に取り組んでいきたいと。今の時点ではアクションプランの見直しは考えておりません。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 補助金の見直しの件でございますけれども、検討委員会の設置をどうするんだということでございますけれども、検討委員会がなくても、できるものはやるという方針では毎年予算編成には臨みたいと思います。ただ、検討委員会についても本当に必要かというものを含めまして、これからまた検討させていただければなということで考えております。

○委員長（高木武雄） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 電算システムの運用に関しまして、ソフト面での数値、効率化、その辺のご質問なんですけれども、再度ご説明申し上げますが、住民情報系というのが一つあります。これにつきましては、旧１市３町でそれぞれシステムを持っておりました。これが例えば住民記録であるとか、印鑑の管理、外国人登録、国保、年金、選挙、それからずっときまして老人の医療、健康管理、そういった税関係も全部あります。そういったものはそれぞれの旧市町でも運用しておりました。これを統一して、一つのサーバー管理して、実際には光ケーブルでつないでありますけれども、それで各支所でもそれぞれ税、住基、そういったものを運用しています。そういったところにも必ず人が張り付きますので、それらはやはりなかなか人的には減らすことはできない。

ただ、機器の性能によりまして、時間的には短縮することができるのかな。今、例えば一つの例を申し上げれば、都市計画の絡みでGISをやりますと、それが電算化になります。例えば都市計画の証明は、10分かかっていたものを、それを導入することによって、5分で出しましょうというような目標を持っている。それは基本計画にもきちんと載せていっている。新たなシステムを入れた時に、どれだけ時間短縮ができるかということだと思います。

実際には合併いたしまして、内部情報系というのを一つ入れました。これによりまして、職員の業務処理量、もともとコンピュータというのは、大量に一つのものを処理するのに適しているものですから、個別のものを一つずつ処理した時には、やはり時間がそれなりにかかってしまうんですけれども、大量処理をした時には、その時間効果というのは物すごく大きなものがあると。手処理でやっていたものが簡単に出せる。例えばはがきを出す時に、従

来手書きだったものが印刷でばっと一時に出る。そういった時間効果というのは十分あります。先ほど残業の減というのもありましたけれども、やはりそういったところも若干の反映はあるのではないかと、そのように考えております。あと、市民が使いやすいようにということで、当然それはあります。

ですので、これから千葉県全体で考えているところなんですけれども、例えば電子申請システムというのを今後平成20年度に向けて入れていきます。そういったときに市民がわざわざ窓口に来なくても、一たん予約をして、それで受け取れる、もしくはそれだけで済むというものも考えられる。そういった便利さというのが今後増えていくんだらう。そうしたときに職員が作業する時間が徐々に減っていくということだと思います。

ですから、数値化して、お示しするというのは、やはりなかなかちょっと難しいところがあるかと思います。従来電算システムというのは相当高度な形でそれぞれが実施してきておりましたので、それが基本的には新しい市になっても、移行しただけというのが一つあります。ただ、新しいシステムを入れていくことによって、時間を短縮していけるという、その辺をご理解いただきたいと思います。

それと、冒頭で6億円という話があったんですけれども、これは10年間の延べで6億円ぐらいの費用が削減できるのではないかとということでお話し申し上げましたので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず、防犯ブザーのPRについてお答えいたします。

私自体が以前家にありまして、引っこ抜いて、大きな音で驚いた経験がありますので、あまり意識はなかったんですけれども、確かに周りの方のPRというのも大事なことだろうと思います。

この26ページに載っております中で防犯パトロール車を昨年度買いました。実は市内に150人以上の防犯指導員という方がいらっしゃって、週に2回、夕方3時から5時くらい、子どもたちの下校時を中心に2人1組で防犯パトロールを実施していただいております。この車を使って回っていただいているんですけれども、年に一回講習会というのをやっておりますから、そのような機会をとらえて、そのような方によく知っていただければ効果が高くなるかなというふうに考えております。あと、やはり110番の家の方にも知っていただければいいなと今は考えております。

それから、防犯灯の関係でございましてけれども、先ほどもちょっとご説明しましたけれど

も、補助金の時に私の方で持っている資料と区長と相談しながら、確認しながらやっておりますので、ある程度連携はとれているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 市税の関係ですけれども、ご努力いただいていることはよく分かります。

目標については変えないということでございますので、飛びはねて届くものだなという判断をしていますけれども、目標を立ててありますから、それについては大変な部分はありますけれども、それには市民の協力がなければいけませんので、そういった啓蒙も必要ですし、場合によっては、今、総務関係ですけれども、保育所の保育料とか、あるいは住宅の家賃だとか、それぞれ滞納者が多いわけですね。

払えない方については、本当に誰が見てもということであれば、いろいろな措置があるでしょうけれども、やはり払えるのに払わないという方については厳しく対応していただかないと、恐らく税務課では分かっていると思うんですが、年間に何百万円も納めていただいている方々、要は分類してもらおうと分かるんですよ。何百万円以上納めている層があります。層別にあって、どこのところが一番納めていないのか、分析すれば当然分かってくるわけです。どういった方が納めていないか。納めている方は文句を言わないと思います。要は有効に使ってください。でも、監視はしたいなと、監視をしてもどうかなという思いの中で、何とかいい形で健全財政をやってくださいよというのが税金を納めている人の考えだと思うんです。

ですから、決算を迎えるたびにいつも思っていたきたいことは、そういった意味で納めたくても納められない人と納めないという人がいるとすれば、それは厳しく市民の皆さんに知らしめるということがいかに大事か。裏を返せば、税務課長だけが旗を振るのではなくて、ほかの課長も関係する所はもちろんですけれども、関係する職員の方に叱咤激励するのはいいんですが、やはり何かあったら言ってこいという責任を持てるような体制を含めていかないと、職員の方はきっとびびっちゃうんですね。ですから、そういった状態も作っていただきながら、広報を通じてぜひ納めてもらいたいということも含めての広報活動、いろいろな意味でいろいろなことをしながら、税の徴収に当たっていただき、滞納者が増えないような状況もぜひこの際作っていただきたいというふうに思います。

あと、補助金の委員会の設置ですけれども、課長が言われるとおりです。私はたまたま委員会の設置ということが書いてあったために発言しただけです。ですから、なければ、発言

しません。しかし、なくてもいいんですよということがあるとすれば、必要ありませんということの方を方向を変えないと、委員会の設置についてはそのまま残ってしまい、なぜやらないんだとなりますから、どこかで手を挙げて、この件についてはこういうことだからやりませんということで、いつかどこかで発言していただくと、修正がきくのではないですかという思いがあったものですから、お話をさせてもらいました。

ただ、補助金というのは、もう補助を出さなくてもいいよという団体もあるでしょう。そういうことはあるということを入れていただいて、委員会があろうがなかろうが、そういう検討をしながら、次の年度を迎える。終わったら、よかったのか悪かったのか。本当に報告書がよく整理されているのかどうかをチェックしながら、検証して、次のステップにさせていただくということが大切だということを含めて、議論をさせてもらいました。その辺よろしくをお願いします。答弁は結構です。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため、午後１時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑がありましたらお願いします。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） すみません、午前中に終わらさなくて申し訳ありませんでした。

最初に、歳出の方でちょっと同僚議員から言われているので、85ページの13委託料、児童交通安全街頭指導委託料ということなんですけれども、当初185万円ぐらいの予算だったのかなと思うんですが、1,170万円ということを出ているようです。これをいつどこで誰が何人、何のためにどうしてどのようにというような、かなりしっかりと聞いてくれという話です。そのように答弁をお願いしたいと思います。歳出の方はそれでお願いします。

それで、歳入の方なんですけれども、約18億円の不用額が出たという中で、税収の方も上がっているところ等幾つかあるのかなと思うんですが、まず市民税で4億1,000万円ですか、

増になっています。いろいろあるんでしょうけれども、最初に予算の時の調定額が特に現年課税なんですけれども、かなり増えているんですね。現年課税分で個人の方が約9%くらい、法人の方が20%近く増えていると思います。増えるということはいいことなので、徴収率が上がれば、もっと税収は増えてくるんでしょうけれども、その辺のご説明。固定資産税も増えています。景気がよくなったのかなという面もあるのかもしれません。

それから、25ページの負担金で保育所運営費負担金過年度分280万3,450円というのは、予算書になかったかなという気がするんですけども、それと不納欠損35万円、金額の大小は別として、これがどんなものなのかなと。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員、それは民生費ですから、この次の民生費をお願いします。
- 委員（佐久間茂樹） 分かりました、すみませんです。

では、それで結構です。すみません、よろしくお願いします。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、市税の調定等についてお答えします。

まず、市民税の個人の現年課税分でございますけれども、これにつきましては、まず定率減税の改正による増がありました。また、給与所得者の所得増により、増となったことでございます。それから、固定資産税につきましては、新增築家屋の増によるものが主なものでございます。それから、法人の現年課税分につきましては、製造業を中心に業績が伸びたための増ということでございます。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。
- 総務課長（高埜英俊） それでは、85ページ、交通安全対策費のうちの児童交通安全街頭指導委託料についてお答えいたします。

これは朝の登校時の交通安全指導をシルバー人材センターに委託しているものでございます。旧旭地区の七つの小学校で午前7時から8時まで週3日行っております。4月から3月まで、8月はありませんけれども、それから月によっては休日がありますので、変わりますけれども、週3日、だいたい^{ひとつき}一月に延べ15人から16人、トータルで168人の方をお願いいたしまして、時間数といたしまして1年間で1,590時間分の委託をしているものでございます。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員。
- 委員（佐久間茂樹） 先に調定額の方なんですけれども、予算段階ではその辺の見通しが立

っていなかったということですか。

それと、85ページの方なんですけれども、今、旧旭7校とおっしゃいましたけれども、そのほかの学校ではやっていないんですね。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 旧旭地区の7小学校だけでございます。これは合併前からそのようにしておりましたので、そのまま引き継いでいるということでございます。

- 委員長（高木武雄） 税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 税制改正の関係と予算編成時の時間の問題がありまして、予算編成は秋口から早く始まるということで、少し見通しが見込めなかった点はあったかなと思います。

- 委員長（高木武雄） ほかにございませんか。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） 説明資料の19ページ、市長が医療福祉・食・交流の郷づくりをハイトップで進めておりますが、この説明項目の中で補助金の中でどのようなことがやられるかどうか、ちょっとご説明をお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 説明資料の19ページ、補助金がございまして。この中で医療福祉・食・交流の郷づくり事業の補助金が設定してございます。この補助金なんですけれども、大きく三つの事業で構成されております。一つは幽学の里をいたしました米づくり事業、これは都会との交流。それから、ここの中に実は中学生の提案事業、これも入っております。これは元気な市町村づくりの補助金の絡みがありまして、ここに入っております。それと、都会とのスポーツ交流事業がございまして。金額をそれぞれ申し上げますと、幽学の里の米づくり事業で248万円、中学生の提案事業で200万円、スポーツ交流事業で約15万円と。

これは実行委員会を組織しておりまして、八石整理学会、ちばみどり農協、うなかみの大地、市の教育委員会、千葉大学、副市長等が入って、実行委員会を組織しております。特にこの事業につきましては、目出し事業というところもありまして、それ以外の医療福祉・食につきましては、それぞれの当然農水産課であるとか、保健福祉であるとか、そういう所でそれぞれが事業を持っている。特に交流につきましては、ここで大きく取り扱ってやって

いる、そのような状況でございます。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） すみません、課長、座って申し訳ありませんけれども、旭市にあれだけのすばらしい大きな病院があって、医療と福祉、これはどういうふうに見えるところがありますか。

○委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） これは事業名として医療福祉・食・交流という三つの3郷構想の事業名になっております。ただ、特にここでは交流がメインで、事業を組んである。医療福祉というところがどうなっているかということでございます。それにつきましては、実際には中央病院は独立採算の中で中央病院の充実というような形で総合計画の中にも盛り込まれております。総合計画の中で三つの郷というのを説明しておりまして、それぞれができることを実施していく。健康管理であれば健康、福祉であれば福祉、それぞれの予算組みで既に実施してあるものについては、実績のあるそれぞれの款のところで予算組みをして、市長の目指す医療福祉の郷づくりをしていこうというところで、これは本当の目出しで、まだどこが担当するか分からないなというところだけここに盛り込んであるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） よく分かりました。この事業は市長が頑張っているもので、ひとつこれからも頑張ってお願いいいたします。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高木武雄） それでは、特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、1款議会費と2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時25分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、民生費の方の関係でご説明を申し上げます。

なお、説明の資料といたしまして、決算に関する説明資料ということで、別冊の説明資料によりまして説明させていただきたいと思います。

まず、29ページでございますけれども、社会福祉施設運営事業関係という事業名でございますが、決算書で申し上げますと109ページの備考の7、10、11の部分でございます。

その中で、まずあさひ健康福祉センターの運営事業ということで、これは指定管理者によりまして管理を委託した内容でございます。財団法人旭市福祉協会の方へ管理を委託しているものでございます。それで、福祉センターの方の年間の利用日数で申し上げますと308日で、利用者数が1万8,013人ということで、1日当たり約60人弱のお客様がお見えになっていらっしゃいます。

それから、海上ふれあいサポートセンター運営事業ということで、これは社会福祉法人の旭市社会福祉協議会の方へ委託をお願いしているものでございまして、元海上町役場の所にございます施設でございます。それで、ここの年間の開館日数が245日、利用者数は2,488人ということで、ここではだいたい1日10名強の利用ということでございます。

それから、飯岡福祉センターでございますが、これもふれあいサポートセンターと同じように福祉協議会の方へ委託をお願いしております。それで、ここの開館日数が294日、利用者数が2万1,069人ということで、72名ほどの1日当たりのご利用をいただいている、そういう施設を今回平成18年度から指定管理者によりまして管理を委託したものでございます。

それから、続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。これは障害者自立支援法によりまして、介護給付を行ったものでございまして、障害者の給付事業関係ということで載せさせていただいております。決算書につきましては119ページ、備考欄でいきますと25、26、27、これらの事業がここに掲載してございます。

まず、この事業そのものが昨年障害者自立支援法の施行によりまして変わってきたものでございまして、これは平成18年4月から2月までの11か月分の支出内容ということでございます。

まず、障害者のホームヘルプという事業の中におきましては、ここにございますように居宅介護と外出介護ということで、それぞれ障害種別にこういう利用をいただいております。それから、次に障害者のデイサービス給付事業ということで、障害児も含めまして、これらの人数の方がご利用なさっております。それから、次が障害者のショートステイでございますが、これも障害児を含めまして、こういうご利用ということで、全体で6,141万3,000円の決算ということでございます。

平成18年3月分の旧制度によります介護サービスにつきましてはどうなっているのかということで申し上げますと、31ページにお戻りをお願いしたいと思います。

その中でこの四角い真ん中の表の中にございますように、それぞれホームヘルプ事業とデイサービス事業、ショートステイ事業、これらが掲載されておりました、この上段三つが3月分の介護給付の関係のサービスということでございます。

それから、同じく31ページの下段二つの障害者の施設訓練支援事業、知的障害者のグループホーム支援事業、これらにつきましては1年分の事業費を掲載させていただいてあるところでございます。

これらは国・県支出金そのものにつきまして、国の負担分が2分の1、県の負担分が4分の1という中で実施させていただいております。それで、これらの歳入につきましては、29ページの国庫負担金、33ページからの県負担金という中で収入を受けております。

それで、たまたま平成18年にこれらの制度改革がございまして、対前年と比較してみてもどうかというような、そういう数字が比較できない部分もございまして、それらの動向を見るために、平成17年度と18年度の^{ひとつき}一月あたりに換算をして、どういう状況になっているのかということを試算させていただきました。

その関係で申し上げますと、確かに今ご説明を申し上げました介護サービス、ホームヘルプ事業ですとか、デイサービス事業、ショートステイ事業、これらにつきましては新制度によりまして、1割負担が義務付けられておりますので、利用者の方々からのそういう負担金ということもございまして、確かに給付費そのものについては減額になっております。しかしながら、障害者自立支援法の中では生活介護就労支援ですとか、そういう新たなサービスも加わっておりますので、全体的には市の持ち出しは若干増えているというような傾向がございます。

続きまして、40ページをご覧くださいと思います。

児童福祉の方の関係ですが、つどいの広場事業ということで掲載させていただいておりま

す。これにつきましては、もうご承知のように、昨年6月に本庁舎の前の建物に開設させていただきました。最近若いお母さん方の養育に関するいろいろな不安ですとか、そういうことを解消していくために交流をしていただいて、そしてまた保育士の方からもご相談にアドバイスを差し上げるというようなことで行っておりまして、6月からの利用の開館の日数で申し上げますと203日、延べ利用組数が4,223組ということで、1日21組程度の方がご利用しております。それで、これらの運営に当たりましては、臨時の保育士3名を雇いましてお願いしております。

それで、総額308万円に対しまして、国の補助金、これは定額になりますが、175万9,000円を歳入として受けております。この歳入の関係につきましては、31ページの次世代育成支援の中の公立保育所分の国庫補助金の中に収入をしております。

それから、もう一つでございますが、43ページでございますけれども、民間の私立の保育所の運営費に対します補助事業でございます。これは保育基準外の特別保育等に関します補助ということでまとめさせていただいております。決算書で申し上げますと143ページの備考の9、10、11ということでございます。

まず、その中で三つに分けてございますが、次世代育成支援対策事業ということで、これは国の補助金そのものが2分の1ということでございまして、各保育所の特性、そして創意工夫の中で特徴ある子育て支援を実施していくという事業でございますが、延長保育推進事業ということで、これは市内6か所の施設のうち、5施設で実施しております。それから、乳幼児の健康支援の一時預かり事業ということで、ここに括弧書きで病後児保育とありますが、これはつるまき保育園のみの事業でございます。それから、地域活動事業ということで、これは5施設で実施したものでございます。

それから、中段の私立保育所保育対策等促進事業という中におきましては、それぞれ事業によりまして、これは県の補助金によるところでございますけれども、2分の1から3分の2というような補助金でございまして、これは主に在宅の乳幼児を含めました子育て支援ということで実施しております。

一時保育としまして、おうめい、つるまき、2か所、それから乳児保育促進事業ということでサンライズ、そして地域子育て支援センター事業ということで、おうめい、つるまきの2か所、それからなのはな子育て応援事業ということで、これは4施設で実施しております。

そして、最後のすこやか保育支援事業ということで、これは主に環境整備をその時に実施

していくための事業でございまして、まずこの中ですこやか保育支援事業という中の乳児保育事業、これはサンライズ、つるまき、ひかりの3か所で実施しております。障害児保育ということで、おうめいで実施しております。それから、予備保育士の設置補助事業ということで、これは広原を除きます5施設で実施しております。それから、運営費補助事業、これは6施設すべてでございまして、これは児童1人当たりの単価に人数分を掛けて補助するものでございます。

そして、一番最後に干潟町中央保育園改築工事補助金ということで3,500万円載っておりますが、これは平成17年、18年の2か年事業の最終年度ということで、平成18年度分の市からの補助金を載せてございます。

そして、これらの国・県の支出金につきましては、国は2分の1、県は2分の1から3分の2というようなことで、それぞれ31ページ、37ページ等に記載をさせていただいてあるところでございます。このほかに基準に基づきます保育を6か所すべてに委託をし、お願いしております。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 保険年金課長。
- 保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課より補足説明を申し上げます。

説明資料の35ページをお開きください。

広域連合負担金でございます。

決算書では125ページになります。

まず、事業概要といたしましては、医療制度改革の推進に伴い、平成20年度から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に切り替わり、その主体となる実施者も各市町村から県下56市町村で構成する広域連合に移ることになりました。その準備段階といたしまして、県内全市町村が加入しております千葉県後期高齢者医療広域連合準備委員会が昨年9月1日に発足いたしました。その後、本年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合が設立され、その準備、運営にかかわる経費を県内56市町村で負担したものでございます。

事業効果といたしましては、平成20年4月の新しい制度の施行に向けての準備事務を円滑に実施することができたものでございます。負担金の内訳でございますけれども、ここに記載のとおりでございまして、負担金合計額といたしましては99万8,329円となったものでございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 高齢者福祉課長。
- 高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、高齢者福祉課の方から主要事業についてご説明したいと思います。資料の方ですが、同じく説明資料の方の37ページをお開きください。決算書の方につきましては129ページになります。

129ページの備考欄の7番、家族介護用品給付事業、8番の介護老人福祉手当支給事業、9番の外出支援サービス事業ということで、生活支援関係ではこの3事業を掲載させていただきました。

最初に、家族介護用品給付事業、これは紙おむつの支給事業ということになります。ここでは事業費が358万336円とありますが、実はこの紙おむつ事業の場合に、特定高齢者の場合には介護会計の方に計上させていただいています地域支援事業の中で重複してこの事業が計上されています。一般会計の方では358万円ですが、介護会計の方で663万7,821円ほどありまして、両方の会計を合わせますと1,021万8,157円というような事業になっています。

事業の内容ですが、ねたきり等、常時失禁状態の方々ということですが、非常にこの事業は利用者が増えていまして、1年間の利用者502人とあるのは介護事業と合わせての延べ人数、前年度との比較ということになりますと、9か月予算ということで比較が難しいものですから、同期比で比べたものがあります。平成18年3月末、平成17年度の最後の給付者ですね、この時は317人でした。それが平成18年度の最後の支給時、平成19年3月末、1年後の数字ですが、392人ということで、75人ほど利用者が増えているといったような事業になります。

続きまして、次の介護老人福祉手当支給事業、これにつきましては要介護4または5の方で在宅において常時ねたきりのような状態の方に対する介護人等の苦労に対して福祉手当を支給するという事です。これも給付者が173人、給付額は月額1万650円なんですけど、やはり利用者が増えてきていまして、平成18年度の前期では122人の支給者に対して、後期の新規申請が51名あったということで、結果的に173名の方が福祉手当の事業を利用されているということになります。

最後ですが、外出支援サービス事業が利用者が67人で2,085回、これらの事業を行っているのが生活支援事業関係です。

続きまして、次のページの38ページをお願いします。

決算書の方は131ページになります。

これは地域密着型サービス拠点等施設整備事業ということで、旭市の第3期介護保険事業

計画の方で位置付けられた地域密着型の施設整備に対しまして補助金を交付するといったようなものになります。平成18年度は下の表にありますように三つの事業が計画され、それに対して補助金を交付するという計画でした。

一番上の升の方ですが、括弧の中、事業主体、社会福祉法人愛仁会、これは恵天堂です。恵天堂の方で認知症対応型のグループホームを1ユニット整備しました。総事業費が5,897万8,500円に対しまして、全額国から750万円、これを市の予算書に組みまして、そのまま同額を恵天堂の方に支給しているものです。

二つ目の方は、事業主体が社会福祉法人旭福社会、これはやすらぎ園の方です。これは地域密着型サービスとは別になるんですが、介護予防拠点の施設整備ということで、市の方で実施する特定高齢者向けの介護予防事業を委託して、その介護予防拠点として整備してもらおうというようなものです。総事業費が4,196万8,500円に対しまして、国の方から779万5,000円、同額をやすらぎ園に補助したものです。

三つ目が社会福祉法人東風会、これは東風荘です。これは施設の方ですが、小規模特別養護老人ホーム定員16人の施設整備を行ったもので、総事業費1億3,251万円、国が2,078万7,000円、これにつきましては平成18年度は工事期間の延長により繰り越しをさせていただいています。現在完成しまして、支払い事務も平成19年度に入りまして終了しまして、もう入居の方が始まっているといったような状況です。

私の方からは以上です。

○委員長（高木武雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課の方から、まず老人保健事業関係から説明させていただきます。

決算書の方については155ページから159ページでございまして、説明資料としては44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。

まず、対象者ですけれども、老人保健法に基づく40歳以上を基本としております。

まず、健康教育についてですけれども、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図るものでございます。集団や個別での健康教育のほかに、基本健診の結果説明会や生活習慣病予防教室、転倒予防教室、高齢者筋力向上教室など各種健康教室を実施いたしました。参加者等利用については、表に掲載してあるとおりでございます。

次に、健康相談でございますけれども、生活習慣病の予防及び改善、その他の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行うものでございます。

その次に訪問指導でございますけれども、療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族等に対して問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るものでございます。

次に、基本健康診査でございますけれども、疾患等の危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため実施するものでございます。

肝炎ウイルス検診でございますけれども、必要に応じて保健指導を行い、医療機関での受診につなげるなど、肝炎による健康障害を回避するものでございます。

がん検診については、早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を減少させることを目的に実施しております。

それと、骨粗しょう症検診でございますけれども、自分の骨密度を知り、若いうちからカルシウムの摂取や運動等の重要性を認識し、健康づくりに役立てるものでございます。また、閉経後の女性に多いとされ、骨折や腰痛、ねたきりの原因の一つとして注目されているものでございます。

○委員長（高木武雄） 健康管理課長、お願いしますが、ここに出ていますから、全部読まなくてもいいから、重点だけお願いします。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、次に母子保健事業、説明資料45ページでございますけれども、乳幼児健診につきましても、乳幼児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳児、2歳児、ここに書いてある事業を実施しております。乳幼児健診については、飯岡の保健センターで実施してございます。

また、医療機関での受診については、妊婦及び乳児に対して、それぞれ各2回受診できる医療券を発行してございます。

育児支援事業につきましても、各種いろいろな教室等を開催して、妊娠時に実施する母親学級等、それと育児学級では発達面で心配のある子に対して遊びを取り入れながら悩みを解決する親子遊び教室と育児の仲間づくりや情報交換することで、母親の孤立や閉じこもりを無くす子育て学級を行っております。

それと、乳幼児医療費助成事業につきましては、3歳未満の入院・通院及び3歳から就学前の入院に要した医療費に助成しております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課の方から主な事業の4点ほどを説明させていただ

きたいと思います。

ページは主な主要事業の46ページになります。決算書は167ページです。

事業名が環境衛生対策推進事業としまして、環境衛生の保全、向上を図るため、市内の散乱ごみの回収及び清掃等のほか、地域住民による側溝清掃後の汚泥回収、防疫薬剤の販売を行いました。また、ごみの分別の徹底を図り、ごみステーションの適正な管理を促すため、配布物による啓発や移動式ごみステーションの貸し付けを行ったものです。

内訳としまして、主な事業、収入としまして、その他として5万5,000円入っていますけれども、これは雑入の分で薬剤消毒料の収入でございます。内訳は、室内用が64本、室外が59本、殺鼠剤が747本の収入があったものでございます。

事業内容については、主なものを説明します。

一番上の共済費、これは臨時職員、作業員でございますけれども、当初8人いまして、3月のみ1人退職のため7人となりました。その内訳でございまして、雇用保険等の更新時の保険料が内訳として52万5,233円、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料等が事業者負担としてトータルとして287万6,269円となりました。

2番目の賃金は、臨時職員、作業員のものでございます。8名で3月のみ7名がトータルとして1,785万1,092円。

それから、印刷製本費、これはごみ収集カレンダー、各家庭に配布した2万5,000部を作ったものでございます。

真ん中ごろに委託料が書いてございます。委託料の内訳としまして、側溝泥土回収の業務委託を行っておりまして、回収量が980立米です。これは市道側溝の汚泥分です。

その下の海上沈殿槽の汚泥運搬業務委託、これは廃棄物、一般廃棄物でなくて、その他の廃棄物になりますので、富里市の方に運んだものでございます。汚泥処分の方は、処分量が176.5立米という形になります。

それから、その下の備品購入が移動式ごみステーション28基を作りまして、各地区に貸与という形でお渡ししてございます。1基についてはおおむね7万100円ほどでございます。

次に、47ページの合併処理浄化槽促進事業でございます。これは生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、個人住宅に設置する合併処理浄化槽の費用の一部を助成するものでございます。また、既存の単独浄化槽を転換する場合に対しても、通常の設置補助に上乘せして、撤去費の一部に対しても補助しております。

なお、平成18年度末までの合併処理浄化槽の基数は3,400基となっています。収入に関係

しましては、これは国・県決められていまして、3分の1、県については上乗せ分を特に設けていますので、その分が加わります。

基数については表のとおりでございまして、一番上の基数、5人槽が88基、7人槽が16基、10人槽が1基ということで、105基、補助単価は24万円という形になります。真ん中の転換のものでございますけれども、計19基あります。一番下のやはり同じく転換の分、これは県単分ですけれども、これも同じ数で、18万円が上乗せされています。

次に、主な主要事業の48ページ、決算書は169ページの備考欄6になりますけれども、これは例年やっておりますきれいな旭をつくる会の主な事業を載せてございます。金額だけ概略説明させてください。ゴミゼロ運動に、これは毎年春、秋、あと海岸清掃等行っていますけれども、おおむね66万8,000円。花いっぱい運動、これは各公共施設に2種類の花を植えるものですけれども、69万1,000円。あとボランティア活動補助、環境美化モデル地区助成という形で補助金を出しております。あと、ごみ捨て看板の設置、環境衛生大会という形でございます。

最後に、49ページの不法投棄防止活動事業、決算書は169から171ページになります。

市内に不法投棄された廃棄物を防ぐため、不法投棄監視員の監視やパトロールをし、防止活動を行っております。また、不法投棄された廃棄物、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等のリサイクル品やタイヤ、廃油等の処理を行いました。

収入については、県補助でございまして、不法投棄監視員事業、不法投棄防止対策事業に対しておおむね約36%の補助をいただいております。

主な事業の内訳ですけれども、報償費として、廃棄物不法投棄監視員26名、環境保全団体20団体に194万円ほど支出しております。

あと、通信運搬費につきましては、不法投棄監視システム、監視カメラを付けておりますので、その電話代。

手数料としては不法投棄家電、自動車リサイクル料、これはうちの方で不法投棄されたものを破棄したものでございます。内訳としましては、エアコンが2台、テレビ42台、冷蔵庫28台、洗濯機25台、放置自動車2台という内訳になっています。

委託料としましては、不法投棄防止パトロールということでシルバー人材センターの方に委託しております。

あと、賃借料としては、先ほどの監視カメラの賃借料ということで、保守点検等を行っております。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いします。

その前に、説明をお願いします課長をお願いします。答弁は明確に簡便にお願いします。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 1点だけちょっと聞きたいと思いますけれども、説明資料の42ページ、決算書では141ページですか、一時保育ということで、一時保育はこの概要にも出ていますけれども、かなり少子化の問題、いろいろな問題で貢献をしていると思いますけれども、一時保育の利用の収入が延べ2,328人で398万円ということになっておりますけれども、これは1人当たりにしてどのくらいなのか、計算すれば分かるんですけれども、それと状況によっては変わらないのか、全部一括同じなのか、それとも時間によって多少違うのか、そういった部分も分かっていたらお聞かせいただきたいと思います。

ただ、このことはせっかく一時保育ということがあるわけでありまして、家庭的にもかなりいろいろな支障を来した突発的なもので頼む場合もかなりあると思いますので、その辺はあまり収入がどのくらいなのか、時間当たり幾らなのか分かりませんが、そのところの緩和措置とか、いろいろな部分を考えていかなければという部分がありますけれども、その点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず利用料金のご回答からさせていただきますと、3歳児未満につきましては1時間300円、それから3歳児以上は1時間200円と、それに食事代も3歳児未満の場合には1食300円、以上の場合に250円ということで、時間当たり、1食当たりという、そういう利用の利用料金をちょうだいしております。

それで、ここに一時保育として5保育所の説明をしてございますが、まず中央第三保育所につきましては、だいたい月で申し上げますと35人以上のご利用がなされております。それから、干潟保育所でいきますと、だいたい月に15人前後になるかと思います。それから、飯岡中央保育所と塙保育所につきましては、一時保育を実施しておりますけれども、月当たり直しますと1人から2人、その程度の利用ということで、三川保育所につきましては5人前後の利用をいただいております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 全体から言えば、さほど多い人数ではないというようなことでありますけれども、かなりこの部分は父兄にとって重要な部分があるかと思います。その中で私立ではやっているような感じの病後児保育とか、病児保育、その辺は公立の保育所の中で一時保育的な部分で見るということはできないものかどうか。

私立にしても、看護師や医師はいないわけでありまして、それが病後児の保育をできるということは、公共的な保育所でもできないことはないと思いますけれども、そういった部分で今、若いお母さん方、みんな両方とも共稼ぎで勤めているのが多いわけでありまして、そういった部分もこれから考えていかなければいけないのかなと思いますけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 病児保育となりますと、なかなか医師の確保がございますので、その辺は難しい部分がございますが、病後児の一時預かり的な保育につきましては、今、委員おっしゃられましたように、民間のつまき保育所の方で実施しております。それで、今回干潟保育所が指定管理者によりまして、民間委託という形になるわけですが、公立の保育所という中でも病後児保育につきましては一時的にお預かりしていただけるような契約に持っていきたいなということで、これから協定書の内容を詰めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） ぜひ干潟保育所の指定管理者になる方にはお願いしていただきたいものであります。

それと同時に一時保育で保育士の方が過重労働といいましょうか、時間外になるわけでありまして、その辺の手当という部分についてはどんなような状況になっているのか、あればお聞きしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） もちろん正規の保育士が当たる場合はあるんですが、そういう部分での人件費につきましては、一時保育、別枠で臨時保育士を雇いまして、その中で対応

するという状況になっております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 歳入と歳出、若干お伺いをいたします。

歳入関係で予算書の25ページ、民生費負担金の773万9,850円の収入未済額につきまして、どういう状況か、概略説明がありましたけれども、これらに対する対応を含めてお願いしたいのと、それから、29ページに移りますが、衛生手数料の28万7,500円の塵芥処理手数料の内容につきましてご説明をいただきたいと思います。

それから、歳入の最後ですが、49ページ、雑入の関係で過年度収入の収入未済額12万円についてご説明をお願いしたいのが歳入の関係です。

歳出の関係では、決算に関する説明資料の中からご質疑を申し上げたいと思います。

まず、29ページ、社会福祉施設の運営事業ということで、事業概要、3件の事業が載っております。これは新たに導入されました指定管理者への事業ということで事業が載っております。これを行った経過につきましては、本会議等で説明があったわけですが、この事業の事業費というものが計上されております。

当初ということが事業費として組んであって、平成18年度決算を見たわけですが、目的は今回本会議等でいろいろ議論させてもらいましたけれども、あくまでも指定管理者については、財政運営について効率的な運営ということの状況から指定管理者制度に移行していきというのが趣旨だと思います。そういった意味で平成18年度を迎えまして、この三つの事業というものは、これまでどのような事業形態であって、それがどの程度運営事業としてかかっていて、それを削減するために事業をお願いしたということがあったと思います。そういった意味で平成18年度についてはどういう効果があったのかどうか、この点含めてお願いしたいと思います。それぞれの事業です。これが第1点目です。

次に、38ページ、地域密着型のサービス拠点等施設整備事業、これはそれぞれご説明をいただきましたが、事業内容のうち一番下の平成19年度への繰り越しということで事業費が繰り越されている内容につきまして、内容的には平成19年度については完成して、入居が開始されたという東風荘の関係でございますが、こういった事由によって遅れて、平成19年度に持ち越されたのかどうか、この辺の経過を踏まえてご説明をいただきたいと思います。

次に、44ページ、老人保健事業の関係でございます。事業の概要として、内容が掲載されております。昨年も議論したと思いますが、この事業を行って、事業効果としては、健康の

保持と生活習慣病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導により、健康づくりの意識の高揚が図られたというふうに結ばれております。それでは、早期発見に努めということがあるとすれば、これは事業を行ったというだけしか載っておりません。予防について行ったとすれば、どういう効果が表れたということで、数値的にお示しをいただかないと、効果の内容が分かりません。

平成17年度の指摘としては、がん検診を行った方々がそれぞれ何千人おりました、発見があったのかないか、発見によってその人はどうなったのかどうかというようなことをたしか指摘したと思います。したがって、事業を行ったことで、こういう方々が何人受けられて、発見したことによって、よかったなというようなことがあったのかなかったのか、追跡調査をやはりしなければいけないと思うんですが、その点、平成18年度を締めるに当たって、その辺の早期発見というものはどのような状況だったのかお示しをいただきたいと思います。

45ページですが、母子保健事業の関係です。乳幼児の健康診査の事業、育児支援事業を行って、それぞれ子どもが健やかに母子健康対策ということで推進を進めてきたということは人数的には分かります。

それでは、母子の方々が旭市で母子手帳を受け取っている方が何人いて、平成18年度はそのうちそれぞれ年齢別に何人受けて、それでその方々が事業として参加をしてよかったなと、さあ平成19年度はどうしようかなという対策に結び付いていくと思うんですが、その辺のことが載ってございません。

要は母子手帳を持っている方々が全部受ければ本当はいいでしょうけれども、自発的に来てくれる方々がここに集まっているのではないかなというふうに思っております。したがって、啓蒙啓発をすると同時に、ぜひ来てくださいよということが増えなければ、この事業というものは進展していかないというふうに思うわけであります。そういった意味で平成18年度についてはその点がどのような決算を迎えたのかどうかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（平野修司） 歳入の方の29ページ、収入未済額の関係でございませう。決算書の29ページです。衛生手数料の収入未済額28万7,500円の関係でございませう。未収額が3件ござ

いました。

そのうち1件が金額的には7万5,000円なんですけれども、出納閉鎖後ですが、今年の6月4日に入金しております。

あと2件の関係でございます。16万円と5万2,500円、16万円につきましては平成13年度に会社が倒産して、取れない状況です。もう1件の5万2,500円については、ごみ袋の販売手数料の収入の関係なんですけれども、5万2,500円については、販売店の廃業によって、一部分割納付で納めていただいております。会社倒産による16万円については、担当課としましては、今年度中に不納欠損、会社が倒産していますので、取れませんので、そのような形にしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 2番目の質問の歳入の49ページの一番下の方でございまして、過年度収入で12万円の収入未済と。これは実は一番下の放課後児童健全育成事業の関係でございまして、この後、学校教育課がまいりました時に説明するようにこちらから申し付けますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（高木武雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、決算書の25ページの部分から申し上げますと、まず収入未済で773万9,000円ございますが、これは平成17年、18年の保育料そのものの滞納の合計額がここに掲載されておりまして、平成17年分の過年度分としましては450万円ございました。それから、残り314万円が平成18年度分の収入未済額ということでございます。

それで、これらの関係につきまして、ここで不納欠損で35万円を処分させていただいてあるわけですが、これは本会議の中でも一般質問でございましたけれども、たまたま破産宣告を受けた方がいらっしゃいまして、その方の保育料を滞納していた分が具体的に申し上げますと、平成12年3月から平成13年3月、1年間の保育料が免責ということで不納欠損という処理をさせていただきました。

それから、歳出の方の109ページ、指定管理の関係で3施設ご質問がございましたけれども、まず平成17年度までは市が施設管理をやっていたわけですが、制度的に指定管理の方が平成16年に法律そのものができまして、平成17年から本来指定管理による管理委託ということで取り組まなければならなかった状況なんですけど、たまたま平成17年に合併ということもございまして、合併後に指定管理者制度によって、それらの施設は指定管理に移行す

るということになったわけです。

それで、実際のところ、あさひ健康福祉センターにつきましても、海上ふれあいサポートセンター、飯岡の福祉センターにつきましても、採算ベースにのれるような施設であれば、広く公募等を行いまして、指定管理者の申し込みを行うべきところなんですが、なかなかそういう採算ベースにのれる施設ではございませんでしたので、福祉協会並びに福祉協議会の方で制度的に指定管理者制度による委託をせざるを得なかったというのが実態だろうと思います。

それで、とは申しますものの、委員おっしゃられますように、行政効果を上げるため、コストの削減をするために、そういうような制度があるわけでございますけれども、実際にその制度によって、どれだけコスト削減ができたのかということにつきましては、これはほとんど市が管理していた状況と変わりないような状況になっております。それで、それらの指定管理料の中には、もちろんそれぞれ施設に臨時の職員等おりますので、それらの人件費、それから光熱水費、部分的な修繕費、それらを含めまして、指定管理料を決定しております。

それから、先ほどの保育料の中でちょっと私、回答漏れがございましたので、未納の対策というような部分でご説明を申し上げますと、何分にも生活が困窮しているから払えないということで、一括で納めていただけない方は、平成16年、17年、18年、ここ数年間の中でかなり出てきているのは事実でございます。それで、それらのお母さん方には、とにかくすぐ一括で全部払えないならば、分割で払ってほしいということで、直接とにかく電話、面接、そういうような中でお願いしております。それで、例えば同じ我々の課の中でやっております児童手当ですとか、そういうようなもので相殺をさせていただくような対応もとりながら、未納対策については実施をさせていただいております。

それと、もう一つは、分割の約束をいただいているわけですから、住所が変わったとしても、千葉県内というような言い方が正しいのか分かりませんが、銚子市、それから佐倉市、そういう広範囲の中へこちらから直接出向いて、保育料をちょうだいしてくるというような徴収もさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 決算書の説明資料の方の38ページをお願いします。

地域密着型の拠点等施設整備事業の中で三つ目の東風荘の事業に関して繰り越しになった理由はというお尋ねですが、この件に関しましては、平成19年3月の定例議会にて、繰越明

許ということで議会の方でご承認いただいています。

実際のところ、国からの交付決定が非常に遅かったということで、我々担当としては、県を通じて早く交付決定いただけるようにということで再三催促はしてはいたんですが、なかなかいただけないということから、議会の方の9月補正にて予算計上して、その後、交付決定を待って、事業者側に交付決定通知をしたということで、3事業ともそうです。

上の2事業につきましては、下の事業に比べて、一番目が木造であること、二つ目が施設の改修事業であること等の理由により、年度内にぎりぎり間に合ったんですが、三つ目の方につきましては新規で鉄筋構造というようなことから、どうしても3月いっぱいには事業を完了しないというようなことから、事業所の方から申し出がありまして、繰越明許ということでさせていただいたものです。

以上です。

○委員長（高木武雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、早期発見の効果ということでございますけれども、まず胃がん検診でございますが、受診者が4,432名ございました。そのうち要精検者数は500名でございます。精検受診者数が467人、そのうちがんと判明された者が11人でございます。それで、精検必要であるんですけれども、精検未受診者が33名いるんですけれども、この方については電話等で追跡でぜひ受診してくださいというようなことは勧奨してございますけれども、なかなか行ってもらえない方も32名おられたということでございます。

続きまして、大腸がん検診でございますけれども、これにつきましては5,094人受診した中で要精検者としては220名、精検受診者数が211名受けております。そのうち精検結果でがんと判明したのが7名、がんの疑いが1名でございます。未受診者9名につきましては、先ほど申し上げたとおり、受診の勧奨はしてございます。

次に、子宮がん検診でございますけれども、受診者数が4,166人、要精検者数が20名、精検受診者数も20名受けてございまして、その精検結果は、がんと判明しましたのが1名、がんの疑いが1名となっております。

次に、乳がん検診でございますけれども、4,625人受診した中で要精検者数は269名、精検受診者数が262名、精検結果としましては、がんと判明しましたのが5名、がんの疑いが1名でございます。

肺がん検診でございますけれども、これは9,805人の受診者のうち要精検者数は132名、精検受診者数が129名、精検結果として、がんとして3名、がんの疑いが5名となっております。

す。

前立腺がんでございますけれども、2,408名受診しまして、要精検者数は107名、精検受診者数が99名、精検の結果、がんと判明しましたのが27名、がんの疑いが34名でございます。

それと、母子保健手帳でございますけれども、これは590名に対して交付してございます。それと、全対象者に通知は行っております。また、教室等の希望等につきましては、広報等、また健康カレンダー等で希望を募りまして、募集を行って実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 詳しくありがとうございます。

歳入の関係ですが、25ページの保育所運営の関係でございます。まず、破産宣告をされた方というのが1年間免責になったということで、平成12年3月からの1年間ということですが、この1年間だけだったということで判断してよろしいのか、この方はそれ以外にはなかったのかどうか。確認ですから、簡単で結構です。

今後の対応ということで、大変ご苦労されていると思うんですが、中には分割されているという方もありますし、手当の関係で相殺していこうという方もいますけれども、全体的にどうなんでしょうか。傾向としては、これは旭市に限ったことではなくて、全国レベルでこういう傾向にあるということは新聞等の報道で周知のとおりなんですが、要はさかのぼっていきますと、そこで押さえておけば、こっちへ来ないですよ、引きずってこない。入り口の部分でこういった指導をされたのかどうかというのがずっと来ているわけですね。

来ているものはしょうがないよということであれば、それで終わっちゃうんですが、午前中も話をさせてもらいましたけれども、払いたくても払えないという方なのか、それとも払わないということを言っているのかどうか、ここでもだいぶ違っちゃうんですね。やはり納めるべきものについては納めてもらおうという姿勢がないと、変な意味からすると、甘く見られてしまうといったら語弊がありますが、そういったことでずるずる来ていたのでは問題があるというふうに思います。

ですから、今回これについてはどういう状況なのかどうか。生ぬるいことでは徴収できないと思うんです。これは教育の関係もそうですし、市税もそうですし、やはり厳しくは厳しく、優しくは優しくとやらないと、しょうがないということがありますけれども、その点は状況はどうなんでしょうか。

雑入の方は、また教育の関係でお知らせいただけるということでございますので、その点でよろしくお願いいたします。

歳出の関係でちょっと1点漏れていたことも含めて再度お伺いをいたします。

29ページの今、課長からご答弁をいただきましたけれども、本来は指定管理者制度というのははっきりしているわけですね。自治体として、民間に任せの方がいいだろう、それには効果がちゃんと上がるよ、だから民間を導入してやるべきではないかということで、財政の効率化ということを含めて導入したらいかがでしょうかということですが、この3事業については採算ベースではないからというお話がありましたけれども、そうしましたら、それぞれ事業費が掲げられておりますが、この事業費の内容というのはどうなんですか。どういう内容の事業費なのか、もう一度原点に返ってお伺いしたいと思います。要は人件費のみなのか、運営というのはどういった運営費を事業費として組んだのかということの基本的なことからもう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

要は人件費のみの運営であれば、その人件費はどういう方を対象にした人件費を繰り出したのかどうか。例えば市の職員がそこに行っていて、それを賄おうと思ったら、クラスによって違いますよね。課長クラスが行けば、当然金額は高いし、その辺のところで変えられる要素があるというふうに考えられますけれども、基本的にはどうなんですか、この三つの事業費というのはどういう内容かどうか。

それから、1点漏れておりましたのでお伺いいたします。

衛生費の関係、ちょっと順不同で恐縮ですが、46ページに担当課長の方からご説明をいただきました。これを見ると、臨時職員の方を雇ったことによって、何か効果が上がったというふうにとらえられるんですけども、やらなければいけない事業というのは、製本費とか、いろいろありますけれども、これは臨時職員でなければならなかったのかどうか。いろいろなケースが考えられますよね。今いる方々で対応できないから臨時職員、あるいは臨時職員でなくても違った方法があったのかどうかという幾つかの考えに立って、平成18年度は臨時の方を採用して、それらを含めて環境衛生対策事業というものを進めてきたのかどうかという経緯についてはどうだったのでしょうか。

細々した事業の内容は別にしても、3,829万円という一般財源を繰り出してこの事業を進めたわけですが、事業効果の中には、臨時職員の雇用によって迅速な対応ができたという、こういったことが書かれてありますから、何か趣旨が臨時職員の方がいなければしょうがないよという感じにとれるんですけども、その点も含めて、経過を含めて、もう少し

詳しくお願いしたいのが質問漏れしていたものですから、お願いいたします。

38ページにつきましては分かりました。

44ページ、今、老人保健の事業関係で詳しくご説明をいただいて、ありがとうございます。ここまで把握されているわけです。そこが大事だと思うんです。ですから、確かに事業費を計上して、やりましたよということはいいいんですけれども、ここに隠されている方々が本当に早期発見してよかったなと思われることが事業として成果として上がらなければいけないと思うんです。

ですから、そういった説明も、あえて数値的に出すということは、見えるわけですから、その辺は別にしても、これをやったことによって、事業費としてはこれだけ計上できました、したがってこういった予防効果がありましたという説明をぜひしてほしいんです。そうすれば、去年よりもだいぶ増えたなど。この方々は大丈夫かなと心配を皆さんしていると思うんです。さらにその方々は受けたけれども、大丈夫だった、手術したけれども、よかったな、そういうふうと思われるような事業効果をお願いしたいんです。それでない、やった意味がなくなってしまうから、せっかく調べていただいて、追跡までされています。

ですから、そこまで十分把握されているわけですから、決算の時にはこういった事業をやりました、実は再検した結果こうであって、その方はこうでした、ちゃんと把握していますよ、したがって予防はすごく大事ですということを言っていただければ、本当にいい事業ですから、検診も高めていただくと同時に、そういったこともぜひお願いしたいと、これは要望で終わります。

45ページですけれども、590名の方が母子手帳をお持ちです。そうしますと、中身を見ると、1歳8か月云々についてはよく分かります。かなりの方が受けているというふうに理解できます。やはりこれもせっかく全員の方に通知をしているということですから、説明の中で全員に通知をして、今回こうでした。自発的に来てくれる方もありますけれども、自発的に来れなかった人も再度来てもらうように努力をしていただくということがこの中には必要かと思うので、その辺のフォローはぜひ今後ともお願いしたいと思います。これも答弁はいりません。幾つか答弁をお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず決算書の25ページの関係でございますけれども、免責がございまして、不納欠損させていただいたという中で、これはたまたま今まで分割で

お願いしておりましたものが1年分残っておりまして、そのほかにはございませんということでございます。

それから、まさしく現年分の保育料を滞納しないようにきちんと指導をしていけば、過年度分にそれが繰り越されるということはより少なくなってくるわけですので、そういう部分で現年度分の保育料の滞納が無いような、そういう状況をとりたいなということをお願いしているところでございます。

それで、払いたくても払えないのか、払わないのかということでございますが、これらにつきましては、所得が前年度あって、次の年、たまたま離婚等いろいろな理由によって、母子家庭になってしまうとか、そういう中で収入が不安定になってくるとかということで、次の年に今まで働いていたものが働けなくて、なかなか収入を確保できないということで、払いたくても払えないという方が結構大勢おります。

それで、中にはずるい、そういうような人も事実ございます。したがって、そういうような方については、とにかく家へ直接出向いてお願いをする、本人に何遍となく電話をかけ、また保育所に子どもを送ってきた時にもお願いする、そういうような対応をとっております。

それから、どうしても払えないという方については、先ほども申し上げましたが、分割でもお支払いいただくような、そういうことを小まめにお願いしております。また、この770万円の不納欠損の中には、海外の方へお母さんが帰ってしまって、それで払ってもらえないというような状況の保護者も何名かいらっしゃることは事実です。

それから、指定管理者の方の関係ですが、まずこの3施設につきましては、それぞれ市からも派遣職員を、3施設ではございませんが、福祉協会と社会福祉協議会の方では、市の職員も派遣しております。それらの職員の人件費につきましては、また別に補助金というような形で支出をしておりますので、この指定管理料そのものについては、従来市の一般財源の中で光熱水費はこれぐらい、それからもろもろの浄化槽から始まっているいろいろな法定の検査に対する委託料だとか、そういうようなものはこのぐらいという、今までの実績に基づいて指定管理料そのものを決定しております。

そういう中で人件費部分だけに限って申し上げますと、社会福祉協議会の方には臨時作業員として、これは1名、指定管理料の中に人件費が入っております。それから、福祉協会の方につきましては、事務員、作業員、合計4名おりますが、この人件費もこの中に含まれております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 説明資料の賃金関係の臨時職員の関係でございますけれども、経緯と効果というお話でしたけれども、経緯としましては、これは多分だいぶ古い作業員を扱っておりまして、昔の失対事業からの扱いもあるのかなと。三・四十年はこのような形でうちの方はずっと頼んでおります。

仕事の内容としては、公共機関からのごみの回収とか、そういうもろもろのものをやっております。また、一般市民からの苦情に対応するために、その苦情の解決を図るために、大きな意味ではごみが散乱しているとか、そういう時にはこの方々にお願いしてやっております。ですから、正規の職員ですと、当然ながら賃金的にも大幅に違いますし、そういう形で臨時職員という形で雇用しております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

決算書の25ページの関係、詳しくご説明をいただきましたけれども、やはりお子さんが中心ですね。本当は払うとか払わないとかということではなくて、払わなくてはいけませんよね。担当者の方は大変ですけれども、そこをしっかりと言うということがいかに大事かということは、私でなくても、きっと皆さんそうだと思いますが、担当者の方は本当に大変だと思いますけれども、入り口部分で厳しいことを言っていかれて、これは納めるべきなんだということを言っていたかないと、こういったことについてはなくならないというふうに思いますし、そういった意味では大変でございますけれども、ぜひ関係者の方々、ご努力大変ですけれども、保育所の運営に当たって、納めるべきものは納めるんだ。入り口でなくしておけば、次は無いわけですから、そういった意味で外国の方もいるでしょうけれども、はっきりと言っていて、厳しい対応をとっていただいて、気持ちの中では大変だけれども、頼むよと、お願いしますという気持ちで接触していただければと思います。

29ページの関係ですが、指定管理者制度のあるべき姿、考え方ということを考えますと、平成18年度決算に当たっては、今までの事業費をそのまま踏襲してきたのかなという感じが伝わってくるんです。そうすると、何で指定管理者制度を導入したのか、国から言われたから仕方なくこの3件についてはやってしまったのかなということしか判断できない部分が本当にあります。

ですから、今、人件費が含まれているということであれば、その辺については人事交流とか、あるいは本来あるべき姿に戻して、それぞれの事業体にはそれぞれの執行される役員とかがいるわけですから、本来そういった方々が十分議論して、指定管理者制度が導入されていれば、もっと削減するような努力というのは必要だと思います。そういうことを平成18年度の決算の説明書の中では感じました。この点は強く反省を求めたいと思います。

以上で質疑を終わります。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑がありましたらお願いします。

林委員。

- 委員（林 一雄） 簡単に2点だけお伺いします。

説明資料の39ページになりますけれども、出産祝金等支給事業なんですけれども、真ん中の表から出生が77名、770万円、小学校入学時に61名、305万円ですか、こういった金額になっていると思うんですけれども、旧旭市には人口が多いから、多分多いと思いますけれども、参考のために分かれば、旧旭市と旧3町分の出生は77名の内訳はどうなっているか、61名の内訳はどうなっているかをお伺いいたします。

次に、もう1点なんですけれども、決算書の145ページになりますけれども、生活保護の扶助費なんですけれども、この生活保護扶助費に生活扶助費と介護扶助費まで7扶助費がございますけれども、この人員別が分かればお伺いをしたいと思います。

それから、生活保護費で近年の数字が、生活保護を受ける方が多くなっていると思うんですけれども、その増加の様子を分かればお聞きしたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） ただいまのご質問の出産祝金の関係につきまして、1市3町に分けて、数字を今持っておりませんので、ただいま用意させていただきます。

それから、生保の関係でございますが、決算書の145ページでございますけれども、扶助費の中で順を追って人数を申し上げますので、お願いしたいと思います。

生活扶助では269人でございます。それから、住宅扶助が155人、教育扶助が5人、医療扶助が186人、葬祭扶助が1人、施設事務費が15人、生業扶助が2人、介護扶助が29人ということでございます。

それで、委員が今おっしゃられましたように、生活保護に至る傾向というものは、ここ数年多くなってきている状況でございます。それで、実際に保護率で申し上げますと、今、旭市の場合には3.7パーミルということで、県平均でいきますと、県平均が7.幾つになっているかと思っておりますけれども、そういう状況からはまだ少ないんですが、実際に高齢者の単身世帯等がやはり増えておりますので、そういう部分での生活保護に至る傾向というものは若干増加傾向にあるということでございます。

実際に今、毎月扶助費として支払っているのは、世帯で申し上げますと220前後でございます。それから、人数で申し上げますと約270前後ということで、それが少しずつ増加の傾向が見られるという状況でございます。

また、出産祝金の関係につきましては、資料が届き次第ご報告させていただきます。

- 委員長（高木武雄） 林委員。

- 委員（林 一雄） 扶助費の再質疑をさせていただきます。

今、課長がお話しになって、だんだん世帯数と人数が増えていくということになりますと、この予算がだんだん金額が大きくなるのは当然だと思うんですけども、これから先、どのくらい増えていくか分かりませんけれども、1件の月の減額の考えはこれからはなければならないと思うんですけども、その見通しについて分かれば、これからの生活保護に関して分かればお伺いしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） これは市で単独にということでもございませんので、国の基準に基づきまして、それら扶助費を決定していくものでございますので、そういう部分におきましては、市はとにかく扶助費を抑えていくといったらおかしいんですけども、生活保護に至らないような自立のための指導、それらを積極的に実施していくことに尽きるわ

けてございますけれども、実際に当該者を扶養できる人がほかにいないのかどうなのか。それから、その方が持っていらっしゃる財産的なもの、預貯金的なもの、そういうようなもの、もちろん生活保護に至る際には、きちんとそれらは調査はかけますが、そういう部分で収入の確保というようなものが本当にこれで間違いないのかどうなのか、年金を含めまして、そういう部分での調査は今後も今まで以上にしっかりやっていかなければならないということを考えております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

- 委員（平野忠作） 質問します。

決算書の143ページのなのはな子育て応援事業という事業がございますけれども、117万9,524円、これはどのような事業なんのでしょうか、簡単でよろしいんですけれども、お願いします。

- 委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） この事業につきましては、ただいま実施しております保育所は公立で申し上げますと、日の出ととみうら、干潟、三川、まんざい、古城、6保育所でこの事業を実施しております。それで、これは地域の異年齢児の子どもたちとの交流、それから保護者の育児相談、育児に関する講座、そういうようなものを保育所で実施しております。それから、そのほかに園庭開放ということで、園庭を開放する日をそれぞれ保育所で定めまして、地域の子どもたちが自由にお母さんなりと遊びに来れるように、そういうような事業でございます。なお、民間の保育所は、この6保育所にプラス、サンライズベビーホーム、広原保育所2か所が民間の保育所では実施しております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はございませんか。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） 個々に見ると、聞きたいことが山ほどありまして、あしたまでかかってしまうのかなと。非常に難しい複雑な分野なんだろうと思うんです。ですけれども、民生費、衛生費というのは、直接市民にかかわる分野ですから、その中で不用額が合計で約6億円あるんですかね。それで、心配なのは、そういったサービス面が十分に行き届いているの

かなと。当初の予算から見て、合計で6億円くらい不用にしていると思うんですけれども、予算が粗いのか、それとも手が回らなくていかなかったのか、それを心配するわけです。

二つだけ代表的なものとしてお伺いしたいんですけれども、小さな話なんですけど、歳入の方だけで、歳入は多分この分野でいいんだと思うんですけれども、さっきお伺いしようと思ったんですが、飯岡福祉センター使用料77万4,200円、小さいですけれども、当初予算は35万円です。全体に施設利用料というのはみんな上がっているんですけれども、値段が上がっているのではなくて、多分使用回数が増えているんだと思うんですけれども。

それから、雑入の部分で、決算書の49ページです。1番から7番まであって、だいたいこの分野の収入なんだと思うんですけれども、過年度収入分ということで、予算書ではたしか4番の生活保護法第73条分、2,000万円しか上がっていないのかなと。

だから、予算がちょっと粗いのかなと感じちゃうわけです。6億円の不用額を残したわけなんですけれども、来年度はできるだけもう少し確実な予算にさせていただいて、もう予算は出ちゃっていますけれども、予算どおりに実行できないものなのかなと、そういった心配をするわけです。歳出の方も見ていったら切りがないので、これを聞いていると、本当にあしたになっちゃうので、あしたでも終わらないかもしれないですけれども、取りあえず今の、代表的に2点お伺いできればと思います。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） まず、飯岡福祉センターの使用料の収入、25ページでございますけれども、これにつきましては確かに委員おっしゃられますように、合併によって施設が周知できたというようなことも含めまして、利用される方が増えているという状況でございます。

それから、もう一つ、過年度分の収入の関係でございますけれども、これらはどうしても扶助費そのものが年度当初国も県も市もそうなんですけど、予定していた人数との兼ね合い、それからもろもろの障害の程度等との関係、そういうような部分でどうしても年度初め、当初予算の中ではそれらが確定できませんので、そういう部分で年度末に精算をした中で、次年度にその精算分が収入として入ってくるということになります。

それから、歳出の方でも、扶助費等に不用額が生ずるということにつきましては、やはり人数等との関係がありまして、その辺での実績に対する見込みがなかなかつかみづらいというようなことで、不用額が多くなってきってしまうというようなことでございます。

それから、先ほどの林委員の出産祝金の関係で申し上げますと、資料の39ページでございますが、出生が77名、そのうち旧旭市の地区が43名、それから小学校の入学祝金でございますが、61名の中で旧旭市の件数は33件ということでございます。約半分くらいになりますでしょうか、これらは旧旭市の方に支給しているという状況でございます。

以上です。

(「私の方は了解しました」の声あり)

○委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(高木武雄) 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時30分

○委員長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各担当課長にお願いを申し上げます。補足説明、重点事業等、あるいは前年度、平年度と大きく変わったところの説明を簡便にしていきたいと思います。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長(神原房雄) それでは、商工観光課所管しております5款及び7款について補足説明をいたします。

初めに、5款労働費です。

決算書につきましては179ページから185ページになります。

労働費につきましては、勤労青少年ホーム、働く婦人の家の管理及び労働費として職業相談室の運営支援が主なものでございます。

初めに、勤労青少年ホームについて説明いたします。

決算書の181ページになります。

勤労青少年ホームにつきましては、施設の老朽化に伴いまして、平成18年9月議会で承認をいただきまして、10月1日に用途廃止の手続きを行い、12月25日に取り壊しを完了いたしました。

次に、183ページ、働く婦人の家の活動費について説明いたします。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労家庭の主婦の一般教養及び職業、家庭生活技術の習得を目的に、各種講座や講習会を開催しております。主要講座といたしまして、講座数で32講座を開催し、回数で268回、延べ受講者につきましては3,910人となっております。これにつきましては、女性の知識の向上、社会参加の促進が図られたものでございます。

次に、183ページの一番下になります。

職業相談室の運営支援について説明したいと思います。

職業相談につきましては、従来の高年齢者パートタイマー職業相談室が廃止されまして、7月3日から旭市地域職業相談室と名称を変更しまして、業務を拡充いたしました。相談員が3名の配置で、求人情報の閲覧用のパソコンを設置したりしまして、相談体制を充実したところでございます。

相談室の利用状況を見てみますと、平成18年4月から6月までについては、従来の高年齢者パートタイマーということで1,931人、月平均では644人で行っていました。7月からは変わりがまして、平成19年3月末日までで1万680人、月平均につきましては1,187人ということになりまして、従来の倍の求職者が来庁しております。これにつきましても、利便性の向上が図られたところでございます。

以上が5款の説明でございます。

次に、7款の説明をいたします。

7款につきましては、決算書213ページから227ページになります。

その中で商工業及び観光の振興に関する主な事業について説明いたします。

決算書の215ページをお願いいたします。

初めに、商工業振興事務費の19節負担金補助及び交付金のうち主なものについて申し上げます。

商工業の総合的な発展と振興を図るためと旭市商工会への運営補助として、商工会育成補助金1,746万8,000円、次の商工会の合併記念事業補助金200万円は、商工会の合併による新商工会の事務体制の効率化と巡回相談、窓口相談の充実を図るための経費に補助したもので

ございます。

次の旭市土地開発公社運営補助金につきましては254万円ということで、公社で雇用する臨時職員1名に係る人件費相当分を補助したものでございます。

次に、商業活性化事業について申し上げます。

決算に関する説明資料63ページ、また決算書は217ページとなります。

商店街が活性化対策として実施する事業等に対し補助するものでありまして、商店街等活性化事業でイベントの補助として5団体、162万円、商店街振興事業への補助として、プレミアム付商品券発行事業、3商店街への運営費補助合わせて758万円、次の施設整備事業で4団体、一番大きなものは飯岡地区の街路灯設置事業70基、490万円、そのほか駐車場の借り上げ事業、3団体合わせて651万3,000円、それからこれは隔年で実施しておりますが、商工業後継者海外研修補助金として94万5,000円、スターライトファンタジーの開催への補助金として140万円でございます。

次に、決算に関する説明資料は64ページ、決算書では219ページ以降となります。

ここでは観光振興に関する事業をまとめて記載しております。観光客の誘致を図るため、観光資源のPRや施設整備を行うとともに、イベントなどの開催に際しまして、観光協会等の関係団体に助成したものでございます。袋公園のさくらまつり、七夕市民まつり、いいおかYOU・遊フェスティバル、サマーフェスタin矢指ヶ浦、そのほか砂の彫刻美術展の開催補助金等でございます。これによって、観光客の誘致が図られたものでございます。

次に、決算書になりますが、225ページ、飯岡刑部岬展望館の維持管理費でございます。飯岡刑部岬展望館につきましては、平成18年4月から旭市が指定管理者となりまして、千葉県との委託契約によりまして維持管理を行っているものでございます。

最後に、その下になりますが、長熊釣堀センターの管理費でございます。内容としては、施設の維持管理に関する経費が主なものでございまして、その中で227ページになります。15節の工事請負費194万2,500円につきましては、浮き桟橋改修工事並びにフェンス改修工事を実施し、快適で安全な施設の改修を行いました。

以上が商工観光課に関連する主な事業の補足説明でございます。

- 委員長（高木武雄） 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（小田雄治） 続きまして、第6款になります。

決算書の184ページをご覧いただきたいと思います。

6款農林水産業費における1項1目農業委員会費、支出済額2,379万8,032円が農業委員会

事務局にかかわるすべてであります。内訳は、右の備考欄にありますように、1、農業委員報酬として、会長以下28人の委員報酬1,286万4,000円、2といたしまして、農業委員会運営費1,010万4,452円、これは農家台帳基本システム等の合併に伴うための対応を図った電算業務委託料が主たるものでございます。

次のページになりますが、同じく右の備考欄、中段になりますけれども、3、農業者年金業務受託事業82万9,580円、これは農業者年金の被保険者及び受給権者等からの相談、申請事務について、農業者年金基金から委託を受けて行っている事務事業の推進費でございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課関係につきまして、平成18年度の実績等につきまして簡単に補足説明をさせていただきます。

主に農水産課につきましては、お米、あるいは野菜、畜産、そういうものにつきまして取り組んだ内容等につきまして、最初に説明させていただきます。

お米につきましては、ご承知のようになかなか単価が上がらない情勢になっておりますけれども、売れる米づくりの視点に立ちまして、施策を組みまして、193ページにありますような売れる米づくりに対しましての支援を行っております。具体的には、生活クラブ、生協、そういうところとタイアップしながら、消費者の方にも米づくり等を体験していただきながら、有利販売に結び付くということでやっております。また、経営構造対策事業等で機械施設等につきまして、農家への国庫補助の導入によりまして支援策をいただいております。

あと野菜等につきましては、決算書の中の197ページ、ここの中に園芸王国ちばという事業がございます。これに基づきまして、県から支援をいただきまして、認定農業者等が4分の1補助金をいただいて、施設園芸の規模拡大を図る、そういう事業に取り組んでおります。そういうことで、施設園芸の規模拡大で農業のさらなる振興を図っております。

それと、畜産関係につきましては、主に193ページ等にありますけれども、平成18年度、環境整備、それと自給飼料の確保等に基づきまして事業を実施させていただきました。

環境整備につきましては、畜産農家が地域に歓迎されるような経営ということで、施設から出るにおい、あるいはいろいろな堆肥の有効活用、そういうものに対しまして、国県の補助金を使いまして、施設整備を行っております。

あるいは自給飼料の関係等につきましては、県から支援をいただきまして、稲わらの確保を整備するということで、1団体につきまして支援を行っております。それと、特に平成18

年度につきましては、コンビニ等から出ます食品残渣をひとつ畜産のえさにしようということで取り組みまして、既に本年4月から稼働しているところでございます。

あと、基盤整備関係につきましては、ご承知のように、万力、万才 期、富浦、東城神代、そういう所で順調に現在基盤整備を進めております。ただ、我が方としましては、平成18年からなるべく基盤ができた所に単なるお米を作るということではなくて、いろいろな作物を作ろうということで、試験的に施策として動いております。

それと、食農教育の推進ということで、195ページ等書いてありますけれども、地産地消の推進事業、そういうことも平成18年度に取り組みさせていただきました。子どもたちにお米を使って食育をしようということで、手巻きずしをみんなで作ってもらうとか、そういう活動を平成18年に実施しております。

水産関係等につきまして、飯岡漁港は県下2番目の水揚げを誇るところでございます。213ページにあります飯岡の漁港の整備ということで、実は漁港を整備しようということで、特に堤防につきましては釣りができる、あるいは散歩ができるような、現在は入ってはいけないという堤防でありますけれども、逆な発想で、そういう施設を利用しようということで、平成18年から7年継続の事業として現在動いております。そういうことで、平成18年はそういう視点に立ちまして活動を起こさせていただきました。

具体的な内容につきましては、決算の方の説明資料に大きな事業等につきましては掲載させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 机の上に建設課から平成18年度の予算科目別工事一覧表というのが配られているはずで。これに基づきましてご説明申し上げます。

したがいまして、決算書と説明資料の説明はいたしません。

3枚とじてございます。

1ページ目をご覧いただきたいと思います。

これは工事費と業務委託をすべて記載したものでございます。

1ページ目、8款2項第1目、第1目というのは土木総務費でございます。3件の道路台帳の補正業務を行いましたというものであります。

次に、8款2項2目13節、2目は道路維持費です。道路の維持補修の目です。ここに8款2項2目13節がずっと並んでいますけれども、下の方から二つ目と一番下、「外2線」といきなり入っていますので、これは忍坂横根線のことです。防衛の補助事業でございます。恵

天堂から塙新町に通じる道路の物件補償やら用地測量のことでございます。

8款2項2目15節、節はご覧のとおりでございます。道路の維持補修の関係を並べたものでございます。2ページ目まで続きます。

それから、2ページ目の真ん中から下、8款2項3目13節、3目は道路新設改良費でございます。砂利道を舗装したり、狭い道路を広げたり、側溝を付けたり、それが改良費でございます。3ページ目に続きます。

一番下に8款2項4目があります。4目は橋梁維持費です。この維持費のところに路線名、「無名橋外」とだけ入っています。これは「外」ですから、二つございます。大利根用水にかかる川口地先の名前の無い橋と鎌数伊勢大神宮西側の谷丁場遊正線にかかっている更正橋という橋の二つを調べました。

工事件数合計で106件、4億9,500万円というものでございました。ちなみにすべての請負率を申し上げます。請負率というものは、設計額と契約額の割合なんですけれども、91.0%でございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 決算説明資料73ページ、決算書は243ページ、お願いいたします。

街路整備事業、谷丁場遊正線について説明いたします。

この事業の用地取得につきましては、土地開発公社によりまして先行取得を行っております。今年度に市の方に買い戻しする予定でございます。用地取得分は国道126号から南側部分900メートルでございます。すべてこれは土地開発公社により先行取得を行っております。この事業の取得すべき用地面積は全体で約1万5,000平米でございます。平成18年度までに取得しました面積は5,046.84平米です。進捗率は約34%でございます。ちなみに平成18年度に取得した面積は1,224.4平米でございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野 浩） 2点ほどお願いしたいと思います。

決算書の239ページ、橋梁維持費ですか、それについてどの程度の点検を実施したのか、また維持補修箇所は何か所くらい見つかったのか、それと維持補修の実施に向けた整備計画ですけれども、どのようなものなのかお伺いします。

2点目でございますけれども、決算書の253ページ、市営住宅の耐震診断調査事業でございますけれども、診断結果についてはどうであったのか、その2点についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 239ページ、一番下ですね、241ページの一番上を見ていただきたいと思います。ここに橋梁点検業務委託料241万5,000円、まず場所から、先ほど私、工事一覧表の中で一番最後に二つ申し上げました。川口地先の名の無い川、大利根にかかる橋が一つ、それからもう一つは鎌数伊勢大神宮の西側の谷丁場遊正線にかかる更正橋、これが二つでございます。

内容ですけれども、外観だけでなく、ひび割れたとか、鉄筋に影響が及んでいるとか、そういったことを事細かくチェックする業務でございます。

結論を申し上げます。川口地先の無名橋につきましては、外観は舗装のはがれ等ありましたんですけれども、これは影響の無い範囲のはがれでございました。それから、更正橋につきましては、0.1ミリから0.4ミリのひびが見つかりました。でも、これも橋台、上部の橋げたも致命的な弱りではなかった、そんな状況でございました。

以上です。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 市営住宅の耐震診断の調査事業ということで、結果はどうだったかということでございます。

申し訳ございません。決算資料の78ページをご覧くださいと思います。

ここに実施しました事業の概要がございます。昭和56年5月以前に建築された市営住宅のうち古いものはちょっとやっていないんですけれども、耐用年数に満たない特に鉄筋コンクリート造の住宅ということで、4階建ての市営住宅が市には2か所ございます。それがそこに書いてございますように、双葉団地のA、これは地上4階1,476平米、下永井団地、これも地上4階777平米ということで、耐震診断を実施いたしました。耐震診断の結果ですけれども、両住宅とも各階で目標値を上回っておりまして、耐震性能は確保されているという結

果でございました。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 平野委員。

○委員（平野 浩） 橋梁の維持費でございますけれども、2か所だけということですか。ほかの部分についてはどうだったんでしょうか、その点をお伺いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今回は2か所だけでございます。全体の計画、さかのぼりまして、平成15年に大々的な点検を行いました。ただ、それは合併前でありますので、今回はとにかくそれに基づきました2か所のみということで、平成19年度は飯岡に矢指橋という橋があるんですけれども、その橋を点検するということになっております。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 建設課長に1点だけお願い申し上げます。

防衛施設周辺民生安定事業となっておりますが、国と県の支出金が1,000万円ちょっとありますが、国の方からの助成は幾らぐらいありますか、教えてください。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 説明資料の71ページを見た方がよろしいでしょうか。ここに防衛施設周辺民生安定事業というのがあります。今、委員が質問された国・県支出金、これは全部国でございます。防衛省の補助事業であります。75%が国から来ているというものであります。

以上です。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 前回500万円ちょっとと聞いたけれども、これは違ったのかな。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） すみません、その前回という意味は、申し訳ないです、本当によく分からないですけれども、平成19年度は塙新町にも向けてやりますけれども、平成18年度はさらにその西側を行ったのがこれです。ほとんど予算どおりだと思いますけれども。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 私の聞き間違いかも知れないけれども、もう少し調べて、またの機会に質問します。

○委員長（高木武雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 先ほどちょっと配られた一覧表と重なるかもしれないんですけども、決算書の235ページ、8款土木費の備考に道路維持補修事業についての1億795万7,200円のうち13節委託料、道路補修委託料1,480万5,000円について質問いたします。

委託業者は何社あるのか、どこへお願いしているのか、またどの程度の補修をしているのかお伺いいたします。

2点目に、次に15節工事請負費9,315万2,200円についての内容についてお伺いいたします。

説明資料66ページになりますが、工事の本数、38本とございますが、場所につきまして詳しく教えていただきたいと思います。こちらの方の15節で配られたので、よろしいか、ちょっと分からないんですけども、よろしくお伺いいたします。

次に、備考3、交通安全施設維持補修事業について1,801万8,694円のうち、11節需用費46万4,206円の維持補修費について内容を教えていただきたいと思います。

説明資料66ページになりますが、道路照明灯23基についての内訳を教えてください。場所はどこに付けたのかお伺いいたします。地区別で結構ですので、教えてください。

次に、15節工事請負費1,669万5,000円について、交通安全施設整備工事の内容についてお伺いいたします。

やはり説明資料66ページになりますが、道路照明灯2基は明細ではちょっと出ていないんですけども、2基で幾らなのか、またこのずっと下に続きますけれども、道路標識が5基で幾らなのか、カーブミラー45基で幾らなのか、区画線8,112メートルで幾らなのか、カラー舗装353平方メートルで幾らなのか、防止さく42メートルで幾らなのか、ガードレール101メートルで幾らなのか、舗装工81平方メートルで幾らなのか、車止めポスト10本で幾らなのか、道路びょう2本で幾らなのか、視線誘導標5本で幾らなのか、L型側溝12メートルで幾らなのか、大変細かいんですけども、教えていただきたいと思います。

また、カーブミラー45基のうち、地区別に何基ずつ設置されているのか、また分かりましたら教えていただきたいと思います。

それから、カラー舗装工が何か所で場所はどのような所にされたのか、よろしくお伺いいたします。

それから、Ｌ型側溝ですけれども、やはり12メートルとありますけれども、何か所か、また最後にこれらの工事はどこの業者へお願いしているのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 順不同になると思いますけれども、決算書の235ページからお願いします。委託料の質問がございました。13の委託料、道路補修委託料です。これは年間通じての委託でございます。急に穴があいたとか、急にどこかが陥没したとか、そういうところを年間を通じて阿部建設に頼んでおります。結果として、154か所を補修しました。

ただ、委員の中で何社の業者でどうだったかという経過書を残念ながら資料としてありませんが、その辺はご了承いただきたいと思います。市内の業者の入札を行った結果です。１社随契ではありません。

それから、続きまして同じページの11の需用費、維持補修費、照明灯の関係ですね、23基でございます。これは各地区ごと、困っちゃうんですけれども、市内全域であります。維持補修ですから、新設ではなくて、球切れです。この辺ももっと細かく言わないでもらいたいと思います。すみません。

それから、３番の交通安全設備工事、これは先ほど説明しました一覧表の中の８款２項２目15節の中に維持補修費、それからもう一つ、質問がございました。説明資料の66ページの38本はどこですかというのが、この38本と交通安全施設整備工事の1,600万円の、全部ここに載っております。

それと、最後、道路照明からＬ型側溝をずっと言われて、それぞれの金額は残念ながら出ません。出ませんというのは、設計書がありまして、その業者が幾らでとったかというところまでは別に求めていませんので、先ほど説明しました一覧表の中に交通安全設備工事というのがその１、その２、その３、その４とずっと並んでいます。それを足し算したのがこの説明資料であり、決算書になっておりますので、個々に照明灯は幾らで契約したのかと言われても、ちょっと分かりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

地区ごとですか、この辺もかなりの数になりますけれども、終わるまでに職員に今調べてもらいますので、時間をいただきたいと思います。道路照明からＬ型側溝までの地区別にもう少し細かくということですね、時間をいただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（高木武雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

- 委員長（高木武雄） 伊藤委員の質問に対して、建設課長、後ほどいいから、きちんとした資料を後で出してください。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

- 委員（向後悦世） 私は商工費のところの225ページに載っている飯岡刑部岬展望館の維持管理費についてお尋ねしたいと思います。

この施設は、旧町が管理費を委託されまして、管理費六百何十万円かいて、管理してきましたが、現在維持管理を県から委託されたというような説明がありまして、そうすると維持管理費だから、1,397万8,907円、県から維持管理費として出るお金なのかどうかお尋ねしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 飯岡刑部岬展望館の管理運営委託金として決算書の41ページになりますが、県支出金の中での保健衛生費委託金、そこに計上してございますとおり659万4,000円が維持管理費として来ております。

- 委員長（高木武雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） では、現在維持管理費が1,397万8,000円という数字が出ていますけれども、六百何十万円からの1,397万円に対して足りない分、これは市の方から支出しているということですか。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） これは市の方の支出でございます。

- 委員長（高木武雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） ただいま県の方から維持管理を委託されたというような話だったみたいな感じがすけれども、その辺について実際のところお尋ねしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 確かに総額的には1,397万8,000円かかっております。その中において、維持管理費分として賃金、その他の部分について、当初指定管理者を受ける時の金額がこの654万円ということになっておりますので、それ以外の部分については市で出すと

いう部分で前々からきております。

○委員長（高木武雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 旧町の時は管理費を六百何十万円かいただいていたと思いますが、維持管理費としてではなくて管理費だったと思いますが、その点についてお尋ねします。

○委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 維持管理費という部分の中に管理するための賃金、共済費、それから修繕、光熱水費、いろいろなものがございます。そのあとにも警備委託料、工事、財産購入費もここに432万9,000円と。ですから、直接維持管理をする経費に対しての歳入というふうになっていますので、確かに飯岡刑部岬展望館維持管理費はすべてのものを含んで1,397万8,000円になっていますけれども、ここには展望館の公園の用地の取得であったり、そういうものもすべて含んだ中で1,397万8,000円という部分ですから、維持管理費に直接関係しないものも入っておりますので、基本的には維持管理をする費用としては、この歳入の額である程度賄えるという部分でございます。

○委員長（高木武雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 用地の取得とありましたけれども、用地の取得はどこをする予定なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 決算書の225ページの17節を見ていただきたいんですが、これは上永井の公園の土地を平成10年に用地取得しまして、そのものの償還額がここに計上されているということでございますので、今新たに取得したということではありません。もう1本については、平成11年度に同じく上永井の堀切の場所を取得しております。その償還金もすべて含んでいますので、維持管理として直接関係しない部分も含めた中での1,300万円ということですので、ですから指定管理者を受ける時に維持管理としてかかる費用はこれぐらいだと示された金額で、ほぼ維持管理については足りているということでございます。

○委員長（高木武雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今までは県の方から管理を委託されていたと思いますがけれども、維持管理費を県の方から委託されたということになると、結構高額の施設でしょうから、市の負担も多くなるかと思いますがけれども、そこら辺はもう少し具体的にお話しいただければあり

がたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 基本的には賃金であったり、消耗品であったり、光熱水費であったり、そういうもので歳入は賄えると。ただ、修繕の中で自動ドアが壊れたりとか、そういう部分については随時県の方に話をしまして、その部分については県の方で修繕をしてもらえるというふうになっておりますので、あくまでも通常の維持管理費に対する収入として入っていますので、その部分に対してはこれで賄えるということでございます。大きなそういう修繕の部分、工事の部分が出た場合は、新たな負担として県から入ってくるということになります。

- 委員長（高木武雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） だいたい分かりました。細かいことは、時間もあまりありませんので、後ほどお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 七巳） 二つほどちょっとお聞きしたいと思います。

一つは、引き続き一般質問から農業の問題に関して、説明資料の54ページの園芸王国ちばの強化事業の内容をもう少し聞きたいと思います。

それと、資料の63ページの後継者海外研修育成事業の内容をもう少しお聞きしたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問の決算書の説明資料の54ページにつきまして説明させていただきます。

園芸王国ちば強化支援事業ということで、実は千葉県がご承知のように農業産出額全国第2位から第4位に落ちてしまったと。そういう危機感から、県の方では1農家に対しても支援をしようということで、平成18年から事業実施されています。以前ですと、3戸の農家が集まらないと、なかなか事業をできないというのがあったわけですが、認定農業者であれば一人でもできる。

それが（２）ハウス栽培緊急促進事業ということで、認定農業者が１戸でも、低コスト耐候性ハウス、あるいはパイプハウス、暖房機、そういうものにつきまして導入する際に、県の方から25%以内の補助をいただいて施設を設置するという事業でございます。これにつきましては、平成19年あるいは20年も続いて実施しております。県の中のだいたいの枠が旭市へ来ているというのが現実でございます。そんなことで今取り組んでおります。

それと、上の方のがんばる産地支援事業というのは、先ほどの１戸に対しての農家の支援ではなくて、３戸以上の組織に対しての補助ということで、補助率は３分の１になっております。これにつきましては、稲作農家、富浦のライスセンターのところでコンバインを１台、それと市内の主に飯岡地区のイチゴの農家でありますけれども、パイプハウス、これらの施設を導入しまして、３分の１の支援を県からいただきまして、農業者の方へ支援したという事業でございます。

以上であります。

○委員長（高木武雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、63ページの商工業の後継者海外研修補助金でございますが、これは先ほど申し上げました隔年で農水産課と商工業者、隔年での実施ということで、平成18年度は商工業という部分になっております。この補助金につきましては、補助率は研修生１人当たり経費の３分の２以内ということで、限度額20万円となっております。予算は100万円でございますが、そういう要綱で定めております。今回の研修につきましては、平成19年３月４日から６日まで、研修先は中国上海でございます。人数は９名参加しまして、先進的経済政策、活性化事業の視察ということで実施しております。

ちなみに事業費については142万3,400円かかっているという部分の中で、１人当たり15万8,160円かかっていますが、補助額としては１人10万5,000円掛ける９人ということになっております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 林委員。

○委員（林 七巳） 農業に関してはそれで分かりました。

研修先の上海についての研修の内容とか、もしくはレポートとか出ているんでしょうか。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 実績を出してもらっておりますので、その中で簡単なレポート

は入っております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 歳入1点と歳出、若干お伺いいたします。

歳入の方につきましては、29ページ、額が少なくて大変恐縮なんです、土木手数料の1万2,000円が収入未済額になっております。内容を簡単で結構ですから、お示しをいただきたいと思います。

次に、土木全体のことでお伺いいたします。

これは土木に限ったことではありません、平成18年度の決算につきましては、午前中も議論がありましたけれども、全般的に不用額が多く残っているというような状況がございます。農林水産業費は1億3,500万円余り、土木費は2億9,468万円、そういうような状況になっておりますが、予算を組んだ段階で、本会議でも説明がありましたが、工事ができなかったものとか、いろいろ要素はあると思いますけれども、予算組みがちょっと甘かったのかどうか、あるいはそれ以外の問題といたしますか、それ以外の理由があって、不用額が平成18年度は多くなったのかどうか、この辺の分析、検証をされていると思いますので、その点の内容につきましてお伺いいたしますが、決算意見書の中では、17ページに主なものというふうに書かれておりますので、概略は分かるんですけども、内容的に分析されていれば、その内容についてお示しをいただきたいと思います。

歳出ですが、絞ってお伺いしたいと思います。これも簡単にお伺いしますので、よろしくお願いします。

説明書の69ページです。

旭中央病院のアクセス道路の整備事業、これは継続で何年か続くわけですけども、平成18年度決算を迎えるに当たりまして、進捗状況、また平成19年度もスタートしておりますので、その辺の進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。これが1点です。

それから、もう1点は、74ページの旭駅前広場等整備事業ですが、今の土木と旭駅前、これは所管ですから、その都度お伺いしておりますが、平成18年度決算ということで、これにつきましても間もなく完成を見るような状況に一步一步進んでおりますので、平成18年度を締めるに当たりまして、どういう状況か、また平成19年度もスタートしておりますので、見通し、また北側の開発ということは大きな部分がありますけれども、ステーションという立場から、北側と南側を結ぶそういう将来的な部分も含めての検討、さらには完成した後がこ

れからの問題ということもありますので、でき上がった時にどうするんだということはいつ
もいつも検討しておかなければいけませんけれども、その辺の検討も含めて進捗状況をお伺
いいたします。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 不用額につきまして申し上げます。

決算書の235ページを見ていただきたいと思います。

建設課関係、土木費、真ん中から下辺り、道路新設改良事務費の左側に8,621万7,000円、
この不用額がございます。主なものを申し上げたいと、ここに不用額が集中しておりますの
で、それで申し上げたいと思います。

一番は、予算がどうのこうのではなくて、実際に名前を出しちゃいます。中央病院の入り
口の西側、川島組がございます。あそこを県と一緒に買収をずっと続けていたんです。結果
としましては、平成19年度の春に契約が終わりました。それをどうしても平成18年度にやり
たかったために残さざるを得ない。契約しまして、お金が無いではお話になりませんので、
それをやりたかった、そのために残してしまいました。具体的に申し上げますと、工事費
はそんなでもないんですけれども、用地費が1,600万円、補償費が880万円、工事費が360万
円、これはやむを得ないのかなと。自分で言うのはおかしいんですけれども、そういう状況
であります。

それと、もう一つ、網戸バイパスから川島歯科に向けて中央病院のアクセス道路、東西線
を今造っております。これは県の方に委託事業です。委託したんですけれども、用水の改修
をしていまして、あそこで非常に苦労した。県は全体の事業費を6,000万円やりたかったん
ですけれども、予算としてはそれだけやりたかったんですけれども、結果としては3,200万
円残してしまったと。それは約束違いですよということで、平成19年度にやはりやってもら
います。そういうのが主な不用額の理由と額でございます。

それと、アクセス道の進捗状況、これは平成18年度から22年度までアクセス道は進めてい
きます。平成22年度が終わりの5年目になります。最後はもちろん工事になるんですけれど
も、今はあくまでも用地交渉を中心に行っております。決算上は測量だとか、道路の設計だ
とかが入っていますけれども、基本的には用地交渉をしています。

アクセス道の東西線から南北線の国道まで、地権者が70人おります。その先、神子委員の

方を足しますと、かなりいるんですけれども、取りあえず国道までは70人おります。70人のうち約7割、協力するよと、いいよという話を受けております。ただ、契約はまた別ですけれども、今の状況はそういう状況です。非常に厳しいのが約5%おります。70人のうち非常に厳しい方が5%、そういった状況です。でも、頑張りますので、よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 歳入の方の屋外広告物の1万2,000円の未収なんですけれども、これは事務手続きの遅れからです。今、入るようになりますので。会社の方でちょっと事務手続きが遅れましたので、そういう状況でございます。屋外広告物の手数料です。要は看板手数料ですね。1件です。

それから、旭駅前線の件でございます。見通しということですから、平成18年度で進捗率で申し上げますと約66%の進捗率でございます。とにかく国体が平成22年10月に開催予定ですので、これに間に合わせるように駅前広場は整備していきたいと考えております。

それから、北側、南側との連絡、匝瑳市はたしか南側の連絡通路ができて、稼働していますけれども、私どもも一応自前で北側の絵はかかせていただきました。これからどんな方法がとれるか、いろいろ勉強していきたいと考えております。ある程度絵ができましたら、またお知らせさせていただきたいと思います。

それから、道路の完成後の件でございますけれども、これは確かに道路は完成しました、空き店舗ばかりでは何なりません。私ども商工会、また地元の商店の方々といろいろお話し合いをさせていただきまして、何かいい方法はないかといろいろ勉強しております。特に大口地権者がいらっしゃいますので、この方に特にお願いできたらと、よくお話し合いをさせていただいているんですが、今のところまだ具体的な案はございません。

本当に通過交通では何なりませんので、確かに今の状況ですと、その土地を求めて、例えば残地があって、その土地を求めて来る方はいらっしゃらないと思うんです。もう少しすれば、ある程度形が見えた時点で、やはり土地を購入するとか、駅前で商売をやってみたいという方が出てくると思います。もう少し時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、委員の農水産関係の不用額、約1億3,500万円ほどあります。この内容につきましてご説明させていただきます。

一つ目は、農業経営基盤強化資金利子補給というのがあります。これは公庫資金等、ある

いはそのほかにも近代化資金等あるわけですが、実はご承知のように、平成19年4月から無利子になっております。そのような関係で農家の方はどうしても平成18年度中借りようと思っていたものがちょっと先に延ばして、平成19年4月以降に借りれば無利子だと、そんな形で近代化資金、あるいはL資金等含めまして、これが約800万円ほど不用額が出ております。これにつきましては、どうしても3月に借りたいという方もいるのかな、そういうのもありまして、3月補正も落とさないでそのままいかせていただきました。

それと、そのほかにはいろいろな公共事業、例えば土地改良事業の部分です。これは国が50、県が35出すわけですが、国の方に話をしますと、幾らでも予算は確保、旭市に持ってきますよと。ただ、県の方の35がなかなか県予算が出せない。ただ、うちの方からは他のところで余っていたら、少しでも旭市にいただきたいということで、そういう準備段階でちゃんと予算減額はしないで、3月までやりますから、必ずほかのところで不用額が出たら旭市にいただきたい。そんな形で3月補正には落とさないで、受け入れ万端の措置をとってあるということで、そういうことで、これにつきましてはご理解いただきたいと思います。

あるいは先ほどの園芸王国ちばにつきましても、実は600万円ほど不用額が出ております。これは一部農家の方が手を挙げてやろうということで、我々も予算をやったんですけれども、いろいろな話の中で手を下げてしまったと。ただ、我々も下げた方に代わるべき方をなるべく平成18年度いっぱい探そうということで努力したわけですが、いかんせん、なかなか努力が報われなかったということであります。これにつきましては平成19年以降も続けて実施をさせていただきます。

そのほか経営構造対策事業等につきましては、1農家からキャンセルがありまして、ライスセンターを造る予定であったわけですが、急遽実は2月の時点でやらないということで、ちょっと減額補正に間に合わなかったという部分でありました。そんな不用額ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

不用額につきましては、予算組みをして、どうしてもいろいろな事由で不用額ができますけれども、努力されて不用額ということであれば大いに結構ですが、予算組みにつきましては、どうしても使えばいいということでもありませんけれども、その辺は十分気を付けていただいて、不用額が残るようであれば、いろいろな手法を使って、基金の方に繰り入れができるものであれば、その都度補正を組むという方向付けをしていただければ、不用額

というのはもっと減るのではないか。有効的に予算を使っていただくということを前提として、ぜひ検討をいただきたいと思います。

都市整備課長がお答えいただきました駅前との関係ですが、間もなく完成に近づきます。それから動いたのではしょうがないわけですから、いろいろな方の意見とか、あるいは自主的に検討していただいて、駅前をどうするかということを考えるだけでなく、何かやってみることも必要ではないかというふうにも思うわけです。

私の場合、言えいいだけだということで、それではまずいわけですが、一つの案とすれば、私もあの辺の生まれですから、やはり活気があってほしいなと思いますけれども、土地は人の土地なんですよ。ですから、行政がそこにどこまで入れるか。考えがあっても、それをいかに実行するかというのがすごく難しいと思うんですが、例えば今、課長が言われたように、人が来ることを考えるということが一番大事ですから、駅におりてもらうということからすると、何か魅力がなければ、おりてくれないわけですね。口コミというのはすごく大事なもので、一たんいいことが知れ渡ると、一度行ってみようというのが必ず起きるよ。車で来る方もあるし、電車を利用して来る方もありますけれども、その核を造るために何がいいか。

例えばお金がかからないでできる方法は食べ物屋ですよ。もちろん駅前には食べ物屋が少ないわけですから、駅前に変わった食べ物屋がある。例えば昔懐かしい焼きそばが、当時ひげと言いましたけれども、薄いもので、そこに焼きそばを入れて、いい香りがして、子どもたちが食べる。年をとった方、団塊の世代でも懐かしいなというふうにも思う気持ちがあると思うんです。それから、どんどん焼きと言いましたけれども、もんじゃ焼きでなくて、もんじゃ焼きはつぶしてはいけませんけれども、どんどん焼きはつぶしちゃう。

ごく簡単なもので食べられる、安い。そういった昔懐かしいものがあの辺に何店舗があったらどうなのかなと。餃子屋が何軒かつながったらどうなのかなと。簡単なものでいいから、プレハブでもいいから、あそこに造れたらいいな。そこに座る席がなくても、通りすがりで食べる。そういったことができたらいいなと思う気持ちは私だけではないと思うんですね。

そういった小さなことも含めながら実行できるものは何だろうかということを内部的に検討していただくとか、あるいは商工会の力をかりて、そういったことをやってみる。そうすれば、口コミで、あるいはインターネットで旭の駅前でこんなことをやっていますということがつながれば、何かいい方に行くのではないか。これは旭の駅前に限ったことではなくて、刑部岬のこともあるでしょうし、あまり手を伸ばし過ぎると困りますけれども、一つひとつ

やってみるということが大事ではないかなというふうに平成18年度の決算で思いました。

したがって、そういったことも考えるだけではなくて、やってみるということも一つ頭に入れていただいて、やれるものは予算を組んでやってみる。協力いただくものは市民に協力いただいて、お互いに協働の精神でやってみるということが、旭の駅前に課せられた本当の大きな意味での事業ではないかなと。小さいことでも大きな事業ということを一つ念頭にいただいて、ぜひお願いしたい。要望で終わります。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 2点ほどお伺いしたいと思います。

豊かな産地の米づくり支援事業195万1,719円ですか、この中の売れる米づくり推進事業補助金、これが180万円でございます、実はつい最近ですけれども、読売新聞の千葉版で、萬歳米のあれが出ていまして、畜産物の有機を入れまして、そこでおいしいお米を作りまして、高く売ろうというあれを見ましたけれども、それはこういうものでしょうか、それともまたほかに売れる米づくりで何かがあるのでしょうか。

それと、もう1点、園芸用廃プラスチック処理対策事業、これは739万8,380円、これはだいたい年間どのくらいの排出量があるものなのか、それで1トン当たりどのくらいの費用で処理されているものなののでしょうか、この2点をよろしくご説明をお願いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、委員の売れる米づくり推進事業と萬歳米の関係でございます。これにつきましては、売れる米づくり推進事業180万円につきましては、旭市の種子開発部会というところに支援をさせていただきました。……（録音漏れ）……消費者にお米を買っていただくということで取り組みをしております。そんなことで消費者と連携をとって、旭市のよさを消費者に分かっていただく。

そんなことで平成18年につきましては、農家の方に聞きましたところが農協に出荷した値段、そこにプラス1俵当たり2,000円というようなことで、生活クラブには買っていないということで、生協を迎え入れて、いろいろな交流をしながら、生協も農業を守っていただくという立場で有利販売に結び付けているということでございます。

それと、先ほど言いました萬歳米、実は日曜日に読売新聞に出まして、相当の効果がありまして、日曜日、たまたま幽学の交流事業があったわけですけれども、支所の日直2人で対

応が間に合わなかったということで、電話が鳴りっ放しだったと。現在も電話等で相当の量が来ております。多少値段的には個人的にはちょっと高目かなと思うんですけども、あの値段でも相当買っている。これにつきましては、平成18年度ベンチャー農業支援事業の中で、15万円ということで米袋の整備を支援させていただきました。この事業と萬歳米は別だということでご理解いただきたいと思います。

それと、園芸用の廃プラスチック対策事業であります。旭市全体で約336トン回収させていただきまして、東金市にあります廃プラスチック工場へ持参して、それを再利用することによって現在やっております。処理費につきましては、キロ当たり44円程度だと確認しております。市の方で県の方から補助をいただきまして、21円補助しているという形でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 大変時間もたって、すごくせいであるわけですが、せっかく決算委員会でありますので、少し要約して二つ、三つ聞きたいと思います。

一つは、決算書の195ページの市民農園の問題ですけれども、市民農園の賃借料15万8,400円、私の記憶では市民農園は二つあるわけですが、岩井の方ですか、それと旭の袋公園の所にあるわけですが、袋公園だけでも恐らく5反歩以上、5,000平米以上のものがあると思いますけれども、たしか最初に契約した時も反当たり3万円くらいということで、これが15万8,000円というと、だいたいその時の賃借料でやっているのかどうか。旭にしても、あそこの所は一番中心部で、公園もできているし、すばらしい所で、地主がそれでよく納得しているのかなと考えますが、今の状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つは、これも前々から私は聞いていた、6月議会でも一般質問させてもらったんですけれども、文化の杜公園の公園整備事業ですけれども、平成18年度も相当な決算をされているわけでありまして、ここにも計画が基本設計業務委託がありますけれども、13.8ヘクタールのうち7.9ヘクタールが買収済みだということでもありますけれども、きちっとした将来像といいましょうか、文化の杜をこうやって利用するんだというようなことを、やはりきちっとこの辺で振り返ってみて、きちっと決めるべきだと思います。

今、市民ひろばと市民憩いの場所ですか、二つ、図書館の南北、東西といいましょうか、そこにあるんですけれども、あまり利用率、あそこにはいろいろな事情があって、北側の部

分は利用されない方がいいというような部分もありますけれども、そんなにも利用率は高くないし、それで今年なんかも相当の決算では、平成18年度も1万2,487平米を増やすわけですけれども、それは当初の基本計画、市の10年の基本構想、基本計画にうたわれてあると思いますけれども、6月でも言ったように、計画変更なども視野に入れながらやっていった方が、すべて何でもかんでも今、まちづくり交付金とか、いろいろな補助金があるからやるということではなくて、どういうものを利用して、市民がどういう必要性があってやるのかということもきちんとやるべきだと思うんですけれども、その辺もう1回、今の考え方を聞かせていただきたいと思います。

それと、健康パークの問題、そろそろでき上がって、3月には一応使えるというようなことでありましたけれども、聞くところによると、何か月か延びるというようなこともあります。その延びる理由と、もう一つは、当初請け負った業者が倒産したということで、2,992万円前払いということでもありますけれども、これは全部一つも返ってこない額なんではないでしょうか。少くくは返ったようにも聞いているわけでもありますけれども、その辺のところもひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄）　ここでおはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫）　それでは、市民農園の関係につきましてお答えいたします。

この地代につきましては、鎌数地先の市民農園の分であります。面積的には6,336平米、ご承知のように、今ご案内いただきましたように、1反当たり2万5,000円で、3名の方からお借りをしております。契約期間につきましては平成20年3月31日ということでございます。2万5,000円がどうかというのは、これからちょっと検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（高木武雄）　都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸）　文化の杜公園についてお答えいたします。

文化の杜公園というのは、昭和62年から整備いたしております。今の整備というのは平成18年度から5か年で、まちづくり交付金を利用しまして5か年で整備ということでございます。この平成18年度から5か年の整備の面積が、先ほど委員おっしゃいました基本方針で出ています7.9ヘクタールです。開設している面積は約6ヘクタールということになります。

まず、公園の整備の基本方針でございますけれども、当初平成13年度に作りました計画では、面積は13.8ヘクタールで同じなんですけど、箱物が多かったんです。生涯学習館とか、歴史博物館とか、こういうものがございまして、かなりの建設費がございました。この平成18年度から新たに計画したのは、箱物を除いてございます。主に多目的広場、イベント広場、こういったものでございます。

まず、コンセプトは何を持っているかということ、一つは、県の施設が二つございます。図書館、文化会館、これらを一体利用できるような公園整備。二つ目が市民の憩いの場である、文化の拠点となるような公園。三つ目が災害時に避難できる場所、今、国が大変防災公園とこのを進めております。この公園も防災公園として整備する。この三つのコンセプトを持ちまして、基本計画を作らせていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、箱物はございません。箱物があるのは、防災公園としての備蓄倉庫とか、そういったものです。備蓄倉庫を兼ねた管理棟ですから、本当に箱物はありません。芝生広場で申しますと約5万平米ぐらいあります。サッカーですと108メートル掛ける68メートルぐらいですか、それが2面とれるような多目的広場。それから、イベント、いろいろなイベントが催しできるように、イベント広場も約4,000平米を設けてございます。こういった考え方に基きまして整備をしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

それから、パークゴルフの開設が延びること。私どもが今考えているのは、当初4月の予定でございましたけれども、4月というのはいろいろイベントがございます。例えば袋公園のさくらまつりとか、イベントもあるし、天候も不順な関係もありまして、それからもう一つの大きな理由は芝の養生ですね。どうしても4月から芝というのは伸びますので、開設するには、きちっとした芝の状況をよくしておかなければなりませんので、当初から3か月遅らせて7月に開設予定で現在考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、健康パークの工事、たしか石川組が最初にとって、倒産ということで、債権の関係でございますけれども、その時点では前払い金を払ってありまし

た。実はこの金額につきましては、全額管財人の方から市の方に入っています。

決算書の歳入51ページをご覧くださいと思います。歳入の51ページの右側の備考欄、上の方から雑入が10何番と番号が振ってありますけれども、この16番、契約保証保証金ということで3,611万7,115円、これは実際にこの中には2種類ございまして、石川組に係る分が3,600万1,615円、それから第二中学校の方も石川組はやっておりまして、第二中学校の工事の分が11万5,500円。

健康パークの分につきましては、返還金の内訳としまして、前払いしたものから出来高を引いた分が2,593万円、それから違約金、これは契約の違反ですから、違約金として997万5,000円、前払いしたものの利息について9万6,615円、つまり健康パークについては3,600万1,615円が入っています。それと、先ほど言いました一中分の11万5,500円、合わせましてこの決算書に載っておりますように3,611万7,115円、実害は無いということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 健康パークの件は分かりました。

文化の杜の件ですけれども、確かに計画の中でそういったうたい文句といいましょうか、いろいろ理想論があったわけですが、今いろいろ事業をやって、きょうですか、公債費比率が18%以上を超したというような部分の中で、まちづくり交付金、特例債、安心安全、いろいろな補助金があるわけですが、そういうものを利用しても市債は相当残るわけです。そういった中で本当にあそこにそんな公園が必要なのかということを再確認するということでもいいのではないのかなと。防災基地であれば、山の上の方へ造った方がよっぽどいいことだし、いろいろな芝生の広場とか、そういうのはスポーツの森公園もあるし、そういった部分も考えながら、ひとつ決算の方でそういう部分を参考にしながら、来年度以降、計画を見直してもらいたいと、そんなように希望するものでありますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。答弁は結構でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 明智委員のパークゴルフ場の件について、ちょっと私なりに1点だけお聞きしたいんですけれども、今、課長から来年7月ごろから使用ができるようなお話でございました。それで、当初あのゴルフ場は公認コースを取るということでございましたので、いろいろな検査があると思うんです。公認コースを取る検査の内容について分かればお聞き

したいと思うんです。

それと、公認コースを取った場合には、いろいろな大会が催されると思うんです。ですの
で、市内だけの利用者ということでなくて、市外もきっと広範囲から何かPRしないと、旭
市にパークゴルフ場ができたよということが知られないと思うんですよね。だから、それは
先になると思うんですけれども、大きな大会だとか、そんなものもできるわけなんですけれ
ども、その辺のPRをどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場は、私ども公認のコースは取ります。検査の内
容なんですけれども、これはまず造り方なんです。造り方は、あまり起伏があってはなら
ない、コースの真ん中に障害物があってはならない、そういったものが主な要件になります。
私ども、林委員ご覧になって分かると思いますけれども、今の福祉センター寄りは、当時あ
った起伏の形を利用しています。かんぼ寄りの方はなだらかな形になっております。あまり
起伏があると、公認コースを取るとするのは非常に難しいんですね。

これから私どもコースの真ん中に10月以降植栽が入ってきます。まだ芝生ですから、
それは公認コースが取れるように、やはり中にもある程度の小木の植栽が無いと変化がござ
いませんで、そういったものを取れる範囲内でやっていきたいと考えています。もちろん
取れなくなるとは、元も子もなくなってしまうので、そういう点に十分注意していきた
いと思います。

それから、大会の件ですけれども、私どももちろん全国のパークゴルフ協会に加入いたし
ます。その中でいろいろPRしまして、大会等を誘致してまいります。パークゴルフをやる
という方は、北海道の方がこちらの方へ来たり、いろいろ来るんですね。一つのコースを回
っていますと飽きちゃいますから、かなりいろいろなところを回って歩いているんですね。
ですから、特に海が無い所、長野とか、群馬とか、そういった方々のパークゴルフ愛好者
の方に来ていただきたいと思っていますので、大いにPRしていきたいと思っています。よろ
しくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 林委員。

○委員（林 一雄） 私も北海道の方へ視察に行った時に、パークゴルフ場、今の計画がある
時に視察に行きまして、パークゴルフ場の発祥地は北海道だということで、大変盛んにパー
クゴルフ場を利用していたのが見受けられましたので、ぜひ課長に骨を折ってもらって、旭

市にすばらしいパークゴルフ場ができたということをぜひPRしていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 商工費の方で217ページですけれども、負担金補助及び交付金というので旭市商店街振興事業補助金というのが当初258万円くらいだったのが500万円くらい増えている。予算では258万円だったような気がするんですけど。それと、旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金が当初210万円だったのが651万3,000円、それから227ページの工事請負費、観光施設等改修工事、これは当初予算にはなかったのかなと思うんですけども、この三つ。それから、企業誘致何とかという1,100万円が当初予算にあったんですけども、それがなくなっています。今の4点、関連があるのか無いのか、この四つをちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、217ページの旭市商店街振興事業補助金、これが500万円くらい増えている。これは補正で、プレミアム商品券ということで、5,000万円に対して1割のプレミアムを付けるという部分で500万円を追加したものでございます。

それから、旭市商店街施設等及び景観整備事業補助金につきましては、補足説明でもちょっと説明しましたが、飯岡の街路灯の設置補助金でございまして、県の補助が付きましてので、それに対してそれも補正の中で対応したという部分でございます。

それから、企業誘致の当初予算があって、決算に出てきていないということでしょうか。これにつきましては、結果的には不用額ということで、企業誘致に努力しているんですが、企業等の立地ができなかったもので、結果の中で企業誘致ができなかったという部分の中での不用額というふうになってしまいました。

それから、最後の質問にありました工事費、長熊の工事費ですが、これも長熊の方、台風等々でフェンス等、浮き桟橋等、かなり駄目になりましたので、その分について補正をしたものでございます。

以上でございます。

（「了解しました。ありがとうございました。」の声あり）

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(高木武雄) 特にないようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。5時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時59分

再開 午後 5時10分

- 委員長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

- 消防長(佐藤眞一) それでは、9款消防費につきましてご説明を申し上げます。

まず、常備消防費の関係でございますけれども、説明資料の79ページをお願いしたいと思います。決算書257ページであります。

これは消防車両の整備事業でありまして、決算額6,128万円、事業内容につきましては、飯岡分署配備の救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新したものであります。車両購入費といたしまして、高規格救急自動車1台3,110万6,950円、水槽付ポンプ自動車1-B型1台3,097万5,000円であります。

続きまして、80ページをお願いしたいと思います。決算書の257ページでございます。

緊急援助隊整備事業でございます。決算額599万8,000円、事業内容といたしましては、消防防災用備品費、これは緊急消防援助隊用資機材一式でありまして、内容的にはエアテント、ベッド、発電機等であります。事業費については599万7,558円であります。

次に、説明資料の81ページをお願いします。決算書261ページであります。

これは消防施設整備事業でありまして、決算額1,617万2,000円でございます。事業内容につきましては、防火水槽の設置工事、これは旭方面隊1分団1部の消防庫前に100立方の防火水槽1基であります。事業費につきましては1,344万円であります。

次に、防火水槽有蓋化改修工事でありまして、これは旧市町内6か所であります。194万

8,800円であります。

- 委員長（高木武雄） 消防長、説明途中で大変申し訳ないんですけども、重点のみで、ここに載ってあるのは見れば分かりますから、昨年度と大幅に変わったところ、重点のところをお願いします。

- 消防長（佐藤真一） 分かりました。

それでは、説明書の82ページをお願いします。

消防庫の整備事業であります。決算書261ページであります。

これにつきましては、平成18年度合併後新たに2か所について整備したものでございまして、決算額は2,331万1,000円、事業内容としましては、旭方面隊第3分団第3部と海上方面隊第3分団第2部の消防庫の改築工事であります。

続きまして、説明書の83ページをお願いします。

これにつきましては、消防車両整備事業、決算書の263ページであります。

決算額3,463万9,000円、これは車両の購入費でありまして、合併前の各市町に配備されておりました消防車両の整備であります。新たなものです。水槽付ポンプ自動車1-A型1台、旭方面隊1分団1部、それから小型動力ポンプ積載車が4台でありまして、海上の3-2、飯岡の2-1、飯岡の3-3、飯岡の3-4ということで、決算額としては3,463万9,000円であります。

以上であります。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） それでは、私の方から決算資料の84ページ、お願いいたします。決算書ですと263ページでございます。

防災対策事業でございます。

まず、防災アセスメントの調査委託料でございますけれども、これは平成17年度、18年度2か年継続事業でございまして、契約金額が756万円でございます。そのうち平成17年度分が68万円、平成18年度分がここに記載のとおり688万円というふうになっております。

それから、下の方の表のその他の事務費等というところで320万円余り載っておりますけれども、ここで防災用の備蓄食糧を購入しております。アルファ米を3,000食、水を3,600リットル購入しております。

それから、説明資料の86ページでございます。決算書ですと265ページになります。

これは集水複合井戸の設置工事でございます。旧旭市で各学校9か所とスポーツの森公

園10か所を整備してありまして、平成18年度では海上地区、飯岡地区、干潟地区、各1か所ずつ整備するという計画であったわけですが、干潟地区で一番条件のいい所で古城小で試掘をしてみましたけれども、思うように十分な水が出ないということで断念いたしまして、ここに記載のように三川小、飯岡小、嚶鳴小の3か所で井戸を設置したというものでございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、10款教育費のうち庶務課の所管にかかわる何点かにつきまして補足説明申し上げます。

まず、説明資料で90ページをお願いします。

これは小学校の施設改修事業費でございまして、昨年と主に変わるものは、下の表の大規模改造工事が小学校で7校ございまして、ほとんどにつきましては平成19年度へ繰り越しをして使用することとなっておりますけれども、飯岡小の前払い金3,000万円等を含めて6,529万円が昨年と違ひまして大きく増えた部分でございます。

続きまして、94ページをお開き願いたいと存じます。

中学校の同じく施設の改修事業費でございます。これも大規模改造事業がその前の年と大きく違うところの支出でございまして、干潟中学校の前払い金1,500万円を含めまして2,100万円、これは第一中と干潟中のここでは2校でございますけれども、一中はまだ契約をしないで繰り越しをしてございましたので、干潟中のみが前払い金を支出してございます。合わせまして2,190万円が昨年度と違って伸びているところでございます。

続きまして、次の95ページでございますけれども、海上中学校の建設事業でございまして、平成18年度をもってすべて完了しまして、総工事費16億1,595万円という額で竣工しております。

それと、次のページ、第二中学校の屋内運動場でございますけれども、この事業費が5,329万円、工事費等ありまして、その前の委託料だとか含めまして7,800万円の支出をしてございます。二中の屋内運動場も平成19年度も事業をやっておりまして、本年度完成する予定でございます。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（高木武雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課の補足説明を申し上げます。

最初に87ページをご覧いただきたいと思います。

適応指導教室指導員配置事業でございますが、決算書につきましては269ページでございます。本事業は、不登校児童に対しましての学校への復帰を促すための適応指導教室への指導員を配置するものであります。事業内容としましては、3名の指導員が1日4時間、週4時間、指導、相談等に当たっているものでありまして、労災保険料に8,000円、指導員賃金に271万4,400円、その他事務費に22万9,532円の事業費であります。

続きまして、91ページをご覧いただきたいと思います。決算書につきましては281ページでございます。

本事業は、小学校の担任教諭をサポートしまして、個に応じたきめ細かな指導をするために補助教員を配置するものであります。事業内容としましては、小学校の低学年の補助員として、1日4時間、週5時間、勤務しているものであります。労災保険料、賃金等に事業費として使っているものであります。

続きまして、92ページをご覧いただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業でございます。決算書につきましては283ページでございます。

本事業は、小学校低学年、1年生から3年生で下校後、保護者に代わる者がいない児童に対しまして生活指導を行い、事故防止、児童の健全育成を図るものであります。事業内容としましては、平成18年度に新規に琴田小学校、嚶鳴小学校、嚶鳴小学校はおうめい保育園に委託しました。中和小学校に新設し、10か所に指導員延べ30人を配置し、決算としましては賃金、保険料等にそれを使っているものでございます。

続きまして、97ページをご覧いただきたいと思います。

中学校教諭補助員配置事業でございます。決算書につきましては291ページでございます。

本事業は、小学校と同様で、中学校の担任教諭をサポートして、個に応じたきめ細かな指導をするために補助教員を配置するものであります。事業内容としましては、5人を配置し、週4日、30時間勤務しているものであり、やはり労災保険料、賃金に費用を充てているものでございます。

続きまして、98ページをご覧いただきたいと思います。

課外活動支援事業でございます。こちらは決算書につきましては293ページでございます。

本事業は、専門的な指導力を備えた指導者を中学校に配置して、課外活動の充実、活性化を図る目的とする事業であります。事業内容としましては、専門的な指導を必要とする中学校の課外活動に市内中学校に延べ21人、722回派遣したものでございます。報償金、そして

保険料にその予算を使っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課から事業の補足説明を申し上げます。

まず、説明資料99ページ、文化振興事業であります。決算書につきましては301ページでございます。

この事業費は、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を主に会場として開催しました自主事業と文化活動を行う団体への助成が主なものであります。内容としましては、記載のとおり、子ども劇場のほか14事業、補助金につきましては旭市文化施設使用助成要綱に基づきまして、東総文化会館の使用に対しての使用料の2分の1の範囲内の助成をしたものと旭少年少女合唱団への補助金であります。あと、収入につきましては、その事業の入場料収入であります。

続きまして、説明資料100ページ、図書館情報サービス提供事業でございます。決算書につきましては305ページです。

これは市の図書館で行っております図書情報サービスを海上公民館、干潟公民館、いいおかユートピアセンターの各図書室で提供できるよう蔵書管理を一元化し、どこの施設からでも検索、申し込みができるように整備したものであります。この事業につきましては、昨年7月に完了して、7月から稼働しております。市図書館及び公民館図書室等4館すべての蔵書の検索が可能となりまして、総合貸し出し、返却サービスを提供しているところでございます。なお、配送サービスにつきましては、毎週2回、水曜日と金曜日に行っているものであります。

以上であります。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、最後の方の款になってまいりましたけれども、決算書の341ページの方をお願いしたいと思います。

12款の公債費関係でございます。それと、13款の諸支出金の関係なんですけれども、先ほど来ご指摘をいただいておりますけれども、不用額の関係でございますけれども、12款公債費、1項2目の利子の欄の不用額が4,342万6,935円ということでちょっと高額になっておりますけれども、これは借り入れ予定の起債の償還利子を当初予算では3.0%くらいで見込んでいたものですが、実質的には金利がそんなに高くなかった。0.8%から1.9%であっ

たということで、支払い利子が余ったということでございます。

それから、次の342ページをお願いしたいと思います。

これも不用額で先ほど来ご指摘をいただいております。13款2項2目の病院事業公営企業費の中で28節で繰出金ということで、不用額がやはり2億33万8,000円ということでございます。病院事業会計繰出金の中で地方交付税にかかわる分で措置された額、これを当初14億1,665万1,000円ということで見ていたんですけれども、決定額は、その病院事業繰出金、一番上の欄にありますように11億9,631万3,000円ということで、ここで主に1億9,800万円ほど不用が生じたと。これは何回も申し上げておりますように、やはり3月のぎりぎりになって、3月の特交が決まったということで、ご容赦をいただきたいと思います。

それから、次に14款予備費でございます。一番下の方でございます。予備費というのは、予備費の支出は無いんですけれども、予備費を緊急なものに各款へ充当させていただいております。その充当額を申し上げます。下の余白の方にでもご記載をいただきたいと思います。

まず、2款総務費に地域振興基金利子積立金等などで3件、532万7,000円を充当いたしております。

次に、3款民生費に三川保育所の送迎用駐車場整備などほか5件で338万9,000円ほど充当いたしております。

4款衛生費に海上健康増進センターの空調機の修繕等、緊急に修理する必要があったということで、こういったものを含めまして6件で460万1,000円。

それから、6款労働費へ1件で43万8,000円、7款商工費へ4件で92万8,000円、8款土木費へ3件で101万3,000円、9款消防費へ3件で202万6,000円、10款教育費でございますけれども、中学校の耐震診断調査などの経費等へ11件で1,003万4,000円を充当しました。そこにございますように三角の印で書いてあると思いますけれども、これは充当額ですけれども、合計で36件、2,775万6,000円を今申し上げたところへ予備費を充当したということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費から14款予備費までについての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 説明資料の98ページの指導員、これは旭市の中学校全部5校と思って

もいいんですか。

それと、教育費が平成16年、17年より4ポイント伸びているのは、海上中学校の改築と耐震があったおかげで伸びているというあれでよろしいんでしょうか。その2点だけ、すみませんけれども、お願いします。

- 委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） お答え申し上げます。

課外活動支援事業の方でございますけれども、市内5中学校すべてに配置をしてございます。

- 委員長（高木武雄） 庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） 教育費の伸びの原因でございますけれども、やはり耐震事業等が影響していると思います。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 七巳） それでは、座ったままで失礼します。

資料の82ページ、地盤改良とありますが、どのような改良をしたのか詳しく教えてください。

それから、資料の86ページ、集水複合井戸設置工事とありますが、どのくらいの規模の口径の井戸を掘ったとか、深さはどのくらいとか、詳しくお知らせ願いたいと思います。

それから、87ページの指導員、不登校児童、どのくらいの数がいるのか、もし分かれば学校別にお知らせしてもらいたいと思います。

それから、88ページの沖縄交流事業について、もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（佐藤眞一） 海上方面隊の第3分団第2部の消防庫の土地なんですけれども、非常に排水等が悪くて、そのために土盛り工事を約50センチほど実施いたしました。その関係でございます。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 口径が100ミリでございます。深さが約9メートル。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、最初に適応指導教室の方に通っている児童ということとよろしかったでしょうか。まず、学校別の人数でございますけれども、総数は14名、平成18年度中はありました。中央小学校から2名、中和小学校から1名、第一中学校から1名、第二中学校から4名、海上中学校から5名、飯岡中学校から1名、計14名という状況でございました。

続きまして、沖縄交流事業の方でございますが、平成18年度は、18年7月26日から28日までの3日間、旭市の3小学校の児童が沖縄を訪れました。逆に平成19年2月28日から3月1日までの3日間、中城村の児童が旭市を訪れたものでございます。参加児童は旭市の方は20名ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） すみません、答弁漏れがありました。防災井戸ですが、口径100ミリの管が1か所で3本です。それで、深さが9メートルということです。

- 委員長（高木武雄） 林委員。

- 委員（林 七巳） 沖縄の交流事業について再度お尋ねいたします。

もう少し詳しく中城村に行った時にどのような交流をしているのか、分かればお知らせ願いたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 実際の内容ということだと思いますけれども、旭市の児童が沖縄に行った際には、中城村の中にあります中城小学校、津覇小学校、2校ございますが、その子どもたちとの交流学習というんですか、そういうものを行ったり、それから体験学習としまして、沖縄県内の文化遺産、史跡、自然等について学んだり、実際に見学に行ったりと、そういうようなことを実際には行っております。なお、こちらに来た時には、実際にはやは

り同じようにこちらで交流学習、夜については平成18年度につきましては飯岡荘において交流会を催したり、琴田小学校に来て交流会を持ったり、そのようなことを行っております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、今いろいろな史跡についてということでございますが、子どもたちが訪れた所は、平和祈念館、首里城、それから去年は行かなかったんですが、今年は中城村にあります中城城址というのも見学させていただきました。それから、沖縄の自然ということで、水納島という所で海水浴をさせていただきました。

以上です。

○委員長（高木武雄） ほかにございませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） では、説明書の80ページ、緊急消防援助整備事業でございます。この事業内容を見ますと、消防防災備品費、緊急消防援助用資材一式、これが599万7,558円でございます。エアテント、ベッド、発電機等と書いてございますけれども、例えばエアテントがどのくらいのものなのか、ベッドがどのくらいのものなのか、発電機はだいたいどのくらいのものなのか、その他599万円と申しますと多々あると思いますので、できれば説明していただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 今ちょっと細かい資料を持っていませんので、調べさせますので、いいでしょうか、すみません。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） 歳入2件と歳出は説明書の中でご質疑申し上げます。

歳入は、25ページ、収入未済額、教育費の負担金で955万5,000円余りという収入未済額が出ておりますが、この内容につきまして詳しく説明をいただき、また対応について、どう対応されていこうとしているのか、内容的にお伺いいたします。

それから、49ページの過年度収入の12万円の収入未済額、これについて放課後児童健全育成事業等という内容だと思いますけれども、これについても簡単で結構ですからお伺いいたします。

次に、歳出でございます。

ただいま98ページの課外活動支援事業の質疑がありましたけれども、中学校5校全体に指導いただいているということで大変ありがたいことなんですけれども、この方々については、市内の方がご協力いただいているものと市外からの応援を、ご指導いただいているということが考えられますけれども、内容的にどのような状況かどうか、ご説明いただければありがたいと思います。

また、回数がいろいろ出ておりますけれども、これについては取り決めとか何かということはあるんでしょうか、あるいは自主的に来ていただいているものかどうか、あるいは何か約束事等があるのかどうか、この辺伺いたしますが、さらに21人分というふうになっておりますけれども、それぞれ種目別といいますか、指導の内容が回数的に書かれておりますけれども、例えば陸上の中で複数そういった方がいるかどうか、そういったことも含めて、ちょっと細くなりますけれども、指導員の内容についてお知らせいただければありがたいと思います。

87ページの適応指導教室指導員配置事業、臨時雇いの方の賃金として今ご説明がありましたけれども、例えばここに来れる方は親から送っていただいて来るとか、いろいろな手法で来ると思いますが、ここに来れない方の対策というのもある意味ではあるのではないかなというふうに考えるわけであります。そういった意味でここに指導員の方々に配置事業としてカウンセリングを行っていただける方もさることながら、別の意味で各学校で指導しているような状況もあろうかと思いますが、その関連性、あまりひどくなった場合にはここに来てもらった方がいいとか、あるいはこの事業を行うことによって、例えば学校に逆に出向いて行って指導を受けられるような体制がここにあるのかどうか、なければそういった個々の学校で不登校とかという問題が発生した場合にはどのように対応されているかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、最初に給食費の収入未済額について説明申し上げます。

まず、平成18年度の給食費の収入未済額でございますが、現年度分が216万7,008円、未納者数は113名、過年度分が738万8,777円、151名の未納者数ということで、合計955万5,785円、

219名の未納者数という現状になっております。

この対策でございますけれども、従来からも当然未納者への催告書の発送、電話催告、訪問徴収等を行っておりますし、またさらに学校との連携の強化を進めまして、収納率を高めてまいりたいというふうに考えております。現在は各センターで定期的に各未納者の給料日ですね、例えば20日であるとか、月末であるとか、そういうことを調べた上で、その後に月1回あるいは2回程度、まだ未納の方についての訪問徴収を行っているというような状況でございます。

続きまして、課外活動の支援事業のことでございますけれども、指導者の具体的な内容ということでございましたが、神子委員の方からございました市内の指導者、市外の指導者という部分は、すみません、現在分かりませんので、後で調べさせていただきたいというふうに思います。

なお、いろいろな面での内訳でございますけれども、例えば種目別に申し上げますと、陸上につきましては4名、ソフトテニス2名、剣道3名、卓球3名、吹奏楽6名、サッカー2名、柔道1名、体操1名ということで、単純に足しますと22名になってしまいますが、実は途中で人が代わっている部分もありますので、22名というような状況になっております。

それから、適応指導教室の方の部分でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる生徒指導の調査等では30日以上を不登校児童・生徒というふうにとらえているところなんですけれども、そういう児童・生徒について、学校に行けないような状況の子どもたちを適応指導教室において指導するというところでございますけれども、先ほどお話がありましたように、実際にそこに来て指導を受けている児童もいますし、学校で指導を受けている児童もいるわけですが、指導員が学校に出向いて行って指導する、あるいは学校ではなくて、その児童の家庭の方に訪問して行って指導するというようなことも実際に行っております。

ですから、学校の生徒指導というんですか、教育相談の担当者、特に中学校等におきましてはスクールカウンセラーも入っておりますので、そういう方たちとも連携して、不登校の解消に努めているというような状況で、この指導員も適応指導教室の中だけではなくて、外にも出向いて指導しているというような状況でございます。

49ページの放課後児童の収入未済額についてでございますけれども、内訳といたしましては、平成16年度分が1万5,000円、3か月分、保護者1名でございます。それから、平成17

年度分につきましては10万5,000円、21か月分になりますが、保護者6名のものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 歳入の方の関係の収入未済額の関係ですが、これは平成18年度ということで、決算を迎えて、市税から始まって、きょう午前中からいろいろ議論させていただいております。これまで過去においてずっと滞納してきたものがすぐにいただけるというか、納めてもらうということはなかなかできないというふうに判断しております。したがって、滞納が始まった時に即納めてもらえるということが一番大事だということをずっときょうはその趣旨で言ってまいりました。

平成18年度の決算ということもありまして、そういった意味でご質疑申し上げていますが、学校給食につきましては、お子さんが食べるんですよ。家にいてもどこかに行っても食べるんですよ。これは子どもがひもじい思いをしたらまずいなというふうに思えば、親は当然、今は口座振替というのがありますけれども、納めなければならない、納めるんだということがなければいけないと思いますけれども、今のご答弁ですと、人数的には219人ですか、現年度、過年度分ということも含めての金額の提示がありましたけれども、やはり厳しく対応していただきたいと。

各学校の先生方は大変なんですけれども、やはり思いをぶつけるということが、相手にとってはそれだけ真剣に構えているんだというふうに思ってもらいたいということも大事なんですね。「納めてくれないと困るよ」とかということではなくて、「なぜ納めないんですか」と厳しく対応していただいて、また学校生活についてはいろいろな意味でお金が出ることもあるでしょうけれども、ある意味ではかばっていただくことも大事なんですが、厳しさの中に優しさがあるということも非常に大事なことですから、そういった意味で平成18年度決算を迎えるに当たって、過年度分についてはどうでしょうか、現年度分はどうでしょうかということで、来年も続くわけですよ。

ですから、早く納めていただく方法について、やはり厳しく当たってもらいたいということをししないと、子どもの躰に影響を与えるんですよ。きっとその子どもはそれを見ているから、同じように生活しますよ。同じような子どもになります。それは学校の中で、あるいは保育所の中で起きるということは、社会人となった時にはまずいですよ。ですから、今、親御さんを直さなければ、子どもに影響があるということを真剣にとらまえていただいて、そ

ういった指導の中で納めてもらうように、大変ですけれども、ぜひお願いしたいというふうに、これはお願いで、教育長がおりますけれども、何か見解があったら、ご答弁願います。歳入はそれですね。

歳出なんです、まず87ページの適応指導教室指導員、本当に大変だと思います。一つ、こういう事業を行っていただいて、助かったなという家庭があると思うんです。そういった事例があれば、1年間この事業を進めてきて、快方に向かったという事例があれば、それは何件なのか。

それから、今後恐らくこういった方々が出てくると思うんですけれども、臨機応変ということも大事なものですから、指導員3名で現状足りるのか足りないのか、平成18年度決算に当たってその辺の総括はどうだったんでしょうか、この辺をお伺いしたいと思います。

98ページですが、人数的に分かりました。本当になかなかできないことだと思います。気持ち的に本当に自分で恐らく頑張ってきた方が指導いただいているから、そこに携わる子どもたち、指導していただく子どもたちはきっといい影響が与えられるものと思います。

市内、市外の指導員の方は分からないということですが、場合によっては、旭市の方が同じようにどこかに行って指導している状況もあると思うんです。ですから、交流は非常にいいと思うんですけれども、この指導員の方々の先ほども申し上げましたけれども、取り決めということが答弁に抜けていましたので、何か約束事というのが恐らく書式で取り交わしてあるかと思いますが、そういった状況があれば、お願いしたいし、これは年々増えている傾向にあるのでしょうか、あるいは指導員の方々が自分は指導したいけれども、どう活躍していいか分からないという方もいると思いますけれども、そういったニーズについて、これ以外の方々について情報として入っているとすれば、平成18年度を締めるに当たりまして、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 先ほど抜けてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。課外活動の方の指導者でございますけれども、こちらの方は1種目につき年間50回ということで一応お願いしているところでございますので、その中でお願いしているところでございます。

それから、すみません、先ほどの市内、市外の数でございますけれども、市内の方が19名、市外が3名という状況でございます。

その方々がそのほかの部分でいうところは、すみませんが、掌握しておりません。

それから、先ほどの適応指導教室の方でございますけれども、平成18年度中でございますけれども、適応指導教室に通っている児童が学校に復帰できた児童・生徒は一応延べ6名ということになっております。それから、全く引きこもりで来れなかった中学校生徒2名のうち1名が登校できるようになったということと、1名が適応指導教室の方に通級できるようになったと、そういうこともございました。

指導員の方ですけれども、実はこういうことで成果を上げたせいではないと思うんですけれども、逆に本年度は2名ということで頑張っているところなんですけれども、できるだけ3名でやればなということはあったかと思えますけれども、現状はそういうところで、その2名に孤軍奮闘していただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。要は減ってきたということですよ。成果が出てきたということで、本当に適応指導員の方については敬意を表しますけれども、今、現状は減っているということなんですけれども、いろいろな社会構造が変化していますので、これは家庭の躰とか、家庭の思いというのが外れちゃうと、子どもも変なふうになってしまったらまずいということがありますが、そういった意味ではいつでも体制を整えておくということも必要ですので、その点ご配慮いただいて、平成19年度以降、子どもたちのためにご指導いただければと思います。

以上で終わります。

○委員長（高木武雄） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 大変遅くなりましたけれども、平野委員の緊急消防援助隊用資機材一式の内訳についてということでございましたので、遅くなりましたが、お答え申し上げます。

まず、テント関係で付属品を含んで約435万円であります。それから、エアベッドの関係でこれが40万円です。そして、発電機関係で17万円、その他ということになりますが、指揮本部の表示布、防虫ネット、照明の電気の関係、消防本部の文字の記入代、これが107万円でございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 1点ちょっとお聞きしたいと思います。

放課後児童健全育成のことについてお尋ねしたいと思います。このことは先ほども申し上げましたように、夫婦共稼ぎの中で大変すばらしい恩恵を預かっている家庭も多いわけでありまして、充実をするというようなことで本当に大変ご苦労なさっております教育委員会の皆さん方に感謝申し上げるところでありますけれども、近年、不審者、いろいろあるわけありますけれども、いつか一般質問で私申し上げましたように、今の放課後児童の教育の場所といいましょうか、かなり不安視、親から見れば安心できないような所で放課後いるわけでありまして、かぎの一つもかからない、周りは全部さくも無い、そういう中で子どもを1人の先生が10人くらい、一応基準はそうでしょうけれども、不審者が来た場合には対応し切れないような場合があるわけでありまして、そういうことの中で矢指小学校の放課後児童の場合、最近不審者が周りを横行していたというようなこともあって、体育館の中をかぎをかけるようになったんです。

そうしたら、じいさん、ばあさんで迎えに行くわけでありまして、かぎがかかっていたら、孫を迎えるのに大変な苦勞をするわけでありまして、インターホンの設置とか、そういった部分も早急に考えてもらわなければ、迎えに行く時にいちいち大声を出して、迎えに来たよというようなことを言っているような始末でありまして、その辺の改良をひとつお願いすると同時に、やはり安全策といいましょうか、もう少し放課後児童のいる場所をもう少し安心できるような場所に考えていただきたいなと思うところでありまして、その辺の教育委員会の今の考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

- 教育長（米本弥栄子） インターホンにつきましては検討させていただきたいと思います。

それから、場所につきましては、またこれもいろいろありますので検討させていただきませんが、いろいろな事情がありますので、すぐにというわけにはいきませんが、大変貴重なご意見としてお伺いいたしておきます。どうもありがとうございます。

- 委員長（高木武雄） 明智委員。

- 委員（明智忠直） それと、先ほど神子委員の方からも話がありましたように、滞納が出ると、健全育成の方の収入でも滞納が出ているというようなこともあります。この決算を見ますと1,512万円が児童からの収入でありまして、実際旭市の一般財源の中では1,098万円しか出ていないわけでありまして、この辺と臨時、賃金ですか、指導員の賃金920円の件、小

さな子どもたちを教育する、2時間でも3時間でも面倒を見るという中で、時給920円が適当なのか、その辺の部分はぜひ再考してもらいたいと思います。

1,512万円の収入があるわけで、1か月5,000円取っているわけですので、やはり先生方にももう少し厚遇してやっただけかなものかなと思いますので、大変一生懸命、私もいつも迎えに行くわけですが、子どもに本当に情熱をかけて放課後面倒を見てくれているわけでありまして、時給920円は少し安いのではないかなと感じますので、ひとつその辺ももしご意見がありましたらお願いします。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 指導員の方の賃金ということでございますけれども、私も先ほど明智委員からありましたように、施設面もよく見てということで、最近各学童保育の場所を巡回させてもらったりして見ているところなんですけれども、特に今年は猛暑でありまして、そういう中で本当に汗を流して、恵まれない施設の中で一生懸命指導してくれている状況がございます。そういうことで、今の賃金については、私自身もできるだけそういうふうにしたかったらと思っているところなんですけれども、当然予算のことがございますので、そういうことについて、また要望し、検討してまいりたいというふうに思います。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

- 委員（平野 浩） 2点ほどお願いしたいと思います。

消防の施設整備事業で常備消防と非常備消防、水槽付ポンプ車ですか、ありますけれども、金額的に1,000万円からの違いがありまして、当然常備と非常備では自動車の性能とか、いろいろな面のことを考えてのことなのかなという感じはするんですけれども、いずれにしても、消防の防災活動をするということであれば、金額的なことはあるにしても、非常備もそれなりの水槽付消防ポンプ自動車があってもいいのではないかなと素人的には考えますけれども、その点と、それによつての効果ですけれども、非常備の場合は体制の維持強化、それと常備の場合は防災の強化が図られたと、多少違いがあるんですけれども、その点について見解をお伺いしたいと思います。

それと、もう1点ですけれども、説明書の91ページの小学校の教諭補助員配置事業でございますけれども、低学年36人以上のクラス及び学級運営が困難なクラスを対象にして配置されたという内容が説明されておりますけれども、これは以前、議会の方で一般質問が何かで

たしかあったような気もするんですけども、それに基づいて、こういう事業が継続されているのかどうか、それと補助員の先生については特別な資格とか、経験豊富な先生が配置されるとか、そういったことも考えられているんでしょうか。クラスの数と学級運営が困難なクラス数ですか、それをお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防施設整備事業の中で常備消防と非常備消防の水槽付ポンプ自動車の値段等の差について、約1,000万円の差があるということでございますけれども、だいたい委員言うとおり、常備と非常備の同じ4トン車を比べても、約1,000万円の差があります。

というのは、常備の場合には、隊員一応5名ということで、空気呼吸器をフル装備、また当然のように予備ポンペを積みます。それから、照明機具もかなりハロゲンの照度の高いものを積みます。それから、救助隊が積むような機具は積みませんが、救助機具的なものについても、水槽付ポンプ車は一線でありますから、それも装備いたします。それから、やはり水量の関係も常備と非常備では違ってまいります。非常備の場合はだいたい1トン半くらい積むんでしょうけれども、現在の消防の常備の方の車両は約1,800リットル、また平成20年度予定するものは2,000リットルというような、やはり水量の違いもあります。さらに、車両の方も今はみんな大型、5トン級になっておりまして、そういった関係もあります。

さらに、消防車の艦装というのがあるんですね。非常備の場合には、意外と標準艦装と、標準的タイプの作り方をするんですけども、常備消防の場合には、すべて1から10まで自分らで図面をかって、このとおりにやってくれよということになってしまいますので、どうしてもその分、手間がかかってしまいます。そういう関係から1,000万円くらいすぐ高くなってしまいます。

それと、消防団にも水槽付ポンプ車の配備というものは確におっしゃるとおり必要なんです。やはり拠点の消防本部、あるいは分署から離れている所にですね、これは私の考えと言ったらちょっとおかしいんですが、やはり初期消火というものが消防の場合にはどうしても必要なんです。その場合に到着が1分でも早ければ、積載の1トン半、あるいは1トン800、そういった水で十分に消火できる状態のものが過去にいっぱいあるんです。

それが本部の方から来る、あるいは分署の方から遠く離れた所から来るようになりますと、どうしても幾ら急いでも、我々の時速というのは40キロを超えることはまず不可能なんです。時速40キロは絶対無理ですね。ですから、4キロ離れた所であれば、通報から約8分くらい

はかかってしまいます。ということは、走行で約6分、通報確知と出場で約2分と、こういう形ですね。

ですから、遠隔地にある消防団の拠点といいますか、それには今後も財政の許す限り、うちのような2トンだとか、1,800だとか、そういう水槽車は必要ないかもしれませんけれども、やはりそういった配置の見直しといいますか、考え方もこれから必要になってくるのではないのでしょうか。

以上であります。

○委員長（高木武雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 小学校の教諭補助員の件でございますけれども、ただいまご質問がありました件でございますけれども、まず小学校の方につきましては、国の方で少人数指導を展開するために、きめ細かな指導を展開するために、教員の配置等がされてきているところでありますけれども、そしてさらに近年、県の方におきまして、38人学級というものを導入し、本年度は全学年にわたって38人学級ということになっていくところですが、そういうこれまでの経緯を踏まえまして、ただ38人ですと、1クラス1人で指導している状況ですので、それに近くて、かなり1人で指導するのが困難というのはおかしいですが、2人で補助員が入って指導すると、きめ細かな指導ができるという考えと、あと予算等をかんがみまして、36人以上のクラスというところが出てきていると思われます。

そういうことで、低学年の36人以上、特に新1年生で36人以上あるクラスを優先してというところと、それから学級運営が困難なクラスということでございますけれども、平成18年度の実績を調べますと、いわゆる特別支援学級に入級はしておりませんが、普通学級の方で特別支援を要する児童がいるというような場合がございまして、そういう子がいる所ですと、補助員の方が入りますと、その子に対しての指導ということで補助員が当たっていただけないということで、やはりこの事業、あるいは指導に当たって効果があるというようなことで、そういう意味での学級運営が困難なクラスということも調査した上で配置しているという状況でございます。

なお、資格の方ですが、教諭補助員につきましては、一応教員免許を持っている方ということでお願いしているところでございます。

（「分かりました。ありがとうございました。」の声あり）

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄） 特にないようですので、９款消防費から14款予備費までについての質疑は終わります。

以上で議案第１号の質疑を終わります。

議案の採決

- 委員長（高木武雄） これより討論を省略し、議案第１号の採決をいたします。

議案第１号、平成18年度旭市一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高木武雄） 全員賛成。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

以上で議案第１号の審査は終了いたしました。

-
- 委員長（高木武雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は明日午前10時より、この委員会室にて開催いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ６時１８分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 1 3 日 (木曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 平成 1 8 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3 号 平成 1 8 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4 号 平成 1 8 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 5 号 平成 1 8 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第 6 号 平成 1 8 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第 7 号 平成 1 8 年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第 8 号 平成 1 8 年度旭市病院事業会計決算の認定について

議案第 9 号 平成 1 8 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員 (1 2 名)

委 員 長 高 木 武 雄

副委員長 平 野 浩

委 員 神 子 功

委 員 林 一 雄

委 員 明 智 忠 直

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 景 山 岩三郎

委 員 向 後 悦 世

委 員 林 七 巳

委 員 伊 藤 房 代

委 員 平 野 忠 作

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

副 議 長 林 俊 介

説明のため出席した者 (4 5 名)

副 市 長 鈴 木 正 美

病院事務部長 伊 藤 敬 典

財 政 課 長	平 野 哲 也
保 險 年 金 課 長	増 田 富 雄
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
会 計 管 理 者	木 内 孫 兵 衛
監 査 委 員 長	林 久 男
事 務 局 長	
病 院 事 務 次 長	石 鍋 秀 和
病 再 整 備 室 院 長	鎗 木 友 孝
病 院 整 備 課 長	永 嶋 英 和

税 務 課 長	野 口 徳 和
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
下 水 道 課 長	中 野 博 之
水 道 課 長	堀 川 茂 博
飯 岡 荘 支 配 人	野 口 國 男
病 院 経 理 課 長	鈴 木 清 武
病 院 医 事 課 長	加 藤 勝 治
そ の 他 担 当 員	2 8 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	石 毛 健 一
-----------	---------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（高木武雄） おはようございます。

きのうに引き続きまして、本日も決算審査特別委員会ということでお集まりをいただきまして大変ご苦労さまでございます。

本日予定されている議案は、特別会計 5 議案、企業会計 3 議案、計 8 議案の審査をお願いするわけでございます。十二分なご審査をお願いいたします。

ただいまの出席委員は 12 名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長と林副議長に出席をいただいておりますので、代表して嶋田議長にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆様には、昨日に引き続きましてご苦労さまでございます。

本日は、決算議案であります議案第 2 号から第 9 号までの 8 議案でございます。審査をしていただくことになっておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表して鈴木副市長にごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

昨日は一般会計の分の審査ということで遅くまでありがとうございました。本日は、決算審査特別委員会 2 日目ということで、嶋田議長さん、林副議長さん同席いただきまして、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日、ご審査をお願いいたしますのは特別会計、公営企業会計の各議案でございます。執行部といたしましても、昨日に続きまして、皆様方のご質問に簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（高木武雄） ありがとうございます。

ここで鈴木副市長所用のため退室いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 4 分

再開 午前 10 時 5 分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

- 委員長（高木武雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 6 日、本議会におきまして本委員会に付託されました議案第 2 号から議案第 9 号までを一括議題といたします。それでは、本日の日程でございますが、議案 2 号から順次審査を行います。また、会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第 2 号から議案第 9 号までの 8 議案を三つに区分して行いたいと思います。したがって、初めに、特別会計の議案第 2 号から議案第 4 号まで、次に、議案第 5 号と議案第 6 号、最後に企業会計の議案第 7 号から議案第 9 号までの三つに区分して担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第 2 号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第 2 号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、事業勘定について申し上げます。決算書の378ページをお開きください。

妊産婦付加金でございますけれども、国保の被保険者である妊産婦が支払った一部負担金相当額を支給するものであります。給付の人数は249人で、支出済額は589万3,419円でございます。

続きまして、380ページをお開きください。

出産育児一時金は 1 件当たり30万円でありました給付額を、昨年の10月分から35万円に改

正いたしました。30万円で給付した方が90名、35万円の方が84名で、合計174名の方に給付を行いまして、支出済額は5,640万円でございます。

続いて、葬祭費についてでございますが、出産育児一時金と同様に昨年の10月分から改正いたしました。これは1件当たり10万円でありました給付額を7万円に改めたものでございます。10万円で給付をした方が330名、7万円の方が274名で、合計604名の方に給付を行いまして、支出済額は5,218万円でございます。

382ページをお開きください。

旭市で実施している保険事業のうち短期人間ドック事業についてでございますが、これは短期人間ドックにかかわる経費に対して、その85%を市から助成する事業でございます。助成により自己負担が15%になるわけでございますが、旭中央病院を例に挙げますと、1日ドックの自己負担が男性で5,240円、女性が5,520円、1泊2日のドックが9,000円となっております。平成18年度の受診者は337人、支出済額は1,785万2,610円でございます。

384ページをお開きください。

優良家庭表彰事業でございますが、1年間以上健康を維持し医療機関などにかからなかった被保険者や老人医療受給者を表彰し、記念品を贈るものであります。一般表彰の世帯は404世帯、老人保健受給者は204人、3年以上病院にかからなかった老人保健受給者は33人で、支出済額は137万9,439円でございます。

続きまして、施設勘定でございますが、滝郷診療所の患者数の状況についてご報告いたします。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の6ページをお願いいたします。

診療日数は通年で238日、患者数8,876人、対前年743人増。1日当たりの患者数は37.3人となっております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。昨日に引き続きまして、ご苦労さまでございます。

それでは、議案第2号につきまして歳入歳出に分けましてご質疑を申し上げたいと思います。

本会議で不納欠損につきましてお伺いしてございました。その部分につきまして、もう少

し詳しくお伺いをさせていただきます。

平成18年度の調定額が出まして、それによって収入済額があり、不納欠損額につきまして8,234万6,430円、収入未済額が11億3,438万2,651円、収入率が70%ということで決算になっております。本会議でもご質疑申し上げましたけれども、この不納欠損につきまして、もう少し詳しくお伺いをさせていただきたいと思います。これは昨年も聞いておりますけれども、この不納欠損、昨年と比べますと309万754円、3.9%増ということでなっておりますが、この5年時効とか、あるいは執行停止、即時消滅ということで、昨年の場合には5年時効が5,692万円、執行停止が2,272万円、即時消滅が約2,000円というご答弁がございました。平成18年度につきましてはどのようなになっているのかどうか。さらに、人数的にはどのようなになっているのかどうか。

また、きのうもございましたけれども、市税収入の中で不納欠損につきましては職業別で会社員が一番多いと、順番的に傾向を示していただきました。国保税につきましても、恐らく同じような傾向が見られると思いますけれども、職業別に傾向的に、ぜひパーセンテージでも結構ですからお伺いをしたいと思います。これが不納欠損関係でございます。

次に、歳出の方ですが、ページ375ページ、徴税費の関係なんです、説明の中にありますように、1番の国保賦課徴収一般事務費、この中で報酬ということで1名の補助員の決算が出ております。これは旭市にはお2人いるということでございましたけれども、国保税の関係のこの1名の方が1年間頑張っていただきまして、効果的にはどのような状況があったのかどうか。これは市税収入ということも関係ありますけれども、特に国保税ということで1名おりますので、関連しておりますが、この際お伺いをしたいと思います。効果的にどうだったかどうかということでございます。

377ページですが、保険給付費、不用額がこれは毎年同じような傾向がありますけれども、1億2,977万1,000円余り不用額ということで決算が出されております。これにつきましては、見込んだものが不用額になったという考え方もありますけれども、18年度を締めくくるに当たりましてどのような傾向にあったのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

389ページ、これにつきましては施設の方のことで関係がありますけれども、繰出金が30万円出てございます。これは施設の方にもありますけれども、これを拠出金として出した理由につきましてお伺いをしたいと思います。

以上が事業勘定の関係でございます。

続きまして、施設勘定の方の内容につきましてお伺いをいたします。

歳入の方でございますけれども、今ご説明がありましたように、施設勘定につきましては8,876人の方が平成18年、1日当たり診療を受けたという説明があったわけですが、395ページには外来収入ということで現年課税分の中に市内国保診療報酬収入と市外国保診療報酬収入というのがございます。

そこで、昨年もお伺いしたわけですが、市内国保診療報酬で何人、それから市外では何人だったのかどうか。こういった傾向にあるかということでお知らせをいただきたいと思います。特に市内国保の診療報酬収入につきましては外来収入の18.5%に当たります。それ以外が市外ということですから、市外の位置づけがどうなのかということをお願いをしたいと思います。これは当然一部負担金の収入、ここにも市内国保から老人保健の負担金までいろいろありますけれども、これは別にいたしまして傾向的にお願いをしたいと思います。これが1点目。

それから、同じページで諸検査等の収入というその他の診療収入がございしますが、一般健康診査料等というふうになっております決算額が272万8,472円、この受診をされた人数につきましてお伺いをさせていただきます。

397ページ、先ほど申し上げましたけれども、繰入金ということで30万円入っておりますので、先ほどの関係等ありますけれども、ここの部分を知りたかったわけでございます。一般会計からは繰入金ということで予算どおり710万円が入っておりますけれども、当初予算では1,000円ということだけしか見込まれていなかったのが、30万円ということで繰入金になっておりますので、その理由は先ほどの質問と同じでございます。

次に、歳出の関係でございます。403ページ、備考欄で2番の診療所の総務事務費の関係でお伺いをいたします。

賃金ですが、当初予算では1,235万4,000円ということで組まれておりましたけれども、決算としては1,131万6,000円余り、平成17年はこれが87万6,580円で決算を終えております。予算と比べますと平成18年度は決算では下がっておりますけれども、平成17年度から見ると決算は増額になったと、こういう傾向でございます。したがって、この賃金というものが、当初予算を見込んだ内容が若干減っておりますけれども、どうだったかどうか。ちなみに平成17年度につきましては、医師の方が1名、1日5,600円で、看護師さんが1時間当たり1,600円ということでご説明を受けておりますけれども、平成18年は同じ額であったのかどうか、これらも含めてご答弁をいただきたいと思います。

次に、同じ2番目の13節委託料の関係ですが、この中で特に3番目の医師派遣委託料、こ

れが予算的には当初予算と同じなんですけれども、これが中央病院の方から 2 時から 5 時まで 1 日 2,800 円ということで平成 17 年度の説明がありましたけれども、これと同じ内容なのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

次に、405 ページです。医薬品衛生材料費、11 節の需用費、医薬材料費ということで 2,879 万 8,000 円余り決算が出ております。これは当初、予算では 48 万円ということで計上されておりました。これにつきまして材料費がかかったということであればそれまでなんですけれども、通常このぐらいかかるものか、また去年はインフルエンザということで、この質問もさせてもらいましたけれども、特に変化があってこういう決算になったのかどうか、内容も含めてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、不納欠損額 8,234 万 6,430 円の内訳についてお答えいたします。

まず、5 年時効につきましては不納欠損額 6,488 万 1,530 円、人数は 600 人であります。次に、3 年時効につきましては 1,744 万 3,300 円、人数 160 人です。次に、即時消滅につきましては 2 万 1,600 円で 1 人でございます。

それから、業種別というお尋ねですけれども、不納欠損については業種別というのは分析してございませんので、滞納状況についてお答えいたします。

国民健康保険税の業種別の滞納状況でございますけれども、業種別で申しますと、一番多いのは会社員と、その次に無職、それから年金生活者、それからその他事業、それから農業、漁業、建設業という状況でございます。

（発言する人あり）

○委員長（高木武雄） 説明するときにページを言って説明してください。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 375 ページをお開きください。

375 ページの 1 番の国保賦課徴収一般事務費の中でございます。この中で報酬で市税等徴収補助員ということで 1 名載せてございます。これについての徴収補助員の効果ということでございますけれども、一般会計の方でも 1 人、それから国保会計でも 1 人載せてございまして、その効果ということで国保税分の徴収額につきましては 2,432 万 575 円を徴収しており

ます。それで賃金につきまして、報酬につきましては141万4,645円計上するということがあります。

○委員長（高木武雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、377ページの保険給付費、不用額 1 億2,977万1,014 円の件でございますけれども、確かに予算、金額から見ますと 1 億2,900万円、大変大きな金額でございます。また、保険給付費全体の中では47億6,600万円というような大きな金額になっておりますので、ただ、医療費につきましては、あくまでも 1 か月当たり約 4 億円くらい出ております。この中でちょっとインフルエンザ等が、病気が流行すると、すぐ飛んでしまうような金額ということも一つの理由でございます。ただ、もう一つとしまして、うちの方で医療費推計、予算立てます時に医療費推計、過去四・五年くらいで推計しているんでございますけれども、その中で今回につきましては、確かに診療報酬の改定がございまして、医療本体の方で1.36%、薬剤費で1.8%という非常に大きな改定でございました。その関係で確かに前年度から見ますと、伸び率としましては1.9%くらいの形で、少ない伸び率にたしかになっております。そういう関係で不用額等も発生した、このくらいにちょっとなったのかなというふうには考えております。

続きまして、389ページの繰出金30万円の件でございますけれども、これは国保会計から滝郷診療所の方に繰り出ししている金額でございますけれども、この基になりますのは県の調整交付金ということで、本来滝郷診療所に交付されるんですけれども、1 回国保会計、事業勘定をトンネルという形で通らないと行かない部分でございます。その部分をここに30万円という形で載せてございます。また、これは中央病院本体の方では200万円、飯岡診療所の方では30万円、その分については載せている所は375ページ、一番上に直診施設地域活動推進費とございます。この中の1,666万円とございますけれども、この中に診療施設分ということで中央病院の方には200万円、飯岡診療所に30万円という形で計上、ここにはちょっと見えませんが、入っております。

続きまして、395ページ、滝郷診療所の歳入のところでございます。

外来収入の市内国保診療収入、あるいは市外国保診療収入のところでございますけれども、市内と市外の人数ということでございますけれども、市内からは1,587人です。市外から70人で、市外の主な所は銚子市、東庄町、匝瑳市でございます。

続きまして、同じページの 2 項のその他診療収入の諸検査等収入、その備考欄の一般健康診査料というのがございます。この中身につきましては麻疹とか風疹とかインフルエンザ等

でございます、その人数でございますけれども、接種者、インフルエンザにつきましては747人です。あと麻疹・風疹混合が35人、風疹は5人となっております。

続きまして、397ページでございますけれども、その中の繰入金、事業勘定繰入金ということで30万円。先ほど国保の方で支出した分を滝郷診療所のいわゆる施設勘定の方で歳入しているということでございます。

あと403ページになります。賃金のところで備考欄の2の診療所総務事務費の7の賃金のところでございますけれども、先ほど神子委員さんの方で医師1人、1日5,600円といううなお話……5万6,000円です。よろしくお願いいたします。5万6,000円で、看護師の方でございますけれども、ちょっと段階になっておりまして、4時間まででしたら1時間1,300円、例えば朝から来ていまして午後まで診ていただくというような形で4時間を超えた場合には1時間、その部分は1,100円と、1日フルに働いていただいた場合は8,200円というような形で見ております。

あともう一つ、委託料の方の医師の派遣委託料でございますけれども、先ほどこの件についても神子委員さんの方から2,800円というような……2万8,000円で昨年と同様でございます。

405ページをお願いいたします。

医薬品衛生材料費でございますけれども、ここについても先ほど神子委員さんの方から48万円……2,880万円の予算に対しまして2,879万8,431円というような決算額でございますけれども、ここについて昨年より安くなったのかどうかというようなちょっとご質問……

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 二つ訂正させていただきます。今のご説明をいただきました件で金額的な医師の関係と看護師、それから403ページです。これの賃金につきまして、医師が5,600円というのが5万6,000円、それから看護師はいいですね。それから、13節委託料の医師の派遣の関係が2,800円と言いましたけれども、2万8,000円の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

それから、405ページ、48万円と申し上げましたが、ちょっと段を間違えまして、当初予算は2,880万円の誤りでございました。訂正をいたします。

そうしますと、若干予算よりも上回ったということになりますけれども、これについての内容ということでお示しをいただければと思います。訂正をして、おわびいたします。申し訳ありませんでした。

じゃ、再質疑ということによろしいでしょうか。

○委員長（高木武雄） はい。

○委員（神子 功） 税の方の関係につきましては分かりました。だいたい同じような傾向で若干上回っているというようなことでございます。傾向的には変わらない。じゃ、これをやはり効果的に徴収員の方が本当にご努力いただいて効果が上がっているということは、これは事実でございます。そういった意味で18年度を締めるに当たりまして、さらにどうしたらいいのかなということについて、これはきのうもお伺いいたしましたけれども、重複いたしますが、その内容につきましてぜひお答えをいただきたいと思います。これが1点目です。

不用額の方の関係でございますが、内容的に分かりましたけれども、そうしますと、給付の内容というのは、人数が減っている傾向にあるとか増加傾向にあるとかという、そういう判断がありますけれども、18年度については横ばいに推移したのか、それとも少し下がりぎみだったのかどうか、そこら辺の傾向について不用額というのは内容は説明で分かりましたけれども、給付の内容についてはどうであったのかどうかということについて、それぞれ給付が出ておりますけれども、傾向が分かりましたらお示しをいただきたいと思います。

389ページの施設勘定への繰出金、そうしますと、片一方では、今ご説明がありましたけれども、中央病院と飯岡の診療所につきましては、はっきりした形で提示はしてありませんけれども、予算的に決算としてこの繰出金ということではなくて組まれていると。だけれども、診療所については別の目になっているという、この辺の違いというのはどういうふうに判断すればいいんでしょうか。それをお伺いしたいと思います。県の方から施設に対する内容というふうの説明いただきましたけれども、それらについてお伺いいたします。

395ページですが、市内と市外の診療報酬の収入ということで、これについてはだいたい毎年同じような割合で推移をしているのかどうか。この市外の方々が70人ということで診療を受けてくれているということは、協力を逆に言えばいただいているというふうに考えますけれども、傾向的にどうなのかどうかということについて把握していればお願いをしたいと思います。一般健康診査につきましては結構でございます。

以上、お願いいたします。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、決算書の375ページの徴収補助員の関係についてお答えいたします。

国保税を含めまして税の徴収体制の強化体制を取り組んでいかなければならないという認識を持っていますので、そういう人員の増員とかそういうものについても、予算編成と絡めながら検討していく課題だと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 377ページ、保険給付費の件でございますけれども、要するに被保険者人数はどうなっているかということでございますけれども、それにつきましては17年から比較しますと130人ほど、年間平均の被保険者数は減少しております。

あと、今後どういうふうな医療費の伸びかということでございますけれども、確かに先ほど申し上げましたように、今回診療報酬の改定ということで全国的な医療費の伸びというのはだいたい3%から4%くらいあるというふうに言われております。それは先ほど申し上げましたように、診療報酬の改定の影響でその辺の伸びがちょっと、全国的には0.2・0.3というような形をちょっと書いてございましたけれども、抑制されましたけれども、またこれが18年改定でございますので、1回やりますと2年間それでいきますので、19年については、またそれほどじゃないのかなというふうに、今年ほどの減少にはならないのかなと、そういうものもあります。また1人当たりの医療費なんかを見ても、確かに毎年旭市の例でいきますと、1人当たりにつきましては前年3%ぐらいの伸びになっておりますので、対象被保険者数が減ることになれば全体的には少なくなりますけれども、伸びとしましては毎年そのくらいの形では伸びております。

あと、389ページの片や繰出金で出している、片や一般事務費の方で支出して、その違いは何かということでございますけれども、確かに本来でしたら、ほかの会計等に出すものであれば繰出金に統一した方がよろしいのかなというような、今までこういう形でできておりましたので、そういうような形でちょっとやらせていただきました。たしか滝郷診療所の方に出す繰出金というのは今までございまして、この30万円というのは18年度、先ほど当初予算で1,000円で決算で30万円となっておりましたように、今までなかった部分でございます。これについては同じ事業勘定と施設勘定という違いの中で繰出金という形で整理させていただきましてけれども、中央病院の方にやる分についてもちょっと今後検討させていただきたいと思います。

あと395ページの市内と市外、18年度は市内が1,587人、市外が70人ということで、今までの傾向はということでございますけれども、ちょっとここには資料がございませんけれども、そんなに変わらないような傾向だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 税務課長の方から徴収員の方々、徴収補助員の方につきましては、ご案内のように成果が表れているということで、人数の増も含めて今後検討していきたいというお話がありましたので、ぜひ徴収ができるような体制をお願いをしたいと思います。

それから、今、課長の方から話がありました診療関係の繰出金の関係ですけれども、本来あるべき姿が繰出金がいいということであれば、そのような形でやっていただいた方がよく分かるんですね。ですから、その辺につきましては19年度はスタートしておりますけれども、途中で変えられるものがあればそのような対応がとれることがあるとすれば、それもぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

1点是一般質問でもありましたけれども、徴収率にかかわる国庫支出金の減額の問題でありますけれども、もう少し詳しくちょっと説明をいただきたいと思います。一般質問では、たしか納税率が下がれば、旭市も88.9、この問題、この数字も一般質問で答弁なかった88.9と、この説明資料の部分では89.6になっているわけですが、ここの違いもちょっとあるのかなと思いますけれども、88.9の中で減額が7%、3,340万円ということでありまして、ここら辺の減額率、減額の額、そういった部分が決められている数字ではあるわけでしょうけれども、その内容をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それともう一つ、説明資料の4ページですが、先ほど神子委員から、それから税務課長からのいろいろな質問・答弁の中でありましたけれども、たしか徴収補助員というのは16年ころから始めたような気がする覚えがあるわけですが、この説明資料を見ますと16年から1%ぐらいずつ収納率が下がっているわけですよ、滞納分の方の。その当年度の徴収はかなりいいペースですが、滞納繰越金分は16年から約1%ぐらいずつ下がっているわけですし、徴収補助員の効果に疑問を持つものではありませんけれども、徴収補助員がいるということで、ほかのいろいろな要素という部分で少しずつ徴収補助員に任せようやというような部分がなきにしもあらずではないのかなと、そんなふうに思うわけですが、その辺の説明をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、今、明智委員の徴収率による国の財政調整交付金の減額についてもう少し詳しくということの質問にお答えいたします。

財政調整交付金ということで国からいただいているんですけれども、その中でペナルティーということで前年度の徴収率が、ある一定以上いかないと減額されるというような制度がございます。旭市の例でいきますと、一般被保険者数が1万人から5万人の間に入ります。一般被保険者2万8,000人ほどでございますので、その中で徴収率が87%以上90%未満というところに入ってしまう。いわゆる前年度の徴収率ということでやりますので、そうしますと減額が7%ということがございます。この前、一般質問でその次のことをちょっとお話ししなかったんですけれども、7%の減額されます。その翌年度に要するに、徴収率が改善した場合、旭市の場合でいきますと先ほどの被保険者数の欄でいきますと、0.1%改善すれば減額された分の2分の1が戻ってくるという制度になってございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 徴収補助員の件でございますけれども、先ほどの375ページの関係ですけれども、徴収補助員につきましては旭地区を担当していただいております、これは主に滞納繰越分の徴収ということでございます。そのほかに、職員の方で休日の徴収であるとか、それから今、月2回に夜間の納税窓口等をやって、ふだんも職員の方、主に大口の滞納者については職員の方で徴収困難だとか、そういうのをやっておりますので、決して現年課税分の方をおろそかにしているわけではありまして、全体で現年課税分も徴収してやっているところでございます。

- 委員長（高木武雄） 明智委員。

- 委員（明智忠直） ちょっと課長の答弁、私の質問の趣旨とちょっと違ったような感じがするわけですが、説明資料の4番目、滞納繰越分の徴収ということは徴収補助員にやってもらうということは私どもも理解しているわけですが、その滞納繰越分が16年、17年、18年の決算の説明書の中で1%くらいずつ下がっているわけですよ、この収納率が。その辺の問題はやはり補助員がどうのこうのという部分はありませんけれども、全体としての流れがどうなのかなと、そこら辺をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 徴収率につきましては、どうしても課税される金額が大きいので、現年分の徴収率を上げないと、どうしても滞納部分が多くなってしまうということで、努力はしているんですけども、結果的には収納率がちょっと下がってきてしまっているということでもよろしいでしょうか。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） あまり突っ込んだ、一生懸命やっているということは事実だと思いますので、それ以上のことは追及できませんけれども、ひとつこの16.8%、15年基準に落ち込んだわけでありまして、徴収補助員がいて、その前に戻ったよというような形ではちょっとおかしいのかなと、そんなようにも思いますので、ぜひ収納率を、滞納繰越分を上げていただけるように努力していただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの減額率の問題ですけれども、90%以上の徴収率になった場合には減額の処分といいましょうか、減額の対象にはならないんでしょうか、そこもちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 旭市の一般被保険者数の欄の1万人から5万人の欄で見ているんですけども、先ほど87%以上90%未満については7%、90%以上92%未満については5%の減額になります。ですから、92%以上にならないと減額されるということでございます。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（高木武雄） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） ちょっと今の明智委員の説明について、私の方でちょっと説明が足りなかったので補足して説明します。

こちらの説明資料の4ページの方をちょっとご覧ください。

この中で収入済額そのものは増えているんですけども、滞納繰越、先ほど言いました現年課税分の徴収率がちょっと数字が、調定額が増えてしまう。要するに、分母が増えてしまいますので収入する額が増えても、それ以上の関係でもって収納率が落ちてしまうということでございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 現年課税分でなくて滞納繰越分の徴収率、年々約１％ぐらいずつ落ちていくというような部分、これは調定額がだんだん、未済額が増えるということもたしか不納欠損部分に回るような要素もあるわけですが、そういう中で１％ぐらいずつ徴収補助員を配置しても上がらないのかなというような部分をちょっとお聞き、どういう原因があるのかなということもちょっとお聞かせをできれば。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 徴収補助員がいないと、落ち込んじゃうんですけれども、徴収補助員の効果はあると思っています。それと、どうしても保険税、先ほど、現年課税分たびたび言うんですけれども、こちらの現年課税分の徴収率も上げないと翌年度の滞納繰越の調定が増えていっちゃうんですよ。だから、どうしてもこういうところにかなり厳しい面があるかなということでございます。ご理解いただけましたでしょうか。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） １点だけお伺いします。

383ページの短期人間ドック事業なんですけれども、先ほど課長の説明がありまして338名の件数ということでありまして、この説明資料に14年度から18年度の５年間の表が載っておりますけれども、受ける件数がだいたい横ばいということでもあります。それについて１件当たりの給付額なんですけれども、平成14年度は３万6,364円、18年度は４万5,033円と記載をされております。５年間で約9,000円ちょっとぐらいの増になっておりますけれども、これについてどうお考えか。これから19年度からやはりそのようにだんだん上がっていくのかどうかお伺いをいたします。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

平成17年の７月に旭市になりまして、その時に初めて給付額を統一しまして、それまでは旧飯岡町だけが85%の助成、それに対して１市２町は70%の助成ということでございました。それが17年の７月以降に全部統一されましたので、18年度以降については、例えば１件当たりについては、例えば１日のドック、あるいは１泊２日のドック、それによっては多少の差は出てきますけれども、助成額についてはもう全部同じでございますので変わらないと思い

ます。

以上でございます。

(「今後」の声あり)

- 保険年金課長(増田富雄) 今後もその助成のパーセントが85%ということでいけば、全部費用をならした場合に1泊2日、あるいは日帰りの人数やバランスによっては多少の差がありますけれども、その大きな差はないと思います。

(「了解」の声あり)

- 委員長(高木武雄) ほかにございませんか。

(発言する人なし)

- 委員長(高木武雄) 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。
議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

- 委員長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第3号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長(増田富雄) では、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、老人保健の状況について簡単にご説明申し上げます。

老人保健受給該当者は、昭和7年9月30日以前に生まれた方及び65歳以上で一定の障害のある方が対象となります。受給対象者数は、平成7年10月までの方が75歳到達となる平成19年10月までは減少傾向にあり、平成18年度の年間平均受給者数8,640人と前年度の9,145人を比較いたしますとマイナス5.5%、505人の減となっております。

また、医療機関での患者自己負担割合は所得に応じてでございますが、一般で1割、一定以上の所得のある方で3割負担となっております。

それでは、老人保健特別会計決算についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明いたします。

決算書の420ページをお開きください。420ページでございます。

老人医療費は1款の支払基金交付金と国・県・市の公費負担分で賄われます。4款1項2目の医療費一般会計繰入金が市の分となるものでございます。平成14年10月の医療制度改革から公費負担を1年間に4%ずつの引き上げ、5年間で交付金50%、公費負担50%となるよう段階的に行ってございましたが、平成18年10月で段階的措置は終わりました。10月以降は支払基金が12分の6、国が12分の4、そして、県と市が12分の1ずつの負担割合となっております。

歳出についてご説明いたします。

決算書の426ページ、お開きください。

1款総務費で主なものは委託料の電算共同処理委託料で502万3,470円です。これは国保連合会にレセプトの過誤や高額医療費該当者等のリストを電算処理委託しているものでございます。

2款1項1目の医療給付費は、医療費の患者自己負担分の残りの9割または7割分を支払基金と国保連合会に支払うものでございます。

2目の医療費支給費は、高額医療費や舗装具等の代金を本人の申請に基づき後日支給するものでございます。

3目の審査支払手数料はレセプトの審査支払手数料でございます。

続きまして、旭市老人保健特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

右下の1人当たり、一番下の右側にございますけれども、1人当たり医療費でございますけれども、前年度と比較いたしまして0.1%、285円の増となっており、平成18年度はほとんど医療費の伸びはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、1点だけお伺いいたします。

ただいまの課長の説明で医療費については特に伸びはないというご説明がありましたが、427ページの歳出の不用額につきまして、ページ427です。医療諸費の医療給付費3億776万

9,000円、これが不用額となっておりますけれども、今、ご説明がありましたが、この不用額になりました内容について予算から見るとかなりの不用額が出ておりますので、傾向的にお願いをしたいと思います。

以上、1点お願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

老人の方の医療諸費、医療給付費等でございますけれども、先ほどの国保と同じように予算を編成するときに過去3年ないしは5年くらいの医療費の伸び率、あるいは対象者数の方の動向を加味いたしまして推計立てているんですけれども、本年度につきましては、先ほど申し上げましたように診療報酬の改定等がありまして、その辺が大きく出たのかなと。その関係で金額といたしましては3億円以上の大きな金額となっておりますけれども、実際実績に基づいて支払っているものでございますので、例えば大きな流行ですか、インフルエンザ等がはやりますと一遍に1億円以上とか、大きな金額が出るような性格のものでございます。そういう関係でちょっとこの辺についてぴったりというか、不用額をなるべく本来出さない方がよろしいんでしょうけれども、その辺についてはちょっと難しい部分があるということでございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） 大したことじゃないんですよ。私、分からないんでちょっと教えてもらいたいんですけれども、426ページの一般管理費、当初予算が1,492万8,000円で補正で89万円のせていますね。それで、予備充当で349万7,000円、これは回したんですか。それでしかも、不用が507万円で、これは事務上のこの中だけの話なんでしょうけれども、この辺ちょっと分かりやすく説明していただけるとありがたいんですが。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

昨年8月1日からシステムの方の制度の改正がございまして、システムの改修を急ぐ場面がございました。その関係でこの電算の方から見積もりをとりまして、システム改修にどの

くらいかかるんだということで349万7,000円、ここに書いてあるとおりでございますけれども、それに対応する部分がちょっと本来議会にかけて補正予算をかけるものでございますけれども、ちょっと急いでおりまして、これについては予備費を使用したと。その時点では、まだ国の方からの補助金の額もちょっと定かじゃございませんでしたので、その後になりまして、たしか3月議会だったと思うんですけれども、89万円のシステム改修に対する補助金として89万円が国から入ることが確定いたしました。それに伴いまして歳入で89万円を受け、歳入歳出一致じゃないといけませんので、それに対して89万円をダブルちゃうんですけれども、89万円を歳出の方にもとらせて、補正させていただいたということでございます。

(「分かりました」の声あり)

○委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(高木武雄) 特にないようですので、議案第3号の質疑は終わります。

続いて、議案第4号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) それでは、決算に関する説明資料の方をお願いしたいと思います。本会議での補足説明以外の部分で若干説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、1ページの方ですが、2番の要介護認定者数、右側の計の欄の下から2番目、19年3月末で1,954名が認定者数となっています。これは18年末と比較しますと52人の増ということで、介護度別の内訳数を見ていただきたいんですが、要介護1というのが508名で非常に多い人数を示しています。構成割合では26.0ということになっています。介護保険制度の改正ではこの辺に注目しまして、それよりも軽い経過的要介護者または要介護1、この人たちをターゲットに今後は介護予防事業を仕掛けていこうというようなことで、地域支援事業等の創設もそれらによるということになります。

続きまして、2ページ、3ページの方をお願いします。

3番ですが、介護保険料の状況を示してございます。通常、例えば旭市の介護保険料は幾らなんだというような場合に示しているのが第4段階。第4段階の基準額に対して1.00倍とすることを示してありますけれども、この第4段階の方、つまり本人が住民税非課税で世帯内では課税者がいるよというようなパターンの人です。これを標準的な課税者としまして年

額 3 万 5,400 円、月額ですと 2,950 円ですよというような見方になります。所得段階に応じまして上に行くほど減額、高額所得者 5 段階、6 段階になってくると増額といったような介護保険料の仕組みになっています。17 年度までは合併前の 1 市 3 町それぞれ別の介護保険料ということで、18 年度の介護保険料から統一するというようなことが合併協議で調っていたので、この 18 年度からこの金額になったということです。

参考までに 17 年度、1 市 3 町別々ですが、加重平均で申し上げますと 2,572 円、17 年度までがそういう金額でした、月額ですね。2,572 円という金額でした。

続きまして、4 番の方の表ですが、それぞれ第 1 号被保険者の段階別の人数がどのぐらいいるかというような表が 4 番の表になります。第 4 段階、普通の 1.00 倍の人たちが 7,036 人ということで、全体の 44.7% ありますよというような表になります。

5 番目ですが、保険料の納付状況。これは本会議の補足説明及び議案質疑にお答えしましたので、ここでは省略させていただきます。

6 番目には、右側のページになります。保険給付費のサービス別の支出状況ということで、介護保険サービスの種類ごとに 1 年間どのぐらいの利用者があったか等、どのぐらいの保険給付費が支払われたかというような表になります。一番上の居宅サービスというところですが、の訪問介護からの福祉用具購入までが居宅サービスという形になります。これは平均しますと、月に 1,033 人の利用者がございます。金額ですが、1 年間に 1 人当たり 107 万 5,000 円という金額がかかっています。サービスの利用状況ですが、一番多いのは通所介護、俗に言うデイサービス、これが一番旭市では多いです。2 番目はの訪問介護、これはヘルパーです、訪問介護が 2 番目。3 番目ではの通所リハビリテーション、これはデイサービスのような形態ですが、目的がリハビリというような形になります。これが 3 番目ということで、サービスの種類の多い順に 3 番目までをご案内しました。

続きまして、B の欄、計ですね。B の欄、ここの上に、ここの項目は地域密着型サービスということで、これも制度改正によりまして 18 年度から始まったものです。サービスの内容は今まであったんですが、これを地域密着型に組み替えて統計処理、会計処理しているということになります。認知症対応型の通所介護デイサービスと認知症対応型の共同生活介護、これはグループホームです。この金額が載せてあります。

それから、次が施設サービス、介護 3 施設と言われています福祉施設、保健施設、療養型医療施設ということで三つのそれぞれの件数と金額が表示されています。

参考までに、この施設の利用者ですが、月平均旭市では 528 名の方が利用されています。

金額にしますと、1年間に1人当たり290万4,000円という保険給付費が支払われています。

その次に、特定入所者介護サービス費、これは定額所得者が施設入所した場合の例の居住費、食費部分を保険で補てんするというような補足給付の金額になります。それと高額、審査支払手数料ということで、右下の合計欄28億3,618万1,664円という保険給付費の合計額になります。これは17年度の通年と比較いたしますと0.7%の増という結果です。

参考までに、千葉県の17から18の伸び率につきましては、千葉県平均で2.5%、それから全国平均ですが、たまたま旭市と同じ0.7%の増というような状況になっています。これが資料の方の説明です。

あと、決算書の方をお開きください。決算書の方の441ページ、お願いします。

まず、保険料のところですが、調定額5億4,824万8,235円、この調定額は対前年と比較いたしますと、先ほど申し上げましたとおり保険料等の改定、それから、税制改正で老人老年の控除がなくなったとかというような影響等々がありまして、対前年の比較が13.9%の増、金額にしますと6,438万9,618円というような内容になっています。

続きまして、本会議での補足説明の中で国庫支出金は制度改正により5.3%の減です。それから、4款の県支出金、次のページになりますが、これにつきましても制度改正により21.5%の増ですというようなお話をさせていただきました。きょう、その理由につきまして若干説明したいと思います。

国庫支出金の5.3%の減といいますのは、先ほど申し上げました施設給付費、これはかなり金額的には保険給付費の中で占めるんですけども、この負担割合を国庫支出金の方は5%減らしました。その分を県の方に5%上乗せしまして、市の負担金は変わらないんですが、国が5%減で県の方が5%増というような制度改正をしたために、その影響が出ているというようなものでございます。

続きまして、6款、443ページをお願いします。

6款の繰入金の方ですが、一般会計の繰入金と1項の方の一般会計繰入金です。それと2項の方の基金繰入金ということで2本立てになっています。その中で一般会計繰入金の方の繰り入れの若干根拠を説明したいと思います。

1番の介護給付費繰入金、これにつきましては調定額3億7,111万円ほどということですが、これにつきましては保険給付費の12.5%という積算根拠になります。

続きまして、2番目の地域支援事業繰入金432万円ほど市から繰り入れしているんですけども、これの根拠ですが、右側の備考欄を見ていただきたいんですが、地域支援事業繰入

金でも2本立てになっていまして、介護予防事業に係る経費については市から12.5%の繰り入れ、2番目の包括的支援事業、任意事業に係る事業については20.25%の繰り入れという根拠になっています。事務費につきましては全額繰り入れしております。

最後に、460ページ、先ほど来申し上げています地域支援事業費ということで去年の予算・決算の中では出てこない。18年度から新しい事業ということで始まったものです。基本的に対象者につきましては特定高齢者向け事業、それから、任意事業で一般高齢者向け事業ということで、特定高齢者につきましては健康診断等で問診等を行って、若干その体が落ちてきていますよというような、昔ですと虚弱老人というような言い方をしていましたけれども、そのような人たちを対象に介護保険制度に移行しないような予防事業をしていこうというような事業でございます。それを先ほど申し上げました予防事業と任意事業に分けて、備考欄記載のとおり事業をそれぞれ実施しているということになります。特徴的なことは、これらの事業については17年度までは一般会計で実施していました。100%市税を投入して、一般財源を投入していた事業がほとんどなんですが、それを介護会計に繰り入れることによりまして、介護保険会計の財源を使えるといったようなことです。先ほど申し上げました予防事業については、市からの繰り入れは12.5、任意事業につきましては20.25の割合で事業が実施できるといったような制度になっています。

以上です。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この介護保険につきましては、本会議でもご質疑申し上げましたのでダブルかも分かりませんが、若干ご質疑を申し上げたいと思います。

歳入の関係で441ページ、ここに収入未済額並びに不納欠損ということで、年々増加傾向にあるということについては本会議でも一応お話を伺いました。これは市税とか、あるいは国保税とは違いましてご高齢の方々が年金を受給されているということで、大変支払いたくてもなかなか厳しい方と、あってもちょっと生活上厳しいなとかといういろいろな要素があって、平成17年度につきましても決算の中で細かくお話をいただいて、こういう方々がこれだけ滞納していますよということでお話をいただいておりますので、今回がその同じような傾向にあるのか、それとも違ったような状況にあるのかどうかという傾向をちょっとつかみたいものですから、その点ぜひお願いをしたいと思います。

それから、その中で今回減免、昨年は7人ほど減免措置があったというふうに伺っておりますが、平成18年度については減免措置をした件数というのはどの程度あったのかどうか、この辺もぜひ伺いをしたいと思います。

あとは、これも各議案とも質疑をさせていただいておりますけれども、保険給付費の不用額1億3,269万余りということでサービスをしていただきますけれども、不用額ということがありますが、これについては予算組みの関係で、今、お話がありましたけれども、法の改正とかいろいろ状況がありますが、特に目立った傾向的に不用額が出た内容があるとするれば、その内容について変わった点についてご説明をいただければありがたいと思います。

以上、2点につきまして伺いをいたします。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、1点目の不納欠損者等の状況、傾向的に分かればということです。

基本的には、不納欠損者の対象者というのは変わらない人たちがそのまま対象になっています。理由別で不納欠損者全部で186名います。どの人たちが不納欠損の対象になるかというと、第2段階、第3段階、先ほど第4が標準だということでお話し申し上げましたけれども、いわゆる収入の低い人たち、低所得者の方々が第2、第3で、そのうちの157名を占めているということです。年金若干ありますけれども、本当に非課税で苦しいというような方々が、ほぼその理由になっています。それで、その中でも大きな理由で若干申し上げますと、本人年金等収入無し、世帯も低収入であるという分類が38名、それから、ある程度世帯で収入があるが納付する意思が無いが50名です。これは第3段階、第4段階、第5段階の方に多いです。それから、あとは本会議で申し上げましたとおり死亡・転出等により徴収ができないという方が36名、こういったような状況になっています。

それから、減免の方ですが、18年度は6件ございました。

最後に、453ページの方ですが、決算書453ページの保険給付費の不用額の理由もしくは傾向が分かればということです。この不用額1億3,269万8,000円何がしというこの数字は、主なもの、大きなものをいいますと2目の地域密着型サービス、ここで2,377万円、それと介護施設給付費の施設の方です、これが7,754万円ということで、この二つでほぼなっています。地域密着型につきましては、18年度から始まった施設ということで、サービスということで予測がなかなか難しかった。前年度までの実績が無いということと、あと市の方で予

定しました新しくできるグループホームですとか、特別介護の方の老人ホーム、小規模です。そちらの方がオープンする時期がちょっと未定であったというようなことから、きのうも一般会計の方でお答えしましたとおり国庫の内示が非常に遅れたものですから、結果的にそのグループホームのオープンも今年度に入ってから、それから、小規模の方も今年度に入ってからということで、それらの見通しがちょっとつかなかったというようなことで減額、不用額が多いということです。

それから、施設介護サービス費につきましては、一番大きな予算ということで月額1億2,400万円ほど平均で支出が出ている。その中での7,754万円ということで、金額はちょっと大きいですが、率からいくと、この辺で大体毎年度ある程度1人、2人ぐらいの余裕を持っていないと厳しいかなというふうに考えています。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございました。介護保険の関係についてはなかなかやはり高齢者ということで厳しい対応が必要だなというふうに思います。そうしますと、453ページの今、ご説明があったこの不用額については、本来であればあまり不用額なかったなという判断をしたいと思うんですけれども、それでよろしいかどうかということと、それから、今、細かく滞納者ということの内容を説明いただきましたけれども、去年が180名ですから6名増ということですので、だいたい傾向的には同じなのかなということが言えますし、減免も7件と18年度は6件ということですから、ほぼ同じような推移をしているなということがうかがえます。

そこで、税務課長がいますのでちょっとお伺いいたしますけれども、これまで市税とか国保税とか、税関係の徴収についていろいろ申し上げてきました。ここでいう2年の不納欠損ということの扱いというのは、若干違うような気がするんですけれども、ちょっと道がそれるかと思いますが、国保税の関係で聞けばよかったんですけれども、要は税金を納めなかった人が納めたくなくてずっと納めていない。それには、やはり手厳しい指導も必要であり、そしてまた、差し押さえとかという厳しいことが必要だと思いますけれども、この介護保険についてはそういったことができないような状況がありますが、一方で、きのうからきょうにかけて市税とか国保税とかという税の徴収のあり方について厳しく対応してくださいという話をしてきましたが、ちょっとこの議案とは離れますけれども、差し支えなかったら参考までに差し押さえとかというのは、18年度中にどれだけ厳しくやっていただいたかというこ

とが、もしもお分かりになればお願いをしたいと思います。今回の介護についてはそういったことをやりたくてもきっとできないと思うんで、その辺についてはどのようなお考えかどうか担当課長の方からお伺いしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

- 高齢者福祉課長（横山秀喜） まず、決算額のこの金額等については適当な額と判断、理解してよろしいかどうかということですが、介護保険料につきましては月額だいたい2億4,000万円から5,000万円の支出があります。不用額を見てもと約半月分の不用額ということで、担当課としましても、このぐらいの適当な額かなというような判断をさせていただいております。

それと、滞納者についての考え方、どうしてもなかなか税のように差し押さえ等がいかなければ、どのような形で臨むんだということです。どうしても低額所得者、本当に行ってもいただけないというような方がほとんどの中で不納欠損しているんですけども、先ほど中にありましたとおり、ある程度収入があっても払う意思が無いという方がいないわけではないんです。その方につきましては、介護保険サービスの場合には滞納していますと給付費の制限を受けます。3割負担、1割負担で介護サービスを受けられる制度なんですけど、3割負担というのはペナルティーがあるというようなことですか、制度の理解を求めるといような形でお話をしているんですが、どうしても、うちは介護のお世話にならないよと、そのために長男と一緒に住んでいるんだというような強行におっしゃってくる方等もありますので、なかなか理解が進まない。努力して、今後ともそういう制度の理解を求めていきたいというふうに考えています。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 差し押さえの状況なんですけれども、神子委員が議案質疑で国保税のことはお答えしたと思うんですけれども、市税の方で参加差し押さえ含めまして市税の方での差し押さえ金額は9,064万円ということで、国保税の参加差し押さえを含めると5,215万円ほどありますので、全体で1億4,280万円を差し押さえたということでございます。

- 委員長（高木武雄） 神子委員。

- 委員（神子 功） 介護保険につきましてはペナルティーがあるので自分にはね返ってくるということですから、それについては2年間という期限はありますけれども、自分に返って

くる問題、市税とか国保税の場合には時効が成立しちゃうとなかなか対応が厳しいという状況がありますけれども、そういった意味では差し押さえとか、いろいろな方法でやっていくということについては一応方向が分かりました。

そういった違いがありますけれども、いずれにしても必要なものは払っていただくということが大事なものですから、介護保険につきましてもそういった今、ご答弁いただいた制度があるということについてご理解をいただけるように、ぜひ19年度もスタートしておりますので、ぜひお願いをしたいし、税務課長についてはこの案件とは違いますけれども、差し押さえの額が1億円に上ることがありますけれども、さらに厳しさが必要な方についてはぜひ負けないで懲りずに、ひとつ対応の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 461ページの配食サービス事業についてお伺いします。

金額が250万3,250円、この内容についてちょっと細かくお聞きできればと思います。それと、次のページの463ページにも配食サービス事業667万800円というのが入っております。これについてもう少し細かくお聞きしたいと思います。それと、先ほど言いました250万円の方と、こちらの違いというのはあるのかどうかお伺いします。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 配食サービス事業につきましては、基本的にサービスの事業内容は同じでございます。経理上、先ほど申し上げました介護予防事業に当たる人たち、つまり特定高齢者、配食サービスを受けている中で特定高齢者と認定される人たちにつきましては、介護予防事業の方の特定高齢者施策事業費というところに区分しているということになります。こちらの方で区分されますと市の負担金も12.5で済む。任意事業でありますとも市の負担金は20.25ですので、事業の内容については同じですけれども、会計処理上2本立てという形で実施させていただいています。

ちなみに対象者ですが、1の方の特定高齢者事業の方で行った人たちは53人、それから、463ページの方の任意事業の方で行った配食サービス事業の対象者については92名という結果になっています。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第４号の質疑は終わります。

それでは、議案第２号から議案第４号までの担当課は退席してください。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため１時まで休憩いたします。

休憩 午前 １ 時 ５ 分

再開 午後 １ 時 ０ 分

○委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第５号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） では、補足説明をさせていただきます。

説明資料の１ページをご覧ください。

１ページ目は下水道建設事業の概要でございます。平成18年度は東町網戸地区の幹線管渠工事とその周辺4.2ヘクタールの面整備……。

（発言する人あり）

○委員長（高木武雄） できましたら、資料のページまで教えていただきたいと思います。

○下水道課長（中野博之） 説明資料の１ページ目でございます。申し訳ありません。

では、１ページでございます。

１ページ目は下水道建設事業の概要でございます。平成18年度は東町網戸地区の幹線管渠工事とその周辺4.2ヘクタールの面整備工事及び平成17年度整備区域である袋地区の舗装復旧工事を行ったものであります。

次の２ページ目をご覧ください。

２ページ目の下水道状況一覧の１番の下水道の状況でございますが、平成18年度の普及率は行政区域内人口 6 万9,972人に対する処理区域内人口は5,305人であり7.6%であります。また、水洗化率は処理区域内人口5,305人に対する供用人口は2,926人であり55.2%でございました。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

- 委員（神子 功） それでは、下水道事業会計につきまして本会議でも若干ご質疑申し上げておりますけれども、何点かお伺いをいたします。

まず今、説明をいただきました18年度決算に当たりまして事業というご説明をいただきました。本会議でもお伺いしたわけですが、まず、この今回東町網戸地区の幹線管渠工事、面整備、これにつきましては工事期間というのは、いつからいつまでやったものでしょうか。と申しますのは、課題となっております公共升への接続というのが大きな、下水道についても、その他集落排水整備事業につきましても、そういったことが大きな課題となっております。そういった意味で今回の整備、18年度に整備したこの事業につきましては、そういうことで工事期間があって、それが年度末に終わったのであればなかなか接続もできませんけれども、期間によっては接続可能かなということも含めてご質疑を申し上げたいわけでありま。要は、18年度にこの工事を行った幹線管渠の工事についての公共升へのつなぎ込みがどのくらいあったのかどうなのかなと。当然今、申し上げましたように期間が18年度の末にいていれば当然これはできないわけですが、そういったことで、まず1点目をお伺いしたいと思います。

それから、18年度にこの整備をしている区域がございます。その中で公共升へ接続をしていただいたというような件数がどのくらいあったのかどうか、こういったことについてお伺いをいたしたいと思います。

あとは水洗化の問題ですけれども、これは本会議でご質疑申し上げましたが、整備をすることによって拡大はするんだけれども、水洗化率がそれによってどうしてもパーセンテージが下がってしまうという傾向が年々続いていると思うんですけれども、そういった水洗化率に伴う水洗化向上のための検討、そして実施、これについては再度確認ということで1年間にどの程度ご努力をいただいたかということについて、改めて確認の意味でのご説明をいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長（中野博之）　まず、18年度の工事の工事期間でございますけれども、工事につきましては全部で大きく11件の工事を実施しております。その工期につきましては、それぞれ工事によってまちまちでございますけれども、18年の4月から19年の3月25日までを工期として工事を行ってきているところでございます。

公共升へのつなぎ込みのものでございますけれども、18年度のつなぎ込みにつきましては、17年から18年までの差でございますけれども、46世帯、111人がつなぎ込んでいただいているという形でございます。

それと、3点目の水洗化向上のための検討とか実施をどうしているのかということでございます。水洗化につきましては、やはり供用開始区域の方々すべての方につなぎ込んでいただいて100%を目指したいというふうに考えて、鋭意努力をしているところでございますけれども、具体的に申しますと、この水洗化の向上といたしまして、この処理区域の中でまだくみ取りのご家庭が、全体で775世帯まだ未接続の方がございますけれども、そのうち144世帯がまだくみ取りだということでございます。このくみ取りの方々が接続していただきますと、水洗化率としては約6.5%アップするというようなこともございますので、まず未接続の方々全員にご理解、ご協力をお願いするということでございますけれども、その中でも緊急度、優先度等を考慮いたしまして、このくみ取りの方々を対象に優先的に接続をしていただくような戸別訪問をしているというようなことでございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄）　神子委員。

- 委員（神子　功）　ありがとうございました。そうしますと、11件工事が行われて、工期については4月から19年の3月25日までということですから、ぎりぎりに終わったということであれば、つなぎ込みは難しいという判断ができますけれども、要は既存のつなぎ込みが46世帯あったという判断でよろしいのかどうか。新しく18年度中に行った工事については、つなぎ込みはそういった意味で工事の関係でできなかったという判断でよろしいのかどうかについて確認をさせていただきます。これが1点目です。

それから、アクションプランということで、旭市行政改革アクションプラン、平成17年度から平成21年度までの18年3月に作ったものがございます。公共下水道事業の関係につきましては、23ページに……、失礼しました。これは次に聞きます。今のは訂正いたします。

公共下水道関係については、いずれにしても水洗化率を高めなければいけないということでございますが、これは前任者の関係で、こういったことが言われました。待っているより

も工事がされます、面整備とか、そのときにちょっとお邪魔して、今、面整備やっていますけれども、できたらお願いしますねという、日常ふだんから何でもないような状況の中で訪問すると、かなり受け答えがいいという話も聞いております。ですから、面整備が終わった時点で云々というよりも、これは既存の場合には啓蒙啓発が必要ですが、18年度中に行っていただいたものについては、そういった行動があって19年度を迎えれば、要は種をまいておりますので、ご協力をいただけるんではないかな。いわゆる今、19年度に入っておりますけれども、今、工事しているような状況の中であれば20年度に向かって種まきをしておくというようなことがあれば、ご協力をいただく状況というのはとれるんではないかなという観がするわけです。そういった意味で18年度については3月まで工事があったということです。ですから、これは公共への接続というのは困難ですが、そういった活動というのは18年度中にはどのように、ある意味では営業活動といえますが、そういったことについてどうかということと、それから、新たに既存の所についてはそういう呼びかけをしなければいけないという2通りがあると思うんですが、前者の面整備を行った、管渠工事を行ったということのそういう啓蒙啓発についてはどのようにされたかどうか。これはソフト面ですから、数値には表せませんが、その点のところについて活動していれば承りたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） まず、1点目の18年度整備を行った所の接続ということでございますけれども、これにつきましては工事が3月までかかっておりますので、委員おっしゃるとおりゼロ件ということでございます。

それから、2番目の日常的にどのような啓蒙をしているのかということでございます。やはり一番効果的なのは、工事を実施する直前に説明会を開いております。その時には工事が自分の家の前面を工事をするということで非常に関心が高い時期でございます。その時に下水道の事業の内容、効果、それから工事も含めてですが、その後の使用の仕方、接続の仕方等々もその説明会でご説明させていただいております。

あと、工事中につきましても、それぞれ工事をしている時に近所の方々「何をやっているんだ」とか「大変だね」ということで声をかけていただけます。そういった時にも、これが終わりましたら接続をお願いしますというような形で日常的に行っております。

また、啓蒙啓発といたしましては、今月の9月1日の広報に掲載いたしましたけれども、

全国的に9月10日が「下水道デー」という形でございます。それに合わせまして、当市の下水道につきましても9月1日の広報紙に一面を割いて広報しているところでございます。また、市下の小学校につきましても、子どもの時からこの下水道について理解を深めてもらおうということで、昨年度9校の小学校4年生の方が対象でございますけれども、見学に来てもらって下水道について理解を深めてもらったというようなことを実施してございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、19年度に入っておりますけれども、18年度でこの整備した内容については、今おっしゃられましたように当年度では効果が表れない。要は19年度に入ってから効果が表れるということですので、そういった意味で今、9月を迎えていますが、決算を迎えるに当たって、この効果というものは19年度の決算では分かると思いますけれども、今ここで切るということはできませんので、この整備した内容というのは、今、課長がおっしゃられましたように、平成18年度については46世帯111人の方々が供用開始ができたという、升を利用したということですので、19年度、今、9月時点ではどのようになっていますか。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 申し訳ありませんです。私どもの方、7月末の資料で集計を、まだ7月末でしかしておりませんので、7月末でお話しさせていただきます。

18年度の末から19年度の7月までの間に42人の水洗化が増加しております。水洗化率といましては55.9%ということでございますので、18年度末の55.2%から0.7ポイントアップということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。そういったことを年々繰り返していくわけですね。ですから、いかに今、課長がおっしゃられましたように、やるときの説明とやった後のフォローアップというのは次年度に効果が表れるということからすると、今、19年度ですから18年度決算を迎えて、結果として今、ご説明いただいたように7月末で42名の方々に使っていただいているということで、水洗化率もアップしておりますから、19年度の活動については18年度の反省をしながら20年度までいくのにどうしたらいいかどうかというのが大

事なことになります。そういった意味で質問をさせてもらったわけであります。そういったことを考え合わせまして、ぜひ水洗化率が高まるように、まだ半分ですから、ぜひ19年度が
いい決算を迎えられるように大変でございますけれども、お骨折りをいただきたいと思います。
す。

以上で終わります。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 1点だけちょっと聞きたいんですけども、476ページ、歳入の部分、
使用料及び手数料で1,953万円の不納欠損があるわけですけども、不納欠損が生じた後の
接続の問題についてはどのような判断でやっているものかどうかお聞かせをいただきたいと
思います。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 使用料の欠損につきましては、平成12年度の賦課分のもので5件、
8万6,267円が欠損になっております。これは5年経過ということで、これ以上は時効が成
立しているということで欠損になったものでございます。この使用料につきましては、この
欠損の理由といたしましては、借家住まいの方が外に出られてしまっていて所在が不明にな
っているというような状況で欠損となったところでございます。この使用料につきましても、
当然のことながら使用していただくからには全額払っていただかなければならないという
ところがございますけれども、やはりこの滞納されている方の理由をいろいろお聞きしますと、
やはり経済的な理由が多いところがございます。その辺もやはり使用していただいている中、
十分に理解していただいて納入していただくというようなことを進めております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、説明資料の受益者負担金のこの表の見方、不納欠損額の、
例えば平成18年度で6,775万円、収入済額が2,761万円で収入未済が37となって、その次に不
納欠損額というのがあるんですけども、これは13年度より以前、この表の見方ですけれど
も、それが1点。

それから、決算書の487ページの運転業務委託料4,725万円というものです。これは予算で

は6,200万円だったと思うんですが、内容と、どこに委託しているのか。

それから、同じく工事請負費の26万2,500円、当初500万円で予定されていたようなんですけれども、内容、予定と実際にした工事です。

それから、同じく487ページの委託料、幹線管渠整備委託料 1 億1,251万円ですが、内容と委託業者を教えていただきたいと思うんですけれども。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） まず、説明資料 2 番の受益者負担金の表の見方ということでございます。

この表の真ん中の収入未済額というところがあると思いますけれども、この収入未済額が次の年の調定額の方に入ってまいります。これは前年度収入が見込めなかった、入らなかったところでございますから、それが次の年の調定額の方に入ってきているということでございます。不納欠損額につきましては、平成18年で302万4,200円というふうに記入してございますけれども、これにつきましては平成12年度に賦課いたしました5期から8期までの、これは1年を4回で分割払いしてもらっておりますので、12年度賦課の5期から8期というのは13年度に払ってもらうものでございます。この12年度賦課部分の13年度分と、それから13年度に賦課したものの1期から4期、13年度の支払ってもらう部分、この分の中で300余万が不納欠損となったというようなことでございます。

それと次が、決算書の487ページの運転業務委託料についての予算と決算との違いということでございますけれども、これについては請負業者が月島テクノメンテサービスでございます。これにつきましては9社の見積もり合わせを行いまして、最低価格を見積もった業者として月島メンテサービスと契約をいたしましたところでございます。その見積額が4,700万円ということで少なかったということで、この部分が差が出てきたということでございます。

それから、15節の工事請負費の管渠工事でございますけれども、これにつきましては毎年維持修繕として、ある程度金額を見込んでおります。その中、新田地区のトキワヤの前のマンホールの周辺で段差が出てきましたので、それにつきましては補修をしたというようなものがこの管渠工事でございます。

それと、建設事業の13節委託料の幹線管渠整備委託料でございますけれども、これにつきましては東町付近の幹線の管渠につきまして、千葉県県の外郭団体である下水道公社に工事を委託いたしました。その金額でございます。これにつきましてもやはり請負額が、落札

額が低かったということでこの差が出ておるということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、ちょっと確認なんですけれども、そうしますと、先に表の見方なんです、平成18年度に発生した金額というのは6,775万円から上段の右端4,480万円を引いたものということで理解していいわけですね。そうですね。わかりました。

それから、運転業務委託料なんですけれども、9社の見積もり合わせですね。その結果、当初6,200万円を予定していたけれども、4,725万円で契約できたということですよね。これは、汚泥の業務の内容をちょっとまた、例えばトン当たり幾らとか、その辺が分かれば教えてもらいたいと思います。

それから、幹線管渠整備委託料の方は、これはやはり入札ですか。契約方法をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 運転管理業務の内容でございますけれども、処理場施設を稼働させるために必要な委託料でございます。汚泥処理につきましては、また別に決算書482ページの上から7行目に汚泥等運搬処理委託料というものが記載されておりますけれども、それとは別に処理場自体を運転するための委託でございます。

それと、管渠工事につきましては、これは申し訳ありません。委員、委託の方の管渠工事の方の指名業者、指名かどうかということでございますよね。

（「下水道公社の方」の声あり）

○下水道課長（中野博之） 下水道公社につきましては公社と協定という形で締結をしまして、下水道公社が建設業者の方を指名しまして指名競争入札を行っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、もう1点、運転業務委託料というのは、当初6,200万円で予定していたものが4,725万円ということで1,500万円安くなっているわけです。この辺が、その見積もり、去年は、前年度はどうだったのかなと思ったんですね。

それから、15番目の工事請負費26万2,500円で終わっていますけれども、当初は500万円で

見ていました、予算で。この辺の何かまだほかにも多分予定していたんじゃないのかなと思うんですが、例年が500万円だったから500万円にしたのか、ちょっと私も前年度のものを見ていないんで、その辺のところをちょっと説明していただければと思います。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 運転業務委託料の部分でございますけれども、私ども見積もりに当たりまして積算をいたしておるところでございます。これにつきましては国土交通省の監修によります積算要領から積算しておるところでございますけれども、その中やはり競争原理が働いたというのか、その辺で相当通常よりも安価な札が入ったということでございます。

それと、管渠工事につきましてですけれども、緊急時の対応として、ある程度の予算を計上していたところでございますけれども、大がかりな保守等々が昨年度はなかったということで、この金額になっているということでございます。

以上でございます。

（「分かりました。どうもありがとうございます」の声あり）

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） すみません。一たん質疑させていただいて、また質疑ということでお許しをいただきたいと思います。

今の佐久間委員の方から質疑がありましたけれども、経過も含めてちょっと、数値も含めて質疑が出たものですからご質疑申し上げます。

運転業務委託につきましては、所管の委員会では、これらについては独自で市の方で技術者を育成して委託をしなくてもできるようにしたらどうかというのが、ずっと委員会としては議論をしてきた経過があります。今回たまたま18年度については見積もり9社の内容の中でかなり削減がされたというのが18年度決算に載っております。その辺の兼ね合いというのは、今後市独自で技術者を育成して、委託料というよりも自らが維持管理ができるようにという方向付けというのはどのように考えているものかどうか、18年度について、今、19年度も進んでおりますけれども、その点が一つです。

それから、ここで大事な的是見積もりで1,500万円下がりましたよね。下がるのはいいんですけれども、これは同じ会社の方が、要するに同じ企業の方が引き継いでやれば当然いいわけですが、今回はそれがどうなったかどうかということが一つはありますけれども、

当然メンテをずっとしているわけですから、メンテの経過がなければ、その次に違う業者が請け負った場合に経過としてよくメンテをできなくなるという状態も、これはいろいろなことで考えられるわけです。そういうことを含め合わせますと、19年度もスタートしておりますから、18年度についてはこれまでの業者がやってきたことで18年度も同じ業者がやってきたのか。やっていなければその心配があるんですけども、その点はどうでしょうか。

それから、同じページの工事請負費につきましては、これも所管でいつも聞いているのは、やむを得ず緊急性があるということで、いつも500万円程度計上していくんだということですから、今回決算で一部のところで、トキワヤさんの所で段差の状態があったんで直したと、これは意向はよく分かるんですね。そういったことで所管の委員会としてはそういった議論もしておりますので、一応参考までにそういう理解をさせてもらいましたので、よろしくお願いいたします。

したがって、運転業務につきまして何点かご質疑いたしましたが、その点ご答弁いただきます。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 運転業務委託を市の職員でできないのかどうかということでございますけれども、処理場の運転業務につきましては資格等が必要でございます。供用開始当時から専門の業者の方へ委託をしているというような状況でございます。

市の職員でそのような資格を取得するということも当然考えられるんですけども、ごく特定の職員になってしまうということがございまして、その辺でその職員が異動等もないというような状況が果たしていいのかどうかというようなこともございますし、また、市の職員自体を増員しなければならないというようなこともございますので、その辺も絡めて考えた中で、現状といたしましてはやはり委託するものが経済的であり、状況に即しているんじゃないかなというふうに考えております。

それから、メンテの業者につきましては、供用開始当初から平成17年度までにつきまして、トクサンエンジニアリングという会社が受注しまして行っておりました。平成18年度、昨年度から月島テクノメンテサービス株式会社というところが受注しており、本年度、19年度も同じく月島が受注しております。そのように、ある程度一定の期間は同じ会社が受注しているというような状況がございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。業務委託料につきましては、そういったご意見を述べさせていただいてきているんですが、やはりはっきり物を申しさせていただくとよく分かるんですね。検討しますと言ったら、検討していただけるのかなと思ってしまいますので、要は効率的に合理的に考えた場合にはどちらがいいかどうかという、この判断ということが一番大事になりますので、今のところは業者にお任せをしてメンテをしていくと。したがって、それは見積もりで下がったよという結果が出ていますけれども、そういったことで進むんだなというふうに判断しております。

そこで、18年度につきましては19年度も同じ業者が引き続きやっておられるということですが、当初から17年まで違う業者がやっていたと、そういった意味ではよく下水道の施設のことについてはよく分かっているということになりますよね。これはやはり引き継がなければしょうがないという、その点がどうかなと。これは下水道に限ったことではありませんで、見積もりは安くなるけれども、安く請け負ったからメンテはあまりしなくてもいいよとか、そうすると次に受ける人がまた大変になってしまうんですね。ですから、そういった点については担当の方で前と同じようによくやっているかどうかということをチェックしていただかないと、次に頼む時に高くなる、安くなると、また二重の投資をしなければいけないというふうになる可能性がありますので、その点は18年度決算のときによく19年度も含めて、その点のところをよくチェックしていただいて、19年、20年以降よくメンテができて二重投資にならないような、そういった体制をとっていただきたいと思いますし、そのことを全庁に波及できるような、そういった取り組みもぜひ指導としてやっていただければというふうに思います。ご意見がありましたらお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） この運転業務につきましては、請け負った業者が替わったところで何か支障が出てきているかどうかというようなことだと思いますけれども、トクサンエンジニアリングにつきましても月島メンテにつきましても、やはり維持管理、処理場の運転管理等々につきまして実績のある会社でございます。当然のことながら大きく申しますと、下水の処理場につきましてはどこの自治体の処理場も似たような処理方法をとっていると、その中でそれぞれの各処理場によって規模が違ったり配置が違ったりというようなことはございます。そういった中、十分引き継ぎをした中で支障が無いように17年度から18年度には移行

したというふうなことでございます。なおかつ毎日日報を提出させております。それにつきまして担当職員が毎日確認し、私も確認しております。そういったところでこの運転に対して支障が出ていないと、順調に進んでおるといような形で確認はいたしております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。そういったことを行政の担当としては本当に必要な部分だと思います。ほかの施設運営管理ということを考えますと、そういったことがやはり業者が違った場合によく引き継ぎができて二重投資にならないようにというふうに思うんですが、例えばこれは海上の福祉施設ですけれども、ボイラーが壊れたとかということが、本当にあまり年数がたっていないのにそういった状況が起きてしまう。そういったことが実際問題起きています。ですから、下水道の施設が見本となって、もちろん専門家の方々が責任持ってやっているということがあるから、そういうふうを受け止められますし、そういったことが課長の口から出るという、日常の管理もさることながら職員の方々のご配慮とかご努力とか、もちろんの企業の方の努力とかというのが結ばれていい形になるわけですから、ぜひそういったいいことについては全庁に波及できるように、業者が違ったにしてもよく引き継ぎをすとか、そういったことをきめ細かくしていただいて、決算を迎えるに当たりまして、そういったことが全庁に波及できればいいなというふうに思っている1人なものですから、ぜひ課長さんのご指導のもとにいい体制をつくっていただくようお願いして、答弁はいりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑は終わります。

続いて、議案第6号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業集落排水事業につきまして若干補足説明をさせていただきます。

最初に、農業集落排水事業でありますけれども、この事業につきましてはご承知のように農業集落の形態に適しました小規模な分散型の汚水処理施設、そういうことでご理解いただきたいと思います。おおむね国の基準の中では1,000人程度の規模の農業集落単位で整備を

実施する。そういうことになっております。処理の流れといたしましては、下水道と同じように各家庭から出ます、し尿、あるいは生活雑排水の汚水、そういうものを専用の排水管を通しまして処理施設に流入しまして、そこで処理した後に公共用水の水路に水を流す、そういう形になっております。

それでは、申し訳ありません。お手元のテーブルの上に後から追加の資料でお配りをさせていただきましたカラー刷りのリーフレットと区域を示す区域図をご覧になっていただきたいと思います。

最初に、区域の図面であります。旭市の農業集落排水につきましては、ここにありますように江ヶ崎地区と琴田地区、この2か所で現在実施をさせていただいております。場所につきましては、ここをご覧になっていただきたいと思います。袋公園の北側の方でございます。江ヶ崎地区につきましては平成10年の5月に供用を開始させていただいております。琴田地区につきましては平成13年の5月に供用開始ということで、2地区で現在稼働をさせていただいております。

さらに、申し訳ありません。カラー刷りのリーフレットの方を開いていただきたいと思います。これは簡単な流れでございます。これは分かり切ったものでありますけれども、特にきょうご覧になっていただきたいことにつきましては、実はそれぞれの手法の中の右側に、車の下の方に窒素、あるいは汚れの数値が記入をされております。1日1人当たりの窒素、あるいは汚れのグラム単位のものであります。ここにありますように、くみ取りから、あるいは2番目の単独浄化槽、合併浄化槽、集落排水というようなことで、この中では一番集落排水事業が河川への汚れ、あるいは窒素成分を流出する、そういうことで一番河川に対しては優しい管理の仕方というようなことでございます。これはひとつ絵の中でご覧になっていただきたいと思います。

我が方につきましては、ほとんどそれぞれ今、合併浄化槽なり単独浄化槽を各家庭で、農業集落の中でもあるわけですが、一番河川に優しい集落排水事業、これに加わっていただきたいというようなことで、それぞれの2地区につきましては加入の促進等を実施しております。

さらに、大変申し訳ありません。平成18年度の旭市の農業集落排水事業の特別会計歳入歳出決算に關します説明資料の方で若干ご説明をさせていただきます。

この説明資料の申し訳ありません、2ページの方をお開きいただきたいと思います。

この決算の説明資料の中の2ページには、それぞれの江ヶ崎、琴田地区のそれぞれの普及

率等が掲載をさせていただいてあります。江ヶ崎地区につきましては普及率が71.9%、琴田地区につきましては59.7ということで、全体2地区トータルしますと67.8%の普及率になっております。

その2番目に受益者分担金、これが収入未済額がかなり大きい、あるいは納付率が低いということで多分この数値につきましてはちょっと不信感が出るのかなというふうに考えております。これは実は先ほどの図の説明の中にありました集落排水事業のこの4番目のパターンでありますけれども、各家庭の所からトイレ、あるいはいろいろな生活の雑排水が出ます。その公共升という部分を実はこの事業に入っていただく手を挙げた方につきましては設置してあります。ただ、公共升は設置したものの自分の家で合併浄化槽、あるいは単独浄化槽があるというようなことで、まだ公共升につないでいない家庭、これがいます。一つは分担金でいただくわけですが、流す権利の公共升は設置してあるけれども、まだつないでいないままで実はこういう受益者分担金が、納付率が低い状況になっております。これにつきましては現在16名いるわけですが、ぜひ農業集落排水に接続していただきたいというようなことで推進を図ってまいっております。

あと、3番目の方につきましては、この事業の一番の基は使っていただいている方々、これがやはり受益者負担というようなことが大原則であります。そんなことで江ヶ崎地区、あるいは琴田地区につきましてこういう納付率、特に琴田地区につきましては100%の納付、江ヶ崎につきましては98.8の納付になっております。この98.8につきましても若干3月末に口座から振替ができなかったという形で既にもらっている方もいます。そういうふうなことで18年、推進をしてまいっております。特に18年、借入金の返済がちょうどピークに達していきまして、これから19年以降、徐々に借入金の方につきましては徐々に減ってくるというようなことで適正な事業の推進に当たっていく所存でございます。

以上、簡単に申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 一つ確認ということで、先ほど公共下水道の方の関係で公共升への接続ということでお話をさせていただきましたが、あれは集落排水整備事業のアクションプランの23ページにありますものと間違ったものですから、確認のためにこの点をお伺いしたいと思います。

集落排水整備事業につきまして今、課長の方から説明がありましたように、公共升への接続率の向上ということでそれぞれ年度によって目標接続率が掲げてございますが、今、ご説明があった67.8%というのは、この接続率ということで18年度については67.2というふうになっていますが、これと比較対象させてもらってよろしいのかどうか、お持ちですか。ちょっと見てください、いいですか。23ページをお開きいただいて、公共升への接続率の向上とありますけれども、これが今、普及率ということでご説明いただきましたが、これと同じ考えでよろしいのかどうか、ちょっと初めにそれだけお伺いします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今の委員からご質問ありましたこの23ページの率、それと先ほど示した普及率、これは私ども同じ数値の考えということで理解しております。
- 委員長（高木武雄） 神子委員。
- 委員（神子 功） そうすると、目標には達成をしているということですから、19年度は68.4%に向けてご努力いただけると、こういうような形になります。それは確認させていただきました。

そこで、受益者分担金のことで、これはずっと残っちゃっているんですけども、これの対策というのはこれは旧旭市からずっと継続して残っているんですが、これはどのように対策を講じたらいいのかどうか大変厳しいと思いますけれども、その点について18年度決算を締めるに当たって、どのような検討をされて、また今後どのようにしていくのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） ただいまの受益者の分担金、これにつきましては既に公共升等も設置してございます。必ず所有、地域の方、できる必要な時になった時には必ず使っていただける。そのようなことで我々は不納欠損にする予定もありません。それで、ただ、42万円という金額がちょっと大きいもので、これは分割して払っていただく、そういう方も現在数名いらっしゃいます。例えば10万円ずつ払っていただくとか、いきなり42万円というのはちょっときついのかなというようなことで分割納付等を現在実施しているところでございます。
- 委員長（高木武雄） 神子委員。
- 委員（神子 功） そうすると、これはそれぞれの状況によって解決の見通しが立つという

ところまで、ある程度待たなければしょうがないというふうに判断した方がよろしいのか、積極的にお願いしますと言ってもなかなか事情がありますので、その辺のところはどのように判断されていますか。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 実はこの農業集落排水、合併しまして初めて事業を見せていただきまして、すごいなと思ったのが1点あります。役所の人間が普及にお願いするということも一つあるわけですが、この2地区とも集落の皆さん方が、既にやられている方が農集に入らないかという啓蒙をしていただいております。そんなことで我々職員も一生懸命頑張りますけれども、地域の方にもいろいろ回っていただいて、現在も回っていただいております。全員なるべく多くの方がやることによって実は河川がきれいになる。そのきれいになった河川からいろいろ水田等に水をくみ上げるわけですので、それぞれの農業が盛んになってくる。そんな意味で集落の中でぜひ普及率を高めるように、今後お願いをしていく所存でございます。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 2点ほどちょっと質問をしたいと思います。

決算書の507ページですけれども、資源循環事業ということで、これは前々から質問も質疑もあったようでありますけれども、分析の試験も毎年やっているような感じであるわけですが、5万4,000円ですけれども、ある程度もうその分析の結果は固定したものが出ていてもいいのではないかなと、そんなようにも感じるわけでありまして、その後の分析の結果がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それと、汚泥農地還元業務委託料ということでどういう内容なのか、肥料化して今、使っているのかどうか、使ってもらっているのかどうか、そこら辺もお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点、説明資料の2ページの中で区域内の人口は出ているわけですが、区域内の人口とともに世帯数が分かれば、なおいいのかなというような感じもしますので、世帯数が分かれば教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今、委員の507ページの汚泥の分析の委託でございます。これにつきましては、いろいろ肥料として物を使うという時に必ず分析が必要だというようなことで委託をさせていただいています。毎年やっておりますけれども、いろいろ数値も違って来る。そんなことで一応肥料登録というようなことで現在やらせていただいております。これはいろいろな面で使ったいただく時に、やはり使ってくれる方からしてみると、どういうものが入っているか、いろいろ年度によってもちょっと違うときもあるかと思えます。これは必要なというふうに理解しております。

それと、汚泥の農地の還元でございます。主に実は、本来であれば農業集落排水事業ですので、集落から出るものですので、これを農地に還元してというのが一番いい方法だということで国からは指導されています。ただ、ご承知のように実は脱水をしまして、それを使うわけですが、一つ欠点が雨等に触れるとそれがもとに戻るということはないんですが、ちょっとその部分で、この地区につきましては実は家畜堆肥が相当数あるので、なかなか農家の方にどうですかといっても、いや、家畜堆肥の方がいいよという部分がありまして、なかなか進まない。現実的には進まない。ただ、今、市役所の中の庁舎内の中で例えば公園事業の中でそれを活用していただく、そんな形で処理をさせていただいております。この秋にそれぞれふるさとまつり、いろいろな産業まつりが市内であります。その中で一つ、現在畜産農家が持っておりますコンポストですか、そこに脱水した汚泥を入れまして、さらににおいの無いような堆肥を作って、それを実は市民の方に試験的に使っていただいて、無料配布になるかと思っておりますけれども、そういうものの取りかかりをしようということで現在動いております。

あと、処理区域内の世帯であります。それにつきましては、江ヶ崎地区につきましては現在、平成19年7月31日現在でございますけれども、221世帯、琴田地区につきましては91世帯、合わせまして312世帯ということになっております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑は終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時15分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

- 水道課長（堀川茂博） それでは、議案第7号につきまして少し補足説明をいたします。

ページにしますと12ページになりますけれども、水道事業報告書になっております。そのうちの下から2番目になりますけれども、建設状況についてということで、ページの方は詳細が14ページと15ページに建設工事の概況ということで記載されております。これらにつきまして少し補足いたしたいと思います。

初めに、（1）の建設工事の概況なんですけれども、こちらにつきましては資本的支出の4条関係になりまして、5件ほどの工事がございました。

それから、（2）の保存工事の概況ですけれども、これは収益的支出の3条の方の、これはどちらかといいますと修繕工事の明細となっております。数はあまりございませんけれども、詳細を後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

- 委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

- 委員（神子 功） 2点ほどご質疑申し上げます。

まず、4ページ、水道事業損益計算書の中で特別損失ということで553万8,714円、これにつきまして平成17年度につきましては253万7,160円、300万円の増ということでなっておりますが、この内容につきましてご説明をいただきたいと思います。

本会議でもご質疑申し上げましたが、水道事業の報告の中で若干ご質疑申し上げて、普及率向上のためにはどうなのかということでご質疑させていただきました。今回は18年度につきましては普及率については77.7%、1.7%のアップになったということで18年度は締めくくられております。

そこで、この有収率ということを見てみた場合に97%で前年度と比較すると2.1ポイント上昇したということでございます。この有収率ということで2.1ポイント上昇した要因というのはどういったことが要因として挙げられるかどうか、この点ぜひ伺いをいたします。

それから、年度末の給水状況が今、申し上げましたように給水人口が5万5,161人、給水件数が1万8,083件で普及率が77.7%という中で、18年度につきましては改良工事ということもされているわけです。いわゆる建設工事として配水管等が延べ562.9メートル布設をしたということでご説明もいただきました。

そこで、この配水管を布設したことによって18年度についてはこういった効果が出てきたのかどうか。これは本会議でも若干伺っていると思いますけれども、その効果についての内容、これについてまず伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、初めに、4ページになりますでしょうか。特別損失、一般会計ですと不納欠損に当たるものでございますけれども、前年と比較しまして額が200万円ちょっと多くなっていると。これにつきましては、飯岡エリア、飯岡地区で200万円以上の多額の水道料金の滞納者がおりまして、その方はアパートとかいろいろ多角経営していらっしやったわけですが、その方が突然死亡してしまったということで、また、相続人についてもどうも料金を支払ってもらえるような状況ではないということで、やむなく不納欠損をしたものでございます。合併前の旧飯岡時代からのずっと累積となっております。そのほかでございまして、ちょっと人数を申し上げますと、旭地域で145名、その内訳はちょっと省略させていただきたいと思います。それから、飯岡地区で28人、それから海上地区で21人、干潟地域で8人ということになります。

それから、2番目の有収率の関係でございまして、ちょっと17年度の通年ベースで比較いたしますと、17年度の有収率が95.1、それと18年度が97.0です。増減といたしましては1.9%有収率が上がったと。これは昨年非常に漏水箇所が見つかりまして、特に干潟エリアでは日量で100トンも漏れているような場所も見つかりまして、有収率が非常に高くなったということです。それから、有収率の上がる要因といたしましては、火災等による消火栓の使用等が少ない場合です。これらにつきましても有収率が上がると。例えば、この間も海上地域で火災が発生しましたが、火災が発生しますと、ほとんど鎮火した後に、火災

中も出る場合がありますけれども、赤水が発生するということで、大体二・三時間かけて赤水の処理、すなわち水を捨てることになりますので、そういうことが少なくて有収率が高くなったというのも要因の一つとなっております。

続きまして、3点目の改良工事でございますけれども、改良工事につきましては、当然改良工事を行うことによりまして停滞水の解消、あるいは水圧の低下の解消とか、ループ化等がメーンとなりますけれども、現状において建設工事の中で先ほど言いました4条の関係につきましては、ほとんどが水圧停滞水の解消というのに重点を置いておりますので、その辺が効果が上がったということになります。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 損失につきましては、今、数値もお示しいただいて分かりました。この内訳は差し控えようということですが、簡単で結構ですから、旭が145人とか飯岡28人とかということがありますけれども、主だった、もしも内容が分かれば簡単で結構ですからお示しをいただければと思います。

有収率の関係ですが、そうしますと、平成18年度につきましては漏水している場所が見つかったという干潟地区の状況があったのでということと、それから、火災がなくて消火栓も使わなかったということですが、仮にこの火災がなくて漏水がなかった場合には、昨年と同じように推移をしたという判断でよろしいのかどうか。有収率を高めるためにはどんな工夫があるのかどうかということについて考えられることがありましたら、その辺を参考にお示しをいただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 1点目でございますけれども、ちょっと内訳をそれでは申し上げます。不納欠損の内訳ということになりますけれども、市内の転居等によりまして56人、市内の方で取れない方といいますか、そういうふうにとっていただきたいと思います。それから給水停止者で54人、それから行方不明者が82名、死亡者が10人、合計202名です。件数に直しますと期別になりますので529件となります。金額で申し上げますと541万3,786円等々となります。

それから、2点目でございますけれども、有収率を上げるためのその他の要因ということでございますけれども、そちらにつきましては、そのほかに考えられる、まず有収率を上げ

るということは漏水を減らすというのが第1点になりますけれども、そのほか災害、火災は災害でございます。そのほかといいますと、これは末端、必ず水道管の末端は時々水を捨てると申しましょうか、停滞水の解消を行いますので、それらを少なくすれば有収率は上がるんですけれども、それもまた衛生上問題ありますので、通年で考えますと、有収率が動くというのは通常の漏水を関係なしにしますと火災の発生が有収率を移動する要因の一番原因ではないかというふうに思います。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 病院内部におきまして9月1日付けで人事異動がありましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

事務部次長に採用いたしました石鍋でございます。石鍋次長の前職は八王子にあります永生病院という病院がありますが、その企画部長をしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

- 病院事務次長（石鍋秀和） 石鍋です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 病院事務部長（伊藤敬典） それでは、経理課長から補足の説明をさせます。

- 委員長（高木武雄） 病院経理課長。

- 病院経理課長（鈴木清武） それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、決算書の1ページをお開きください。

第1款病院事業収益では診療報酬改定や負担金、交付金、補助金等の減額により全体では予算を4億5,381万円下回りました。

続きまして、2ページをお開きください。

支出でございますが、病院事業全体では材料の標準化、医師や薬剤師と一体となつての価格交渉、診療報酬の引き下げによる購入単価の減等により材料費の削減が図られ、予算に比べ7億5,917万円余りの支出を押さえることができました。これらの努力により、当期純利益は予算を大幅に上回る税込みで3億3,482万円、税抜きでは3億200万円余りを計上いたし

ました。

なお、病院事業の本業ともいえます医業収益から医業費用を差し引いた医業利益は4億689万円余りとなっております。

それでは次に、12ページをお開きください。

貸借対照表の2の(1)現金預金ですが34億8,512万円、(3)の有価証券は27億716万円、合計で61億9,228万円となります。今後再整備を行うに当たっての自己資金となるものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長(高木武雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員(神子 功) ただいま補足説明ということをしていただきました。そこで、努力によってということでありましたけれども、収益は3億円余り出ましたよということで、本会議等でも伺っておりますが、材料費等が大幅に減ったということで説明の中でも出ておりますけれども、そういったことを頭に入れながらご質疑を申し上げたいと思います。

まず12ページ、貸借対照表の12ページの中で流動資産の中で未収金ということがございます。これについては平成17年度は38億9,861万円余り、18年度につきましては38億6,033万8,000円余りということでございます。この中で医業の未収金と医業外の未収金というのがありますけれども、この内容につきまして詳しくご説明をいただきたいと思います。それが第1点目です。

ページを追ってご質疑申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。ちょっと分からないものですから、25ページをお開きいただきますと雑損失というのがありますが、17年度と18年度それぞれ額が載っておりますし、比較も載っております。18年度につきましては6億6,266万円余りということで、平成17年度から比べますとその額が増加となっておりますが、この内容につきましてご説明をいただきたいと思います。これが2点目です。

37ページに移りまして、収益費用の明細ということで費用という中でそれぞれ款項目ということが載っておりますが、給与費の説明をいただきたいと思います。給料、それから手数料、法定福利費、賃金というのがありますが、給料につきましては医師からずっと始まっておりますが、人数的に何人ぐらい18年度決算ではこれに該当する人数について、その他職員も含めてお示しをいただきたいと思います。手当の関係、法定福利費は別にいたしまして、賃金がございますが、この備考欄には臨時職員の報酬及び賃金並びに日々雇用雇い上げと、

そういうふうになっておりますが、この賃金の内容をご説明いただきたいと思います。

38ページ、次のページですが、15節の委託料がございます。10億5,965万円余りございますが、業務委託料、施設設備の保守料、医療機器等の保守料ということになっておりますけれども、これの詳細な内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

- 病院経理課長（鈴木清武） まず、未収金、未払金について申し上げます。18年度の未収金の中で医業未収金としまして、こちらが38億6,000万円です。それから、医業外未収金でこれが1億3,000万円、トータルで39億9,000万円、端数もありますけれども、こういう数字になっています。

あと、これは未払金の方ですけれども、こちらが医業未払金で2億1,100万円、それから医業外未払金でこれが6,400万円、その他未払金で15億5,000万円と、トータルで未払金関係が18億2,600万円というような数字になっております。

それから……。

- 委員長（高木武雄） その内容、どういう理由でどういう内容か。
- 病院経理課長（鈴木清武） 理由ですね。これは一つは、医業未収金につきましては診療報酬関係で、これは診察を受けてから2か月ほどずれますので、入ってくるまで2か月間のずれが生じます。その辺が大きな未収金になっております。それから、支払いの方に関しても実際には1か月ほどの資金的なずれがございますので、その分が大きな未払金というような形で載っております。

次に、委託料の内訳を申し上げます。委託料については、総額で10億5,965万883円ということで、その内訳を申し上げます。

- 委員長（高木武雄） すみません、ちょっと今、ページ数を追ってやっていますので、ページ数をちょっと教えていただきたいと思います。
- 病院経理課長（鈴木清武） 委託料は38ページです、すみません。総額で10億5,965万883円と、この内訳としまして派遣社員の委託料、こちらが2億5,698万2,202円、それから医療機器保守料、これが1億5,201万2,738円、清掃委託料……。

（「ゆっくり言って」の声あり）

- 委員長（高木武雄） ちょっとゆっくり言ってください。

○病院経理課長（鈴木清武） 医療機器保守料、こちらが1億5,201万2,738円、清掃委託料、こちらが8,139万7,263円、電算機保守料、これが7,793万6,340円、検査外注委託料6,140万2,072円、警備保障委託料5,465万9,380円、感染性廃棄物処理料3,822万3,200円、空調消火器保守料4,555万7,200円、電気防災設備保守料2,490万円、廃棄物処理委託料1,884万1,057円、基準寝具委託料1,512万円、エレベーター保守料1,404万円、医療ガス保守料1,025万円、あとその他委託料で、それ以外のものが2億8,032万9,431円という形になっております。

○委員長（高木武雄） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 続きまして、39ページの雑損失を説明いたします。

（「何ページ」の声あり）

○病院経理課長（鈴木清武） 失礼しました。25ページです。雑損失の総体が1億1,488万3,780円、この主なものとしまして……。

（「違うよ、6億6,000」の声あり）

○病院経理課長（鈴木清武） 失礼しました。総体が6億6,266万4,303円です。その内訳を申し上げます。その他雑損失という形で1億1,488万3,780円で、その内訳なんですけれども、診療報酬査定減、こちらが7,354万8,403円、続きまして、取立不納欠損金、こちらが975万3,740円、続きまして、有価証券償還差損、こちらが2,913万2,000円で、その他としまして244万9,637円、あと消費税雑損失、こちらで5億4,478万523円、トータルしますと6億6,266万4,303円というような形になります。

○委員長（高木武雄） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 給与費の内訳の職員数については総務課の課長補佐の野口の方からお答え申し上げます。

○病院総務課長補佐（野口 稔） それでは、給与費につきまして各職種ごとの人数ということですので……。

（「ページ」の声あり）

○病院総務課長補佐（野口 稔） ページ数は36から37ページにかけてです。これは給与と手当は同じ人数とお考えください。医師につきましては125名、医療技術員240名、看護師701名、事務員99名、その他職員386名、人数は以上です。

賃金につきまして、これは今、お話ししました給与につきまして、これは正規職員のものとなります。これに対しまして賃金は臨時職員です。臨時職員の内訳を申し上げます。医師105名、医療技術員27名、看護師4名、事務2名、その他職員12名です。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） まず、12ページの流動資産ですが、この未収金というのは、私が聞いたのはどういった内容かというふうに伺ったんですが、ただいまの説明ではちょっと分かりにくいんですけども、これは負債の分の医業未払いと関係するということもありますけれども、具体的にどういった内容がこの金額になったのかどうかということで詳しく説明していただかないと分からないんですよ。ですから、それがまず一つ。昨年度と比べると3,827万円余りが減っているわけですね、医業未収金が。しかし、今のが医業未収金、医業外未収金は逆に868万円増加しているということがあるものですから、その内容について知りたかったというのがあるわけです。ですから、内容的に詳しく説明をいただきたいということで、先ほどの説明では分かりませんのでよろしくお願いします。これが1点目。

雑損失はちょっと早くて書きとめられなかったんですけども、取立不納ということで説明がありましたし、この取立不納というのはどういった内容なのかどうか。970万円ですね。要は雑損失がどういう内容であったかということでお示しをいただきたかったんですが、その他損失から始まって、ちょっと内容的には聞き取りにくい部分がありましたけれども、この中で取立不納ということで再度お伺いいたします。

それから、36から37ページにかけての内容ですが、人数は分かりましたので、これを割ると平均が出るわけですね。それから、手当ということで医師、医療技術員、看護師、事務員、その他職員ということで漠然と手当となっておりますけれども、実は一般会計の中では人件費分の決算ということで職員手当については細かく出しています。扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当云々、12項目に分けて詳しく出しています。要はこういったことがないと決算を審議するのには、昨年とどこが増えていて、どこがどうなっているかどうかということを考えたときには比較対象ができませんし、先ほど3億円何がしが収益として見込まれたということですけども、こういったご努力があったのかどうかというのは判断に苦しむわけですね。ですから、ぜひお手元に資料があれば提出していただきたいと思いますけれども、委員長、よろしくお願いいたします。それで昨年と対比をさせていただいて、経費削減についてはどのようになったのかどうかということが、そこで話ができると思いますので、手当についてはこの額についての裏付けとなるものについて提出をお願いしたいと思います。

賃金につきましては、計算しますと150人ということになりますが、その方々の賃金とい

うことであったと思います。これは単純に割れば1人幾らかというのが出るわけです。この賃金というのはどういった必要性があって、この人数の方々をお願いしたのかどうか、これは昨年と比べてどうなのかどうか、この辺も知りたいところでございます。

それから、38ページですが、決算でございますので、委託料についてはこれは決算審査意見書の公営企業会計の46ページを見ていただくと、費用節別の比較表ということで病院事業のものが載っているんですね。これを見ると、昨年に比べてどの節が増えているか、あるいは横ばいなのか、差が減額になっているかどうかというのが一目で分かるんですよ。これを見ると、増えているのは賃金、それから経費の中では旅費、光熱費、燃料費、保険料、委託料、特に委託料がかなり増えているんです。ということで聞きたかったわけですね。全体的には医業費用は減っているわけですが、若干減っておりますが、その中で突出しているのは委託料なんですね。今、申し上げた内容が増えている。特に賃金もこれは増えております。あとは給与関係、給料、手当、法定福利費はこれは若干下がっております。そういう傾向がこれで分かるんですね。ですから、この内容について細かく知るためにはその資料がないと分析できないということになりますので、特に派遣費は2億5,698万円ということで多くなっております。ですから、これもぜひ今、書きとめられないというか、言葉で言っていていただいてちょっと書きとめにくい部分があったんですが、こういったことが分かればぜひ出していただきたいと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、ここで15分間、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時17分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでおはかりをいたします。議案第8号の審査は途中でありますが、ここで一たん中断しまして、先に議案第9号の審査を行い、その後議案第8号の残りを審査したいと思います。が、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄） それでは、異議なしと認め、よって、議案第8号の審査は途中であり

ますが、先に議案第9号の審査を行います。

議案第9号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方でございます。平成18年度の決算でございますして、若干補足をさせていただきたいと思います。

従業員30人おりますけれども、一生懸命努力させていただきました。しかし、平成12年に引き続きましてマイナス経営となってしまいました。その金額がこの決算書に示してございますマイナスの268万9,701円ということでございます。この主な決算の特徴でございます。いわゆる休憩者でございます。宿舎以外に休憩者もっておりますけれども、これが1,831人減少としたと、こういうのが主な原因だというふうに分析しております。

（発言する人あり）

- 飯岡荘支配人（野口國男） すみません。これは9ページになります。そのほか決算書の方では18ページになりますけれども、いわゆる減価償却費がございます。これはやはり資本勘定での支出の方が少しずつですけれども、重なってまいりまして、平成17年度よりも228万円多くなってまいりまして1,561万1,089円ということでございます。これが二つ目の大きな特徴でございます。

それともう一つ、この決算書の中では分かりませんが、いわゆる食材の調達の関係でございますけれども、この大幅な改革を行ったということが18年度の決算の主な内容でございます。特にその具体的な率ですけれども、いわゆる原材料率ですけれども、4.5%落ちまして38%ということの実績になりました。

簡単ですけれども、決算の主な特徴につきまして補足して説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 決算書の4ページの剰余金の計算書の中の積立金合計7,009万円という部分はどのような形であるのかどうか。それと268万円、本年度損失、いろいろなわけ、原因を支配人から聞きましたけれども、過去5年くらいの剰余金の推移をお聞かせいただければと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答えいたします。

初めに、4ページの積立金合計7,009万7,460円ですけれども、これにつきましては建設改良積立金でございます。いわゆる任意の積立金が利益が出た場合に積み立てることが出来ますので、建設改良積立金にその年度ごとに積み上げてきた積み立てということで積み上げてきたものでございます。18年度の末の建設改良積立金の額が今、申し上げました7,009万7,460円でございます。

そのほか過去5年間ということですが、合計の方はちょっと出してありませんけれども、平成17年度につきましては200万円の積立金への処分をしておりますし、16年度には300万円の積み立ての処分をしております。また、平成15年ですけれども、1,200万円の積立金の処分をしておりますし、14年につきましては400万円の積立金の処分ということで、今、申し上げました7,000万円にそれを加算していったもので想像していただければ、すみません、細かい数字がなくて申し訳ございませんけれども、そういう形で利益を出してきたわけですが、どうしてもやはり休憩者の不足がかなり打撃を受けまして、今回マイナスということになってしまいました。よろしくお願いします。

- 委員長（高木武雄） 明智委員。

- 委員（明智忠直） 今まで努力して積み立てがこれだけあるというようなことで、今度の改修についても自己資金としても、この部分はそれが改良資金として出るような計画ではいるんですか。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人（野口國男） 先ほど申し上げましたように、平成18年度末の剰余金の方が7,000万円ございますが、今年度からご審議、それでまたご了解いただきました予算の方で、いわゆる起債相当額につきましては工事費をあてがうようになっておりますが、それ以外の家具、備品等の購入につきましてはこの積立金の方を使わせていただきたいということで財源の方はなっております。今年度の家具の購入予定が約1,500万円でございますので、積立金の残を一応約6,000万円ということで見ております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 宿泊人数は417人増えたわけですが、休憩者が1,831人の減少ということでございますが、これは原因は何でしょうか。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。いわゆる私の方は国民宿舎ということで食も売ってきたわけですが、実は最近素泊まりの方が非常に多くなっております。いわゆる食事をとらないで泊まっていた方ですが、数字を申し上げます。6,173人おりました。全体の33%が素泊まりということでちょっとご理解をいただきたいと思いますが、これが平成17年度からの比較しますと1,376人増えたということで、何としても飯岡荘で新鮮なお魚を食べていただきたいという願いのもとに営業の方をしているわけですが、どうしてもそういう形に動いてしまうのが一つの特徴があります。

もう一つ、1,831人の減少ですが、議員さん方にも本当に使っていて本当にありがとうございます。いわゆる昔と言ったらおかしいんですが、車での休憩の利用が非常に少なくなったというのが一つの大きな特徴だと思います。それが宿泊の方にシフトしたということでご理解いただけませんか。なかなか相殺分がこうだという内訳は申し上げられませんが、休憩の方がやはりお泊まりいただくという場面が非常に多くなりました。そんなことで休憩の方から宿泊の方に移ったというのも一つの大きな特徴だと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 新しく食彩の宿ができるわけですので、議会はもとより幅広く各種団体お願いして納涼会なり、忘年会なり祝賀会なり、そのように使っていただきたいなと、そう思います。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） どうもありがとうございます。実はあした、国民宿舎の運営委員会がございまして、ここでこれからの経営改善をご審議をいただきますけれども、今、嶋田委員ご指摘の件につきましても、さまざまな形で利用をしていただくようにご審議いただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(「よろしくお願いします」の声あり)

- 委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

- 委員(平野忠作) 3ページの平成18年度旭市国民宿舎事業損益計算書の営業収益の(3)その他の収益181万9,732円のこの中身の性質はどのようなものになっているか。それと、3番目の営業外収益、雑収入、雑収益ですか、111万4,829円ですか、ここの内容がもし分かれば。それと営業外費用4番の雑支出、これは100万円、これは積立金の方にいっているものなのか、それとも、その辺の3点分かりやすく説明の方よろしくお願いします。

- 委員長(高木武雄) 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人(野口國男) それでは、お答え申し上げます。まず、営業収益のその他営業収益でございますけれども、これは使用料とその他雑収益という形になっておりますが、まず使用料の方につきましては、今年は8,400人という非常に入っていましたけれども、市営プールの入場料が入っております。昨年は108万5,048円が主なものでございます。そのほかカラオケ設備もありますので、カラオケ等の使用料も入っております。

その他の営業収益ですけれども、いわゆる宿泊をしていただいて別の部屋でご宴会等を行っていただきますと、運び料というのを実はいただいております。10%いただきますけれども、これが43万9,676円が入っております。そのほかもろもろの小さいものでございます。

それと、営業外の雑収益でございます。この中でやはり一番大きいのは自動販売機がございますけれども、この売上げに応じての収入がございます。これが67万2,000円がその主なものでございます。そのほか市営プールの方で、やはり監視業務等が非常に負担になってきますので、それに伴う市からの補助金が82万円、これが入っております。

それと、最後に雑支出ですけれども、本来は冒頭に申し上げなければならなかったわけですが、昨年は送迎バスの関係で大分委員方にもご心配をおかけいたしました。これの罰金といたしますか、市に対する罰金の100万円が入っております。

以上です。

(「どうもありがとうございました。罰金の方はちょっと聞きたくないものですから、ひとつよろしく頑張ってください」の声あり)

- 委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑は終わります。

それでは、議案第7号及び議案第9号までの担当課は退席していただいて結構です。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時35分

○委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

それでは、議案第8号について審査を行います。

初めに、神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと答えが非常に迷走しておりまして、申し訳ありません。私の方から概括的なお答えを申し上げて、数字の方はまた別途担当から申し上げたいと思います。

まず、12ページの医業未収金の主なものということでございますが、この未収金は我々の企業会計でやっておりまして発生主義と申しまして、ある年度で例えば債権を持っていても入ってこないとそれを未収金として計上いたします。この大きなものは診療報酬請求でございます。かかった診療報酬を請求いたしますと、二月後^{ふたつき}にお金で返ってきます。請求したばかりの段階ですと、これは未収金として計上いたします。これが38億円のうちの大きな部分でございます。

それから、二つ目の25ページの雑損失で特に取立不納の975万円でございますが、これについては、また後ほど経理課長からその主な理由について申し上げたいと思います。

それから、36・37ページになりますが、手当の関係、特に37ページの手当の関係でございますが、病院会計の予算ですと、この手当のこの段階までしか表現をしておりません。ですから、一般会計のように細かい扶養手当が何とか、そういう文面にはなっておりませんので、現時点ではこれの対昨年度との比較の数字を後ほど申し上げます。

それから、4点目のページが38ページでございますが、委託料の部分で派遣の部分が2億5,600万円という数字がさっきございましたが、これは委託の部分でございますが、派遣が

昨年6月から人材派遣をしておりますので、その部分の委託費が2億5,600万円ということで増えております。

以上が概括的な説明でございまして、詳細はまた別途ご説明申し上げます。

○委員長（高木武雄） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） じゃ、未収金については、もう一度最初からご説明申し上げます。

未収金の総計が、これが先ほどの12ページ、医業未収金、これが38億6,033万8,237円で、その他の医業外未収金、これが1億3,064万924円で、この医業未収金38億6,000万円のこの内訳なんですけれども、先ほど申しましたように大きなものとしましては、国保・社保の診療報酬の2か月間のずれが大きなものがございます。

内訳を申し上げます。未収金の大きな内訳ですけれども、まず窓口収入、入院の未収、これが3億5,479万1,214円、それから同じく窓口の外来の未収金、これが6,760万4,523円、それから国保入院の未収金、こちらが11億6,589万4,889円、国保の外来の未収金、こちらが10億7,878万8,755円、社保の入院の未収金、こちらが5億4,824万5,031円、同じく社保の外来の未収金5億5,148万6,780円で、あとそのほかとしまして労災、ドック、そういったものの未収金があります。入院の方で5,188万1,408円、それから外来の同じく労災、ドック関係、これが4,164万5,637円、このトータルが38億6,033万8,237円という形になっています。

そのほかに医業外未収金、こちらが1億3,064万924円で、こちらは主には夜間夜勤体制等の移行による加算等で、養護とかそういったところでなっております。

あと、そのほかに先ほど窓口の未収金3億5,479万1,214円という話をしましたが、そちらと次にお話しします不納欠損、こちらが多少関係しています。18年の3月末の、ページ数は25ページに雑損の内訳があります。それから、その内訳で細かく書いてあるのが39ページに医業外費用の中の下から3番目の方に雑損失という欄があります。こちらの方を見ていただいた方が分かりやすいと思います。この中に、その他雑損失で1億1,488万3,780円という中の内訳として、診療報酬の査定減があります。こちらが金額的には内訳で7,354万8,403円、それから取立不納欠損金、こちらが975万3,740円で、ちょっとそこに書いてありませんが、有価証券償還差損ということで、これが先ほど言った2,913万2,000円というような数字になっています。あと4番目のところに消費税雑損失ということで、こちらが5億4,778万523円という数字になっております。

あと未納の金額なんですけど、こちらはページ数は特にございません。未納金額としまして

18年の3月末、私どもの経理課で管理しているのが2億3,441万8,000円あります。16年度の発生から17・18年度と毎年約1億3,000万円程度の未納金額が発生しております。ただし、18年の3月末においては、要は16年度に発生しました1億3,024万7,000円という発生金額に対して回収が8,094万7,000円を回収しまして、これが4,930万円、これが3月末の残高。17年度分が発生金額が1億3,640万2,000円に対して回収が8,467万3,000円で、18年度3月末の残高5,172万9,000円、それと18年度分の1億3,338万9,000円を足しまして、トータルが18年3月末の未納残高が2億3,441万8,000円という数字になっています。これらの管理の中から取立不納欠損金という形で18年の欠損金額が975万4,000円を計上しております。

この取立不納欠損金というものはどういうものかと申しますと、これは未納関係については主に千葉県の東部の中核病院ということで、旭中央病院は救急医療を行っておりまして、これが18年度が約6万1,600件くらいの搬入実績という取り扱いがあります。救急医療の主にほとんどがいきなりかかりますので、やはり未納になりやすい体質になっております。こういった中から面談をしまして、いろいろソーシャルワーカーを紹介したりいろいろやった中で、最終的に残ったのが今の未納金額という形になります。

あとちなみに、この未納金の中から18年の未納処理した975万3,740円、このうち日本人が28名で803万5,710円、それから外国人が171万8,030円ということになっています。ちなみに旭市民はといいますと、旭市民は約23%ぐらい、この中から占めています。

以上です。

○委員長（高木武雄） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私の方からちょっと補足説明をさせていただきます。

委員おっしゃいましたように、医業未収金全体で医業収益、医業未収金の方は減になっていますよというのは、やはり今年度18年度は17年度に比べまして入院収益、外来収益が減ったことがやはり一つの原因だと思っております。それと、医業外未収金の方でこちらの方は増になったということでもありますけれども、昨年度、補正予算で新たに養護老人ホームというところで、例えば夜勤体制の加算とか、それから特定施設入居費の施設事業費ということで新たに増えたものがあります。これも2か月後に入金になってきますので、これらによつての増になります。

それと、今、経理課長の方から説明がありました未納の方ですけれども、私どもちゃんとお支払いしていただく方も、一たんはすべてみんな未収金というようなことで経理を整理しております。そんな関係で、まずちゃんとした方でも一たんはみんな未収金ということにな

ります。この申し上げました中に多額になっておりますけれども、例えば下旬ですね、21日から下旬分までの分は患者様に請求するのが翌月になってからなんですけれども、一応はその分も経理上は発生主義ということで帳簿上には数千万が載っているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） はい、どうぞ。

○病院総務課長補佐（野口 稔） それでは、私からは給与費のうちの手当、それから賃金について説明させていただきます。

まず、手当なんですけど……。

○委員長（高木武雄） ページを言ってください。

○病院総務課長補佐（野口 稔） ページ数は37ページでございます。まず、手当を申し上げます。医師につきましては17年度は15億7,433万1,755円、それから医療技術員 5 億7,981万1,084円……。

○委員長（高木武雄） 最初からゆっくり言ってください。

○病院総務課長補佐（野口 稔） 医師15億7,433万1,755円、医療技術員 5 億7,981万1,084円、看護師15億2,606万2,382円、事務員 2 億3,639万5,371円、その他職員 7 億1,216万9,219円、合計で46億2,876万9,811円、これと比較しまして今年度は87.7%になります。

賃金の方ですが2 億1,471万5,551円、賃金の方の人数ということですので、若干申し上げさせていただきます。医師75名、技師……。

（発言する人あり）

○病院総務課長補佐（野口 稔） 17年度分を申し上げております。技師19名、看護師 2 名、その他職員76名、合計で182名です。

（発言する人あり）

○病院総務課長補佐（野口 稔） 失礼しました。事務10名でございます。

必要性とのことですが、まず医師につきましては卒後 1 年から 2 年、臨床研修医ということで当院に各専攻科を得るために勉強に来ております。また、卒後 3 年時から 5 年時の医師は当院に専修医として、やはり専門医の資格を取るために勉強に来ております。就業目的が要はこちらに勉強に来ているということで、また 1 年単位での就業でございますので、臨時職員という扱いにしております。あと技師ですが、各技師長等から、1 年等では今後うちの病院、高度の医療をやっていけるかどうか的確に判断ができないということで、1 年ないし

2年を大学病院にならって、よく見きわめてから本採用をしたいということを当時ございまして、それで新採用は臨時職員といたしましたが、その後よく地方公務員法等関係法規を勉強しましたところ、その扱いもまずいということで、今現在これを正規職員に採用するために是正中でございます。大きく言えば、必要性の的確な答弁とは申せませんが、臨時職員の扱いは以上のような理由からです。

以上です。

○委員長（高木武雄） どうぞ。

○病院用度課主査（片見武寿） 用度課の片見と申します。よろしくお願いします。

委託費の関係なんですけれども、決算書のページでいいますと、36ページ、37ページの給与費の項目から38ページの委託費の項目への変更という形で、臨時職員から派遣に切り替えましたので、17年度は給与費、18年度は委託費という形になっております。さらに18年度、退職者の補充も委託費、派遣の方でやっておりますので、その分増額しております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ページ12ページにつきましては詳しくご説明をいただきまして分かりました。要はこれが2か月後に入ってくるということで、詳しく説明はいただきましたので了解いたしました。

25ページは雑損失ということでご説明をいただきました。取立不納という内容につきましてご説明をいただきました。この雑損失、今、ご説明いただきましたけれども、雑損失はそれ以外には無いという判断でよろしいでしょうか。詳しくご説明をいただきましたけれども、あと機器材の関係とかというのは、そういったものについてはあるか無いか確認をさせていただきます。

手当の関係につきましては、対17年度の比較ということで、かなり18年度につきましては減っているという減額の決算ということで把握をさせていただきました。そうしますと、平成17年から18年の今度は内容的に見ますと、研修医が30名ほど増員ということですね。それから、技師関係も増えているということと看護師も2名、事務員が減っております。それから、その他についても減っているという、この増員についてはそれぞれ研修医の希望があるということでしょうし、将来に向けて勉強していただくということは分かります。技師もよく分かります。事務の減と、その他内容ちょっと分かりませんが、このその他の内容も含めて、この人数が減ったということについてはそれぞれ理由があると思いますので、それにつ

いてお示しをいただきたいと思います。

それから、38ページでございますが、特に派遣の関係につきましては議会でもかなり議論があった内容でございますので、この18年度を締めくくった中で2億5,698万円余りのこの決算額につきまして人数は何名になりますか。それと、ここに該当する会社、企業の件数、それによつての企業別の人数、これを教えていただきたいと思います。

本会議でも議論がありましたけれども、人材派遣につきましては、その時点で病院にいた方をご本人に負担をかけないように、そのまま賃金は保障する形で移行したと。さらに、ある意味では3,500万円ぐらい年間にプラスして、その辺も見込んで移っていただいたという経過がありますけれども、そうすると持ち出しをしたということになるわけですが、その辺18年度につきましてはどのように検証したのかどうか。19年も今、スタートしておりますので、この2億5,698万円の決算ですが、19年度については同じような形で推移をしているのかどうか、この辺も含めてご回答いただきたいと思います。

それで、決算審査の意見書を見ますと、委託料というのは昨年17年度から比較いたしますと、かなり増額になっておりますけれども、増額になっている内容というのはどれに該当するのでしょうか。かなり詳しくご説明をいただいておりますが、17年度と違っているものがあるのでしょうか。あるとすれば、その額は新たに加わったものなのか、それとも委託している内容が増えたものなのかどうか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。要は、3億6,710万円ほど17年度から増えているということが、この病院事業の第8表の中で確認ができますので、その内容につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 未収関係につきましては、ほかにはございません。

○委員長（高木武雄） はい、どうぞ。

○病院総務課長補佐（野口 稔） 総務課の野口と申します。まず、事務とその他の職員が減った理由でございますが、これは派遣社員に切り替えたものによる減員でございます。

それから、このことによつて18年度どのようなになったかということによろしいでございますか。

（「はい」の声あり）

○病院総務課長補佐（野口 稔） これは一概に比較することはございませんが、その18年度

1年間平均しますと、約106名という人数でございますが、この人数を正規職員であった場合という比較がございます。これで申し上げますと約6,629万1,000円、この額を節約できた。言葉は悪いかもしれませんが、ということになります。19年度につきましては比較した数字がまだございません。ただ、正規職員であれば必ず昇給、定時昇給等をいたしますので、この差はもっと広がるかに思えます。

私からは以上です。

○委員長（高木武雄） はい、どうぞ。

○病院用度課主査（片見武寿） 用度課の片見です。今の説明の中で平均106名というのがございましたが、19年の7月31日現在で派遣127名です。18年度の実績ですが、派遣の委託の延べ月数で1,218か月ということで、これを月数で割りますと106という平均が出てきます。

会社ごとなんですけれども、7月31日現在の人数になります。クオン株式会社95名、エーイーエス株式会社が32名です。合計で127名です。

以上です。

○委員長（高木武雄） もう1点、17年度と18年度の委託費の主な差、主な原因、何か質問ありましたよね。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） ちょっと手元にその内訳的なものは無くて申し訳ないんですけれども、17年度でございますけれども、例えば医療機械、これは保守関係になりますけれども、17と18の数字が分かっております。それで17年度の方で申し上げますと1億3,375万2,592円、それが18年度になりますと1億7,225万6,538円で、率でいきますと128%というようなことでありますけれども、18年度ですけれども、17年度に部分的に完成した電子カルテとか、そんなようなことで増加になっております。

それから、施設設備の関係ですけれども、17年度が1億6,814万8,434円、それが18年度で申し上げますと2億5,708万8,052円というようなことで、こちらの方が152%でございます。

それから、業務委託でありますけれども、委託の派遣のところが大きなものでありまして、17年度は3億9,064万8,151円、それが18年度で申し上げますと6億3,030万6,293円ということであります。合計いたしますと、17年度が6億9,254万9,177円、それが18年度は10億5,965万883円でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 私が今、ご質問したのは、委託費というのがあって、10億5,965万円と

いう18年度決算を迎えたわけですが、この内容というものは17年度にあったものが18年度に増えた、その中で増えているものがあるでしょうし、新しく委託費として盛り込まれたものもあるのかなというふうに思ったものですから、どうでしょうかという、そういった質問をしたわけです。確かに病院で、決算書を見ると、こういう形だけしかできないのかなというふうに思いますと、詳しく聞きたくなるようなことは当然議員としては思っているものですから、17年度にあったものが18年度を考えたときに、全部同じ項目があって、それが増えているのか減っているのかというのは我々議員知りたいんですよね。その中で新しいものが入りましたよ。もう業務委託しなくなったものがありますよとなると、それもまず項目別に分かります。額的にそれはどうだったんですかという、どれが増えて、どれが減ったかというのが分かって、全体的に見てみると17年度から18年度になると3億何千万、だから増えたんですよということが分かるんですよね。それを知りたかったわけです。そういったことで、資料としてはそういう整理をされていなければ答えられませんよね。そういったことが、本来そういう資料をまとめていただいているものなのかどうか、また臨んでいただいているものかどうか、その辺はどうでしょう。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） こちらの今、きょうは申し訳ございません。手元にちょっと無いんですけれども、予算会議の時に事細かに業者の数がかなりたくさんございますので、それぞれ医療機械でありますとか保守でありますとか、施設設備の関係、それから業務委託の関係というように数でいきますと200幾つか、そのくらいあります。それで当初予算で見積もって予定して、それで行っております。年度の途中でありますけれども、数的にはそんなにもう無いんですけれども、若干件数が入ってくることがあります。といいますのは、数も少ないし金額も大したことではないんですけれども、患者さんの例えば人工呼吸器の会社が新しく委託を始めたよとか、そんなことでありますと、金額が予算内にありますけれども、件数的にはそういうことがあったりいたします。予算につきましては、そこら辺のものも若干多く見てというか、年度に幾らか件数が増えるものもありますので、そこら辺も組んで予算は作っております。年度を終わった時に、またもう少ししますと、また来年度予算が始まりますので、そこら辺の決算と来年度予算というようなことでも把握しておるんですけれども、きょうは申し訳ございません。ちょっと手元に無いもので、件数的には二百数十件あるかと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、神子委員ご指摘の点は、要するに内容の変更があるものは主なものは何かというような趣旨だろうと思います。残念ながら今回そういうことは整理をしないで、この決算審査に臨んでしまったような感じがいたしますので、これからは主なところについては、主な変更点については精査をして整理をしてやっていきたいと思いますが、きょうの段階ではどこが新規になったとか、それからどう変わった、主に増えたとか減ったとか、大きな変更について分かる範囲でお答えをしたいと思います。例えば、新規の委託なんか、そんなことでちょっと今、至急調べてみたいと思いますが。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） これは無理だったらしょうがないですけども、要は予算では二百何十社ある中で、例えば設備関係はこれですよと、それが集約できますよね、だから幾らと。派遣であれば派遣が幾ら、そこには会社も当然あるでしょうし、人員もそこに張り付きますよね。もっと大まかに集約すると幾つかになるということが先ほど説明をしていただきましたけれども、派遣とか、あるいは清掃関係とか、委託費の中で細々説明をいただきましたが、そういったことになるというふうに判断私はするんですよ。だから、そういったことができるのであれば、これはあくまでも備考として、決算書として通常こういう形でしかできないということであっても、要は予算を組む段階であるとすれば決算でも同じようにやっていただくと質問しても分かるということになりますので、これは今すぐにはできないと思いますけれども、そういったご配慮をいただければ、委員が質問させていただいてもそれをお答えできますので、予算を組んだものを決算でも同じようにしていただくと答弁しやすいですよ。どこが変わったかとかという比較もできますから、そういったふうなことをこれ以外にやっていただくと、資料が莫大になればこれはまた問題がありますけれども、そういう配慮をしていただくと決算の審議がスムーズにいくのではないかなというふうに思うわけですね。ですから、今回できなければ、これはしょうがないですよ。時間もかかりますから、決算の日数も決まっておりますから。18年度につきましては、特に委託費ということで本会議であれだけ派遣のことについては議論があったわけです。ですから、そういったことを考えると全体的な部分の派遣はどうなのかなと、こういう見方ができるものですから、全部聞かせていただいたと、こういうことです。

派遣のことにつきましては、今、平成19年の7月現在でクオンさんと2社あるということ

で127名の方に働いていただいているということになりますけれども、正直言ってどうなんでしょう。18年度の議論のときには本来、私も議論をさせてもらいましたけれども、病院として正規の道をつくっていただいて、ほかの方は申し訳ありませんという決断をしていたいて、そのために慰労金とか何かというのは、これは政策的にやっていただくということもできたはずだなというように思っている1人なんですけれども、それで新たに派遣をお願いするということであれば、それは正規と比べるとこれは病院が困ったらまずいわけですから、予算に応じてこのぐらいで人を頼もうということでもっと安くできるはずなんです。それが議論の中ではご本人に負担をかけてはまずいということで、そのまま派遣会社の方に移行してもらったと。要は全く変わらないんですよ、正規と同じというか、給与関係については全く変わらないで持ち出しをして移行してもらったと。ということは病院としては逆に言えば損をしたという、経理上はまずかったなというような感じもあるんですね。そういったことが18年度にあるものですから、そういったことについてはどのような検証をしながら18年度を終了するのかなというふうに思ったものですから、特に委託費についてお伺いしたわけです。

そういった意味で人材派遣については法的にいうと3年とか1年とかという、その方々が期限が終わると、その人は働けないということもあろうかと思うんですね。1年でもう終わった方がいますから、その方を再度採用するとかという場合には、働いている方々の許しというか、要は承認がなければ働けないということも中にはあるわけですよ。今、3年をこれから経過する方についても、もう働けなくなるということは同じ所では駄目だということは法的にあると思うんですね。そういったことをやはり検討しなければいけないような状況に今あるわけです。そういった意味で、経費の面についてどうなのか。それから、今後病院として派遣をどう考えるかということについては内容的に残ると思うんですけれども、その点はいかがですか。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、経費の点でありますけれども、これは一応私も4月に赴任をいたしまして前の資料を見せていただきましたけれども、どうも基本的には臨時の方を現在の収入については保障した形で派遣に切り替えるということでありまして、ですから、病院が少し損をしたんではないかというような今、お話がありましたけれども、それは臨時の方に残っていただければ将来的にはわずかであっても収入が上がっていくわけです。です

から、そんなこと、それから将来的なことを考えれば一つの判断としては派遣に切り替えさせていただいたということだと思っております。

それであともう一つ、これからどうしていくんだというお話でありますけれども、これは病院にとっては実は大きな問題でありまして、派遣というのは職によっては3年が限度だということのようでありますので、今、考えているのは委託ですね、派遣から委託に切り替えられる業種については委託に切り替えていくと。そうでないものが残ったときにどうするかということは、今年、来年かけて十分検討しなければいけないと思っております。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 18年度決算に当たりまして、先ほど申し上げましたように、恐らく19年度の決算もこういう形で出てくると思うんで、この備考欄に書いてある内容が予算組みすることは積み上げ方式ですから、当然決算についてもそれを検証するということであれば同じような形ができますよね。そんなことをぜひ検討していただいて、決算の段階では議論になった場合にはそういったことがスムーズにできるように、ぜひご配慮をいただきたいということをお願いしておきます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 七巳） 一つだけ伺います。37ページの職員被服費ですが八千何ぼ、これは何社入っているのか、また入札でなっているのか、これはまた何名分なのか、またこれに派遣の職員のあれも入っているのか、詳しくお聞かせお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

はい、どうぞ。

○病院用度課主査（片見武寿） 職員の制服のリースなんですけど、現在1社でやっております。

1社に決めたのは何社かから見積もりをとっております、うちの業務を行えるかどうかというのを先に確認しております。まず、近くにそういう大きな会社が無いということもありまして、なかなかうちの人数を対応できる場所が無いということで、現実問題対応できるのが1社だったと。見積もり合わせは3社ほどしておりますが、事実上対応できないために非常に高額な金額で見積もりが出ていたりということがありまして、それで入札にはちょっと不向きだろうということで、現在は見積もり合わせによる随意契約という形で契約をしております。

以上です。

（「会社名」の声あり）

- 病院用度課主査（片見武寿） トーキという会社です。本社はすみません、東京だと思えます。千葉は支店です。

以上です。

（発言する人あり）

- 病院用度課主査（片見武寿） 派遣の社員についても制服は当方で用意するという形で、職員と同じように貸与しております。

- 委員長（高木武雄） ほかにありませんか。

平野委員。

- 委員（平野忠作） 39ページの6番の研究研修費でございます。この中で4番目の研究研修費3,281万4,262円、国内外とこう書いてございますけれども、これは国外に何人くらい、あるいは国内に何名くらいが参加したのでしょうか。

それと、5番目の研究雑費3,921万2,230円、いろいろもろもろ書いてございます。それと関連で2番の謝礼金でしょうか、C P C、U C L A、これは1,106万9,875円、これはしめていろいろ三つやりますと、約8,300万円くらいの金額になろうかと思います。医療の研究のため、向上のために、これはやむを得ないことかなと思いますけれども、大体何人くらいでこれだけの費用を使っているものなのか、分かればお知らせ願いたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

- 病院経理課長（鈴木清武） 海外へのということなんですが、U C L Aの医師費用ということで、この海外研修等が使われております。18年度では謝礼金として8件の239万5,500円、それから、これ1件当たりが29万9,438円という支出になっています。それから研究雑費、滞在費用のそういった経費で414万535円というような支出になっています。

- 委員長（高木武雄） 病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） まず、研究旅費の方ですね、国内、こちらの方ですけれども……。

（「人数」の声あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 人数なんですけれども、これはすみません、統計出してございません。U C L Aの関係の、U C L Aというのは外に、要するに講師を招いた件数とか、こちらから行った件数は把握しておるんですけれども、そのほかにはちょっと把握しており

ませんで、まずこちらから行った方ですね、外に……。

（発言する人あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） それは、件数は年間こちらから行った方は５名くらいです。それで、実はそうじゃなくて、それだけじゃなくて、この中には年間ほかにヨーロッパで学会があったりとか、そういうものも含んでおりますので、件数はたしか把握しておりませんが、そんなに多くはないです。

（発言する人あり）

- 委員長（高木武雄） なまじいいかげんな数字出したら……、後できちっと出した数字の方が……。

（発言する人あり）

- 委員長（高木武雄） 病院再整備室長、どうぞ。
- 病院再整備室長（鍋木友孝） こちら出張への内容が決算書の19ページに載っておりますので、こちらの方を見ていただきたいと思います。

（「分かりましたので、先に進めてください。私もこの資料を検討しますので、また後の機会ということによろしく願います」の声あり）

- 委員長（高木武雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄） ないようですので、議案第８号の質疑は終わりにします。
以上で付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

- 委員長（高木武雄） これより討論を省略して各議案の採決をいたします。

議案第２号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高木武雄） 全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

議案第 3 号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 3 号は認定することに決しました。

議案第 4 号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 4 号は認定することに決しました。

議案第 5 号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 5 号は認定することに決しました。

議案第 6 号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は認定することに決しました。

議案第 7 号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 7 号は認定することに決しました。

議案第 8 号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 8 号は認定することに決しました。

議案第 9 号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第 9 号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(高木武雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

○委員長(高木武雄) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 3 8 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 高 木 武 雄

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (火 曜 日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 1 号 平成 1 9 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第 1 2 号 平成 1 9 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 1 7 号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

出席委員 (6 名)

委 員 長 高 橋 利 彦

副委員長 明 智 忠 直

委 員 林 一 哉

委 員 嶋 田 茂 樹

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 林 七 巳

欠席委員 (1 名)

委 員 伊 藤 鐵

委員外出席者 (3 名)

議 員 日 下 昭 治

議 員 滑 川 公 英

議 員 向 後 悦 世

説明のため出席した者 (1 9 名)

副 市 長 鈴 木 正 美

病 院 事 業 者 吉 田 象 二

病院事務部長 伊 藤 敬 典

水 道 課 長 堀 川 茂 博

飯岡荘支配人 野 口 國 男

病院事務次長 石 鍋 秀 和

病 院 企 画 監 柏 木 嶺

病院経理課長 鈴 木 清 武

病 再 整 備 室 院 長 鐔 木 友 孝

病院医事課長 加 藤 勝 治

病院整備課長 永 嶋 英 和

そ の 他 担 当 員 8 名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（高橋利彦） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 6 名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により、本日欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解いただきたいと思います。

初めに、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、お忙しい中、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部の方からご提案をさせていただきご審議をお願いいたします案件は、議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算、議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算、議案第17号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部改正の議案 3 本でございます。

どうぞよろしくご審議をくださいますようお願いいたします、ごあいさつといたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 病院におきまして、9月1日付で人事異動がありましたので、私からご紹介をさせていただきます。

事務部次長を兼ねて総務課長、用度課長などとして採用いたしました石鍋でございます。石鍋次長の前職は、八王子にあります永生病院の企画部長でありました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 10 時 3 分

再開 午後 2 時 13 分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

向後悦世議員、滑川公英議員、日下昭治議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、あわせてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 2 時 13 分

（傍聴者入室）

再開 午後 2 時 14 分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

- 委員長（高橋利彦） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

ここでお諮りいたします。

議案審査の順序については、先に議案第12号、議案第17号の審査を行い、その後に議案第

11号の審査をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、議案審査の順序については、先に議案第12号、議案第17号の審査を行い、その後に議案第11号の審査をしたいと思います。

それでは初めに、議案第12号について、飯岡荘より補足して説明がありましたらお願いいたします。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人(野口國男) ……(録音漏れ)……飯岡荘につきましては、もうかねてからご報告しておりますとおり、経営改善を進めております。特に、調理部門で、民間から専門の方に来て見ていただいておりますけれども、今後、来年1月に新しいレストランをオープンするに当たりまして、その業務の充実を図るための3条予算につきましては、補正予算でございます。

その主なものですけれども、やはりレストラン業務で新たな出発といいますか、新しい形での取り組みをしなければならないということで、臨時職員の採用を考えております。3名から5名の間で行いたいというように思います。その中での賃金を476万8,000円ほど、この補正で組ませていただいております。

そのほか、この後の議案の中でもご説明いたしますけれども、名称変更に伴いまして、さまざまな形で印刷物等の作成がございます。これの方が当初予算で見込んでおりませんでしたので、印刷製本の方を100万円ほど見させていただいております。

そのほか、やはり食彩の宿計画に基づく新しい出発ということで、販売促進の方も充実させたいということで、広告宣伝費の方も150万円ほど組まさせていただきます。額は小さいですけれども、パンフレット等々の作成、そのほかチラシ等の作成でございます。

この費用に対します効果といいますか、いわゆる収入の方ですけれども、料金改定を6月にご承認いただきました。来年1月15日から料金改定を行う予定でございますけれども、現在、食事料の平均が3,200円で見込んでおりますが、1,000円程度は増加するという考えのもとに、平均単価を4,200円見込みまして、さらに対象者数を学生の合宿等を除いた1,955人を対象にさせていただいたということで、収入につきましては195万5,000円ということでございます。

これが3条予算の方ですけれども、4条の予算が今回含まれております。

4条予算につきましては、資本勘定になるわけですが、まず定期点検等を、各種機具を私ども持っておりますので、行っております。その中でボイラー設備の関係で指摘事項がございました。それと消火栓設備、開設してから40年たつわけですが、配管部分で若干老朽化が目立ちますので、これの指摘がございました。この改修を行う予定でございます。そのほか、重油タンクを持っておりますが、この点検口の改良工事も含まれております。

そのほか備品関係ですが、やはり厨房業務を充実させたいということで、温蔵庫、冷蔵庫等の購入も今回の予算で予定しておりますし、また、名称変更につきましては、それなりの名称変更の表示板を考えております。この辺もこの器具備品の中で見させていただいております。

この財源ですが、やはり積立金を使うわけですが、18年度からの留保資金の持ち越しが400万円ほどございましたので、これを使わせていただきたいと、こういうことでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

○委員（明智忠直） 座ったままで失礼をいたします。

今、説明の中で、臨時職員を、収益的支出の中で説明がありましたけれども、今の臨時職員もいるわけでありましょうけれども、その上に、3名ないし5名というようなことで、158万円くらいの補正でも、そのくらいでその3名、5名、これから1年間の、これから3月までの予算なのか、それともその先まで見越しての予算なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 今回の賃金の予算ですが、先ほど説明したとおり476万8,000円、約500万円近いんですが、これはやはり新しい業務システムをやっていくということで、レストランサービスの方で3名から5名を専門的に欲しいということで、今回要求させていただきました。

あくまでも予算につきましては、3月末までの予算の中での対応ということでございます。

この中で、予算上は少ない額になっておりますが、このほか、現在、調理指導員の方が来ております。これが当初、営業の方とあわせて612万円ほど組んでおりましたけれども、これを4条の方の資本勘定に持っていきたいというのが今回ございますので、トータルすると、

その金額になってしまいます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） オープンが1月15日ということで、それから3月いっぱいということは、75日くらいでしょうけれども、その中の150何万円ということで、臨時職員に対する給料、報酬ですか、手当てはどのくらいになるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） ただいま申し上げましたように、賃金につきましては476万8,000円と、明智議員おっしゃるとおりですけれども、この次の月曜日、祝日になりますけれども、チラシの方をまく予定でございますけれども、一応、レストランサービスにつきましては、1日8時間8,000円程度を見ておりますが、現在のレベルと少し若干上げる形になります。というのは、やはり若い方に来ていただくということ、それと今までにないサービスを行いたいというもろみがございます。その辺で専門の先生の方にも見ていただくということで、現在の方とは臨時職員の方とは若干、差別といいますか、レベルを上げたような形で採用していきたいと思います。

以上です。

（「了解しました」の声あり）

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（高橋利彦） これより討論を省略して、議案第12号の採決を行います。

議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案の説明、質疑

- 委員長（高橋利彦） 続いて、議案第17号について、飯岡荘より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人（野口國男） それでは、名称変更の方、設置条例の一部を改正する条例でございます。

前回もご説明したとおり、今回の名称変更につきましては、経営改善のあくまでも一環でございます。食彩の宿計画ができました。食彩の宿づくりがこれからの目標になりました。それに伴うものでございまして、これは公募という形をとりまして、全国からその名前を募集したわけですが、これを運営委員会で名づけ親賞を選んでもらったと、こういうことでございまして、特にこのネーミングの変更につきましては、ただ単に施設が新しくなったというような発信ではなくて、やはりすべてが新しくなっていくんだという、そういう思いを込めて受け取る側で十分察知できるような形にするには、やはり名称変更が必要と、こういうふうに判断したものですから、今回の提案になったわけでございます。

この食彩の宿いいおかにつきましては、前回も説明したとおり、333人の方から申し込みがございました。これを運営委員会で選出したものでございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

- 委員長（高橋利彦） 飯岡荘の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 応募の内容ですけれども、全国応募、いろんな方面で応募をしてくれというような部分で募集をしたわけでありまして、結局は333人というような、これが多いのか少ないか判断あると思いますけれども、そんな中で333人の応募でしか名称変更に興味がなかったと、そういう中でこれから経営の中でそこを克服しなければ、やはりみんなから飯岡荘というものを認識されないような中での改築というようなことになれば、そのこと自体だけとりましても、かなりやっぱり厳しいものがあるかなと、そんなように思うわけですが、この原因は、少ないのか多いのか、まず支配人のその考え方を聞きまして、私は少ないと思うんですけれども、その少なかった大きな理由というようなことはどうい

ことであるでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 誠に申し訳ありません。私も若干、そういう気持ちにはなっておりますけれども、やはり現在、ホームページを開設しておりますけれども、最近、非常にアクセスが増えております。ですから、応募は333人でしたけれども、これを見た方というのは非常に多いというふうに、私の方は判断しております。

それと、宿泊客にやはり宣伝をさせていただきました。この期間、約1か月半ですけれども、2,500人程度になりますでしょうか、泊まっていただきました。全員にお願いをしたわけですけれども、こういう形で結果的にはなりました。

やはり、若干少ないかなというふうに思いますけれども、全国状況を見ますと、北海道から福岡まで含まれておりますし、非常に効果はあったのかなというふうに一つは思います。ただし、宣伝につきましては、やはりもう少しメディア等を使った発信をしていかなければならないのかなということで反省をしておりますし、その辺は今、コンサルティング受けておりますので、専門の方と相談しながら、やはり一人でも多くの方に知っていただく、これが一つの基本だと思っておりますので、十分、明智議員さんの意見を参考にいたしまして、これから頑張っていきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（高橋利彦） これより討論を省略して、議案第17号の採決を行います。

議案第17号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで病院以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時32分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

- 委員長（高橋利彦） 続いて、議案第11号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

- 病院経理課長（鈴木清武） 議案第11号につきましては、本会議の補足説明でも申し上げましたが、再整備事業の実施設計料、総額3億1,395万円を19年度に1億7,440万5,000円、20年度に1億3,954万5,000円と年度額を定め、2か年の継続事業として補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- 委員長（高橋利彦） 病院の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 最初に何点かお聞きしたいと思います。

この再整備事業についてのことはもう十分、全員協議会2回、そしてまた公営企業での説明も2回と説明を受けているわけでありますけれども、今なお、市民いろんな部分からの不安が払拭しきれないでこの計画が進んでいるというようなことも考えまして、ここで改めてもう一回、再整備計画の問題、大きな今、その中での問題としては、一番市民が不安に思っ

ていることは、今、説明がありましたように、資金計画の問題、そしてまた収支計画が、中央病院で試算を出している数字で、本当にこの予想どおりに行くのかなと、そんなような部分、それから交付税措置があるわけでありましてけれども、年間12億足らずあるわけですが、この問題も、これからずっと今の水準を維持できるのかどうか。

また、留保資金の中でこの計画実施中の、竣工までの期間の損益の部分も含んでの留保資金、自己資金というようなことでありますので、そういうことも大丈夫なのかなと、大きな問題が、3つ4つあるかと思いますが、その辺について、改めてもう一回きちんと説明をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

資金計画については、今、先ほど説明がありましたから、あとは収支の、これからの本当に数字どおりに行くのか、実施計画に入っているスケジュールとかそういうものの部分、それと交付税という名前ではないですが、国・県から補助金が入っていますけれども、その問題、その3つ、とりあえず回答をいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、私からできる範囲でお答えをしたいと思います。まず、収支計画、将来の収支見通しがどうなるかという部分であります。これについては、当初は何度かご説明したとおりでございますが、当初は、診療報酬が2.5%ずつアップしていくという前提で、これはこれで自信があるわけでありまして、もう一つは、今回、検証をお願いするに当たって、財団法人の日本経済研究所からは、そうではなくて別の見方ということで、今、見ているのが、DPCによる増収効果、それから7対1看護基準による増収効果、これを見込んだもので、今はこちらの方の収支見通しを軸に考えているわけでありまして、けれども、それにしても、現時点での、今の診療報酬体系を前提にすれば、これはこれでそういう増収については見込みがあるのではないかというような検証を受けておりますし、これについては、特に大きいものは看護基準、7対1看護基準の方でありますけれども、これについては看護師確保に向けて、今、全力で取り組んでいるところでありまして、23年ぐらいからは7対1看護基準を実施して、それによる増収効果というものも当然見込めるといふふうに考えているところであります。

それから2つ目については、交付税でありますけれども、これは当然、なぜ交付税が来ているかといえば、要するに自治体病院であって不採算部門を担っているわけでありまして、そういうものに対して、国が当然に不採算が見込まれるものについての医療をしている場合については、交付税という形で、国が一たん吸い上げたものを地方に戻すというような財源

措置がされているわけであります。

これについては、非常に基本的な交付税が担う役割というのは、大きくはその2つだと言われています。財源、税源の調整機能というのと財源を保障するという、2つの機能があるんです。特に保障機能の方でありますね。ですから、そういう一定の行政需要があって、それが採算とれない場合に対しては、交付税でそういうところに対しての調整をしていくという機能がありまして、これが非常に大事なところであって、今後ともその部分はなくなることはないであろうというふうに考えておりますので、交付税についても、いろんな議論はありますけれども、三位一体の中で将来どうしていくんだという議論もありますけれども、これについては維持されるであろうと。少なくとも公立の基幹病院に対しては、そういうものがなくなることはないであろうというふうに思っているところであります。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 補足になるんですけれども、その交付税の関係でございます。

こちらの方は、病院があることによりまして、国の方に申請しますと、それが普通交付税あるいは特別交付税というようなことで、市を通りまして私どもの方に収入になるわけなんですけれども、今回、その中身、いろんなことがございます。これも今回の積算に当たりましては、特別交付税で減額とかなったものも、ずっとそのまま将来的にもマイナスを見込んでおりますし、少なく見てというようなことで積算しているものであります。

それから内部留保の件ですけれども、先ほどございましたように、減価償却費でありますとか資産減耗費とか、そういうようなことで、中に病院の内部に残るものでありまして、今回、その3 - 2の方法ですね、基本的にはフラットだというようなことで、収支それぞれ見えておるところでありますけれども、それにつきましても、平成37年まで見ましても資金的に決して底はつかないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、明智委員のご質問であります。マクロ的に見ても、この地域の東総地域と言っていますが、医療体制、医療整備、このようなことを見ても、うちがどうしても中心でなければいけないと、ほかの病院については、もうほとんどあてがえない、医師が不足して看護師不足で、ここ数年あるいは10年間は当院にずっと集中する傾向がこれから続くであろう、このようなことが言えると思います。

人口は減っておりますが、65歳以上の人口は今、最高になってまいります。入院患者の平

均年齢は65から70の間でございまして、いわゆる入院になる人たちというのはこれから減ることは、ここ20年間、団塊の世代が寿命を迎えるまでは減ることはないだろう、このように考えております。そうしますと、当院には、やはりまだまだ患者さんの集中する傾向は続くであろう。

7対1あるいはD P C、これはD P Cはもう来年からもう確実に当院が入るわけでありまして。それから7対1につきましても、既に看護師の数が昨年より募集を上回ってきておりますし、あとは、やめる方がどれだけ少なくなるかというようなことが問題になるだろうと、このように思っております。

それから、5年、完成するまで4年先のことも考えておりますが、年々、平均在院日数が0.5から1日近く下がっております。今、平均在院日数が1日減りますと、それだけで約4億数万円の増収になります。つまり、それだけ回転がよくなりますと、たくさんの患者さんを診察できることになります。病床が49床、50床近く増えるというような計算になります。2日減ると、これも倍になり10億の増収になる。患者さんが約100床増えるということと同じ計算になります。これは、今の計画、大体0.5日ぐらいずつ減っていくと、あと2日ぐらい、12、11ぐらいまではまず減らせることが可能であると、このように考えております。

そのようなことで、仮に7対1ができなくても、在院日数を減らすことで回転をよくすることで増収が非常に可能になるだろうと、このように考えております。

さらに、新しい建物にいろいろな設備が組み込まれております。こういうものが回転いたしますと、高度医療というものがどんどんできるようになってまいります。診断につきましても、今までのような2週間、1か月待ちということがだんだんなくなってくるだろうし、機能的な医療ができると、そのようなことを考えている次第であります。何よりも、患者様のために、非常にいいことだろうと思うし、また、我々医師、看護師等のプロフェッショナル集団をこの地にぜひ来ていただくと、こういうことにつきましても、非常に有効な手段になるだろうと、このように思います。

ここで重ねて地域医療の、ここでの崩壊を、私どもの病院が中心になって食いとめようと、このように考えておるわけでございますので、その辺につきましても、ぜひご安心していただいて、ご承認していただきたいなと、このように思います。

それでも心配だということでありますので、この事業性の検証ということを、この日本経済研究所、こういうところをお願いして、この収入の見込みあるいは支出の見込みあるいは資金繰りの見込みと、こういうものを第三者機関に検証してもらったわけでありまして。ここ

で、ここでも堅実な計画であると、このような答えが出ております。ということで、ぜひ、このようなことで進めていきたいと我々は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） これまでと今後の問題について、詳しく院長ほかいろんな方々から説明いただきました。我々も市の財産として中央病院が存在しているわけでありまして、そういったものが払拭されれば応援したいというような部分もありますし、この収支計画書あるいはまた交付税の問題、それから原価償却の問題と内部留保の問題、そういうものが本当に市民にもわかっていただけるような、やはり広報活動とかPR活動なんかも必要なのではないかなと。そのためにやはり病院内部だけの再整備事業に取り組むのではなくて、やはり、どこの今、事業やるにしても、運営協議会やら建設委員会、そういったものが立ち上げているわけでありまして、そういった部分の理解を深めるために、やはりこの再整備事業、大きな事業でありますので、今後の実施計画の中でぜひ我々議会の代表、市民の代表、そういった部分も計画遂行に1人2人、二・三人ぐらいはそういった委員会をつくりながら、審議会というのが妥当なのかどうか分かりませんが、そういった部分もこれから実施計画の中でもつくっていただきたいなと、そんなように思いますけれども、それはいかがでしょうか。

すぐ答弁ができなければ、またあれですけれども。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、明智委員さんのおっしゃるのはよくわかります。今、私の方がまずは議会でご審議をいただいて、それでこの計画そのものをご承認いただければ次の段階で早いうちに、市民の皆様にもそういうことを安心していただけるように、広報していきたいと思っております。

それで、今おっしゃった、議会の代表の方それから市民の方というのは、ちょっとなかなか、ここまで今動いてきておりまして、それで今、実際、実施設計は細かい作業で、実際の使い勝手がどうだとか、そういう非常に細部な部分に来ております。ですから、その辺のところについては少しお時間、検討させていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） その実施設計がどういうものなのか、そのところも聞きたかったんですけれども、実施計画というのは、どのくらいの、一応予定では8か月、9か月をかけて実

施計画をつくり上げるというようなことでありますけれども、それにはやはり業者が入って入札の問題もあるし、それからどのような規模、もう一回見直す部分もあろうかと思えますし、実施計画がこの3億幾らの今年と来年であるわけですが、実施計画が通ったならば、再整備がすべてゴーになるのかどうか。その辺のところも、病院側の今の考え、そういう部分もお聞かせいただきたいなと、そのように思いますけれども。

- 委員長（高橋利彦） 実施計画とはどういうものかを含めて、事務部長に答弁を願います。
- 病院事務部長（伊藤敬典） 今やっている実施設計の作業は何かというのは、後で再整備室長が、細かくヒアリングなど各病院、今は基本設計ですね。実施設計とは何だというところは、これは、じゃ、再整備室長の方がよろしいと思います。失礼しました。
- 委員長（高橋利彦） 再整備室長。
- 病院再整備室長（鍋木友孝） 実施設計でありますけれども、この承認後に工事の実施に必要で、かつ工事施工者が工事費明細書をつくるために必要な設計図でありますとか、そのような細かな実際の入札のための費用を積算するというようなものがメインであります。ちなみに、今は基本設計の途中なんでございますけれども、各部署にヒアリングというのをやっておりまして、それが40数か所ございます。1回目が終わりました、現在その調整を行っております。失礼しました。2回目のヒアリングに入ったところでございます。今、この予定では10月末までに計画をまとめ上げるというようなことを予定しております。

以上でございます。

- 委員長（高橋利彦） 明智委員。
- 委員（明智忠直） ということは、この予算が出るということは、実施設計というようなことで、全体の設計図を描くと、要するに建設についてゴーサインが出たというようなことで了解してもいいんでしょうか。
- 委員長（高橋利彦） 病院事務部長。
- 病院事務部長（伊藤敬典） 今、明智委員さんおっしゃる、要するに実施設計が、仮にこのまま予算を承認していただければゴーサインということでもいいかという、理解していいかというお話ですよ。

これは病院側の認識とすれば、これは委員さんとちょっと違うのかもしれませんが、病院側の認識とすれば、これはもう15年ぐらいからずっとこのものは動いてきていまして、基本設計が現在4月からやっているところでありまして、それでさらにこの詳細というのは、次の工事に入るための具体のもうお金をはじいていくわけですね。ですから、なかなか言い方

が難しいんですが、病院とすれば、一連の流れで動いてきているという認識がありまして、実施設計がご承認いただければ、なお、実施に向けて、どんどん進みが早まるというか、より具体的に目標に向かって動きがとらえられるというような認識であります。

○委員長（高橋利彦） 委員が十分理解できるような説明をお願いします。

事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ですから、実施設計が通ったからゴーサインというような認識というよりも、流れてきていて、さらに一步步を進めたというような認識で病院はいるわけなんですけど、この辺は、説明がご理解いただきにくいでしょうか。

ゴーサインはゴーサインだと思います。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 実施計画の中で、議会への報告というのは中間ではないということですか。その実施計画書がまとまってからの報告ということになるんですか、この予算を通した場合には。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ご質問にお答えをします。

要するに、実施設計、仮にご承認いただいたとしますね。それで実施設計に入ったとしますね。それで、議会に対してどの段階で説明してくれるんだという趣旨でよろしいんですね。

それは、これまたちょっと抽象的で、委員長からおしかりをいただくかもしれません。要するに、病院として必要だと思った都度、何度でもご説明をしたいと思っております。ですから、どの時期というのはなかなか言いづらいんですけども、これはきちんとご説明をすべき部分だということになれば、もう何度でもご説明をしたいと思っております。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） また後で質問出ましたらひとつお聞きしたいと思いますので。今のところはこの辺で。

○委員長（高橋利彦） ここで3時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 6分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。執行部は質問者、それから委員がわかるような答弁をお願いします。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

- 委員長（高橋利彦） 林七巳委員。
- 委員（林 七巳） 座ったままで失礼します。

病院の再整備計画については、少しわかってきたような気がします。それは公営企業で研修に行った岐阜や福井の病院を見て、いろいろ話を聞いてそう思いました。

それで、今までたびたび言われていますが、市民が一番心配しているのは、資金面でありますので、この件に関して先ほど来から7対1の看護体制のことが、よく言われていますが、今病院では看護師が定年になってまた再雇用されている。またそのほかの職員もそのようなあれがあるのか、またそのときの役職名はそのままにいるのか。看護師も公務員であると思いますので、その辺のご回答をひとつお願いいたします。

それから、今、再整備計画について、この間一般質問したときに、指定管理者が必要となれば、それにする補充の職員を補充するというようなあれがありましたが、今、こうしてここにおりますいろいろな課長、たくさんいますが、私は前からこの市役所に800名足らずの職員がいるわけですから、そこから連れて行くことができなかったのか。たとえ、それが、指定管理者が認めるからそれはいいと、合法だと言われましても、市民感情からいたしまして、公務員という職になるものがそういった形で入ってきていいものか。また、この前は、看護助手の方を派遣会社に移しましたが、そういう派遣会社を通して、中央病院で採用、今のいる方を採用できなかったのか、その辺のところの答えをよろしくお願いいたします。

- 委員長（高橋利彦） 林委員、これは再整備計画の審議でございますので。

（発言する人あり）

- 委員長（高橋利彦） 病院事業管理者。
- 病院事業管理者（吉田象二） 今、年齢、ちょっとはつきり覚えていませんけれども、やめた看護師さんも、ぜひうちの方で雇いたいというようなことで50歳ぐらいまでの方は少なくとも雇っている、そういうご希望があれば。ちょっと50歳、50幾つだかちょっと忘れちゃいましたが、そのぐらいまでは再雇用しております、正規職員として。

以上でございます。

- 委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 本会議のご質問でも、なぜ民間から職員を補充するのかというお話がありましたけれども、本会議でもお答えましたように、合併時に確認されているのが、市長部局と病院では人事交流はしないということの確認があったようでございまして、病院としては、それを尊重しているということでありまして。

それで、民間からということでありますけれども、これはまず、採用できるかどうかについては、病院事業管理者の中に広範な権限が与えられておりますので、その中に職員の任免に関することはできるわけであります。ただそのときに、なぜ民間からということでありませけれども、これは、民間職員の活用ということで、選考試験という、競争試験ではありませんけれども、選考試験というものをやりまして、それで必要な能力を持った方を採用しているということであります。ですから、これも最近、国においても民間の方の再任用ということが、必要な能力を持った方であれば、そんな形で選考で採用するということが行われていると聞いております。

それから、もう一点ご質問の、派遣で来ている方から採用できなかったのかということでございますでしょうか。これは例えば、今、現に、ここにも去年、ことし、18年、19年で3名、民間から採用させてもらっているわけであります。それは必要な能力、病院にとってこれから何が必要かということで、必要な能力、例えば経営の知識、それから経験を持った方でありませとか、それから経理、それから病院全体に精通をしている方ということで採用させていただいているわけであります。ですから、派遣ではなく、選考試験で採用させていただいたということであります。

（発言する人あり）

- 病院事務部長（伊藤敬典） 再整備に限らず、病院のこれからの、旭中央病院がこの地域の中でしっかり経営をしていくためには必要な人材というふうに理解して採用させていただきました。

- 委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） また、座ったままで失礼させていただきます。

先ほどの明智委員の最後の質問とちょっと関連があるのかなと思うんですけれども、スケジュール案ですけれども、来年の、20年度の12月、1月ですか、10月から12月に発注業務となっています。ということは、本工事の予算が来年度の予算で出てくるんだろうと思うんですね。そのときに、我々議会は、また1回、きちっと審議しなければいけないわけですね。

ですからこれで見ますと、実施設計9か月ということで、予算書が出てくるまでには、詳細な、その実施設計というのは多分出て来ないんだと思うんですよ。

ですから、逐次、その実施設計の内容を報告していただかないと、来年度どのくらいの予算で本工事を組んでくるのかわかりませんが、このときは正念場になるわけですが、確かに、詳しい設計がわからなければどうなるのかということがわからないということもあると思うんですね。少しずつ少しずつ、先ほど部長言われましたけれども、少しずつ少しずつ進んでいかないと見えないというところがあると思うんですけれども、実際にどういうふうにするのか。基本設計はできたと、実施設計でどうなるのか、それが出てくるのが来年の7月から9月くらい。だから、来年の予算書を見ないと何とも言えないんですけれども、逆に、またその実際の本工事がどうなるのかわからないと、我々も判断できないし。逐次、その情報を入れて、また、実施設計を組まなければ組まないで、詳細のところは言えないという面もあると思うんですよ、病院側としては。

そういった意味で、この辺はもうちょっとどういう予定なのか。来年度の予算、もう数か月で組まなければいけないんでしょうけれども、どうなるのかなと、ちょっとその辺も、これは確定ではないでしょうけれども、予定をちょっとお聞かせ願えればと思うんです。それは何か先ほどの明智委員の質問とちょっと関連があるかなと、我々はその都度その都度審議して決断をしなければいけないわけです。と思うんです。ちょっとそのスケジュール面というか、こうやって実施設計やってみなければわからないところも多分あると思うんです。そういった意味では、最悪どうしてもだめだという話であれば、実施設計料が無駄になるのかなということもあり得るんだと思うんですけれども、これで実施設計をやったからって、それでゴーと行ってしまうわけではないんだと思うんです。最悪3億円、これ3億円の内容ちょっとこれからお伺いしたいと思っていますけれども、どうしてもだめだということであれば、この実施設計料をパーにする。全くパーにはならないと思うんですね、次につながると思いますけれども。

私はその議会の運営といいますか、進行状況、予算の決め方、そういうふうに思っているんですけれども、その辺で何か、どうなのかなと、ご説明いただければと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今後の予定でありますけれども、できればつなぎ目なく行いたいと思っておりますところでありまして、来年度の当初予算で工事費の実際の数年間の継続費でお願いしたいと考えております。

これで見ますと、再整備完了、つまり解体をしまして南側に駐車場をつくって、そこら辺まで組むのか、あるいは一たん、新棟が立ち上がるまでとするのか、今、これから検討するところでありますけれども、いずれにしても、来年度の当初予算では実際の工事の数年間の継続費の予算をお願いしたいと考えております。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） スケジュール、予算関係のスケジュールは来年度、工事、通しで予算を組んで出てくるということによろしいですか。わかりました。

次に、この3億1,395万円ですか、これの実施設計の内容です。設計料として3億ってすごい、どんな設計するのかなと、ちょっとその明細といえますか。3億円ですから、かなり細かくというわけにもいかないんでしょうけれども、大ざっぱでも結構ですから内訳を教えてください。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 実施設計料の明細でありますけれども、今回、見積もり、横河設計の方から見積もった金額を今回の補正予算とさせていただいたところでありますけれども、金額について適正かどうかというのでありますけれども、実施設計料だけが適正かどうかというような方法はございませんで、基本計画でありますとか基本設計、それから実施設計、そして工事監理料を含めた積算方法が示されております。

ということかと言いますと、社団法人の東京都建築士事務所協会が、建設省、こちらの方は現在の国土交通省でございますけれども、その告示第1206号に基づきまして公表している算定の式がございます。これに沿って計算をしましたところ、今回のとおりの新棟に関する設計、それから監理料、すべての合計であります、6億770万2,000円となりました。これに対しまして、今回の実施設計料が3億1,395万円でありますけれども、それから、もう既に契約済みであります基本計画、こちらの方が4,200万円でありました。それから基本設計、こちらの方が9,450万円でありました。今後見込まれる監理料が1億500万円ございます。これらを含めて、5億5,545万円でありましたので、数字的には妥当な金額だろうというような判断をしたところでございます。

それから、今回の明細でありますけれども、大きく分けまして、1の直接人件費、それから2番で間接諸経費、それから3番の技術料、この3つの構成からなっております。細かな話になってしまうんですけれども、1の直接人件費のところなんですけれども、さらに4つに分

かれておりまして、まず1番で建築意匠でございます。内容的にはでありますけれども、調査業務でありますとか、法のチェック、それから諸官庁の打ち合わせ、それからヒアリング、それから実施CAD作図、それと詳細設計の検討、積算業務等々でございます。こちらの方は積算が、皆人件費でございますので、単価3万300円で計算しておりまして、それぞれ業務によりまして、人工、数量ということで人工となっております。1番の設計意匠でございますけれども、こちらの方は2,050人人工でございました。金額が6,211万5,000円というふうなことでございます。

こちらの方の内訳ですけれども、さらに細かく12の工程になっておりまして、大きなものでいきますと……。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そこから先の細かいところは、今お伺してもちょっと控えられないんで、後でまた資料としていただければいいかと思うんですけれども、今、大きく分けて1、2、3と出ていましたけれども、それだけでいいと思います。あとはまた、別に資料をいただけたらと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○病院再整備室長（鍋木友孝） わかりました。それでいきますと、1番の人件費人工、人件費ですね、そちらの方が1億7,134万6,500円であります。

それから2番の直接経費でありますけれども、こちらの方が8,567万3,250円であります。失礼しました、2番の間接経費でありますね。この間接の経費でありますけれども、人件費以外の、事務所が経営していくためのほかのすべてのものが含まれます。それで2番の間接経費でありますけれども、1番の、基本的には1.0倍というふうなところでありますけれども、今回、これを安く0.5で計算してくれてあります。

それから3番の技術料でありますけれども、4,283万6,625円、こちらの方ですけれども、やはり1番の人件費に対しまして、0.5が標準なようでありますけれども、そのところをさらに半分の0.25で計算していただいております。それらの合計が2億9,985万6,375円であります。端数調整を、端数を切りまして2億9,900万円、それに消費税を加えたもので3億1,395万円というふうな状況になっております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 平成19年度に1億7,000万円、平成20年度に1億4,000万円ですけれど

も、この辺の2つに、この金額になった経緯といいますか、どうして平成19年度が1億7,000万円で平成20年度が1億約4,000万円なんですか。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これは全体で9か月でございますので、19年度が5か月、20年度が4か月というふうに割り振りをいたしました。

（「わかりました。どうもすみません、ありがとうございます。」の声あり）

○委員長（高橋利彦） 委員の皆さん、そのほかにございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） これだけの大きな事業をやって、この間の読売新聞ですか、市の実質公債費比率が出まして、一般質問、議案質疑等の中でも、18.5%ですか、そういったような数字が表現されたわけですがけれども、18%以上になると新規事業に対しての許可制とかそういう部分もあるわけでありまして、市と病院との兼ね合いの中で、その公債費比率の部分はどういうような考えの中でやっているのか、副市長にちょっとお聞きをしたいと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 今、明智委員の方から公債費比率の関係で、18%を超えると許可制というようなことですがけれども、つい7日でしたっけ、総務省が発表した実質公債費比率の話で、数字が出ておりました。横浜が25を超えているとかそういうような話もあって、県内ではちょっと私も手元にありませんけれども、10団体ほど18を超えたということで聞いておりますけれども、18を超えると少し気をつけていかななくてはいけないということで、県の市町村課とかそういったところと協議をしながら、財政課を経由してですがけれども、そういった将来的な動向を見据えながら考えていきたいと思います。失礼しました。18%以上の団体が19年度は10団体、18年度は8団体だということでございます。

そういったことで実質公債費比率については、常時、いろんな事業の状況を見ながらおかしいな数字にならないように考えていきたいというふうに思います。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） そういった中で、18%を超えるということは、少し注意してやってもらいたいという指導があるというようなことでありますし、その辺の問題で、これからの市の事業について国や県の補助金、補助金一律、今、三位一体の改革で減らされているわけであ

りますけれども、そういった部分でのこれから先の市の行政としては影響があるのかなのか、その辺もひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 三位一体改革の関係でいろんな形で補助金、特に国の補助金が減ってきているということで、市長も本会議で申し述べさせていただきましたけれども、国に対して、旭の中央病院の基幹的な立場、それから周辺の救急をすべて一手に引き受けていると、そういったことも考えていただいて、補助金とかそういったものについて、引き続き県を通じて、県にも市長とともに要望していきたいと思いますが、特にそういったものを踏まえた形で、この再整備事業について、何とかその部分、今回の収支計画書には入っておりませんが、さらにそういうのもただけることによって、地域の基幹病院として果たす役割を認識いただきまして、何らかの補助金を県の方あるいは国の方からいただけるように取り組んで要望してまいりたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 地域医療と不採算部門を担っているというようなことで、交付税の問題、補助金の問題、国・県への働きかけをこれからもなお一層強くしていくというような方向性をお聞きしまして、その辺の部分ではある程度納得をさせていただきました。

また、そのほかに質問がありましたら、後でまた質問しますのでよろしくお願いします。
どうもありがとうございました。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

では、私、委員として発言したいと思いますので、しばらくここで休憩いたします。
委員の皆さんは自席でそのままお待ちください。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○副委員長（明智忠直） それでは、今、委員長の方から申し出がありましたように、委員として発言をしたいという旨の申し出がありました。しばらくの間、かわって委員会の進行役を努めさせていただきますので、よろしくご協力いただきたいと思います。

それではどうぞ。高橋委員。

○委員（高橋利彦） まずお尋ねします。

実施設計とはどういうものか具体的に説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 先ほど申し上げましたように、大きなところでは今後入札するための細かな計算を行うというようなことでありますけれども、手元に今回、その内訳がありますけれども、人工につきましても、図面を書く枚数がかなりのものを占めているようであります。あと、詳細なヒアリングでありますとかそのようなものを含んでおります。建設の意匠でありますけれども、500枚でありますとか構造で120枚、それから電気設備で350枚、それから機械の設備で350枚というようなことで、主な内容は図面に落としてより細かな部屋ごとにどういうものが必要なのかとかというようなことがメインになろうかと思えます。

以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、実施設計というのは建設するための図面、それからそれに伴う金額ということですね。そういう中で、これはもう若干の手直しはするんでしょうけれども、3年後、5年後には普通使えないということですか。

それと、また基本計画、これにはいろいろ資金計画等ありますが、もう、そういうのは関係なく、建設をするための、結局、設計図と、そういうことで認識してよろしいですか。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 当然、そこに積算がかかることとなろうと思いますので、今後とも、また実施設計に入りましても、収支とかというのは見ていくことになるかと思えます。今回と同じように見ていくことになるかと思えます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この実施設計というのは、結局、建設をするための積算金額を出す、それからそのための平面図とか構造設計とか、そういうものだけですね。本当に建設するための書類が実施設計ということですね。

○副委員長（明智忠直） 整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 実施設計についてですが、私ども認識している、また一般的に言う形の実施設計に関しては、基本計画、基本設計をもとに、今後、建築計画に基づくデザインとか技術、両面にわたり細部の検討をさらに行う業務という形で認識しております。

それで先ほど高橋委員からお話いただいた、当然いろいろ期間中においても資料や案を提示し、それぞれ病院側、もしくは設計事務所等々意見を伺い、また交換し、対話を重ねていくことにより、最終的には工事業者、今回ですけれども、発注するに当たっての業者、要するに施工業者がその図面を見て、設計内容を正確に読み取るための図面でございます。したがって、でき上がった時点では、工事契約書の添付図面という形になるかと思います。

以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、もうこれは基本設計というのは、設計会社以外はつくれないと、そういう中で建設するための、結局、積算金額を出す、それから図面をつくる、それがもととなって建築業者が建設する、それだけということですね。そういうことで認識してよろしいですか。

ただ本当に建設するための、もう運営とか経営とは、そういうことは関係なく、基本計画でありますと運営、経営、絡んできますけれども、実施設計というのは建設するための書類と、そういうことでよろしいですね。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対して答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） はい、そのとおりだと思います。

ただしですけれども、私どもは今回と同じように、将来をこのくらいの数字のこともはじいて、注意深く見ていきたいと考えております。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、そういう基本的なことをお聞きした中で、平成15年から16年にかけて提案型の公募で基本計画を始めたわけですね。その中で、この提案型の公募でどのように公募したのか。7社公募したということを伺っておりますが、どのように公募したのか。

それで、次に、一部事務組合は単年度会計でやっておるわけでございますが、これは何年も前に実施した入札がなぜ平成19年になっても有効なのか、その辺をまずお伺いいたします。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対して答弁を求めます。

整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） まず7社ということでございますが、以前、本議会等で事務部長、またお話されておりますが、病院建築に精通している業者に集まっていたきまして、

その都度プレゼンテーションを実施しました。その内容的に評価をした要素ということでいくと、まず一番は、経験、実績、これは設計事務所の当然、類似業務の実績、経験及び能力等でございます。それと、設計担当者のやはり経験、能力ということもでございます。

次に2点としては、創造性ということで、現在の土地をどのような形で効果的に配置できるか。また進入路、駐車場等、安全、効率性を考えた配置等でございます。また、同じく創造性の中で、デザイン、ちょっと失礼ですが、千葉県の田舎という言い方、ちょっと語弊があると思いますが、周辺の環境等とどう調和できるかということと、いま一つには、3点目として技術力、構造、設備ということと平面計画ということで、今回、私ども免震構造でございますが、耐久性等、それと費用の面で経済性等、それと、何度かお話ししてございますが、自然採光とか、自然光をどうやって入れるか、また患者様というか利用者にどういうふうに配置、患者様の利用者に対しての配慮がなされている施設かということと、平面計画においては、有事の際、避難誘導、動線が効率的に行けるか等々を総合的にプレゼンテーションをしていただいて、いろいろ点数をつけまして、その中で評価したということで7社の中から3社を選考させていただきまして、さらに今言った中の細かい部分までヒアリング等を実施いたしまして、横河設計事務所が点数的にはよかったということで、今回お願いしたような形になりました。

それについては、また細かくなってしまうんですが、先ほど言った、配置計画、動線、また病棟構成とか、設計の工程もしくはある意味では実現性、もしくはその設計事務所が、病院に対してどういう熱意を持っているか、またどういうふうに感じられるかということも含めて評価して、7社の中から1社を選定したわけでございます。

- 副委員長（明智忠直） もう一点について、その単年度決算になっている中で、その決定が今まで19年度まで効力があるのかというような部分、質問がありましたけれどもどうでしょうか。

事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） これは、契約はその都度やっております、ですから19年、例えば今やっておりますのは基本設計でありますけれども、この設計を契約するときには、今までの流れの中から、入札ではなく随意契約でやっております。ですから、それも、今まで長年やってきた業者を変えることが、競争入札に付することが不利だと判断をして随意契約でこの横河建築設計に、19年度も、今年度もお願いをしているわけです。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ……（録音漏れ）……これは単年度決算になっていると思うんですけれども、その中でどういう予算を組んだのか。それから、なぜ、こういう基本設計が設計屋でなければならないのか。この辺をお尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対して答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 1点目のどのような予算を組んだのかでありますけれども、こちらの方は資本的な方で組みました。というか資本的な方と、それから収益的な方で大きな違いというのは、この効果が、支出した効果が単年度だけではなく、数年間に及ぶだろうというようなものを、つまり、例えば医療機械を買ったり、工事費でありますとか、そのようなものを資本的な方で組んでいるんですけれども、このようなものと考えまして、予算の方は資本的な方で組みました。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） とりあえず、私の方からお答えしたいと思います。あともし補足があればお願いしますが、要は、単年度ごとに支出をしているわけです。

それで、あともう一点、これは設計会社でなければ設計できないのかというご質問ですね。これは、相当な大きな12階建てというようなものでありまして、当然、これは設計会社でなければ設計はできないわけであります。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 17年にマスタープラン、それと基本設計というようになっていますが、このマスタープランと基本設計の違いはどういうものなんですか。私、同じようなものだと思って認識していたんですけれども。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対して答弁を求めます。

整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） ちょっと座って失礼します。

マスタープランと基本が同じものというより、マスタープラン自体は要するに病院として既存の建物の中で、病院の費用、当時の形でいきますと、どのくらいの費用がかかるかまで含めて、本当に概略的に病院事業の意図する諸条件等の把握として、このくらいの規模でこういう建物であれば病院が思っていることにおさまるといような形の、本当の基本的な、病院というよりむしろどのくらいの規模でどのくらいのものをつくっていいか、病院として

も正直な話、今後医療が変わるもので、いろいろ変わるということで、そういうことを含めて、本当の基本のプランという形でお願いしたのがマスタープランでございます。

基本設計というのは、先ほどの実施設計の前ということで、同じようなものにさらに加えて外構とか、空調、給水、電気等の、現在どういう電気設備、大まかですがいいのか、どのくらいの電気量が必要なのか、また、給水設備等においてもどういう形で上水、下水等を使ったのがいいのかということ等を、基本設計に計画設計に入れてございますもので、マスタープランにおいては、本当、初期の考え方、病院と設計事務所が、病院がお尋ねして設計事務所の方として、こういう形がおたくの病院にはいいのではないかとということの作成というふうに考えております。そういうふうに認識しております。

以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） マスタープランですか、基本設計の前段の設計ということで、このマスタープランにどのくらい経費かかったのか。それから、その後に基本設計がなされているわけですが、平成19年1月からつくっているんでありますが、こんな短期間で基本設計できたのか。これだけの9,000万円という話ですよ、それができたのか、ちょっと不思議なんで、この辺お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、金額の方をちょっと申し上げますと、マスタープラン、これは平成17年度ですけれども、これが630万円、これ全部税込みで申し上げます。それから18年度は基本計画、基本計画書であります。これが18年度が4,200万円です。それから現在、基本設計、これは19年4月から始まっているものですけれども、これが9,450万円です。

それで今、高橋議員さん、おっしゃったのは、基本計画が3か月でできたということをおっしゃいましたが、これは3か月ではなく、18年度1年間かけてつくっているものであります。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） その辺、1年かけてそれはいいと思いますが、しかし、こんなに実施設計までに幾ら金かかるんだと、本当、私はびっくりしたんですね。まず、マスタープランあり、それから基本計画あり、それから基本設計あり、今度は実施設計、この間、基本設計までに来るまでに約1億5,000万円、こんなに必要なんですかね。ちょっと私は疑問を持つわ

けです。ですから、何でこんなに必要なのか。それからなぜマスタープランから基本設計でいいのではないかと思うんで、その辺。

それからあと、日本経済研究所に委託したわけですが、具体的にはどういう仕様で委託したのか。また、その委託料どのくらいかかったのか。また、その結果、どういことを中央病院として日本経済研究所に結果を期待したのか、それから、日本経済研究所と同時に、厚生労働省の経営アドバイザーですか、というのがいると思うんですよ。このプランの診断をなぜ受けないのか、その辺お尋ねします。

- 副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対しまして答弁を求めます。

再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 私の方から、なぜこんなにかかるかということですが、やはり本体が、規模が大きな工事でありますのでかかるんであろうと。

それからそこら辺は、要は高いか安いかというようなことなんですけれども、一般的に示されている指針から考えますと、要するにそれよりも安くなっているというようなことあります。

それと、なぜ日本経済研究所の方にしたのかと、ここら辺はやはり第三者の評価を得ることとあります。それに尽きます。何を期待したのかというようなことも、こちらの方で要望とか何かそういうことは言ったことはございません。だから何を要望したか。だから私どもの計画が、第三者の方としてどのような評価をするのかというようなことを立証、立証というか検証していただいたわけでありまして。ここにつきましては、公的なところとか、そういうところにいろいろなところがやっているとありますので、そういうしっかりしたところにしっかりした評価を得たというようなこととあります。

以上です。

（「金額」の声あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 日本経済研究所でありますけれども、105万円であります。

以上です。

（「厚生労働省の経営アドバイザー」の声あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 私ども、その存在もわからなかったんですけれども、というか、やはり金融機関というような面から、今回、要するにお金を貸してくださる、融資してくださるというような立場で、今回、日本経済研究所の方が最適な評価を得られるだろうというように考えました。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 恐らく厚生労働省ではなく総務省の経営アドバイザーの間違いではないですか。オサさんだとか、オサさんは経営アドバイザーはやめていますけれども、あるいは、前、うちの病院にも入っておいりましたイバラというのがおります。それからマツヤマさんも経営アドバイザーになっております、マツヤマ先生。

彼ら、こちらを選んだのは、政策投資銀行というのがやはり夕張にも手を出していますし、自治体病院、銚子にも手を出してしております。政策投資銀行の関連会社、これがこの下の日本経済研究所ということになっております。非常にその面においては、経営アドバイザーよりよっぽど堅実な会社だろうというふうに思っております。

そういうことで、別に、どうしてかと言われると非常に困りますけれども、やはり費用の発生するものでありますので、やはりここがいいのかなということをお願いしたと、非常に社会的には非常に信用のある機関でございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦）（録音漏れ）.....プレゼンテーションですか、その中に、広島国際大学の、何という先生か、ちょっと私も忘れてしまったんですが、これは何を頼んだのか。それで、中央病院との関係はどういうものか、その辺お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対し答弁を求めます。

事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） クボタ教授であります。この方は、元ニッケン建設ですか。日本で最大手の建設会社、マンモス企業なわけではありますが、そこの建築部長、設計部長だと思いましたが、そこを引退されて広島国際大学の教授になりました。したがって、選んだ7つは、その前年度の医療福祉関係の建築物のナンバー1からナンバー7まで実績で選んだわけでありまして、クボタ先生が前いたところについては遠慮していただいたという、前いた会社です、というふうなことでございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） しかし前いた会社は遠慮していただいたとか、こういう何らか関係のある人は本来なら除くべきだと思うんですよ。今までも何ですか、よく建設問題で談合とか何とかありましたけれども、関係ないようでみんな関係あるんですよ。これはちょっと問題だと思いますよ。私はそう思います。

- 副委員長（明智忠直） 事業管理者。
- 病院事業管理者（吉田象二） いわゆる学識経験者としては、関係のない学識経験者は皆無でございます。ゼロです。千葉大の教授、東大の教授、みんなそういうところと関係あるわけですから、学識経験者でそういう会社と関係ない人は教えていただきたいと思いますけれども、まず皆無であります。
- 副委員長（明智忠直） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） これは、医療関係で云々であればまだしも、やはり建設関係でそんなにあれですかね、教授が関係していますか、実際問題。前任がどこか建設会社の役員というような、私は普通にはないと思います。これは幾ら言っても堂々めぐりですから、病院長、答弁いいです。

（「そう言われたら」の声あり）

- 副委員長（明智忠直） 事業管理者。
- 病院事業管理者（吉田象二） そういうことではなくて、実際上はそうなんです。しかし、その方一人に選んでいただいたわけではなくて、委員を募って、また例えば自治体病院の、全自病の協議会の方からも来ていただいて、ちょっと今、名前ちょっと度忘れしましたけれどもヨシカタ先生ですか、この方にも委員に入ってもらいまして、複数の委員で選んでおります。

以上でございます。

- 副委員長（明智忠直） それでは、質疑は途中でありますけれども、しばらくの間休憩をしたいと思います。

4時15分までひとつ休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 4時 3分

再開 午後 4時16分

- 副委員長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き議案の審査を行います。
ご質問は。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、今回の再整備計画、市とそれから病院関係で週に一遍くらいやっているという話ですが、どういうメンバーで、それから内容的にどうであったのか、そういう中で、当初は議会関係者、それから知識人、ここらを含めていろいろ検討していくという話でございますが、議会関係にも何の話もない中でどういうメンバーでやったのか、その辺もお尋ねします。それと同時に、そういう話の中でなぜそれをやらなかったのか。本来であれば、このマスタープランですか、これがもう出たときに当然やっていくべきだと思うんですけども、なぜなのか、その辺お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対し答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 週に一遍というのは、私どもと市の方でのことではなくて、再整備委員会、院内でどのようにしているかということで、先日、質問があったときに、私がお答えしたんですけども、市の方とはそんなに頻繁にはやっておりませんで、院内での話です。

○副委員長（明智忠直） それと、マスタープラン辺りにそういうものを、市との連絡会議みたいなものをつくった方がよかったということができなかった原因は、理由は。今、高橋委員の質問はそれもあったようですので、ひとつ。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） まだマスタープランは、そもそも本当の入り口であったもので、そのころから市の方にお話は特段しておりませんでした。今回、市の方には、昨年度辺りから話をし出しまして、特に財政課でありますけれども、実際の資金的なことでありまして、あと、起債の借り入れについてはどのようなことだとかというようなことを情報を得て、お互いにやりとりしてきたわけであります。ということで、当初、マスタープランのときには、そういうような市の方とは特に交流というのはしておりませんでした。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 317億円、そのうちで200億の借金、市の命運を分けるわけですね。そういう中で、これは公営企業全適ですから、これは院長が全部一切合切の責任持っている中で、市に相談しなくてもこれは問題はないと思いますけれども、しかしこういう中では当然、市立病院なんですよ。そういう中では当然、市と十分協議する、それからやはり議会だってこれは責任持たなくてはならないわけですよ。あまりにもこれは何ていわずさん過ぎると私は思います。市側、それから病院管理者、答弁をお願いします。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対して答弁を求めます。

事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 市とは、定期的に会合を持ったのは、昨年度、一昨年度ですか。最初はいつでしたっけ。助役と財政課長と一緒に来ていただいて、昨年度か一昨年度、ちょっと定期的な会合はそういうことでありますが、その前からこの計画についてはご相談して、なかなか進まなかったわけですが、これでご理解をいただいて、それから、そういう定期的に会合を始めたということでもあります。

なぜ議会でありますか、市との話し合いの中でそのような形に現在に至っているというふうなことでございます。特別、大きな理由はなかったんだらうと、このように思っております。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 病院事業管理者の方から話がありましたけれども、昨年、財政課長、助役が病院の方に入りまして、情報をいただくような機会を得たというような状況になっております。それで病院の方からいろいろな資料をいただきまして、財政課の方と、先ほどもいろいろ話が出ましたが、資金や起債の話とかそういった面で問題も出てきていますので、情報交換をさせていただいております。

病院の方が、ここ、今年度、昨年度末ぐらいからですけれども、議会の方に説明をよくするようにというふうな話は、私の方も赴任してから、最初の話のときにも申し上げさせていただきました。いろいろやっていますと思います。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これだけの事業をやるのに、やはり、市は開設者、病院長は管理者なんですよ。ちょっと無責任。まして、副市長、無責任きわまりないと思いますよ。基本計画、副市長、どのくらい認識しているか知りませんが、本当にこれで、副市長、大丈夫だと思いますか、計画が。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） その件につきましては、私個人は、それほど知見があるわけではありませんけれども、いろんな方がいろんなところで衆知を集めているような形で意見を言っているからつくってまとめ上げたものでございますので、私はそれを信じてまいりたいと思います。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いろいろな人が大丈夫だからという話ではなくて、副市長はどういう認識を持っておられるかね。やっぱり副市長の、どういうことだからこの建設計画は問題ないですよと、そういうやはり自分の信念をここで述べていただきたい。人が言ったから、これは子供でも言えることです。ちょっと認識足りませんよ。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 失礼しました。今、高橋議員の方から話ありましたけれども、無責任という言い方はちょっと私としてもどうかなというふうに思いますので、その言葉をお返ししたいと思います。それぞれの私の今まで聞いている範囲で、何とか収支のシミュレーションもやっているし政策投資銀行の方も見ておる。そういったことを考えますと、私としては、この計画は成立可能だと、それから、旭中央病院、市長もいろいろ申し上げておりますけれども、この地域の基幹病院として一刻も早く、地震とかそういったものに対応するような形で、あと、お医者さんが旭中央の方に不足ないように来られるような形を整備していくのは大事だというふうに思いますし、私もそのような、この計画の中で実行できればよろしいのかなというふうに思います。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員、挙手してお願いします。高橋委員。

○委員（高橋利彦） この建設、なぜ大丈夫なのか。その辺、具体的に説明いただきたいと思っています。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 私は、なぜ大丈夫かというと、数字を挙げて説明することは私はちょっと難しいんですけども、なぜだめなのか、高橋議員はどういうふうにお考えでしょうか。今までいろいろな数字出ていてなぜだめなのでしょう。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、いいですか。病院として原価償却費ありますね、この減価償却費を建設の3分の1、自己資金に充てるということ、この金はどこにあるのか。そうなったときに、平成18年度の決算書見ても、18年度に8億3,100万円と6,800万円、これ、借り入れしているわけですね、決算書見ても。減価償却引当金がそのまま使えれば、何もこのぐらいの金、使う必要ないと思うんです。減価償却引当金は、本当にそれが出せるのか。

そういう中で、私が思うのには、副市長、そういうことでありましたので、これから人口減っていくわけですね。旭市もこれから10年後には約4%減るわけです。そうしますと、この近隣もみんな減るわけですね。そうしますと、今の100万医療圏というのは、数字が違っ

てしまうわけです。

それからまた、病床だって35万床から15万床に減らすわけでしょう。それから、先ほど収支計画の中で、D P Cとか7対1看護とかありましたけれども、D P Cは2010年ころにはなくなってしまうんですか。ここに医療審か何かのあれが、私ちょっと見たんですけども、たしか2010年にはこのD P Cなくなるわけですよ。それから7対1看護だって、果たしてそれだけ、何て言いますか、看護師が確保できるのか。それからまた、この資金計画の中に、直近の18年度は3億円でありましたので、直近の計画はそんなに利益変わらない中で、20年後に、37年ですか、病院の医療収入は1.5倍なのに利益が7倍も出る、20数億円も出るんですよ。これでは、ただ建設するためにつくった数字だと、私は思わざるを得ないんです。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは私の方から資金的なところで、まず、後ほどそのD P Cのことは私……。

（発言する人あり）

○病院再整備室長（鍋木友孝） まず、減価償却費でありますけれども、どこにあるのかということですが、先ほど、きょう、冒頭に事務長から説明ありましたように、減価償却費というのはイコールお金であります。支出するんですけれども、必ず支出していきいますが、それが支出されないのが現金として残ります。

それと本当にこれが出せるのか、支払いの方が出せるのかということでもありますけれども、今、手元に減価償却費などということで、前回、滑川議員から質問されたものの新しいものをつくり直したものが手元にありますけれども、どこの年であっても減価償却費、それから繰延勘定償却の方が起債の元利償還を上回っております。

それから、人口ですけれども、要するに患者さんが減ってしまうんじゃないかというようなことでありますけれども……。

（発言する人あり）

○副委員長（明智忠直） 事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ご指摘のように、この辺の人口というのは減少方向に、もう既に向かっております。しかし、65歳以上のいわゆる病気を起こす人口というのは、これはほとんどもう変わらないと、先ほども申し上げましたように、団塊の世代の寿命、25年ぐらいあっておりますですね、今、55ぐらいですから、そのぐらいまでの間はほとんど変わらないだろうと、このように、むしろ今年は最高でありまして、そのようなことであります。

それから、ベッドの削減計画、急性期ベッド、周りの銚子だ、匝瑳だ、東庄だ、小見川だと、こういうところのベッドはもう既にご存じのように、医者がいなくて既にもう減っております。これをまだ返上しておりませんですね。こういうのが、どんどん減っていくだろう。基幹病院は、ベッドは、現時点ではまだ足りなくてむしろ増える方向に行くのかもしれない。しかし、これを機能的に使うことによって、先ほど申し上げましたように、在院日数1日減ると50床ふやせますし、2日減らせれば100床ふやせる。このようなことで努力次第では何とかやりくりができるのではないだろうか、このように思っております。

D P Cであります、なくすというよりも、これ既にここで病院を始めて55年になりますが、ご存じのように、病院というのは国の制度、診療報酬という大きな枠組みの中で、医療保険制度の中でやっているわけでありますので、同じような大きな変革というのが今まで何度も行われております。その都度、もし対応できない病院はどんどんだめになっております。私どもの病院はその都度、上手に対応してこれだけ大きくなってまいりました。

D P Cも、恐らく来年から、診療報酬は今、2年に一遍であります、いろいろな調整係数だとかいろいろな複雑な係数があるわけでありますが、これが見直しをされる。それから2年たつと今度、D P CというよりD R Dといいますか、さらに細かな疾患分類でやると、出来高払いになるわけでありますが、その方向に行くだろうと、このように当然、予想されるわけであります。そうなればなるほど、我々のような中核病院は非常に有利になるわけでありまして、周りの中小病院が大変な、それでそういうことでどんどんベッドも減らせるだろうと、国の方針であります。

ということで、その人口については、向こう25年、30年間はまず問題なしと、それからD P Cはそのようなこと、ベッドについても、むしろ削減というのは我々のような病院にとっては有利に働く、このように考えております。

いずれにしても、どのような保険制度、医療保険制度がずっとこれでやる限りは、国の方針によっていろいろ変化があります。その都度、それは対応していかなければいけないだろう。しかし、将来20年、30年見越す場合、こうなったらどうだ、こうなったらどうだと、まだありもしないことを前提には何の予測もできませんので、現時点で一番最悪のシナリオというものを書いてお示ししたわけでありまして、どうしてこれを信用していただけないかなということで、むしろ、こちらの方が非常に当惑しているわけでございます。

以上でございます。

7対1看護基準であります、これはやはり残った急性期の病院は、やはり看護師のベッ

ドに対する割合というのが仕事量に比しまして非常に少ないというようなことで、どんどんふやす方向で、7対1というのは単なる1つの通り道に過ぎませんで、もっとベッド当たりの看護師をふやそうと、これが基本的な国の考えであります。

しかし、なかなか少子化によりまして、それだけちゃんと満たすほどの看護師が確保できるかというのが問題でありまして、ご存じのとおり外国からもどうだろうとか、2年前はフィリピンからということで、まだあまり実現しておりませんが、そのようなことまで視野に入れて考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

7対1につきましては、当院も非常に努力しておりまして、昨年よりは現時点で10数名、20名ほどは多く確保できると、あとは、ただやめる方がどれだけ少なくなるかというのが問題であります。引き続き努力をしていきたいなと、このように思っております。

以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 先ほど、高橋委員さんが、決算書の中でどこにその金があるんだというお話がありましたけれども、もし決算書をお持ちであれば12ページに流動資産というところがありまして、そこに（1）現金預金というところに34億円余り、それから……。

（発言する人あり）

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 減価償却引当金があるわけですよ。これは私も中身は知っていますけれども、そういう中で、減価償却引当金がそれだけあるわけで、それを自己資金の3分の1に充当するということでしょうか。本当であつたら、すぐ出せるわけです。出せないからこういうふうに平成19年度もあれでしょう、19年度も3月にたった6,800万円くらいの借金しているわけですよ。結局これはキャッシュフローの絡みがあると思うんですよね。利益は出るけれども結局、金がないと、そういうことだからできないと思うんです。そういう中で、果たして幾ら減価償却引当金があっても金を実際出せるのか、その辺なんです。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 減価償却費と減価償却引当金というようなことがございました。普通の企業でありますと、毎年、減価償却をしますが、そのお金を全国どこの自治体病院であっても、そのお金を特別、一般会計という基金のようにどこかに蓄えておいて手をつけないということはしません。再投資をして、またいろんな、給料を払ったり機械を買ったり、何だかんだしてその結果のことなんですけれども。要は、今回お示しした中に、資金の

ところでありますですね、きょうの資料になったものでありますけれども、あの計算のとおりでありますので、実際、現金として18年度の末には62億円がありました。それから毎年減価償却をしていきますけれども、今回お示した表のとおりなんですよね、が見込めております。ということで、何で起債を借りたのかというようなことでありましたけれども、実際はお金的にはありますので心配はいりません。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私の質問とは違うんですけれども、引当金、これはわかりますよ、これは利益の部分ですから。しかしそれはいろんな面で使ってしまったって使えないわけですよ。いざ、出そうと思ったら出せないでしょう。要は、勘定あって金足らずというのが現状ではないですか。

減価償却引当金というのは、私、わからないんですけれども、これだけあれば、たった8億円、9億円のもの、何も高い金利を払いながら、結局借りる必要ないと思うんですよ。要は、幾らもうかっていても、結局そういうふうにいるいろいろ設備投資したりやっているから、結局、金がないわけですよ。だから借りているわけでしょう。あれば、その金が引当金がすぐ使えれば、現金で払えるわけですよ。その辺なんですよ。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私がはっきり言えるのは、そのように、先ほど申し上げましたように、減価償却をしていってそのままその資金をどこかに片しておいて貯金しているという企業はないと思うんです、知っている限りでは。もう一つ、私と言えるのは、この表は正確です。確かに現金がありますということです。ちょっと、うまく私、議員さんの質問に答えられないところもあろうかと思うんですけれども、この数字は確かです。

以上です。

○副委員長（明智忠直） どうですか。

では、委員長交代。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時42分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

滑川議員。

○議員（滑川公英） では、委員ではないんですが、傍聴席の方から質問させていただきます。

今までの質問、答弁の中で、疑問点がちょっとあったんで。

1つは、先ほど再整備室長は市と話をしていなかった、事業管理者はしていた、でも企画課長は、今年度3月か6月議会に、旭の基本計画について検討していたと、どれを信用すればよろしいのでしょうか。

それと、先ほどの明智委員の、実施設計というのはゴーサインなのかと、伊藤部長はそうだと、整備課長は細切れに予算を出していくから、はっきりした答えは出ていないと、実際どうということなのか。その2点について今回の質問の中で答えていただければと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 市との関係でありますけれども、この基本計画につきまして、市と既に相談をしております。鍋木室長は何かの勘違いだと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、滑川議員がおっしゃったのは、市の基本計画のお話ですよ。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） 院長に答えてもらったのは基本計画についてですけれども、今、伊藤部長にお願いしているのは実施計画に対して、明智委員の質問に対してゴーだと、それでいいですかと、ところが整備課長は、細切れに出していくからゴーにはならないというような答弁をしていると思うんですよ。そうではないでしょうか、室長ではなくて、その後ろの方。

○委員長（高橋利彦） 順次答弁をお願いします。

まず、事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと順不同ですけれども、実施設計はもうゴーサインかというお話ですね。ですから、絶えずもうゴーサインです。もう基本設計もそうでありますけれども、要するに目標に向かって進んでいるわけありますから、一つずつ、ワンステップワンステップ進んでいるわけですね。ですから、実施設計も当然それはゴーサインというふうに理解は、私自身はしております。

以上でよろしいですか。

○委員長（高橋利彦） 整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 部分部分というより、私、先ほど最終的にはお話したように、施工業者、要するにこれは建物を建てる業者、工事業者との工事契約書に入るということでございますもので、もうこれが進むことは業者との契約のときにはこの図面がつくという意味合いで言ったわけです。ただ、実施設計中においても、これはあくまでも内容は検討するということで、だめだとかではなくて、あくまでもこの図面ができて、やはりそれが最終的に固まるまでは対話を続けていって変更することもあるということと、最終的にできた図面が工事請負業者の契約に入るということでお話ししておりますもので、そういう意味でいくと、事務部長が言ったようにどんどん前へ進んでいるというふうに解釈していただいて結構でございます。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） どうもありがとうございました。

私どもが、今まで農林予算とかそういうことについて結構いろいろあったんですが、この我々が考えていることだと、これは事前着工に当たらないのでしょうか。それで、これが補助金とか交付金をこれから申請すると、市長も答弁しておりますけれども、事前着工であればちょっとやばいような気がするんですけども、厚生労働省とか、県の予算についてはこれは全然関係ないということであれば、お答え願いたいと思います。

それと、本体のほかに、今まで機器に対する補助金なんかも、今までの書類を見ますと出ていますけれども、とりあえずはここにも1円も国からも県からお金をいただかないでという自助努力だけでやるということになっていますが、本当にそれだけでよろしいのでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 2点、ご質問だと思います。

1つは事前着工に当たるんじゃないかということでありまして、これは現に県の方とも事務的にはお話をしております。こんな形で基本計画ができあがった段階、18年度はできあがりましたので、それについては県の方にも説明をしたり、具体的な話はしております。ただ県の方もどんな形で補助を出すかについては今、検討していると思いますので、これは事前着工かどうかといえば、県と相談をしながらしていますし、特定のある補助金の要綱に基づいた補助になるのかどうかはわかりませんので、これは事前着工ではないというふうに

理解をしております。

○委員長（高橋利彦） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 機器につきましても、当然、もらえるものはその都度、今までももらえるものはもらっておりましたし、これからはいろいろ、うちはいろんな拠点病院、がん拠点にもなっております、災害拠点にもなっております、いろいろな拠点、エイズの拠点もなっていて、みんな拠点病院なんで、そういうことでいろいろもらえるものは随時もらっていいと、このように思っております。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） どうもありがとうございました。

ということは、機器に対してもこれからは申請して行って、もらえるものはもらえると、そうすれば借入金をもっと少なくなると、そう理解してよろしいですか。

それとあと、前に、当初、病院のうわさなんですけれども、当初の計画では120億円くらいという話を前には聞いていたんですけれども、それが何で3倍近く、2.何倍ということになったのか、その辺の経過をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） その120億円というのは、私知らないところです。私というか病院側は知らないところです。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） はい、そうですか。はい、わかりました。

あと、基本計画のことなんですけれども、概要の中で、今回、8月になって3 - 2を入れ替えていただきましたけれども、それは日本経済研究所というのが、やはり最初の計画から比べたらちょっとおかしいのではないかと、そういう配慮があって3 - 2をプラスになったのでしょうか。その辺をちょっと経過をお願いできればと。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私ども、前回と同様に毎年2.5%ずつ上がっていくというように数字をつくって、審査員の方にお見せしたところでありますけれども、向こうの審査員の方は、ずっと2.5%ずつ盛り込むというのは、一種のインフレ効果を含むものだというようなことで、そこでお話がありまして基本的に今、計画しているものでフラットにということ、基本的にはフラットで、それに対してD P Cが上がるとか、それから7対1看護があるのであれば、それは上げるけれども、それはもちろん看護師の給与も入れる

とか、そんなことで見込んだらどうだというようなことでつくり上げたのがこの3 - 2でございます。

以上です。

- 委員長（高橋利彦）　しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　4時53分

再開　午後　6時　5分

- 委員長（高橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

滑川議員。

- 議員（滑川公英）　だいぶ時間も遅れましたので、1つだけ質問させていただきます。

日本経済研究所の8月の連続貸借対照表の中で、貯蔵品、多分棚卸しだと思うんですが、平成18年の期末棚卸しが平均の倍になっているんですが、これの理由と、考えられるのが費用を圧縮したのではないかと考えられますが、どのようなお考えでこの棚卸しが例年の倍になっているのでしょうか。

- 委員長（高橋利彦）　再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝）　こちらですけれども、経理的な取り扱いの変更でございます。

実際、倉庫から出た段階で使用額としておったんですけれども、特に診療材料でありますとかにつきましては、年度途中で現場在庫も棚卸しというような扱いに、コンピュータとかそこら辺の都合でできるようになりました。ですから、現場在庫も実際の貯蔵品というふうに戻しまして、実際に使用した額を使用額とするというふうに変えたために、前年度よりも増えているというような状況です。

以上です。

- 委員長（高橋利彦）　滑川議員。

- 議員（滑川公英）　期の途中で、いままでやってきた在庫管理を変えたから1億円増えた、ということですか。

- 委員長（高橋利彦）　再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） おっしゃるとおりです。

○委員長（高橋利彦） 本日は、これにて本委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

なお、9月21日午後1時半より、再度委員会を開催いたしたいと思いますので、よろしく
お願いしたいと思います。

散会 午後 6時 7分

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 2 1 日 (金 曜 日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 1 号 平成 1 9 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

出席委員 (6 名)

委 員 長	高 橋 利 彦	副委員長	明 智 忠 直
委 員	林 一 哉	委 員	嶋 田 茂 樹
委 員	佐久間 茂 樹	委 員	林 七 巳

欠席委員 (1 名)

委 員 伊 藤 鐵

委員外出席者 (2 名)

議 員 木 内 欽 市 議 員 滑 川 公 英

説明のため出席した者 (1 6 名)

副 市 長	鈴 木 正 美	病 院 事 業 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院企画監	柏 木 嶺	病院経理課長	鈴 木 清 武
病 院 再 整 備 室 院 長	鎚 木 友 孝	病院医事課長	加 藤 勝 治
病院整備課長	永 嶋 英 和	そ の 他 担 当 員	7 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	主 査	穴 澤 昭 和
主 任 主 事	飯 笹 浩 一		

開議 午後 1時30分

- 委員長（高橋利彦） こんにちは。18日に引き続いての公営企業常任委員会ということで、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開きます。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により、本日、欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解いただきたいと思います。

また、滑川公英議員、木内欽市議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 1時31分

（傍聴者入室）

再開 午後 1時32分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、病院事業管理者及び担当課長等の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

- 副市長（鈴木正美） こんにちは。今、高橋委員長の方からご指名でしたので、ごあいさつ申し上げます。

おとといに引き続まして、本日も公営企業常任委員会ということで、皆様方には大変ご苦労さまでございます。

議案第11号の旭市病院事業会計補正予算の関係でございますが、引き続きご審議をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

議案の質疑

- 委員長（高橋利彦） それでは、ただいまから 9 月18日に引き続きまして、本委員会に付託されました議案第11号の審査を行います。

それでは、議案第11号の質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 一、二点、確認のためにお聞きしたいと思います。

せんだっての常任委員会のおきに出された、みずほ総合研究所の再整備にかかわっての経済波及効果という資料が平成18年12月に資料が出されているわけでありましてけれども、こういった部分も我々議会に早く示していただければ、もっと勉強しながら病院の再整備についての詳しいことも分かってきたのかなと思うんですけれども、12月で資料がまとまっていたものが議会に出さなくてもいいなというような部分があったのかどうか、その辺のことをお願いしたいと思います。

それと、せんだっての中で最後に委員長の方から何点か質問があって、明確な了解の無かった部分、恐らくこれから委員長から質問があろうかと思っておりますけれども、私の方からは留保資金の部分で我々に分かるような自己資金、留保資金を説明していただければと思います。

- 委員長（高橋利彦） 事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） それでは、まず 1 点目のみずほ総研と一緒につくった経済波及効果の関係でございますが、確かに平成18年12月にでき上がってきておりまして、私も 4 月から赴任をしまして、なぜこういういいものを議会にお出ししなかったのかなと思いましたが、これまで旭中央病院が地元にもたらしてきた効果というものは、なるべくできる機会にお示しをしたいと思っております、ちょうど今般ご質問の中でそういう機会を得ましたので提出をさせていただきましたけれども、私からすれば、これはいいことですので、もっと早くお出しすべきだったということを考えております。これからについても、そういうものは速やかにお出しをして、場合によっては一緒にお話をさせていただくということでこれからは考えていきたいと思っております。

- 委員長（高橋利彦） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、こちらの方も先日出ししましたものを、また再度になりますけれども、ご説明申し上げたいと思います。お手元にお持ちでしょうか。先日、お配りしましたA4横の2枚組みのものでございます。こちらの表は、そもそも9月議会当初に全員協議会で示しました事業性についての12ページにあったものの一部分を取り出したものでございます。色のついてあるところが12ページで数字で載っているところであります。

まず、 でそれぞれ示してございますけれども、上の方に資金流出というのがございます。これは資本的支出の支出額を表しております。この説明ですけれども、下の方に 1 となっております。これが今回の再整備計画の費用となります。一番右を見ていただきますと、316億9,500万円となっております、この費用が平成19年から24年までに支出されるものであります。

次に、上の方に戻っていただきまして、資金流入というところでございます。この 2 で流入の内訳としまして「企業債の新規」という欄がございます。これは吹き出しで平成20年から23年度までの企業債借入額で209億円となっております。

この差し引きであります、中段よりちょっと下の 3 で自己資金の充当額ということであります。「再整備の事業費から企業債の借入額を引いたもの」という表示でございます。それが右の方へいきますと、括弧で107億9,500万円という数字でございます。

このような状況のところ、 4、差し引きしていきますと、この累積資金余剰というのがございます。平成18年度の61億9,200万円というのは、実際に現預金で決算で残った額であります。このように単年度では資金余剰というのはプラスがあったりマイナスがあったりするんですけれども、この資金余剰が底をつくことはないわけであります。

さらに、 5 で内部留保の内訳ということで数字がのっておりますけれども、例えば平成19年度であれば30億4,000万円、20年度であれば33億9,000万円ということで、上の 2 のその一段上の内部留保の数字と合っております。ですから、この内訳になるものですが、その内訳としましては減価償却費、繰り延べ勘定償却のような償却類と資産減耗費であります。これは先日の質問でありましたけれども、資産減耗費は2種類ありますけれども、解体費用とかというのも資産減耗費でありますけれども、ここにはその額を含まない、未償却の分が計上してあります。それから、単年度利益というようなことで、単年度利益というのを差し引きで示したことによりまして収益的収支の差し引きがここにのせられている。つまり現預金のものがあるというようなことの意味合いです。というようなことでよろしいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 企業の収支計算、資金計画、計算書というような部分で、我々素人には理解をするのに時間もかかるような感じもありますけれども、今までにずっと説明をされまして、事業をやっていく中での減価償却とか単年度利益とかいろんな部分の中で、留保資金、自己資金というような部分もそこへ含まれていくのかなと理解をするわけでありまして、そういうことでいいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） はい、そのとおりでございます。

また、ここには補助金という欄があっても、ゼロとなっているわけで、県当局に今までも行っておりますけれども、今後さらに申請をしていきますので、この補助金が入ることによりまして資金的にはその分が楽になってくるというような状況が言えるかと思えます。

以上です。

（「はい、ありがとうございました。」の声あり）

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

滑川議員。

○議員（滑川公英） 先日はどうも失礼いたしました。大分遅くなったということで質問を途中でやめましたが、室長にお願いしたいんですけれども、棚卸資産の電算によるシステムの変更により1億円がふえたと申しておりますけれども、それは監査とか公認会計士とか税理士のコンプライアンスは実際にとってあるんですか。それとも室長が自分で認めてオーケーだって答えていただいたんでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これは決算監査でも数字がのっていましたが、監査で出たかどうかはちょっと記憶ないところなんですけれども、私どもが勝手に行ったところではなくて、事情を申し上げますと、一言で言えばコンピューターシステムで細かいところまで実態を把握できるようになったということです。再度どういうことかといいますと、診療材料、薬剤費を購入した段階で貯蔵品ということで、棚卸資産に計上いたします。それを使った段階で初めて費用化されるわけです。今までは倉庫から出た段階で費用化していたわけです。ですけれども、本来であれば患者が使った段階で初めて費用額という計上になるわけですけれども、その現場在庫が結構な額がございます。今回はその現場在庫まで把握できるようになったということで、前年度から比べますと棚卸資産の残高がそのように変更になっ

ているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） 日本経済研究所の調査ということですが、これは全国自治体病院会でも同じような105万円で診断はやっていると思うんですが、なぜ日本経済研究所にお願いしたんでしょうか。一般質問の中では、例えば不動産鑑定につきましても、2社にやって、安い方をとるというようなことを執行部は答えておりますので、これにつきましても政策投資銀行の下部の関連会社である日本経済研究所に頼むだけというのは、ちょっといかなものかと思われまので、そういうようになった成り行きをぜひお示し願いたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私が分かる範囲であれですけれども、この6月議会で経済性のところでいろいろご質問をいただきまして、私どもだけの方法を、第三者の意見といたしまして審査をしていただきまして評価を正しくしていただくというようなことが目的であります。今回、この1社だけで行ったわけでありましても、本来、その信用性というんですか、信頼性というような面で銀行の、貸す側の立場の方がより厳しい評価ができるわけでありましても、効率性の高い日本政策投資銀行にお願いしましたところ、日本経済研究所を紹介を受けたわけでありま。

この前も当初申し上げましたけれども、この組織でありますけれども、役員のほとんどが日本政策投資銀行からの出向になっている。それから、資本の77.2%を日本政策投資銀行が持っているということでもあります。それから、主な受託先も政府省庁でありますとか地方公共団体が主なものでありまして、この組織でありますけれども、ちょっと読ませていただきますと、公平中立な立場から公共のパートナーとして政府や地方自治体をはじめ、公共団体の政策決定に有効な示唆、行政評価、事業評価、各種プロジェクトに対する創造的なコンセプトや計画案を提示してくれるというようなことで、また、公立病院の経営に関して我が国屈指の経験とかノウハウを有しております日本政策投資銀行を加えまして、中央省庁でありますとか、さっき言いました公共団体、民間企業等、各種方面へのネットワークが結構あるということでここに決定したわけでありま。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） ということは、最初から財政投融资も普通であれば50%くらいだと言わ

れているのが、ここを通せば室長が自信を持って答えていただきました70%は确实だと。そうすることは、逆に言えば、今回、会計課長も替わりましたけれども、千葉興業銀行ですか、あとの残高につきましては千葉興業銀行1社で貸していただけるのでしょうか。そういう融資先というのはどうなんでしょうかね。

○委員長（高橋利彦） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 当院のこれからの再整備事業の融資先というようなことですが、これはまだ決定しておりません。それこそ入札によって決めさせていただきたいと考えておりますので、その入札の結果、千葉興業銀行が取れるのかもしれないんですけれども、多分この旭市であれば千葉興業銀行だけではなくて、千葉銀行とかそこら辺と一緒に成るグループというようなことになるかと思っておりますけれども、現段階ではそこら辺は全然白紙でございます。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、伊藤事務部長にお聞きしたいんですけれども、県では平成16年2月から大規模公共事業事前評価実施要綱というのがございまして、それで事前にいろいろなことを市民とか住民に知らしめていると思うんですけれども、実際に議会にかかったのは今回が初めてなんですよね。全員協議会では2回ほどやりましたけれども、実際に議会に提案があったのは、全体計画にしても細かい計画にしても今回が初めてなもので、その辺のことにつきましては、例えば市長は去年から建設委員会をつくって議員から患者さんを入れていただいて検討するということがありましたけれども、これは県の言っていることと全然違うことになるんじゃないかと思ひまして、その辺は県の出向ということで伊藤事務部長はどう考えているでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、滑川議員がおっしゃった事前評価実施要綱は、県も非常に広いセクションがございまして、私も直接あまり存じ上げていないんですが、今、私は市の職員ということでありますので、旭市がこういうものに関してどういう要綱を持っているか存じ上げないところなので、この内容については私も答えられるものを持っておりません。

○委員長（高橋利彦） 滑川議員。

○議員（滑川公英） 分かりました。私は持っていますけれども、できれば今回のことにつきましても、先ほど明智委員が申しましたように、みずほの方で昨年できているものを言わな

かったら出さないというのは、そういう評価制度につきましても、今回のことにつきましても、そういう面から照らし合わせるとほとんど情報公開なしにどんどん先へ進めているというのが現況じゃないでしょうか。もうちょっと早い段階からある程度オープンにしていただかないと、市民の方々も、先日、新聞に出ましたように平成23年には680億円、1人100万円、おぎゃーと生まれたら100万円の負債を抱えるということでだいぶ心配しておりまして、私のところにもファックスが届きまして、これはすべては議員が説明することであると言われた中央病院の現職の皆さんがおりますけれども、そういうことで本当にいいですか。もうちょっと議員に対して情報を開示していかないと、我々は説明責任が——説明責任は議員にあると言われた方がそこにおりますけれども、そんな話じゃないと思うんですよ。もっとオープンにして長い時間をかけなくちゃだめだと思うのに、何でたった1回議会にかかったから、はい、やりますやります、絶対大丈夫ですというのは。市民の方々だって中央病院はすごく大事にしていると思うんですよ。その辺でもうちょっと。今回の計画も6か月遅れていますけれども、遅れたって構わないんじゃないですか。世間の皆様に、市民の皆様にもうちょっと分かりやすく説明することが必要ではないでしょうか。私は委員会のメンバーではないんですけれども、ぜひ市民の付託に応えたいということで、ここに来て研究しているような状態なものでね。

以上で質問終わります。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） なければ、私が委員として発言したいと思いますので、しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○副委員長（明智忠直） 委員長に代わって会議を続けます。

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、質問のある方、お願いします。

高橋委員。

- 委員（高橋利彦） それでは、前回答弁が得られませんでしたので、決算を含めてご質問します。

先ほどもちょっとこの問題出ておりましたが、平成19年度で約30億円の内部留保資金があるわけですね。平成18年、19年、これだけの内部留保資金があって、なぜ6,800万円程度借りなければならないのか。これは、利益があるけれども、実質は金がないからじゃないかと思うんですが、そういう中で経理課長、専門でございますので、答弁いただきたいと思います。

- 副委員長（明智忠直） 病院経理課長。
- 病院経理課長（鈴木清武） ご説明申し上げます。

平成18年度に約9億円の借入れを起しました。この借入れをしたというのは、平成17年度、18年度の2か年にわたる継続事業の中での2年目ということで借入れを起しています。この借入れをした大きな理由というのは、お金がないのではなくて、お金はあるんですが、私どもの病院にとって非常に有利な条件だったので借入れをしています。なぜかと申しますと、今回の借入れについては財政投融资資金を1.1パーセントで8億3,160万円借りています。残り6,840万円は市中銀行から借入れをしました。その金利は0.97パーセントです。この借入れについては、両方とも1年据え置きで4年償還、つまり、借入れてから5年間で返済をしますというような借入れをしまして、利息については5年間で総額3,143万3,975円の支払い予定です。

借入れをした方が有利だというのは、理論値償還ということで、繰入金という補助金がありますので、その補助金が総額で2億1,150万円、この借入れを起こすことによって入ってきます。これをやりますと差し引き1億8,000万円ほど支払いが少なくて済むというような形で、この部分が有利になるので借入れを起したということです。

以上です。

- 副委員長（明智忠直） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） では、補助金制度の中にのっとってやったということですか。
- 副委員長（明智忠直） 経理課長。
- 病院経理課長（鈴木清武） 交付税ですね。地方交付税という形で入ってきております。
- 副委員長（明智忠直） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） では、今度、そういう根拠を見せてくださいよ。交付税は毎年減っているでしょうよ。それはただ詭弁じゃないんですかね。

それから、先ほどもみずほ研究所ですか、ここでいろいろ調査してもらったわけですが、先ほど室長の話では第三者機関という話ですが、日本経済研究所だけでよかったんじゃない。こういうたぐいがいっぱいあるんじゃないですかね。それで、表面に都合の悪いのは出さない、都合のいいのだけは出しているという感じだと思うんですけどね。何でこれを最初から出せなかったのか。もう去年の12月にあったわけですよ。それで、これは幾らかかったのか。そういう中で、本当であったら、議会にマスタープランから出してよかったと思うんですよ。そのマスタープランも出さない。まるっきりみんな隠しているという感じなんです。それで小出しに出してくる。それ、どう思っていますか。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対し、答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私の方から何点かお答えいたします。

まず、交付税制度にのっとっているかということなんですけれども、交付税制度にのっとった上での話です。これ、実際、借入れをいたしますと、元利償還に対しまして国の方から交付税が出てきます。それというのは、細かな話をしてしまうと、特別交付税と普通交付税に分かれるんですけれども、普通交付税の元利償還分ということで毎年入ってきております。この部分に加算がされるわけでありまして。その金額でありますけれども、数年間でありますけれども、交付税措置されるのが2億1,150万円ということでありまして。

それと、みずほの金額でありますけれども、こちらの方は441万円であります。これは提案型ということで5社から提案をしていただきまして、その中で選んだものでございます。

私からは以上です。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これまで病院からなかなか資料が出てこないというお話なんです。昨年18年度は基本計画というものを発注いたしました。それででき上がったのが昨年末で、今年の5月、6月議会前の全員協議会でご説明をさせていただいたところです。

それから、今やっている基本設計につきましても、平成19年3月議会でご承認をいただいて予算をつけていただいたものだというふうに理解をしております。

○副委員長（明智忠直） 整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 私の方から、マスタープランのときになぜ示さなかったのかというご意見について、平成17年7月1日に合併されて市立病院になったわけでございますが、その際にマスタープランを作成させていただいたわけでございます。平成17年7月2日から

18年3月31日までの間に作成したものでございますが、その報告についてということでございますが、私ども、マスタープランというのは基本構想の本当の初めということで、建て替えに当たり現状の建物の問題点を洗い出しをし、どうすべきか大枠な方針というふうに考えておりましたもので、まだまだお示しできるというふうに考えておりませんでした。一般的に言いますと、例えば家を建てるに当たって老朽化が激しい、家族が増えてきて手狭になってきた、では、問題点等を抽出して家の建て替えの方針を決めたいというようなことがマスタープランというふうに解釈しておりましたもので、そういう面で当時お示しできなかったということでございます。申し訳ございません。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これだけの事業計画で全然順序を踏まえていないんですよ。ちょっとおかしいと私は思います。

それから、先ほど2億1,000万円も交付税云々と言いますけれども、交付税がそんなに入っているところはないんですよ。ですから、それはどうなっているのか。本当に2億1,000万円も増えているのか。

それから、実施計画の関係でございますが、実施計画が可決されたら市民に説明するというお話でございますが、これは病院が主体でやるのか、市が主体なのか、それとも合同でやるのか。もしこの実施計画ができた後にこういう説明会があって、市民がいろいろ条件出した中で、それらをどういうふうにしていくのか。

それから、再整備という大きな事業の中で、旭市として今後起債が難しくなるとされるわけです。そういう中で必要な投資事業、これからどういうふうに進めていくのか。これは副市長だと思います。

それから、副市長に限った中でお尋ねしますけれども、副市長は県から出向されたわけでございます。県は施設整備事業で20億円以上、これは先ほど滑川議員がやっていましたけれども、この事業については事前評価の対象としているわけですね。そんな中で、事業の着手の妥当性を検証して、また県としての対応・方針を決定するということになっているわけでございますが、この意思形成過程の透明化を図るためとして、これに照らして今回の再整備の進め方にどのような感想を持っているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対し、答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、私の方から２点ほど。

今回の交付税が本当に入るかというのでありますけれども、本当に入ります。ただ、その額が最新の率ではじいたものなんですけれども、毎年いろいろ変わってくることもあろうかと思っておりますけれども、ほぼこの数字が入ると思っております。

それから、２点目の実施設計、市民へのお知らせの方法ということではありますけれども、まず、この案が通りました後に市の広報でお知らせしたいということと、院内の掲示、当院のホームページで知らせたいと考えております。その意見をどのように酌み取っていくかというようなことでありますけれども、ホームページを開設した後は、そのような意見も書き込めるようにというようなことも検討したいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 最初に、旭市として今後さらに起債が厳しくなるということについてでございます。今後、委員おっしゃるように、合併に伴いまして、この前、一般質問である議員から飯岡小学校の耐震が旧町のときは全然進まなかったけれども、今度進めていただいたというような話をいただきましたけれども、そういった合併に伴いまして必要な事業を市としてはやってきたというふうに考えております。その結果として当然起債で行いますので公債費比率が上がるというようなことは現象としてございます。ただ、その公債費につきましても、交付税措置のあるものをできるだけ活用していくということで、一般財源が出ていくのを少なくするというのをやってございます。

今後、どういうふうに進めるのかということでございますけれども、必要な事業を必要最小限の一般財源の持ち出しで済むようにいろんな形で工夫をしながらやっていきたい。先ほど病院の関係では補助金等もできるだけ県からいただければといったものもそういったことだと思います。

それから、私が県の方から来たということで、事前評価の制度が県にあるということでございます。今、高橋委員がおっしゃっているのは知事部局の一般行政部門で行うものでございます。そのほかのものについては今は対象外になっておりまして、各公営企業の判断でやっているのではないかと思います。市は県と同じような制度を持っておりませんが、その制度が持っているのはどういった事業が効率性があるか、そういったいろんなことの要素でできているというふうに聞いておりますけれども、そういったものに見合うような内容の部分の検討も今回の病院の内部では当然含まれているのではないかとこのように思ってお

ります。

以上です。感想ということですみません。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、この再整備にかかわる借金というのはかなり大きくなるわけですね。そこらを含めて市は当然のこととして将来を見据えた中でもう既に計画を立てるべきだと。ちょっと抽象的過ぎると思うんですよ。

それから、県から副市長が来られたということは、県の持っているすばらしい能力、能力のある皆さん方が来られた中で、結局、その辺を市は期待していると思うんですよ。市は、今の副市長の答弁ですと、我関せず、みんな中央病院にげたを預けてあると。これだけの借金、そして将来旭市としては全体では600億円からの借金になっちゃうわけですよ。市民1人あたりにすると約100万円ですか。市は開設者なんですよ。それではちょっとお粗末過ぎると思うんですが、その辺どうですか。市がびちっとして建設計画の中に加わるのが本当だと思うんですよ。その辺、副市長、どうお考えか。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 病院の方で検討していただいております事業のレポート結果は財政課の方でもいただきまして、それにかかわる収支計画といったもの、特にそれが市の財政に関連してまいりますので、その辺については財政課の方で将来の財政負担がどのようになるかということで十分な試算をしつつ、関係機関と起債等の扱いについて協議をしていくということで考えておりますので、ここについてはピークで21.1パーセントという試算がありますが、その辺は十分配慮しながら、市の経営が危うくならないようにやっているというふうに考えております。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今のあれでは将来それを考えていくということだけれども、もう現実問題なんですよ。それと同時に、病院と財政部局がどういう話をして、どういう結論が出ているのか、その辺詳しくご説明いただきたいと思います。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 病院の方から将来収支の見通し、午前中、総務常任委員会でもありましたけれども、資金調達の関係でフィフティ・フィフティと。それは最低、これ以上ないというふうなある程度厳しい条件の中での収支で、平成27年度、21.1パーセントと。27年度が実質公債費比率のピークというふうに試算をしております。今月7日に総務省が発表い

たしました全国いろんな団体の実質収支比率、20パーセント以上を超えているところもたくさんあるようです。そういったものを見ながら旭市もきちとした運営をしていかななくてはいけないということで試算しておりますが、21.1パーセントをほぼピークとしていくというふうに考えておりますので、高橋委員がおっしゃっている話は、市としてはある程度大丈夫だというふうに考えております。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと抽象的過ぎて私らの能力では理解できないわけですが、いずれにしても病院経営は大変だと思うんですよ。今、銚子市民病院だってそうでしょう。去年、水道事業から7億円回しても、本来だったら問題あるんだけど、何とも言えない状態。そういう中でまた病院に年間9億円繰り入れしているんですか。9億円繰り入れして、またこの間5億円やったという状況なんですよ。そういう中で旭市立病院に対しては交付税分だけということになっているわけですが、これは内容のいいときはいいわけですよ。内容が悪くなったら、そうはいかなくなると思うんですよ、部長。だから、その辺をきちと踏まえた中での病院と市執行部の話し合い、具体的にはどういうふうになっているのか、その辺をお尋ねしたいんです。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） ただいま銚子市民病院の話が出ておりますけれども、銚子市民病院の例をお出しになりまして旭市の方もご心配いただいているわけですが、旭中央病院自体の全国の自治体病院の中での地位、今まで一度も赤字を出したことの無い屈指の病院であるということをまず皆様方にご理解をいただきたいと思います。そういった中で旭中央病院がみずからの体力の中でいろいろ経営をやって地域の中核病院として頑張っているわけですが、それを危うくするような事業を市としてオーケーを出しているつもりはございません。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今までほかの公立病院はみんな赤字であえいでいるのは私らも十分分かっていうわけですよ。黒字になっているのは旭中央病院だけですよ。しかし、それも時代の推移の中で変わってきているわけですよ。何回も申し上げますけれども、5年前に10億円あったものが、今は3億円でしょう。これはいろんな背景があった中でこうなってきていると思うんですよ。そういう中で私も一番心配しているんですよ。その辺は幾ら言ってもしょうがないので、あと、私はまとめて質問しますので、答弁いただきたいと思います。

まず、基本計画の5ページの317億円の事業費は、全体的には漠然としていて、具体的な算出の根拠もないわけでございます。そしてまた、年度ごとの投資額も不明であります。それから、医療機器の購入費60億円、従前のものも使用する前提でこれだけ本当に必要なのか。また、医療器具は備品ということで、耐用年数が5年であれば、使用状況にもよりますが、耐用年数以上に使用すると思われませんが、年数的にはどのくらい使用できるものなのか。

それから6ページで、事業費317億円のうち、約3分の1、107億8,900万円は一般財源で使用するということですが、その根拠ですね。それから、病院事業には建設に対する補助制度はないのかどうか。そして、あるけどとりあえずこの3パターンでやってみたのか。

それから7ページで、備考欄に3ケースとも20年間の合計金額であるが、平成37年度末現在の留保資金残高は現金預金のことなのか。それから、事業性の中で、当再整備事業の事業性はあると判断できると結論づけているわけですが、第1に、現状分析ということで3パターンの前に317億円の事業費を投入したらどのようになるかという分析がないわけです。それから、これを解消するためにいろいろなケースということになっているわけですが、今後20年間で資金的にどのくらいの留保資金が毎年あれば経営上問題がないという結論がされていないわけでございます。

それから8ページでは、収益的収支の積算根拠であるが、資本的収支についての積算根拠がないわけであります。

それから、9ページ、11ページ、13ページですが、平成18年度単年度損益と累積損益が同額の3億2,000万円となっておりますが、累積損益については平成17年度以前の累積分が加算されているのではないかと。開院後、これは23年ですね。これから五、六年一番苦しい時期と思われるので、この時期どういうふうにするのか。

それから、10ページ、12ページ、14ページでございますが、平成18年度の累積資金剰余の61億9,200万円は、平成18年度の決算書の貸借対照表の現金預金と有価証券を加算したものと偶然一致するわけですが、平成17年度末の貸借対照表の現金預金に有価証券を加算した額は66億6,700万円と4億3,700万円、合計66億2,900万円、それから66億6,700万円、これは一致しないわけですが、算出方法がどうなっているのか。

それから、15ページ、平成18年度単年度の累積損益は、同額の3億200万円となっておりますが、これは本当であれば前の17年度までの累計損益を加算するのではないかと。また、18年度から新規に始まるというような数字になっていますが、資金計画表のつくりと異なるようであるが、これは本来の地方公営企業法に基づく試算表と異なるのではないかと。

思います。それから、医業外費用の中に企業債利息が含まれているので数字が一致するのはケース１からケース３。平成19年度から借り入れするとすると、平成20年度から発生する利息は、その分も借り入れるのか。また、開院後に支払うのか、既設分と新規借り入れ分の利息の内訳がないわけですが、この説明。

それから、平成19年度以降の収益費用の内訳を最低でも22ページの形式にできないのか。

それから、医業収益の平成28年度、平成37年度を平成18年度と比較すると、それぞれ66億9,100万円、130億9,100万円となっていますが、その根拠については20ページの中段、患者数については県内において人口減少が……以上のことから収入については患者１人当たりの収入額に伴い継続的に増大することが見込まれているということが書いてありますが、新市計画や市の総合計画でも人口は減少する傾向となっているので、これは安易に外部の病院の収益を見込んでいいのか。

それから、医業収益、平成18年度と平成22年度の差は25億6,300万円、平成18年度以降の過去10年間の状況はどうなのか。いずれにしても収益費用の個別の内訳の数値が出れば積算根拠が判明してくるのではないかと思います。

それから、17ページ、18ページですが、この表は資本的収支の表ではないようであるが、平成18年度の資金流出額40億5,100万円は、平成18年度決算書の資本的収支と一致していますが、これは偶然なのか。

あと、累積資金余剰も最低が平成27年度の50億5,500万円、以後増加となりまして、平成37年度、157億9,500万円となっておりますが、最低時の3.1倍になっています。起債借入れを少なくして内部留保資金をもう少し充当するようにしたら、開院後の経済変動を勘案して少しでも企業債の借入れを抑え、費用の削減をした方がよいのではないかと思います。どのように思うのか。

それから、借り入れピーク時は平成22年、23年、以降年々減少して、平成37年度ケースでは369億8,500万円で、ピーク時の２割強となっています。そういう中でケース３の累積資金余剰も平成27年度の38億5,600万円、以降増えまして、平成37年度は127億2,200万円。最低のときの約3.3倍となっているわけでございまして、起債借入れを少なくして内部留保資金をもう少し充当したらと思うわけですが、その辺どう考えているのか。

それから、公営企業会計は収益的収支で年間の営業面を資本的収支で建設的経費を行いまして、収益的収支と資本的収支を現金ベースで表現したものが資金計画となるわけですが、予算・決算ともに分けて計上してあります。民間の企業会計は、収益的収支はあり

ますが、資本的収支的なものを表現したものはなかなかないわけございまして、収益的収支と資金的収支になっています。こういう中で、この計画書はダイジェスト版のようになっていますが、具体的な積み上げの数値は別にあると思うわけございしますが、公営企業会計でありますので、法に沿った数値的な表現を表す必要があるんじゃないかと思います。

以上、私が調べたことの質問をしたわけございしますが、分かる範囲でお願いしたいと思います。

- 副委員長（明智忠直） 議案の審査は途中でありますけれども、ここで2時45分まで休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時47分

- 副委員長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

高橋委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 今、たくさんなものでお答えできるものをやり始めたんですけれども、まず、1番目の5ページの約317億円の事業費の内訳でありますけれども、投資額は5ページの積算のとおりでありまして、本新館は平米当たり33万2,850円で計算しての面積というようなことになっております。

それから、9番の医療機器の60億円は、従前のものも使用する前提でこれだけの額が必要になるのか。この額でありますけれども、通常、医療機械が10億円、ソフト開発費が2億円を毎年購入しております。その5年間分を積み上げたものであります。

それから、医療機器の備品ということで耐用年数が5年とすればでありますけれども、通常、耐用年数は5年のものであっても6年から7年とかというふうに使っております。

それと6ページでありますけれども、事業費317億円の3分の1の107億円を自己財源でといったものでありますけれども、こちらの方は起債の対象の額というのが243億3,300万円ございします。ですけれども、前回6月に209億円としましたもので、今回も資料としましては同じ額をのせたものであります。

それから、建設に対する補助はないのかということでございますけれども、こちらの方は今も県と連絡を取り合っておりますけれども、この議会でご承認いただけたらば本格的に交渉に入りたいと考えております。

その次の6ページの、とりあえず3パターンで試算してみたのかというのは、ちょっと意味が分かりません。

7ページの結果ですけれども、ここには書いてありますように、累積損益というのがいわゆる3条、収益的収支の平成37年の累計であります。累積資金余剰という方が現金でございます。

第1に現状分析ということで、3パターンの前に317億円投入したらどのようになるかという分析がないということでありますけれども、すみません、これも質問の意味が分かりません。

○副委員長（明智忠直） 答弁については、分かるものからやっていってもらって、誰かに検討しておいてもらって、また再質問がありましたら、それに答弁してください。よろしくお願いします。分からないのは分かりませんという形で回答してもらえば結構でございますので。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今後20年間で3条、4条合わせて資金的にどのくらい留保金があれば経営上問題ないかということでありますけれども、今、収支で今うまく回っている状況であります。それでも年間に資金的に残が多いときと少ないときで30億円くらいがあるもので、そこら辺が目安かなと思います。

8ページの収益的収支の積算根拠はあるけれども、資本的収支の積算根拠がないということとありますけれども、今回の結果をお示ししたものでありまして、この結果を出す前のところでは資本的収支の資料がございます。

平成18年度の単年度損益が3億200万円となっているけれども、その累積じゃないのかということとありますけれども、これは単年度のワンイヤールールというものに基づいての結果でありますので、単年度だけの結果であります。

開院後23年から五、六年が一番苦しいと思われるので、この時期を乗り切れればよい、大変厳しいということとありますけれども、収支的に一番の原因が資産減耗費等によるものなんです。資金的にはまるっきり苦しくならない。今回の資料でもお示ししましたように苦しくなっていないので、単年度損益でマイナスになるというのは、こういう建て替えをする病院についてはどこの病院もそのような状況になっております。

次の質問は、ちょっと意味がわかりませんので。

- 副委員長（明智忠直） 回答に時間がかかるようだったら、20分くらい休憩をとりたいと思いますので、いかがでしょうか。

（「はい、お願いいたします。」の声あり）

- 副委員長（明智忠直） 高橋委員、それでいいですか。

では、暫時休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時29分

- 副委員長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、また最初の1ページからお答えさせていただきたいと思います。

まず、再整備の317億円の内訳なんですけれども、5ページに記載してありますように、建物の単価は31万3,000円余り、それと面積を掛けたものであります。

9番の医療機械の購入の60億円ですけれども、こちらの方は、今、単年度1年間に12億円ほど購入しておりますので、その5年間分であります。

それと、耐用年数が5年ということでありまして、現在、5年であっても、だいたい6年から7年ほど使用しております。

6ページにいきまして、自己資金、内部留保の107億8,900万円というのですけれども、こちらの方は全体から209億円の残りを引いたものであります。なお、起債の対象額というのは240数億円になります。

それから7ページの2行目でありまして、平成37年度末現在のものということですが、こちらの方は現金預金のことでございます。

次のページへいまして、1行目の資金的にどのくらい留保資金があれば経営上問題ないかということでありまして、通常、30億円程度あれば問題ないかと思われます。

それから、次の８ページであります。資本的収支について積算根拠でありますけれども、これは分かりやすくするために何回かのをまとめたものでありまして、この前の段階でありますとそういうものが作ってございます。

それから、９ページ以降のものでありますけれども、１行目の累積損益が３億200万円となっておりますけれども、こちらの方は単年度の収支でございます。

それから、開院後数年間一番苦しいということでありまして、先ほど申し上げましたように、原因は資産減耗費によるものでありまして、資金的には十分で、不足することはありません。

それから、このページの下から３行目、累積資金余剰は収益的収支を含めた累積資金とした方がよいのではないかということでありまして、そのようにしております。

次のページへいきまして、15ページの上から２行目でありまして、平成17年度の累積損益と合算するのではないかということでありまして、こちらの方は単年度の損益を出しております。なお、今回計画が平成18年度からということで始まっておりますので、18年度をスタートとして計算をしております。

それから、医業外のところを五、六行いったところで、平成19年度から借入れスタートとなると平成20年度からはということでありまして、借入れにつきましては４条、資本的支出で行っております。なお、その利息の支払いの方は収益的支出、３条の方で行っております。その利息を発生させても、その利息のための借入れというのは行っておりません。

このページの下から３行目ほどのところでありまして、こちらにつきましては単価掛ける人数で計算をしております。

次の問いでありますけれども、過去10年間くらいどうだということでありまして、過去におきまして単価は上がり続けております。

次のページへまいります。５行目でありまして、取得後、翌年度から償却することになるのかということでありまして、そのとおりでございます。

それから、その２行下の質問ですけれども、10億5,400万円ではないのかということですが、こちらの方は単年度になります。

それから、中ほどであります。平成17年度末の累積損益を入れれば起債をということでありまして、内部留保を含めて計算をしております。

それから、17、18ページに入る前のところでありまして、交付税算入は変動はない

のかということでもありますけれども、変動はあります。これはプラスされるということでもあります。

それから、17、18ページの1行目であります。資本的収支の表ではないようであるがということでもありますけれども、こちらの方は資金収支の表であります。

さらにその3行下のところであります。平成18年度決算額の資本的支出と一致する、偶然なのかということでもありますけれども、偶然ではございません。当然ここから持ってきているので一致することになります。

その下の質問でありますけれども、平成18年度からスタートさせております。こちらの方は2ページのお答えで回答しているとおりでございます。

その次のページへまいります。もう少し細かく区分できないのかということもございますけれども、先ほど申し上げましたように、これはダイジェスト版でございますので、ここには表示してございませんけれども、必要であれば提出させていただきたいと思っております。

それから、さらに2行下でありますけれども、平成23年度以降流入資金が特に目立って少ないのはなぜかということでもありますけれども、投資が終了するためであります。

さらに3行下でありますけれども、経営上、単年度末にどれくらいあれば運営できるのかということでもありますけれども、30億円ということでも前のところでも回答申し上げたところでございます。

さらに5行ほど下へいったところで、企業債を借り入れを抑え、費用を削減した方がよいのではないかとということでもありますけれども、材料費の削減でありますとか、補助金の獲得に努力をしたいと考えております。

それから、下から4行目であります。民間企業は資本的収支の概念がないようであるが、そのような方向で作成しているのかということでもありますけれども、当院は公営企業会計で行っております。企業法のもとで行っております。

次のページです。3行目でありますけれども、起債借り入れを少なくして内部留保をもう少し充当してはどうかということでもありますけれども、必要な充当はしていきたいと考えております。

その後の質問でありますけれども、質問ではなく、意見のように思いますので、以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、建設に対する補助の問題でございますが、これが通ったら県

へ行って本格的に折衝するということではありますが、今、病院建設に対する補助制度はどういうものがあるのか、お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対し、答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 国と県の補助金がありました。ましたというのは、国の方が建設に対しましての補助というのは、平成18年度からだったと思いますけれども、なくなっております。県の方は引き続きございます。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、国は補助制度は全然ない、県はあるとなれば、どういう制度があって、どのぐらいの率なのか、お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） その面積によってまた変わってくるのでありますけれども、その辺のところ、今、県の医療整備課の方と、新しい建物では、この部分が何平米くらいだよとかというようなことで話が始まっております。医療整備課の方でも心配してくださっております、そこら辺、来年度の予算の方に予算取りというんですかね、そこら辺を始めてくれているようでありまして、詳細的なものはこれからでありますけれども、これからも獲得したいと考えております。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、改めての制度はないということですね。今、私は、どういう制度があるのか、それに対する補助率はどのぐらいあるかをお尋ねしているんです。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 病院に対しましては、この建設に対してのものもございまして、けれども、あと救急でありますとか、がん治療とかという項目が幾つかありまして、それらをまとめて医療整備課の方と話し合っているところでございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） その辺、私は合わないんですけどね。建設に対するどういう補助金の制度があるのか、そしてそれがどういう率なのか、そこだけお尋ねしているわけです。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 建設に対してということですが、ただ建設ではなくて、

その建設するのに当たって、どういう施設を設けるのかということと、補助の面積によって変わってくるようであります。あと、単価ですけれども、数億円とかでありますけれども、幾らかというのは詳細はまだ分かっておりません。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、補助制度は改めてなくて、つかみ勘定の補助金をもらえるというふうに理解してよろしいですね。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） つかみ勘定といいたいでしょうか、面積とかによって上限が決まって、補助金の限度額というか、一応の決まりはあるんですけれども、その中でこちらの希望も最大限お願いするところでもありますけれども、基本的には面積があって、その内容、さっき言いましたように、がん治療でありますとか小児科であったり、そのような項目によってなんですけれども。

以上でございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、建物等に正式には補助金の制度はないということでしょう。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 補助金の制度は県はあります。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、どういう制度なのか、それに対する補助率を簡単にお願いします。

○副委員長（明智忠直） はい、どうぞ。

○病院総務課長補佐（野口 稔） 総務課の野口と申します。

答え方をちょっと角度を変えたいと思います。この建設に関して補助金の制度というのは、医療整備課の方で公的という制度がございます。それについては、その枠で特別に知事が許可した場合とかという言葉がありまして、その特別枠をどうにかして少しでも多く、旭中央病院が、県の要望とか、地域の貢献性を勘案して少しでも多く補助金をいただけるようにということで今働きかけているところでございます。ですから、細かい補助というのは、今現在、県の担当者と打ち合わせをしております、どのくらい来るかというのはまだつかめておりません。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

- 委員（高橋利彦） では、正式の補助金制度はなく、特別にあるということですね。
- 副委員長（明智忠直） 事務部長。
- 病院事務部長（伊藤敬典） 補助制度はあるんですが、今ある機能については基本的にみんなもらっているわけです。補助制度の中に特別に知事が認めた場合というものが1項あって、その中に今の再整備を盛り込んでもらえるように話をしているということでありまして、通常ですと既にもう全部もらっているわけです。ですから、通常だと対象になりづらいでしょうけれども、いろんな機能からして、そういったものを特別に認めてもらえるように話をしているということであります。

以上です。

- 副委員長（明智忠直） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） 同じことになっちゃいますからね。結局、正式にはないと。知事が認めた場合と。ですから、幾ら出るか分からないと。早い話が知事の腹一つだと。
- 副委員長（明智忠直） 事務部長。
- 病院事務部長（伊藤敬典） 制度はあるんですが、ある中の原則ではなくて知事が認めた場合というところで対象にしてもらおうということで今動いているということであります。
- 副委員長（明智忠直） 高橋委員。
- 委員（高橋利彦） これは幾ら話してもしょうがないから、いいです。

それから、前にも質問したと思うんですが、計画の中で平成18年度の医業収入と20年後、平成37年が約1.5倍しか伸びないのに、損益3億円が20年後には21億円、約7倍になるんですよ。普通であれば医業収益と損益はそんなには率は変わらないと思うんですが、なぜこんなに出るのか。

- 副委員長（明智忠直） 再整備室長。
- 病院再整備室長（鍋木友孝） 損益というのは、要するに損益の差で利益のことだろうと思いますけれども、今回の計算ですけれども、3 - 1は以前と同じように2.5パーセントずつ伸びる。3 - 2の方は基本的にフラットでということであります。ただ、実際、収益の額を見てもらいますと、収益も費用も3 - 1と3 - 2ではかなり違っております。ですけれども、残るのはほぼ変わらないというようなことであります。その累計でありますので、このような差し引きになっているんですけれども、どうして3 - 2でもそんなになるのかということとありますけれども、話がちょっと違う方へ行ってしまうかもしれませんが、企業としての体質が重要でありまして、当院は出る方には、よその病院とは比較にならないくら

い努力しているというようなことがあります。その体質がある限り今後も大丈夫だろうと
というようなことがこれで表れていると思っております。

以上です。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここに累積があるわけですよ。例えば18ページ、その前ですか、ここに
ありますよね。結局、単年度で3億200万円ですね。累計も3億200万円でしょう、利益が。
売上げは262億円ですよ。それが平成37年度、20年後、一番下の決算で見えていますけれども、
398億円。二百六、七十億円が約1.5倍くらいでしょう、売上げが。そんな中で単年度で21
億円出る。累計で111億円出るんですよ。幾ら努力したって、普通こういう数値出ますかね。
その辺、お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） すみません。何ページでしょうか。

○委員（高橋利彦） 15、16ページです。15ページで医業収益260億円でしょう。それで単年
度が3億200万円ですよ。累計も3億200万円。それが次のページの平成37年では、単年度の
損益が21億円、累計が111億円になる。そうすると売上げで1.5倍、利益は約7倍になるわけ
ですよ。普通、幾ら努力しても、こういう数値が出ますかね。その辺、お尋ねします。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これは5月のものですけれども、この場合は2.5パーセント
で見込んでいるわけですよ。そうしますと、今お話しでは2.何倍かというようなことであ
りましたけれども、逆に過去のものでありますと、例えば10年前とか15年前から見ますと、
現実としてそれだけ収益が伸びているわけですよ。これは計算上は、理論的に過去四、五
年前の計算から2.7パーセント伸びていたというようなことから、2.5パーセントずつ伸ばす
と。将来を見込む上で客観的にそういうのを頼りにするしか方法がないかと思うんです。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 過去の伸び率とかは見ればいいでしょう。結局、2.5パーセント見た中
で20年後には1.5倍の売上げになったと。しかし、売上げが1.5倍しかないのに収益がこ
んなになるんだと。21億円、7倍になるんだと。普通であれば、伸び率が2.5パーセントで
あれば、経費もそういうふうに暫時上がっていくと思うんですよ。そうすれば、この売上げ
と利益はそんなに率が合わない数字になると思うんです。その辺なんですよ。売上げが伸び
る、しかし、経費は毎年どれだけのマイナスの率でいったのか。結局、これは利益と経費の

差が純益ということでしょう。その辺です。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これは将来を見込む上で、ここ数年間の状況です。例えば経費はどのくらいいっているよとか、材料費はどのくらいいっているよというようなものをそのまま伸ばしたものであるんですけども、費用といいましても、固定費でありますとか変動費とかというのがありますので、一概には判断できるものではないんですけども、要は今現在の状況をそのままいっただけというような。また先ほどと同じような答弁になってしまいうんですけども。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 売上げを2.5パーセントずつ伸ばしたでしょう。そんな中で経費はどういう計算でいったのか。経費というのは人件費も含めてですから、毎年下げていったのか。それがこういう数字になると。単純に言えば、売上げが2.5パーセント見れば、経費も2.5パーセント見るのが普通ですよ。それとも経費削減の努力をいろいろしたから、売上げは2.5パーセントだけれども、経費は3パーセントなら、それはいいわけですよ。それが、売上げが1.5パーセントで、利益だけ7倍も伸びちゃうのか。普通考えられない。

○副委員長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今、委員がおっしゃっているのは、経費というのは費用だという解釈でよろしいのかと思うんですけども、その中身がいろいろあるわけです。例えば給与や人数が変わらなくても売上げを伸ばすことはありますし、いわゆる経費、光熱水費とか燃料費とか、そういうところであっても、そのやり方と言うか見方、見方というのは、例えば今回の計画では修繕費的なものというのは、今、年間3億円、4億円かかっておりますけれども、再整備事業になりますと、その必要がなくなるかと思うんですよ。全然なくなるということではなくて、1億円くらいでいいだろうとかということもあるわけですね。そういうようなことを算出できる限りのものを、見込みのできるものを尽くしての結果なのでというような答えでよろしいでしょうか。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私、全然理解できない。

経理課長、銀行にいた中で、そういうのをどう思いますか。そういうことが実際各企業にありますか。売上げが1.5倍しか伸びないけれども、利益は7倍も伸びると。

○副委員長（明智忠直） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、鍋木室長の方から話がありましたように、今回新しい設備をやろうとしているわけなんですけれども、今現在は古い設備の中で相当維持管理費とかが相当かかっているわけです。今度新しいことをやることによって、そういったものは新規投資の中ではありますけれども、今後の維持管理費とかといったものは相当少なくなっていくということです。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） しかし、まだ古いものもいっぱいあるし、機械も年がら年じゅう更新しなくちゃならないと思う。過去を見ても、かなりの投資をしているわけですよ。ですから、私は、そういうことは普通あり得ないと思うんですけどね。そういうことであれば、これは幾ら話をしてもしょうがないですから、いいです。

それから、先ほどマスタープランの説明がなかったわけですが、いずれにしてもここへ来て実施計画が予算が通り、できた後に説明会をやるということですが、実施計画というのは建設のための設計、設計金額なんです、そこで市民に説明会をやったからって、市民はもうどうしようもないということでしょう。その辺ちょっと。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、当然議会でご審議をいただいているわけでありまして、説明会というよりも、さっき鍋木室長がお答えしたのは、市民の方にきちんとお知らせをするということを申し上げたんです。確かに実施設計になれば、まさに建設のための本当に細かい設計に入るわけでありますので、基本的なものはほとんど固まってしまうわけです。ですから、例えばホームページでいろんなことを受け付けたにしても、どこまで変更かというのはなかなか難しい面もあるかもしれませんが、その中で可能なものは取り入れるということで考えていきたいと思います。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、結局、こういうことで建設しますよ、こういうものですよと。それをただ知らせるだけですよ。

その次に、市と病院のこれまでの経過ですが、私、ちょっと理解できないところもあるんですが、この件について具体的にどういうふうに協議をしたのか、副市長、もう一度詳細にわたって説明をいただきたいと思います。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 副市長も4月から来たばかりでありますので、おそらく古い経

緯というのは余り知らないのだろうと思います。この話は一部事務組合当時からあったようでありまして、それは当然病院だけで判断をしてできるものではありませんので、絶えず市長には相談をしてきているという経緯はあります。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それは私も十分知っているんです。ですから、実施計画となれば建設ということなんですよ。そういう中で基本設計の前の段階でどういう詳細な協議をしたのか。私たちは新しく来たから分からないじゃなくて、そういうことは当然引き継いだ中でやっていらっしゃると思うんですよ。ですから、その辺具体的に説明いただきたいと思います。

当然これだけの事業となれば、市の方にいろんな計画を持っていった中でやると思うんです。そうすれば、市の方でもアクションプランだって人口が10年後には5パーセント減るとかとなれば旭市全体が減るわけですよ。それから、富里市の問題、山武の問題、病院のベッドの問題とかいろいろある中で詳細にいろいろ検討したと思うんですよ。ですから、それをどこまで市と病院が踏み込んでやったのか、具体的に。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員の質問に対し、答弁を求めます。

事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 当然計画の段階で事前に市の方とも十分なすり合わせをしております。でき上がってきたもの、例えば成果品がありますけれども、基本計画についても当然市長の方にご説明をしておりますし、起債の関係であれば事務的に財政課とか、基本計画であれば市の企画課、そういったものとも当然十分調整をしながら進めてきております。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、検討はしたけれども、双方から何ら問題はなかったということですか。市の方からも、今こういう中で病院の計画、例えば数字が人口比率も違う、ベッドどうなっている、そういう具体的な話し合いは全然なかったということなんですか。

○副委員長（明智忠直） 事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今の計画については当然市、病院双方の合意のもとに進められてきているというふうに理解しております。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 合意は分かる。その中でどういう問題が提起されたのか、具体的に。双方で考えが違うと思うんですよ。病院はこういう計画だけど、市としてはそういう計画であれば人口減をどう見ているのだ、ベッドをどう見る、そういうのが今度は市側から出ると思

うんですよ。そうじゃないですか。まあ、いいですよ、そういうのは余り答えられないでしょうから。

そういう中で、副市長に先ほどもちょっとご質問いたしましたが、20億円以上、県は事前評価の対象となっている中で、病院建設計画に対しては県のノウハウの中で何もしなかったということですか。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 病院の基本計画の中で、病院の事業の必要性、今回の再整備の必要性、そういったことでいろいろな形で説明をされております。そういった項目が、県の制度というのが動いているようですけれども、その中でも必要性、事業性といったものについては幾つか載っておりますけれども、基本的な部分は病院の方から今回出た基本計画と財政課の方である程度すり合わせをしまして、経営がおかしくなるとかといったことはない、収支についてもきちっとできるというふうな認識をした上で市長も判断をしているということでございます。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、この問題については改めてやらなかったということですね。

○副委員長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 県と同じ制度があるわけではありませんので、県の制度と同じことをやっているということは確かに言えません。

○副委員長（明智忠直） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても市はその辺を見込んだ中で県から副市長に来ていただいたと思うんですよ。ですから、県と云々ということ、市にはそういう制度がないから云々ではなく、県がそういうことをやっているのは、県ではこうやっているのだから旭市でもこうというのが副市長の立場だと私は思います。あとは言いません。

私は、これで終わります。

○副委員長（明智忠直） 委員長を交代したいと思いますので、しばらく休憩いたします。委員の皆さんにはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 4 時 9 分

再開 午後 4 時 10 分

- 委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

ただいまは慎重審議をいただきましたが、委員会は、専門的な審議の場として本会議のもとに置かれる審査機関であり、付託された案件については、十二分に審査していかなければならないわけであります。

そして、委員会としての採決結果は結果として、その結果にはとらわれず、その委員会での審査内容等を十分に考慮して、そして判断していくもので、あくまでも最終議決は本会議であります。

議案の採決

- 委員長（高橋利彦） それでは、十分審査をいたしましたので、これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高橋利彦） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（高橋利彦） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 1 1 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 高 橋 利 彦

建設経済常任委員会

平成19年9月19日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第15号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 旭市土地開発公社定款の変更について

《付託陳情》

陳情第3号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情

出席委員（5名）

委員長 向 後 和 夫

副委員長 滑 川 公 英

委 員 神 子 功

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者（21名）

副 市 長 鈴 木 正 美

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 堀 江 隆 夫

建 設 課 長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下 水 道 課 長 中 野 博 之

農業委員会
事務局 長 小 田 雄 治

そ の 他 担 当 員 14名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） おはようございます。

大変ご多忙の中を建設経済常任委員会ということでご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願いたいと思います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案3議案と陳情1件について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代えたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は議長のご出席をいただきまして、また、建設経済常任委員会ということで、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部の方からご審議をお願いしております案件は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部改正、議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更の議案3件でございます。執行部といたしましても、皆様方からのご質問に対しまして簡潔に答弁するように努めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

以上、お願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

- 委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る９月６日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更についての３議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第10号の補正予算について補足説明を申し上げます。

ページにつきましては、14ページをお開き願いたいと思います。

商工費の中の中小企業金融対策事業1,000万円の補正でございます。預託金の補正につきましては、金融機関に貸付現金を預託しまして、その原資を基に市内企業に事業資金の融資を行っている事業であります。

今回の補正につきましては、19年４月１日に制度融資の改正がございまして、連帯保証人についてはいらなくなったという部分がございます。それともう１点は、金融機関が積極的に融資活動を行っております。そういう関係の中で融資額が少なくなりまして、中小企業者が本融資制度を受けられない状況となっております。また、現在、待機者もあると聞いております。また、今後も申し込みの増加が予想されることから、金融機関に対する中小企業融資預託金1,000万円を補正するものでございます。この1,000万円に対しまして、融資額についてはその10倍の１億円という部分が融資の対象というふうになります。

なお、市内金融団の方から、７月20日付で預託金の増額希望の要望書も出されております。1,000万円を増額することによりまして、当初予算と合わせて7,000万円、10倍の７億円の融資ということになるものでございます。

それから、次の制度資金の利子補給事業でございます。中小企業の金融対策資金の預託金1,000万円を補正するわけですけれども、増額したその部分の利子補給も当然増えてまいり

ます。それと、当初予算に係る融資が年度当初にほとんど出ているという状況の中で、利子補給の算定期間が長期に及ぶこととなりますので、利子補給金についても増額補正をするものでございます。増額する金額につきましては64万2,000円を補正するものでありまして、当初予算と合わせて1,252万6,000円となるものでございます。

次の商業活性化推進事業でございますが、この中の旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金として105万円でございます。これは飯岡地区の商店街の街路灯の設置事業補助金でございます。飯岡地区の街路灯につきましては、設置後10年をたっているということの中で、塩害や風水害による腐食・破損が目立ちまして、景観上も著しく美観を損ねるということの中で、実施主体であります旭市商工会飯岡街路灯委員会が19年度で15基を設置するものでございます。

設置に当たり、実施主体であります商工会飯岡街路灯委員会が県に補助要望をいたしまして、今回補助内示が出たことから市にも助成の要望がありましたので、事業の3分の1の105万円を補正するものでございます。街路灯設置補助につきましては、従来より県、それから事業主体、市においてそれぞれ3分の1の負担により実施しておりますので、同様の助成を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 15ページをご覧になっていただきたいと思います。土木費です。

道路維持費の工事請負費、これは台風4号の被害に伴うものでございます。道路等の崩壊が28か所ございました。これは木内議員の一般質問で申し上げましたが、現在、工事が済んでいるものが、28か所のうちの20か所済んでおります。現在施工中のものが7か所、1か所だけが地権者と交渉していると、そういった状況でございます。

ちょっと横道にそれちゃいますけれども、きょうお配りしてございます予算科目別工事一覧表を見ていただきたいと思います。ここに、災害で復旧している状況をさらに詳しく説明したいと思います。

1ページ目の8款2項2目15節のうちの工事番号を見ていただきたいと思います。道路維持補修工事25号が災害の復旧工事でございます。幾つかありますので、読み上げます。32号、それから34号。今回の補正は2,100万円ですけれども、この34号。ここに路線名が空欄になっております。これは銚子境に磯見川という川がございまして、その護岸が崩れた。この護岸が崩れたというのは、台風4号で崩れたんでなくて、もっと早くから崩れたはずなんです。

パトロールでたまたま見つけたので、今回、これ以上もう拡大しちゃいけませんので、急いで工事をさせていただきたいというものでございます。34号は磯見川。それから36号から43号までです。それと、2ページ目にいきます。2ページ目の48号、49号、これが災害に伴う工事でございます。

ちなみに、今申し上げた25号から49号までのうち、1社随契、本当にもう急いでやらなくちゃいけない状況であったものをお知らせしたいと思います。1社随契は25号、それから38号、40号から42号までです。それと、2ページ目の48号、49号、これが本当に急いでやらなくちゃいけなかったものですから、1社随契させていただきました。

また15ページの予算書に戻っていただきたいと思います。今が道路維持費の説明でございます。道路新設改良費の説明をいたしたいと思います。

これは旭中央病院アクセス道の整備事業の補正でございます。13委託料、上から不動産鑑定委託料と調査・設計委託料につきましては、東西線並びに南北線の整備に伴う不動産鑑定であり、調査・設計委託でございます。

調査・設計委託料をさらに詳しく述べたいと思います。具体的には農業用のビニールハウスだとか農業用の倉庫、または住まいだとか店舗だとかそういったものの補償をするための調査でございますけれども、数字を申し上げます。農業用のビニールハウスの調査が8件ございます。それと、農業用ですけれども、染料を作っている施設があります。染料の施設が1件。それから農業用の倉庫そのものが建っている所が3件ございます。それと住まい、住家と店舗合わせまして4件、こんな状況であります。その調査・設計の委託料を補正させていただきました。

それから、最後に中央病院アクセス道、整備委託料ではございません。これはアクセス道整備委託料ですけれども、決算の時に説明しました。きょうは委員長、副委員長が決算の委員でありませんでしたので、さらに詳しく申し上げたいと思います。18年度決算で、中央病院アクセス道、東西線を県に委託して、6,000万円の仕事をしてもらう約束でありました。結果としまして、18年度には半分の3,000万円、もっと細かくいえば3,083万8,500円、そういう数字の仕事しか行いませんでした。したがって、19年度にその残った分は仕事してもらわなくちゃ困るものですから、ここに補正させていただきたい。つまり県の方に仕事してもらうというこの委託料でございます。2,916万2,000円でございます。16年度に6,000万円分の仕事しているのが、決算では3,083万8,500円であったと、その残りの分を補正を掛けて、稲刈り時期が終わったその時に県にやってもらうということの内容でございます。

このアクセス道整備委託料の県の支出金2,416万1,000円がございます。これは歳入の方に載っております。国が12分の6を負担してくれます。県は12分の5です。市は12分の1と、こんな割合で仕事をしております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、補正予算の農水産関係につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

予算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

この中に農業用災害復旧費ということで、1,000万円ほど今回、補正を上程させていただいてあります。内訳としましては、県の支出金720万円、一般財源280万円で事業を実施したいということでございます。内訳としまして、実は委託料200万円、工事請負費800万円ということになっております。これにつきましては、7月14日から7月15日に発生しました台風4号の災害によりまして、埧地先、ここで計画排水能力を上回ります雨量がだいぶ出まして、その雨水が実はのり面に集中しまして、排水機能がもたずに、のり面が崩壊した。ここを復旧するものでございます。

実は、農地あるいは農業用施設の災害復旧事業というようなことで、国の方では施策を打ち立てていただいております。具体的には、雨量としまして、最大24時間雨量が80ミリ以上または時間雨量が20ミリ以上、こういうようないろんな災害、あとは暴風、いろんなものがありますけれども、そういう災害に際しましては国が支援をするということになっていきます。農業用施設ということで、これは道路、あるいは排水路等になるかと思っておりますけれども、これにつきましては65%以上の補助ということになっております。この以上というのは、受益者が増えますと65%が80%になったり、85%になったり、そういうことでございます。ただ、65%以上ということで国の制度の中にございます。今回は受益者が多いというようなことで、県とのヒアリングの中では80%の補助を受けられるということで補正予算に計上させていただきました。

ただ、すべてを国が支援するということじゃなくて、先ほど言いました雨量もありますけれども、概算の事業費が40万円を超えるものということで、大きな災害につきまして国が支援するということで、今回、この台風4号につきましては、埧地先の1か所を国の支援を受けまして直したい、そういうことでございます。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

- 委員長（向後和夫） それでは、担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶋田委員。

- 委員（嶋田哲純） 建設課長に一つお願いしたいものでございますが、中央病院のアクセス道路でございますが、地元の話し合いというのは、つかない場合はどんな考えでしょうか。それと、もし分かれば、坪当たりの単価と総事業費、それからまた飯岡バイパスの接続地点はどの辺の場所でしょうか。それをお伺いいたします。

- 委員長（向後和夫） 嶋田委員の質問に対しまして、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） それでは、お答え申し上げます。

地元の話し合いがつかなかった場合ということが、まず一点です。地元、これはどういうふうに見ていいんですか、今回の場合にはアクセス道という市の計画でございましたので、特に地元を大勢集めての説明会はいりませんでした、あくまでも個々の対応。この間、決算の審査委員会でも申し上げましたけれども、神子委員から質問があって、今の状況をまず言えということだったもので、65%から70%ぐらいまではおおむね了承してくれました。ただ、厳しい人が5%います。

嶋田委員が言いたいのは、その5%がつかなかったらどうするんだ、これはとにかく頑張るしかありません。道路の場合には真っすぐ線として結ばないと意味がありません。点ではしょうがないものですから、とにかく頑張るしかない。今の状況の中では、路線を変えということとはもうできません。過去には路線を変えてきました。もっと西の方の計画を東、東と、もう何回も変えてきました。ここの席でも地権者は延べ100人もいるとかと言いましたけれども、だんだん地権者の数は減ってきています。それはもう絞られました。だけれども、最後の最後へ来て、5%の方は非常に難しいんですけれども、あとは誠意を持って対応すると、こんな状況でございます。

それから、総事業費でございます。これは一番最初のころ、飯岡バイパスから川島歯医者、中央病院のヘリポート、網戸を抜けて、江ヶ崎抜けて、総掘線まで行って、さらに大規模農道までと、これを全部合わせまして20数億円という数字を今、出しております。あくまでも総事業費と言われれば、その20数億円ということで、ご了承いただきたいと思います。

それから、飯岡バイパスのどの辺かということでございますけれども、飯岡バイパスを真っ

すぐ、東から西へ向かってきて、信号がございます。あのまま真っすぐそのまま抜けるという状況です。18年度の工事にその信号の少し西側を、大利根の水路をその工事のためにかなりいじりました。その信号を真っすぐ抜けてくる、そんなルートでございまして、川島歯医者という歯医者まで真っすぐ抜けて、あとはクランク状態に今度は北に抜けるのと、中央病院にそのまま入っていくという道路を造っていきます。それは現道を使います。そんな状況です。

すみません、ちょっと書き切れなくて、もう一つ何か、記入漏れしちゃいました。すみません。

（「坪単価」の声あり）

- 建設課長（米本壽一） 坪単価は、土地の坪単価、現況が田んぼであっても、宅地見込み地として取り扱っております。だいたい平米1万8,000円前後という、そんな価格であります。

以上です。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

- 委員（平野忠作） 15ページの調査・設計委託料ですけれども、先ほど課長がおっしゃいましたビニールハウスが8件、染料農家が1件、倉庫が3件、そして店舗・民家が4件ということなんですけれども、これで終了なんでしょうか、それとももっとほかにそういう対象物件があるのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（向後和夫） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 対象物件は、結論から申し上げますと、もっとあります。これは川島歯医者の所から中央病院に向かってくる所まで、それからライスセンターを今度は北に上がるんですけれども、そこから国道の手前まで。具体的に言えば、あそこにお寺がございます。東漸寺というお寺があります。その辺ぐらいまでのハウスであり、倉庫であり、カラオケの店舗であり、パーマ屋でありという数字を先ほど述べたところです。染料の施設は川島歯医者の北側の角にちょうどある。そういったものの施設数。もっとありますよというのは、国道から北はもちろんありますし、国道の周辺もありますので、それは含んでいません。そんなに一気に交渉はできませんので、めどがついた所から行っていきたいというものでございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 平野委員。

○委員（平野忠作） そうしますと、現在は国道から南側の範囲内ということなんですか。
この合わせて16件ですか、対象は。そう理解してよろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） そのとおりでございます。もっと具体的に言えば、あそこの国道に空手の道場だとか、北側には飲食店がございます。そこもいいよと口頭では言ってくれていますがけれども、まだ補償費としてそこまで至っておりませんので、あくまでも国道から南、厳密に言えば、線路からさらに南と思っていただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） 14ページから15ページにかけまして、何点が質問いたします。

順不同ですみませんが、今、平野委員、そしてまた嶋田委員の方から道路改良、旭中央病院のアクセスの関係でご質疑がありましたけれども、そうしますと、今回の補正につきましてはその国道から南側、これが全部完了したというふうに判断してもいいのか、南側については、今回は補正を組んだけれども、その中で18年度決算の時に5%ぐらいは厳しいよという、そういったことがありましたけれども、そういう内容について、含まれているのかどうか。

要は、これが終わると、国道から南側はすべて用地はオーケーよというようなことで判断してもいいのか、それとも厳しいことがあるのだよというところをもう少し詳しくご説明いただくと、嶋田委員並びに平野委員の方から説明があったことがもっとはっきりすると思うんで、その点、もう少し詳しく、要は用地が済みましたよ、あるいはこんな問題がありますよ、それにはどのぐらいかかるんですよと。先ほど坪単価については平米1万8,000円ということでありましたので、掛けるとどのぐらい必要かということも分かりますので、そういう状況について、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。これが1点目です。

道路維持補修の内容につきましては、あと1件交渉中ということですが、これについては本会議でも説明をいただいておりますが、交渉中ということは、どういうことを解決できれば道路工事が修復できるのかどうか、内容も含めてもう少し詳しくお願いいたします。7か所、現在対応中ということですが、これはいつごろ復旧ができるのかどうか、これも、簡単で結構ですから、お願いいたしたいと思います。

商工費の関係ですが、まず1番目の中小企業金融対策事業、市内業者の方々が融資を受ける状態が増加したというご説明があったかと思いますが、そうしますと、どういう業種の方々がこの事業に協力いただきたいなということを考えているのかどうか、増加について、どういう業種がこの事業に現在当たろうとしているのかどうか、状況についてもう少しお伺いしたいと思います、それが何件ぐらいなのかどうか。

それから、商業活性化の事業ですが、これは当初は見込んでいなかったということですが、お話によれば、検討した結果、県に要望したということですが、これについては年度途中からということですが、今後、飯岡地域については、こういう事業が、もう少し発展的に考えた時に、この補正を組むに当たりまして、ほかのところもそういうような事業を考えているのかどうかということについては、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

19ページの農水産課長からお話がありました災害復旧の関係ですが、確認なんですけれども、県の関係で復旧もいただくということで説明がありましたけれども、受益者については1件ということによろしいでしょうか。その確認だけお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、15ページのご質問です。中央病院アクセス道整備事業の関係でございます。

国道から南、これがすべてかということで、何と申し上げていいのでしょうか、すべてなんですけれども、交渉はあくまでもこれから。例えば、ハウスの金額はある程度言っております。4,000万円なら4,000万円と言っております。でも、いいよという話。細かい数字を持って行きますと、どうしても、ちょっと待てよ、もう少し上げろよという話は必ず出てくることなんです。ですから、すべて完了かと言われると、これから調査して、細かい数字を出して持って行きますので、最後の最後までではありませんけれども、やるべきことは今、これがすべてですよということです。

ただ、土地につきましては、これは一筆一筆全部評価しているわけではありません。代表地番で、代表する所で評価しますので、さっき言った5%は厳しいですよ、その人の所は評価しません。代表の所で評価をとりますので、ですので厳しい5%は、どうしても厳しい人として残ると、こんな状況であります。

15ページの道路維持費の28か所のうち、1か所だけ交渉中というのはどういうことですかという話ですけれども、具体的に飯岡の上永井の所であります。道路が、畑の高低差が30メートルあります。その道路、もとの赤道、そういう道路が崩れてしまいました。その道路を直すには物すごいお金がかかります。ならば、その隣の畑の地主さんと交渉して、新しい道路をもとあった道路よりも一歩畑側に土地を求めて付けちゃった方が、土地代で安いんじゃないかということで、それで今、交渉しているという、検討中でございます。

それから、まだ済んでいない7か所はいつごろ復旧かということで、これも木内議員の質問でもありました。決算審査特別委員会でも言いましたけれども、7か所は9月中にはすべて終わる予定なんです。ところが思わぬ事態が発生しまして、磯見川の工事がもっと根が深いと、もしここで楽をしちゃいますと、またすぐあらわれてということになりかねないから、もう少し矢板を慎重に打つべきじゃないかというところで、今議論しています。

その矢板をどういう方法でとか、4メートル打つわけなんですけれども、そういうことで今議論していますので、これは、私は答弁の中でたしか9月中と、すべて大丈夫ですよと言っちゃいましたけれども、磯見川の護岸工事だけは10月中というふうに言わせていただきたいと思います。特別、だからといってそれが道路に支障があるとか、何かに支障があるものではありません。傷口がどんどん広がっちゃいけないものですから、慎重に対応していきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、最初に融資状況を申し上げます。

融資済み件数については、現在265件があります、当初から。合併後については63件ございます。そのうちの融資残高としては106件ございます。最近の傾向でございますけれども、最近は建築業、運送業、いろいろな種類がございますけれども、そういった部分が結構多くなっております。今後の見込みとしては、約10件程度を見込んでいるところでございます。

それから、街路灯の今後の見込みという部分でございますが、街路灯につきましては、飯岡街路灯をとってみますと、既設街路灯162基ございました。そのうちの昨年、これも補正でございますが、18年度に70基を整備いたしました。これも補正でございます。19年度が15基と。85基が設置済みということになります。そうしますと、未改修の部分については77基ということになります。そのうち、撤去してもいいだろうという部分もございます。20基ぐらいございますので、残りは52基という部分が、今後何件か出てくるのかなというふうに考

えております。

いずれにしても、今回の15基にしましても、昨年、飯岡の地域全体の中で申し込みという部分が、162基あるうちの70基しかなかったわけですが、それを設置した後に、今年、15基、うちも、じゃ、設置しようという、後からそういう部分が出てきている部分でございます。ですから、今後もそういうことが見込めるのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、19ページの災害復旧事業の関係であります。件数につきましては、埧地先1件でございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 詳しくありがとうございました。

街路灯につきましては、今後あり得るというご答弁をいただきまして、これについては20年の当初かそういったところに出てくるということで、できるだけ当初に盛っていただく方がよろしいかと思しますので、その辺のご指導をいただければと思います。

道路関係ですが、磯見川の関係ですけれども、今ご答弁いただきましたが、より慎重に、今後の対応も含めてというご答弁をいただきましたけれども、そうしますと、予算的にはこれ以上発生するということはないのでしょうか。予算の中でできるということであれば、それにこしたことはないんですけれども、必要なものはかけていくということも大切な部分ですから、その点、現状の段階の中でさらに12月に補正を組まなければいけないような状況というのは、見通しとしてはどうなんでしょうか。また、どのぐらい、だとすればかかるのかどうか、その辺の検討があれば、この際お伺いしておきたいと思います。

中央病院の関係ですが、川島医院さんから国道126号線の手前までの調査・設計委託料、どうしても土地については5%ぐらいはかなり厳しいよということですから、土地については厳しいけれども、あと建物については何とか100%いけるなど、これご了解いただければそのようになるという判断でよろしいのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、2点についてお答え申し上げます。

まず、1点目、磯見川の状況ですけれども、12月補正はありません。これはなしです。最

小限の形で、今検討しています。

それから、中央病院ですけれども、建物の方は100%か、これがなかなか難しいところでありまして、先ほど言ったのがこの建物の話なんです。具体的にはカラオケであり、パーマ屋さんであり、住家でありと。数字を持って行きますと、もう少し色を付けろという話が出るんです。人間の心理なんです。ですから、100%かと言われちゃいますと、首をひねるという感じです。いずれにしてもそれで交渉している。

役所というのは駆け引きはできません。きっと1割上乘せされるだろうということで、90%で持って行くわけにはいきませんので、業者が見積もったやつを正直に持って行くしかありませんので、その辺はできませんので、とにかく誠意を持ってやっていくとしか、隠れた数字じゃなくて、本当の数字を持って行くと、これだけであります。だから100%かと言われちゃいますと、ちょっとまた答えようがないんですけれども、いずれにしてもおおむね了解はしてくれています。あとは金の問題ですので、心理が働くということを申し上げて、答えとさせていただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 土地関係、建物についてはここだけではなくて、かなり厳しいような状況の中で、これまで歴代の方々がお骨折りをいただいているということについては、非常に分かります。アクセス道路については、今着手したばかりなんですよ。ここでもたついちやうと、入り口でもたついてしまいますと、あと長い距離がありますから、計画はしたけれども、できなかったということでは困りますよね。

上乘せをして云々ということができないということからすれば、じゃ、何が誠意かということになると、大変難しいと思いますが、その辺、担当者の方は大変でしょうけれども、ひとつ入り口の部分でもたつかないように、誠意を持って、誠意が伝わるかどうかというのは、なかなか感情が走っていますので難しい部分がありますが、その点、十分対応していただくようお願いいたしまして、質疑を終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 今、課長が5%難しい面があると言いましたが、私が心配しているのが、地元でも何をやってもその人は協力してもらえないということで、これを心配しているわけです。その場合は、何でもかんでも変更は無いと言いましたが、その場合はどんな対応をするのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

- 委員長（向後和夫） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） すみません、さかのぼって、先ほど神子委員、入り口と出口の話をしました。入り口の部分、今、国の補助金をもらっているために、大事なところに国の補助金をいっぱいもらいたいから、入り口をやっている。簡単なのは、実は国道から北側、神子委員、大変失礼なんですけれども、そちらはある程度もう、はっきり言ってめどがついているんです。でも、そっちを先にやって、国の補助金を4割とかもらいますと、有利性が全然違っちゃいますので、難しいところから始めているということでもあります。

さて、嶋田委員の何があっても反対されると、本当によくご存じのような感じのご質問なんですけれども、まさにそうなんです。でも、頭の中に私が描いているんですけれども、その方の所はどこへ行っても当たっちゃうんです。横に広い所に縦に道路が行きますので、ここがだめだから隣に振るということはまずありません。その方の非常に困っているところは、陸橋がかかる所ですから、道路は曲がりはあるんですけれども、陸橋に曲がりはありませんので、自然的にこう行っちゃいます。ですから、もうこれはお願いするしかなくて、という状況です。

さらに詳しく言えば、代替地をお願いしようかと思うんですけれども、代替地も全然その話にならないというような状態です。でも、絶対そこの方の所には行っちゃうというところ。ほかにも似たような方がいますけれども、そういった状況でございます。だから、あくまでお願いするしかない。今回の場合は国の補助事業は5年の中で完成させると言っているわけですから、かなり厳しい。厳しいということは、難しい所を先にやって、やさしい所は後回しと、そんな状況です。

以上です。

（「収用法は」の声あり）

- 委員長（向後和夫） 建設課長。
- 建設課長（米本壽一） 今、収用法のご質問ですけれども、まだ、18年度から実際始まったばかりです。18、19、20、21、22の5年間ですので、収用法の話を出す状況ではない。あくまでも、一生懸命やったけれども、あと100人のうちに1人しかいないんだよと、これは収用法をかけられるような状況になりますけれども、まだまだそんな……です。
- 委員長（向後和夫） 滑川委員。
- 委員（滑川公英） 嶋田委員と同じことなんですけれども、地元ではその方が特に有名なん

で、その５％というのは本当にクリアできるかどうかということで、アクセス道が126号まで行くか陸橋を越えていくかというのが一番大事なところで、これは地元の市民の方々もだいたい問題視しているし、一番心配しているところだと思うんです。

ですから、先ほど来神子委員の方からも言われましたように、一番難しいところで、中でも特に難しいところが、もう過去にもその方は例があるんで、そこを最重点でやらないと、この道路は通らないと思います。ですからそれにかけてはもう最優先でやっていただかないと、不可能に近い。地元の方がそう言っているんで、ぜひその辺のことを肝を入れてやっていただきたいと思います。

それと、アクセス道のことなんですけれども、私は決算の方には行かなかったんですけれども、道路の業務委託のことなんですけれども、市長は常々地元の業者をやはり育成するためということを念頭に置いております。例えば道路の詳細設計とか業務委託につきまして、去年のところで、一般質問でちょっと触れたんですけれども、委託業者が入札業者になって、落札業者になっているところが何件かあるみたいなんですけれども、終わっちゃったことですからこれはしょうがないことだと思います。ですが、これから、先ほどの５％を越えて広域農道まで行く所につきましても、そのようなことは必ず出てくるんで、これは市長の方針でもございますので、測量とか調査・設計とか、分離・分割発注、多分できると思うんです。それを一括でやっているということは、要するに地元業者の育成にならないんで、その辺については市当局ではどのように考えているか、答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは滑川委員から一般質問でもあった件だと思います。道路の詳細設計とか測量業務、私は一般質問の時には全部の業務委託の話をしちゃいましたけれども、今は詳細設計や測量業務というものであります。地元の業者には１社ございます。１社ございますけれども、あくまでも50万円以上のものについては財政課に依頼しまして、入札という手続をとるものですから、この辺は何とも申し上げようがないと。

ただ、分離・分割、できるだけ細かくやっています。だから、川島歯医者から中央病院までの分の測量だとか、中央病院から国道までの測量だとか、国道からさらに大規模農道までの測量とか、そういう細かな分け方はしています。あとは物件補償についても全部でなくて、カラオケ屋さんの周りだとか幾つか分けてやっているような、そんな状況でございます。

以上です。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

滑川委員。

- 委員（滑川公英） 私が言っているのは、そういうことも大事でしょうけれども、最初の業務委託につきまして、調査・設計・測量を丸めて最初から業務委託というのはどうかと、それも、分かれるところであれば分けて発注すれば、地元の業者も潤うんじゃないかと。

小さいことにつきましては、事務局の方から連絡がありまして、会の方にやって、個々に例えば測量士にはお願いしているというのは聞きましたけれども、最初から業務委託は業務委託の中で調査と設計、みんな別になるものであれば別にすれば、もうちょっと旭市全体で潤うことができるんじゃないかと、そういう意味で言っていることであって、小さいことを言っているわけじゃないんです。最初の、もうちょっと大もとのところの発注の仕方を考えていただければ、もうちょっと地元でも対応できる業者さんとかそういうのが多く出てくるんじゃないか、そういう意味で言っているんです。

- 委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 分かりました。これはできるだけ細かにするようにしたいと思います。地元の業者は設計ではなくて、測量が得意な業者なんです。ですので、測量と設計を一緒にしない方がいいものについてはとにかく分離するということで、委員おっしゃるように、できるだけ細かくしたいと思っております。

以上です。

- 委員長（向後和夫） 神子委員。

- 委員（神子 功） 質疑をした後でまた滑川委員の関連で、大変恐縮なんですけど、本来あまり関連というのはやりたくないんですけども、課長、どうでしょうかね。例えば合併する前と合併した今日、議会でも本当に地元業者を何とか優先できないか。要は地元業者が請け負えば、それがそこに勤めている方が旭市の方であって、業者が旭市であれば、そのお金というのは旭市に入りますよね、当然。もちろん固定資産は動かすことはできませんけれども、給与ベースとか、要するに所得だとか、そういったことを考えた時に、旧旭であった場合に、いろんなことをやった経過が、何%業者として仕事をやっていただいたのかどうか。

現在、合併して広くなりましたよね。当然業者も増えましたから、その2年間の推移の中で、今後のこともありますから、数値に置き換えた時に、これは建設課だけではありませんけれども、今、副市長がおりますから、全体的なことを考えた時に、もちろん今回は建設経

济常任委員会ですから、それでもいいと思います。その時に、2年間の中で旭市の業者がどれだけ旭市に貢献したのかどうか。

いわゆる逆に言えば、旭市がそういう考えを持って進めてきたかどうかというふうになると思うんです。これをまず数値に置き換えて、今後、その数値が仮に60であれば、70にしたためにはどうしたらいいのかどうかということを検討していただければ、今、滑川委員が言われたように、設計については、あるいは測量については、設計は業者が少ない、それから測量は多いということであれば、それを地元の方に何%やってもらうためには、こういった一般競争入札も含めて特定をした方がいいのかどうかという議論になると思うんです。

それは財政課でなければいけないということであれば、そういったことを申し送りをして、副市長を中心とした入札制度の中で、旭市の業者が、本当に一步一步段階を踏むように実力を付けていただくためにどうしたらいいのかどうかということ、あらかじめ検討して、数値の上で目標を掲げてやっていくということが、本来あるべき姿ではないかというふうに思うんですが、副市長のお考えはどうでしょうか。まだ合併して2年しかたっておりませんけれども、今後のことを考えた時に、業者育成、市のお金については旭市に落とすということ考えた時に、そういった検討というのはできないんですかね。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 今、神子委員の方から質問がありましたけれども、取りあえず合併後の2年間の推移ということですが、どんな感じになっているのかをちょっと自ら点検しないと先に進みませんものですから、財政当局の方に、建設だけでなく、そのほかの部分についても調査をしていきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） アクションプランでもちょっとご指摘申し上げましたけれども、やっぱり目標を掲げて、それを届かないところじゃなくて、目標を設定した場合には、民間ではそれを超える努力をするんです。設定値については、届かないところはあまり設定しないんです。目標値はとーんとはねて、届くところを設定して、それについてどう利益を上げたらいいのかどうかということ十分に琢磨して、1年間終わる。利益が出たら、その利益を配分して、会社の留保にするにしても、従業員に反映する。あるいは福祉活動について、これだけもうかったから、ぜひ福祉に役立ててもらいたいという社会貢献をしているということは、福祉の方はまれですけども、そういったことをもって1年間努力されているという企業が

やっぱり本当のところなんですね。

ですから、行政もそういったことを考えていただくと、ただ１年間終わったということじゃなくて、１年間の予算の時に、やっぱり業者育成ということで考えれば、目標数値をどこに置いて、それをやるためにはどうしたらいいのかどうかということを検討していただいて、それで終わったことについて決算を迎え、さらにアップするという、その繰り返しをやっていけば、旭市というのはもっと違った部分になると思うんですけれども。そういったことをきくと議会としては、いろんな方々が望んで一般質問もされていると思うんです。

今、副市長が言われたように、２年間の状態をよく把握していただいて、それでそれを分析してもらって、問題点を抽出しながら、どうしたらいいのかどうかという対策を講じていただくと、非常にいい予算・決算になるんじゃないかなと。もちろんそこには市民の方がおりますから、やった効果については、市の職員にありがとうございますという感謝とともに、市民の方も喜ぶのではないかなというふうに、そういったことになると思うので、補正の委員会ですけれども、それを特に要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今と同じことなんですけれども、副市長が今後、今までのことを検討するというのであれば、例えば公共事業全般につきまして、入札で親が、旭市が何％ある、子どもが何％ある、孫請けで何％ある、その辺まで調査できればやっていただければ、本当の、ただ最終的な工事が全体の工事の何％じゃなくて、そういうことをちゃんと分析していただければ、例えば孫だけはいっぱいおるけれども、ナンバー２はだめだったと、そういうことではなくて、その方々が最初からナンバー２とかナンバー１の入札ができるような方向というものも、とれるんじゃないかと思うんです。最終的には一番最後がやっているかもしれないけれども、上前をはねられて、一番もうからない仕事だけが地元の業者に来ているところもあると思うんですよね。

今回でも、皆さんご存じだと思うんですけれども、これも関連になって申し訳ないんですけれども、例えば旭市の二中の体育館につきまして、入札業者がすぐ違うところにやって、その下が今度、孫請けで旭市の業者が受けていると、そういうのが実際には私の地元にも何社もあるんです。

そういうことでありますので、できれば精査していただいて、今、入札方法の改善とかと言われていますが、その辺も含めた中で、ぜひ神子委員が言われましたような地元の育成と

いうのも絶対必要だと思うので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（鈴木正美） 神子委員、滑川委員のお話でございます。

地元育成ということ、当然、市長も言っておりますけれども、地元の業者の方がすべてをやるということは、考え方からいくと理想かもしれないんですけれども、入札制度のいろんな中で公平性とか競争性と、そういったものもあるので、これからこういった形が一番地元の還元といいますか、その辺で貢献できるのかなというような面も踏まえて、まず調査しなくちゃいけないんですけれども、その辺の実態を考えながら、ちょっと頭を悩ませていきたいと思います。

- 委員長（向後和夫） それでは、ほかに質疑は特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

- 委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

議案第15号について、商工観光課より補足して説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、お手元にお配りいたしました条例の新旧対照表によりまして、補足して説明したいと思います。本会議と説明が重複する場合もございますけれども、ご了承くださいと思います。

今回の改正につきましては、中小企業者に対する支援を目的とした国の制度としまして、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されることになりました。責任共有制度というのは、信用保証協会の保証付き融資が返済不能となった場合、焦げ付いた場合、信用保証協会が代位弁済を行っているものでございますが、今回の責任共有制度の導入に伴いまして、

信用保証協会、それと市、それから金融機関とが適切な責任共有を図るということで、今まで負担のありませんでした金融機関が2割負担をするということになります。結果、市の保証割合について改正が必要になるということでございます。

この改正につきましては、第9条を先に説明したいと思います。新旧対照表の第9条の方を見ていただきたいと思います。責任共有制度の導入に伴いまして、今まで協会と市で損失補償をしておりました。今度金融機関が加わることによりまして、責任共有制度の対象となる資金と、それから対象除外となる資金、両方ございます。その場合の補償割合が変わるということで、具体的にはここに損失補償という第9条がございますが、法第3条に規定する普通保険にかかるものは、責任共有制度の対象で100分の16になると。

今までは、旧条例ですと100分の20という部分でしたが、責任共有制度の対象になる部分については100分の16、対象除外が100分の20。100分の16というのは、今まで保証協会が80、市が20という部分でしたが、それで100になります。今度は金融機関が20持ちますので、保証協会としては80%を持つということになります。その80%の20%分が市の持ち部分ですので、今まで100の時100の20%分ということで20%でしたが、今度は80%に下がりますので、80%の20%ということで、100分の16を持つことになるという改正でございます。

また、特別小口保険に係るものにつきましては、責任共有制度の部分が100分の12。従来は対象除外としては100分の15だった部分ですが、これについても同じように80%ということの中で、100分の12になるということですので、今まで100分の20、100分の15というふうに規定していたものを、100分の20以内と100分の15以内というふうに改正するものでございます。

もう一つの改正でございますが、これも責任共有制度が導入されたことに伴いまして、経営力の弱い、信用力に乏しい小規模企業者に対してどうしたらいいかという部分もございしますので、国の方で、全国統一の小口零細企業保証制度にかかわります小規模事業者への融資資金を、新たに創設したものでございます。

要は、今度は銀行が20%のリスクを背負いますので、そうしますと、そういった零細企業者に対して貸し付けが順調に行えるかどうかという部分がございしますので、そのリスク分を少なくするという中で、新たにこういった部分を設けたものでございます。

この改正が第2条から第5条の改正ということになります。第2条第4号の改正につきましては、利用者の少ない特別小口資金を廃止します。廃止しまして、責任共有制度の対象除外となる協会の行う、先ほど申しました小口零細企業保証が付される資金として、小規模事

業資金を創設するということになります。ですから、銀行がリスクを負わない部分を新たにつくって、企業者に対して貸し付けを行うということになります。これが第2条第4号の改正という部分で、特別小口資金を廃止しまして、小規模事業資金という新たな全国統一の資金制度を作るという部分でございます。

それから、第3条第3号ただし書き中の削除については、今申し上げました特別小口資金の廃止という部分でございます。同条の第5号に加えるものにつきましては、小規模事業資金の融資を受けることのできる要件を定めるものでありまして、要件を新たに付してございます。融資を受けることのできる小規模企業者は、協会が行う保証が付された融資残高との合計で、上限として1,250万円以下であるということが新たな条件として課されております。

この1,250万円という部分なのですが、なぜ1,250万円なのかという部分については、国の方に聞いたんですが、明確な回答はございませんで、1,250万円というのは、今回の資金と同じ小規模企業者を対象とした保証制度として、中小企業信用保険法という保険の部分がございます。その保険については、焦げ付いた場合に国の方で1,250万円まで保険で対応できるという部分もございますので、それを引用して1,250万円という限度を設けたというような話でございました。

それから、第4条第2号、それから第5条第2号の改正につきましては、先ほど申し上げました第2条第4号と同様の改正でございまして、特別小口資金を廃止しまして、保証が付されている小規模事業資金を創設するという部分でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 商工観光課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたら、お願いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいま課長の方からご説明いただきましたが、旧制度といいますか、あるいは一番初めに説明をいただきました損失の補償というのがありますけれども、これまでこういった損失の補償という事例については、過去においてあったんでしょうか。それだけちょっと確認したいと思います。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 代位弁済の状況というご質問だと思います。

代位弁済につきましては5件ございます。金額にして1,779万6,951円、この分が焦げ付きの金額。当初の融資については3,300万円ですが、途中で何らかの部分で返せなくなったと

いう部分の代位弁済分が1,779万6,950円。これは5件ございます。その中での市の損失補償金額としては、248万5,482円ございます。この中でも多少返ってきて、回収金もございます。回収金については66万8,210円ということですので、今現在の市の損失補償の残高については181万7,272円というふうになっています。

以上です。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

- 委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、商工観光課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

- 商工観光課長（神原房雄） 議案第18号の旭市土地開発公社定款の変更につきましては、本会議で説明したこと以外に追加して説明することはございません。

以上です。

- 委員長（向後和夫） 議案第18号について質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（向後和夫） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思います。これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 先ほども災害関係でご説明申し上げました、19年度の予算科目別工事一覧表という表を配ってございます。これについて簡単にご説明申し上げます。これは、委員から毎回出すようにと言われましたので、今回も出させていただきました。

1 ページ目は補修事業です。執行率を申し上げたいと思います。8、2、2、13節、この委託料ですけれども、予算に対する執行率は79%という今の状況です。

それから、続いて8、2、2、15の工事請負費ですけれども、執行率は55.3%という、そんな状況でございます。

2 ページ目ですけれども、8、2、3、15、執行率を申し上げる前に、これはちょっと合計の数字と違いまして、防衛省の補助事業の忍坂から塙新町に通じる道路、嶋田委員からもちょっとご質問がありました、500万円という話が決算委員会の時も話になりまして、そのことです。18年と19年、継続事業になっていきますので、ここの数字にはのっかっておりませ

ん。19年度に全部のつかっちゃっていますので、その分を合わせたのが、執行率が35.7%。ちょっと低いんですけども、どうしても道路・水路の工事というのは稲刈り時期を避けますので、こんな数字になっちゃいます、35.7%。一番最後の橋の点検が91.4%、そんな状況であります。請負率を申し上げたいと思います。請負率は設計額と契約額の割り算なんですけれども、89.3%、そんな状況でございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして報告したいと思います。

本年の夏期観光における観光客、海水浴客等の入り込み状況について結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

まず、海水浴場でございますが、7月上旬から中旬にかけて、梅雨前線や台風4号の影響によりまして曇りや雨の日が続きましたけれども、7月下旬から8月にかけては猛暑が続きまして、好天にも恵まれ、多くの観光客の入り込みに期待したところでございます。数字を申し上げます。昨年の矢指ヶ浦の海水浴場については1万3,742人でありましたが、今年につきましては1万7,445人ということで、約3,700人ほど増加しております。それから飯岡の海水浴場でございます。昨年が5万220人、今年が5万3,237人ということで、こちらも同じく3,000人ほど増加している状況でございます。

また、観光イベントでございますが、7月21日にサマーフェスタ in 矢指ヶ浦と同時に開催いたしましたあさひ砂の彫刻美術展につきましては、合わせて8,500人ということで、天候不順の中で実施されましたが、大勢の入り込みがございました。それからいいおかYOU・遊フェスティバルでございますが、花火大会という部分につきましては9万人、そのほかビーチバレー、宝さがし等合わせましてトータル的には11万9,700人という数字になっております。最後に、8月6日、7日に開催されました七夕市民まつりでございますけれども、こちらは2日間で12万人という数字になっております。YOU・遊も七夕につきましても好天に恵まれまして、YOU・遊につきましては、昨年より1,000人ほど増加しております。七夕市民まつりにつきましても、昨年と同様という状況でございました。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかにありますか。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、農水産課の方から、お手元に資料を机の上に置かせていただきました。遊休農地解消対策事業フロー図の方をお目通しいただきたいと思います。これにつきまして若干ご説明させていただきます。

この遊休農地解消につきましては、今年度の予算書の中に、補助金として予算措置をとっていただいております。これから秋の収穫が終わりまして、水田等につきましては遊休農地の解消、これを運動していくわけでありますけれども、特に今、農業委員会の方でいろんな遊休農地の調査等をしていただきまして、市内のあらゆる所の遊休農地の実態把握をしていただいております。ただ実態把握だけではなくて、農業委員会もその次に実はアクションを起こしたいというようなことで、農家の方にひとつ遊休農地を解消していただくような運動を市と一緒にやっていきたい、そんなことで本年、予算措置をさせていただきました。

現在考えておりますものにつきましては、対象農地につきましては農振の農用地区内ということで、農振の農用地区内というのは、これから農業をやっていこうという地区を市の中で線引きしてあります。ここの中の農地につきまして、本事業を実施していきたい。対象農地としましては、農業委員会の方で遊休農地対策事業の相談をいろんな面で把握している農地、これにつきまして対象としていきたい。

特に、今回農水産課の方で考えています遊休農地の補助金の関係でありますけれども、だいたい試算等をしてみますと、遊休農地を解消するに当たりまして、10アール当たり5万円以上かかるような農地が実は結構あります。この遊休農地がありますと、隣の、特に水田がありますと、カメムシが出たり、あるいは景観上あまり好ましくない。そんなことで、10アール当たり、解消としましての2分の1程度の補助金を市の方で用意したいなと、そんなことで、上限が10アール当たり2万5,000円、それと2万円というようなことで実は区分けをさせていただきたいということで、今は考えております。

例としまして、2万5,000円はどういう例かということですが、この資料の2ページ目の方に、相当荒廃している遊休農地というようなことでご理解いただきたいと思います。これよりもちょっと遊休農地、まだ二・三年で標準的な遊休農地、そういうのを写真でちょっと判断、申し訳ありませんけれども、それにつきましては3ページ目の方に10アール当たり2万円というような、そういう補助金の体系を考えております。

この補助金を受ける方としましては、主に認定農業者等ということで、現在考えております。この「等」というのは、例えば認定農業者でなくても、隣の方が、一体的になって利用することによってこの遊休農地も生きてくるよ、そういう方もいるんじゃないかな、そんな

ことで、隣接の方が一緒になって耕作するという方は、認定農業者でなくても、この補助金の受け皿として使っていただきたいな、そういうふうに考えております。

ただし、今の考えとしましては、自分で遊休農地にしてしまった方には補助金の交付対象としては考えておりません。自分でやった方について、そこに補助金を出すのはいかなものかというようなことで、その遊休農地を10年以上借りて、あるいは買い受けて耕作をこれからやるという、そういう方に対してのみ補助金を考えております。

以上、これから秋以降冬にかけて遊休農地対策、把握したものを農業委員会と連携とりまして、解消に努めていきたい、その一つの補助金というようなことで、本事業で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ほかにありますか。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 文化の杜公園の基本計画についてご説明させていただきたいと思います。ホワイトボードを使わせてもらってよろしいですか。

○委員長（向後和夫） はい。

○都市整備課長（島田和幸） ご説明させていただきます。

これが平成13年3月に事業計画、スタート前の構想図です。区域が13.8ヘクタール、18年度からさらにスタートしました事業と全く面積は同じでございます。こちら側、仁玉川の下側については、既に供用開始してございます。こちらが6ヘクタール。こちらが今回、基本計画を策定しました7.9ヘクタールでございます。こちらについてご説明させていただきます。

この部分です。これが7.9ヘクタールです。こちらはもう既に、先ほど申し上げましたが、供用開始しているところでございます。これは平成18年度から平成22年度までの5か年で整備するものでございます。事業資金としては、まちづくり交付金事業を採用させていただきました。

見えますでしょうか。

（「はい、見えます」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸） 全体利用計画図でございますけれども、まず、公園整備に当たりまして、基本方針でございますけれども、決算委員会でも私、ご説明させていただきまして、三つございます。まず、こちら側にあります県立図書館、それから県立の文化会館です、これらと一体利用できるような公園として、またそれから、今、国が進めています防災公園、

災害時に対応できるような公園として、それからもう一つは市民の皆様がここで文化交流ができるような、それから多目的使用できるような公園ということで、その三つを基本としまして、計画を立てさせていただきました。

まず、こちらの部分、この所が主にこれは多目的広場でございます、芝生広場、4万平米ございます。この真ん中、センター広場、それからエントランス広場、こちらは多目的、イベント等に使えるように、下が舗装、インターロッキング等で舗装させていただく予定でございます。主にイベント等です。

あと上の部分、こちらが約3ヘクタールございます。これは防火樹林を周囲に張りめぐらしまして、中は散策道路を設けまして、それから子どもたちが遊べる広場等も設けます。先ほど申し上げましたが、主に下が多目的広場で、こちらの部分につきましてはサッカーコートです。サッカーコートが約105掛けの68メートルですか、それがこの部分で2面ほどとれる予定でございます。

防災公園としての機能は十分備えていきたいと考えております。これが災害時に対応できる配置図でございますが、この芝生広場、それからイベント広場等を含めまして約5万平米の所に、仮設住宅ですと約470戸ほど建設できます。国の方針ですと、仮設住宅が1戸当たり約30平米です。ですから、それが470戸ほど建設できる予定でございます。

あとは、災害時には非常にトイレに困りますので、非常用トイレ、こういった形をとるかという、この中に下水道管を通します。下水道管に直接ぽつとん式です。要は普段は地下1.2メートルの下水道管が通っていて、その上に縦管を通しまして、普段はマンホールのふたをしておきまして、災害時にはそのふたを取って、そこに簡易な容器を付けまして、そこから下へ落とすような形で、それが簡易トイレということで設置してまいります。

あとは、耐震性貯水槽です。飲料水を確保するための貯水槽です。これが約160トンほどを予定してございます。それからかまどです。これは今、全国の防災公園なんかで非常に用いられているんですが、ベンチの形をしていまして、通常はベンチとして利用していまして、災害時にはそれをかまどとして利用できるような形をしたベンチです。そういったものとか、あとは備蓄倉庫、この辺にです。それから、非常用発電装置とかそういった災害時に対応するような施設を設置させていただく予定でございます。

この真ん中、濃いブルーの所、ここにヘリコプターが着陸できる、普段はイベント広場なんですが、緊急時にはここをヘリポートとして使えるように、ヘリコプターが着陸できるような体制の施設を考えております。それから、こちらのエントランス広場とか、救援・救護

活動ができるような整備をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、こういった防災に対応できるような公園としても整備していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） 農業委員会でございます。農業委員会の方から報告ということで、特別資料はございませんですけれども、農地の移動・転用等についてご報告申し上げます。

まず、農地法第3条申請、これは農地の所有権の移転でございますけれども、18年度、174件、面積にいたしまして75万3,800平方メートルほどございました。それから、農地法の第4条、第5条、これは農地の自己転用、または権利移転の伴います転用でございますけれども、件数といたしましては167件、面積といたしまして10万1,900平方メートルでございます。

それから、もう1点、年金問題で非常に記載漏れ等政治問題になっておりますけれども、農業生産者を対象にしたところの農業者年金の加入状況、また受給状況等についてご報告申し上げます。

この農業者年金の制度が平成14年度に改正されまして、14年度を境に、それまでの加入者を旧制度加入者ということで、これに対しますところの受給者数が現在、旭市で1,608人ございます。受給総額4億1,600万円でございます。これを1人当たりに換算いたしますと、約26万円弱ということで、農業者年金を受給しております。なお、新制度が14年後半からスタートしたわけですが、この新制度での加入者が137人ということで、非常に少ないということで、今、この加入促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道課から本年度の工事の執行状況についてご報告いたします。

今年度予定しております東町網戸地先7.8ヘクタールの面整備工事につきましては、7月から9月にかけて管渠建設工事4本、舗装復旧工事1本を発注したところであります。執行率は78%となっております。なお、主要地方道の銚子旭線の大正道路との交差点から中央病院入り口付近までの管渠工事につきましては、交通量も多く、中央病院の入り口に当たることから、夜間工事にて施工いたします。工事に当たっては工事規制や騒音などでご迷惑をお

かけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

以上でございます。

- 委員長（向後和夫） ほかにありませんね。

（発言する人なし）

- 委員長（向後和夫） それでは、所管事項の報告を終わります。

それでは、所管事項の報告であります。何かお聞きしたいことがありましたら、お願いしたいと思います。

神子委員。

- 委員（神子 功） 都市整備課にお伺いいたしますが、文化の杜公園につきまして将来的な部分の説明をいただきましたけれども、まちづくり交付金で予算組みをされて、用地買収しておりますけれども、今のご説明をいただきますと、お金がかかるもの、あるいはさほどかからないような状況も考えられますけれども、全体的に整備した場合に、これから予算組みを必要とするものについてはどの程度かかるものか。今、用地買収しておりますけれども、用地買収の見込みを考えた時に、この施設が完成を迎えるのは、今現在どの程度の期間がかかるものかどうか。予算組みがどのぐらい、期間がどのぐらい、そういったことについて、概略で結構ですから、お伺いいたします。

- 委員長（向後和夫） 都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） まず、事業期間は、18年度から22年度まで5か年です。全体的な経費でございますけれども、今の試算ですけれども、だいたい15億円です。これはまちづくり交付金事業で、平成18年度に申請しまして、許可をいただいております。あと、完成はこの事業期間内に、もちろん5年間で終わらせなければなりませんので、平成22年度を予定しています。

今まで買収しました土地は、今の計画の面積、私、先ほど申し上げましたけれども、7.9ヘクタールのうち、買収面積が約7ヘクタールございます。そのうち18年度で、決算委員会で申し上げましたけれども、約1万3,000平米購入してございます。今年が約2万5,000平米買えたらと思っております。あと残りは、だいたい土地の買収は19、20年度で終わりをまして、20年度から造成とか工事に入りまして、22年度で完成という予定でございます。

以上でございます。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 都市整備課長にちょっとお聞きしますが、これは今、関連したあれではないですが、パークゴルフ場、あれがだいぶ防風林ですか、海岸線に植えてあるやつが7割か8割ぐらい枯れているような状態でございますが、あれは業者の方の補償というのは無いんですか。結局、今植え込んである立ち木がよっぽど七、八割方真っ赤になっちゃっていて、きのう見てきたら、まるっきりこれはだめだなと思っていたけれども、補償のあれは無いんですか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 私の方で植樹した部分でございますよね。

（発言する人あり）

○都市整備課長（島田和幸） 委員おっしゃるとおり、確かにこの間の台風でだいぶ色が紅葉しちゃいまして、タブノキですね。台風が来まして、すぐその翌日に全部水をかけまして水洗いしたんですが、一部分、全部じゃない。松は大丈夫なんですけれども、タブノキが部分的にだいぶ色がつきまして、これは補償で植え替えさせていただきます。

○委員長（向後和夫） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（向後和夫） 次に、陳情1件の審査を行います。

農水産課以外は退席してください。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

次に、陳情 1 件の審査を行います。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 3 号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情についての 1 件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、農水産課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、農水産課の方からお米に関します今の情勢等につきまして若干ご説明させていただきます。

お手元に二つの資料を用意させていただきました。ご覧いただきたいと思います。一つが「平成19年産米価格表」という、価格を細かく入れたものでございます。それともう 1 点、カラー刷りのリーフレットで、「“干潟八万石”が育んだ萬歳米」という二つの資料をお手元の方にご用意いただければと思います。

資料の説明に入ります前に、本年19年度産の米の作柄でありますけれども、8月15日現在、国の方で発表しました指標につきましては、実はここ九十九里地域につきましてはやや不良ということになっております。やや不良というのは、平年作100としました場合、95から98というようなことで、全国ベースでは九州の方が不良の部分、あと関東ではこの千葉県というようになっております。

ただ、いろいろ個々の、旭市の中に入ってみますと、個人差がだいぶあるということで、我々も承知しております。個人差というのは、人によってはとれたという人、人によってはとれない、いろいろ管理の仕方、あるいは昨年ちょっと肥やしをやり過ぎて倒れてしまった、今年はちょっと控えようと、そんな方々が今年の天候を誤って控えたおかげで、ちょっと収量が減ったとか、あるいは水の管理、そういうものもあるのかな。それともう 1 点は、台風 4 号が到来した時に、大きな風が吹きました。ちょうどその 4 号が来た時にふさおとめ、これが花が咲いている時期でありましたので、これがだいぶ影響したのかなというふうに考えております。

それと、今年の米価の関係でございます。これにつきましては、先ほどの資料の方をご覧になっていただきたいと思います。これは J A ちばみどりの資料でございます。9 月 4 日現

在というようなことで、銘柄というようなことで、コシヒカリからちば28号までございます。実はＪＡとしましては全農との取引の中で、本年から内金というようなことで、ここにありますコシヒカリですと、一番上に、８月31日までにつきましては特定というようなことで7,000円、これは１袋、30キロじゃありません。１俵7,000円というようなことで、取りあえず7,000円を農家の方に出荷された時にお支払いしまして、売れた時点ですべて精算するという、そういう価格設定になっております。

ただ、ＪＡのちばみどりの方でも今頑張っていまして、その他Ｂ銘柄ということで、コシヒカリを除きますふさおとめ、あるいはひとめぼれ、あきたこまち、ちば28号、これは本年から千葉県が生産・出荷しておりますふさがねというものでございます。これにつきましては、実はここに書いてありますけれども、ＪＡの方でふさおとめ等につきましては、特に８月中、１俵当たり１万3,000円というようなことで掲げまして、他の業者との価格競争に勝とうというようなことで、価格設定をしたということで聞いております。

ただ、いろいろ聞きますと、早く、わせの品種につきましては、価格もある程度ＪＡも頑張ったと、ただ、コシヒカリにつきましては、なかなか千葉県のコシヒカリは売れが悪いというようなことで、現在ちょっと情勢が悪いというようなことを聞いております。ただ、農協管内では、現在12万俵ほど集めたということで、これは昨年よりも若干上回るかなということ聞いております。お米の情勢につきましてはそういうことでございます。

ただ、言えることは、いろいろ今、稲作農家の方から、お米につきましては従来と違っていて、作れば統一した値段で買っていただけるということではなくて、個人間の努力が相当今、売り先をいろいろ検討して努力した方は結構な値段で売っている。ただ単に今ある市場に出している方は、相当低い値段でというのもあるということを聞いております。

それと、18年度の国の方での米の生産費でございます。18年、昨年のお米につきましては、国の方では１俵当たり、60キロ当たり、平均しまして、物材費と労働費、これを合わせますと１俵当たり１万3,899円ということで、約１万4,000円くらい労働費をかけますと経費がかかっているということで、実は試算として出ております。

そのほか支払い利子、あるいは地代算入費というようなことで、これは人の土地を借りて作っているとかそういう方につきましては地代が発生したり、いろんなものがあります。そういうものを加味しますと、１俵当たり１万7,512円ということで、なかなか労働費等をプラスしますと、現在の米価、１万3,000円あるいは１万4,000円には追いつかない、実は生産費がかかっているということでございます。

あと、資料の方でありますけれども、ＪＡの価格表の次に、２ページの方をお開きいただきたいと思います。これにつきましては、お米が安いという部分がありますけれども、一つの大きな理由としまして、米の消費が依然として減になっているということでご理解いただきたいと思います。ここにありますように、昭和37年、１人当たり118.3キロ、こういうものを消費していたわけですが、平成17年の統計数字によりますと、61.4キロというふうなことで、今現在では１人１俵食べているか食べていないか、そういう数字になっております。約半分くらいに落ち込んでいる。これが大きな価格の下落に起因しているのかなというふうに考えております。

ただ、この資料の最後のページをお開きいただきたいと思います。豊作等によります生産過剰に対しますセーフティネット対策ということで、実は国の中でもお米というのは一番大事な作物である、そんな理解で、この中段にあります米価下落影響緩和対策というようなことで、品目横断的経営安定対策、これは４町歩以上田畑を経営する方について、生産調整を100％達成した場合について加入できる制度でございます。生産者と国の方で１対３で拠出しまして、このお金を基にしまして、標準的な収入、この９割をこの制度の中で補てんする、価格が下落した場合には９割まで補てんする、そういう制度も国の方では処置されているところでございます。そんなことで、国の方としましても、価格の下落には一通りの施策は打ってある。

現在、こういう席であれですけれども、実は旭市は国の方から言われております。千葉県と茨城県が一生懸命米の需給調整、要は生産調整に協力していただけると、米価というのは下がらないんだよと。先般、岡島局長も来まして、旭市の水田は伸び伸びとして作っていると、伸び伸びというのは、転作がどこにもないねということと言われました。

そんなことで、どうしてもお米が余ってしまうと、価格は下がる。これはやむを得ないというようなことで、ただ、その中でこの地域は水田が多い。水田というのは、やはりお米を作るのが一番いいのかな。そんな中で、飼料用稲とか飼料用米、そういうものも国の方でぜひ検討していただきたいというようなことで、現在、その対策等を担当課の方で今考えているところでございます。

あと、もう１点、カラー刷りのリーフレット、萬歳米ということで、お目通しいただきたいと思います。これは萬歳地域で、生産者が取り組みをしているものでございます。水田に堆肥を入れまして、堆肥を入れることによって化学肥料を半減させる。化学肥料を抑えながら、農薬も減らそう。そういうようなこだわりのお米を実は作りながら、ぜひ消費者にご理

解いて、買っていただく。そういう取り組みでございます。

この資料の次に、1 ページ、2 ページに新聞の切り抜き等がございます。特に1 ページのところにつきましては、先週の日曜日に読売新聞等に掲載していただきまして、実は電話番号が支所の農水産課の電話になっておりました。そんな形で、日曜日、2 人の職員が受け切れないほど、実はご注文を賜ったということであります。

現在、事務局を農水産課の中に入れてありますけれども、すべてお米の発送等は農家の中でやっていただく。そんなことで、農家に自立をしていただくように今、やっております。値段的にはコシヒカリで1 袋30キロ8,500円、1 俵あたりにしますと1 万7,000円という値段で販売させていただいております。電話だけでも、この間3、4 日で約100俵の問い合わせがあったということで聞いております。市の中ではこういう取り組みに対しまして、市としても支援をしていきたいな、そういうふうに考えております。

以上で、米の情勢等報告を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明は終わりました。

それでは、陳情第3号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたら、お願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この陳情の趣旨につきましては、読んでみますと、労働者が求める最低賃金要求、日給8,000円を計算すれば、米価は1 俵当たり2 万円になるんだということで、適正な米価の水準ということを考えると、そういったことについてぜひ陳情をとというのが趣旨だと思います。

そういったことを考えますと、これは職種は違いますが、千葉県の中でも最低賃金ということを一応うたってありまして、業種はいろいろありますが、千葉県では、18年10月1日に発効した千葉県最低賃金は687円、これだけは県の方で責任持って、最低賃金ということを守っていただこうと、こういったことが発効されております。業種別にいきますと、調味料製造業であれば775円、電気関係については790円ぐらいです。一般機器、機械・機具の製造業は794円とか、いろいろ業種によって最低賃金というのがうたってあります。

今回の趣旨については2 万円米価ということで、制度の確立を求めるということからすると、農家以外の方々が今の社会情勢の中で大変厳しいような状況もかなりありますし、最低賃金の保障ということを考え、さらにこの陳情の中でも、要求は日給8,000円だということであってありますけれども、これは時給に直すと、8 時間であれば1,000円ということに

なります。そういうことを考えると、最低賃金の位置づけからした場合に、これは農業経営とはイコールにならないと思いますけれども、そういうことを考えると、この陳情についてはどうなのかなと。

どうなのかなということは、2万円の米価ということについては、ちょっと私も勉強不足で分かりませんが、最低賃金の位置づけと2万円ということをどう判断をしたらいいのかなというように思う一人でございます。したがって、確かに今、担当する課長の方から説明がありましたけれども、米価については今始まったことではなくて、国の施策が減反、減反ということできて、結果的に米が消費できなくなって、追い打ちをかけるようにどんどん米価が下がってきている。これは構造的な状況もありますが、最賃ということだけ考えた場合には、ちょっと陳情の内容からすると、一般の労働者の位置づけからすると、保障の額というものは最賃に合わないといえますか、差があるのではないかな。

もしも要求するとすれば、最賃のプラスアルファということを考えて、少なくとも最賃だけは何とかしてほしいということの陳情があってもよかったのではないかなというふうに思います。したがって、これについてはまだまだちょっと検討を私はしたいなというふうに思います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでした。
12時25分まで休憩します。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 零時 15分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

陳情の採決

- 委員長（向後和夫） これより討論を省略して、採決を行います。

陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

- 委員長（向後和夫） 改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

- 委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 17分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 2 0 日 (木 曜 日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 0 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 0 号 指定管理者の指定について

《付託陳情》

陳情第 2 号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情

出席委員 (7 名)

委 員 長	林	一 雄
委 員	林	正一郎
委 員	景 山	岩三郎
委 員	伊 藤	保

副委員長	柴 田 徹 也
委 員	木 内 欽 市
委 員	向 後 悦 世

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (1 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者 (2 5 名)

教 育 長	米 本 弥榮子
保険年金課長	増 田 富 雄
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	花 香 寛 源

環 境 課 長	平 野 修 司
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	及 川 博
そ の 他 担 当 員	1 6 名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 9時58分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会、大変ご苦労さまでございます。

この夏は大変な猛暑続きでございまして、今日も彼岸に入りましたが残暑が続いております。本日の審査、蒸し暑いですから、どうか上着を脱いでいただいて結構でございます。

議長に今回付託されました議案は、10号の所管事項と20号の2件と陳情が1件であります。

課長方には、詳しい説明と答弁をお願いをいたしまして、また委員の皆様には、慎重なご審議をいただきますようよろしくお願いいたしまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

座らせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案2件と陳情1件について審査をいただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ですがあいさつに代えさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表し、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより文教福祉にかかわりの深い事項につきまして、ご指導、ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。感謝と御礼を申し上げます。

本日は、議会より付託されました２議案、議案第10号中の所管事項、議案第20号と陳情第2号についてのご審議をお願いいたすことになっております。質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る９月６日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第20号、指定管理者の指定についての２議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらばお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第10号、一般会計補正予算のご説明をさせていただきます。

まず、予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの中段でございますけれども、３款民生費、１項１目社会福祉総務費、説明欄１の寄附金でございますが20万円、これは手をつなぐ育成会へ活動費として支出をさせていただくものでございます。

それから、その下の同じく、今度は児童福祉総務費の説明欄１の母子福祉事業委託料でございますが、ここへ220万7,000円を計上させていただいております。これは、夫からの虐待等によりまして、どうしても夫から切り離しをし、保護をする、そういう母子を支援施設へ

入所措置させるための委託料でございます。当初予算におきましては、このようなケースでの措置があるかもしれないということで委託料、当面の3か月分に相当するだけの経費を計上してございましたが、今回、実際に措置しなければならないという母子が1組ございましたので、この不足分220万7,000円を追加補正させていただくものでございます。

それから、これらの歳入につきましてご説明をさせていただきますが、9ページをご覧くださいと思います。

まず、13款の国庫支出金110万3,000円でございますが、これは、先ほどの母子の関係での国庫負担分でございます。

それから、14款の県支出金、1項1目民生費県負担金、説明欄1にございますが、母子生活支援施設入所措置費負担金ということで55万1,000円、これは県の負担分でございます。

それから、同じく、今度は10ページをお開きいただきたいんですが、16款寄附金でございますけれども、先ほど、手をつなぐ育成会の方へ20万円を活動費として支出するというお話を申し上げましたが、この寄附金でございますが、2目民生費寄附金におきまして、旭市清和甲にございます株式会社エステート・プロデュース様からご寄附をいただきまして、この20万円全額を手をつなぐ育成会の方へ支出をさせていただくという内容のものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、補正予算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項3目の説明欄1ですけれども、乳幼児医療扶助費についてご説明させていただきます。これにつきましては、10月より、県の制度改正に合わせまして市の要綱も改正いたしまして、それを補正するものでございます。219万3,000円でございますけれども、これにかかわる歳入でございますけれども、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの県支出金14款2項3目の衛生費県補助金ですけれども、説明欄の1で、これは県費補助が2分の1でございますので、歳出で組みました219万3,000円の2分の1、109万6,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育費のうち庶務課所管の補正予算等について補足説明をさせていただきます。

補正予算書16ページをお開きいただきたいと思います。

10款 1 項 2 目事務局費の説明欄 1 番、教育総務費総務事務費でございますけれども、89万8,000円の追加補正につきましては、産休代替の臨時職員 1 名の賃金を予定するところでございます。

続きまして、17ページでございますけれども、2 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番、小学校大規模改造事業3,054万5,000円の追加は、共和小と豊畑小の屋内運動場の改修事業でございます。共和小につきましては、既に地震補強工事について契約済みでございますけれども、その後、内壁及び外壁の改修をしようということで、それと併せて照明設備を昇降式に変えたいということで、1,000万円の追加をお願いするものでございます。なお、豊畑小につきましては、地震補強に加えまして、外壁の改修と照明設備を昇降式にするために2,000万円、それに伴う管理委託料として54万5,000円の追加でございます。

続きまして、18ページでございますけれども、3 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番、中学校施設管理費203万3,000円の追加は、海上中学校の用地の芝生養生のための維持管理委託費でございます。

続きまして、説明欄 2 番、中学校施設改修事業300万円の追加は、第一中学校と西側で隣接する用排水路の柵渠の布設替えの経費とインターフォンの交換に要する工事を行うものでございます。それと、説明欄 3 番、第二中学校改築事業280万円の追加は、第二中学校の学校敷地と隣接する南側の土地の取得をするために調査、測量等を行うものでございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の10ページをご覧くださいと思います。

中ほどの県支出金の教育費委託金の説明欄の 1 でございますけれども、小学校英語活動等国際理解活動推進事業費委託金としまして106万8,000円を計上させていただきました。これは、県より昨年度末に、国からの委託事業としてお話があり、本年度から 2 か年、県からの委託事業として実施するものでありまして、その県からの委託金を計上したものでござい

す。

次に、その下の寄附金でございますけれども、教育費寄附金の欄の説明の１でございますけれども、教育総務費寄附金につきましては、旭市川口の鈴木好雄氏、この方は故鈴木正道議員のご遺族でございます。この方より、学校教育関係に役立てていただきたいと50万円のご寄附をいただいたものであります。また、その下の中学校費寄附金でございますけれども、旭市口の伊藤實氏より、旭第二中学校の楽器購入に使っていただきたいと120万円のご寄附をいただいたものであります。

続きまして、資料の16ページをご覧くださいと思います。

下の欄の教育費、説明欄の２の基金積立金でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました鈴木好雄氏からの寄附金を、その意向に沿い育英基金として積み立てさせていただくものであります。

続きまして、17ページをご覧ください。

10の教育費２の教育振興費でございますが、この右側の説明の１の小学校英語活動等国際理解活動推進事業は、先ほど申し上げましたように、県からの委託事業を実施し、その歳出内容を示したものでございます。

18ページをご覧くださいと思います。

10の教育費、２の教育振興費でございますが、説明欄の１でございます。中学校教材備品等購入事業の教育用備品費は、先ほども申し上げましたように、伊藤實氏からの寄附金をその意向に沿い、旭第二中学校の楽器購入に充て、それを計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） ないようですので、担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

何かございますでしょうか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 10ページの災害復旧費県補助金、これは県の補助率が80%となっておりますけれども、この部分をもう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

- 委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

（「建設経済」の声あり）

- 委員（向後悦世） すみません。じゃ、これは所管している部分が違うので取り下げます。

- 委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

木内委員。

- 委員（木内欽市） 順序がいろいろですみませんが、ちょうど今、10ページを見ていたんですが、寄附金の中学校費寄附金、伊藤實さんは、滝郷にいた校長先生、こんな名前だったのでその方かな。ちょっとそこを教えてください。

それと、あと13ページの民生費の母子福祉事業の夫からの虐待で支援施設とありますけれども、この施設というのはどこの施設なんでしょうか。お願いします。

- 委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 木内委員のご質問にお答えさせていただきます。

伊藤實氏でございますが、やはり教員ではありましたが、最後、海上中学校でやめられたということで、滝郷小学校にいられた校長先生は、同姓同名ではあるんですけれども違う方でございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、母子の生活支援をするための入所施設ということでございますが、これは県外の施設へ母子ともに、民間の施設になりますが、そこへ入所をし、保護をしております。

以上です。

- 委員長（林 一雄） ほかに。

向後委員。

- 委員（向後悦世） じゃ、13ページの民生費のところの母子福祉事業の委託料について、母子生活支援入所措置委託料、これは夫からの暴力から何か妻を守るためというような説明がありましたけれども、この件、何件くらいあったか、もうちょっと具体的に話をいただければありがたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 夫からの暴力によっていろいろと相談をされるケースというのは、社会福祉課の方でもございます。しかしながら、今回のように、どうしても生命の危機等も含めまして夫から離れた方がいいと、そういうケースに至ったのは今回が初めてでございます。1件です。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 補正予算で202万7,000円がかかっていますが、これ実際に1件しかなかったということなのですが、結構予算的にはこういう額が必要なんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、今、施設へ入所措置をしている状況を申し上げますと、今、母親と子ども3人、4名が入所をしておりますが、ここでは、だいたい^{ひとつき}一月35万円前後の措置費が全体でかかります。それで、ただ住居を提供している、そういうことだけではございませんで、あくまでも、今後その親子が自立をしていくためのいろんな訓練等もこの中でやっていかなければなりませんし、その前に、心理療法等いろいろ専門家のアドバイスを受けながら精神的な部分からの立ち直り、そういうような部分も必要でございますので、どうしても35万円ぐらいの生活費が必要になってきてしまうということでございます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か夫婦間でもトラブルがあったら大変お金がかかるのはよく分かりました。旭市でも財政厳しいというような話も再三伺いますので、またそういうトラブルがなるべくないように皆さんで頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 保険年金課の方から、ちょっと補足説明を申し上げさせていただきます。

本来、総務委員会という予算の中で13ページにございます電子計算費の件なんですけれども、中身につきましては、平成20年度4月から施行されます後期高齢者医療制度の関係でございますので、補足説明させていただきます。

この内容でございますけれども、平成20年度からの後期高齢者医療制度が始まるわけなんですけれども、それに伴いましてシステム改修がぜひ必要になると。平成20年度から始まる

後期高齢者医療制度でございますけれども、市町村で今、老人保健特別会計というのをやっておりますけれども、それが、県下56市町村が全部入ります広域連合で実施されると。その関係で、いろいろ電算関係の改修が必要になるということで、今回ここに組ませていただいたわけなんですけれども、その中身といたしましては、平成20年度から広域連合が始まるわけなんですけれども、新たな市町村事務としては保険料の徴収等が必要になります。そのためのシステムの開発。あと75歳以上の被保険者の資格管理。保険料、これは広域連合の方で賦課するんですけれども、保険料の賦課決定を行うための必要な情報。また、広域連合等に提供するシステム等が多岐にわたります。そういうのを、例えばいろいろ関連する部門では、収納滞納システム、あるいは国保の賦課システム、あと年金から保険料を徴収するというところで介護保険のシステム等も当然連動してきます。その辺の関係で、ここでございます今回の金額でございますけれども、1億6,135万3,000円、この全額が後期高齢者の関係ではございませんけれども、その中で含まれておりますものとしましては、今回1億5,587万5,000円が後期高齢者医療システムの方の関係の金額となっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 二・三点、ちょっと。

今の説明、分かりました。だけど、私は、補正前の額と結局補正額の方が多いなと、その点もはっきりとまだ分からなかったのかなという疑問が1点あります。

それはやむを得ないのかなと思いますが、それと民生費の中で、手をつなぐ育成会とはそれはどういった、20万円もらって20万円寄附したということでございますが、どこにあるのかなと。管轄は社会福祉課でしょうけれども、何人くらい、この手をつなぐ育成会というのがあるのかなということが1点でございます。

それと、14ページの衛生費ですが、母子保健費の中で乳幼児医療費助成事業の中で、これ219万3,000円でございますが、これは何歳から何という補足説明はなかったから、これをひとつお願いしたいということでございます。

あとは、浪川課長に教育費の方でちょっと二・三点聞きたいのですが、3,000万円ほどの予算がございまして、設計監理委託料ということで、工事請負費が3,000万円で、委託料が54万5,000円ですか。これが共和小と豊畑と屋内運動場の改修だということでございましたが、どうしてこの時点で急遽設計変更になったのか、工事変更になったのかという理由です。これをお聞かせ願いたいと。あまりにも設計変更なり工事変更が金額が多過ぎるということ

で、最初からどうして分からなかったのかなと。早くいえば、改修工事というのは、昔の言葉でいえばくすぐり普請と言って、意外にやってみたらこうしたいああしたいというお金のかかるのが改修工事でございますので、理解はしておりますが、一応その点を、設計時点で設計料まで払ってやっているのに、どうして設計委託料をまた再度払わなければならないのか。この点は、ちょっと民間では考えられない状況でございますので、この点も再度明快な答弁をお願いしたいなと思います。

それと、18ページでございますが、学校管理費の中で、海上中学校の芝の管理費が203万3,000円と、これはどこに。芝生の維持費、これ年間なのか。毎年これは延々と続くのか、業者はどこなんだと。それで、指名競争でやったのか、それとも、この時点ですから、今一般競争と言っていますが、恐らく指名じゃないだろうと。見積もりでも、監査の方では250万円以上は2名以上の合い見積もりが必要ということで規定されておりますので、これは何名の業者を指名して、この203万3,000円の予算をとったのかと、こういうことでございますので、補正が700万円とってありますので、この説明もお願いをしたいと。

私の方は、ゆうべ考えてきた質問は以上でございますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、手をつなぐ育成会の方の関係でございますが、これは、今、鎌数の工業団地の手前に市の福祉作業所がございます。その作業所の運営も、指定管理者で手をつなぐ育成会の方をお願いしているわけですが、その団体につきましては、もともと旭市の障害者の方々の保護者をもって組織をしておりますが、実際のところ、人数につきましては、手元に正確な人数はございませんけれども、40名ほどいらっしゃったと記憶をしております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 40名ということで、20万円寄附して、その収支報告書というものはとってあるのかどうかということ、その点も併せて答弁願います。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実際のところ、指定管理者の関係の部分につきましては、当然のごとく、その運営費に対します実績報告をちょうだいしておりますが、この寄附金の部分

につきましては、総会等で私ども招待を受けますので、その中で総会の収支報告、それらを全体的に認識をさせていただくというような形になります。

○委員長（林 一雄） ほかに説明の課は。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 失礼しました。

それでは、林委員の電子計算費の件でございますけれども、当初の予算額に比べまして今回の補正額があまりにも大きいということへの答弁でございますけれども、当初、厚生労働省より今回後期高齢者医療制度の始まる中で、電算の方、どこまで改修していけばいいかという情報量が非常に少なかったというのが大きな理由でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 大変失礼いたしました。

これは通院に要する医療費助成でございまして、3歳未満から4歳未満に引き上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、共和小と豊畑小の屋内運動場の工事費でございますけれども、共和小につきましては、3月12日に既に契約をしてあるところでございまして、これは地震の補強についてのみ事業をする予定でございましたけれども、先ほど林委員ご指摘のとおり、やってみたら中の壁が相当穴があいていて、せっかく補強をしてもどうも使い勝手が悪いということと、屋体の照明が昇降式でございませぬので、今後電球等を取り替える時にその都度結構な支出が必要になるということから、この際、照明の部分も昇降式にしようということで、併せて1,000万円の補正をお願いしたいということでございます。

それと、豊畑小の屋内運動場でございますけれども、これも当初1,000万円の予算がございまして、実は債務負担を設定していただいております。これも当初、耐震だけの予定で考えていたんですけれども、契約をしようとする間にやはり外壁も相当ひびが入っているし、先ほどの共和と同じように照明器具も昇降式でないということから、この際、その辺も工事をしていこうということになりまして、やろうとしたんですけれども、債務負担の設定が1,000万円でございますのでとても契約はできないということで、今回補正をお願いして、予算的な裏付けができた時点で契約をしたいという考えで、それに併せて管理費の54万

5,000円、現在ある中にこれだけのプラス、約2.7%程度になるんですかね。それを見込んで
いるところでございます。

それと、海上中学校の芝の養生でございますけれども、海上中学校、運動場側は機械等も
入れまして、十分職員でも芝生の養生ができるんですけれども、校舎側の部分約1万平方メ
ートルが芝生になっておりますけれども、その部分はなかなか機械も入れないということ
で、かといって職員なり生徒が芝生の草取りをやるとかということもなかなか難しいという
ことから、せめて1年や2年ぐらいはこういった養生をしておけば、あとは業者に頼らない
で生徒が十分できるのかなということで、一・二年程度の計画を今持っております。業者に
つきましては今後検討をしていくと。先ほど林委員ご指摘のとおり、財務規則にのっとって
業者の方を決定していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員、よろしいでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） そうしますと、まだ契約の段階には入っていないということですか。

管理者は指名はしてあるの。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 豊畑の屋内運動場につきましては、まだ業者も決めてございません。

これから規則にのっとって、入札なりという話になると思います。

以上でございます。

（「芝生は」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） 芝生も全然まだ業者は決定してございません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと同じような、あれですか、芝生を今度は1年したら生徒らが草
取りとかをやるということですか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） はい。現在運動場の側については、ちょっと芝が早かったもので、

もう十分生徒なり、あるいはP T Aの皆さんにご支援をいただいているところで、十分できております。したがって、校舎側はちょっと遅れたもので、まだびっしり生えていないもので、その辺ちょっと機械も入りづらいということから、業者に少し養生をお願いして、その後はもちろん生徒なりP T Aの皆さんで十分管理をしていただけるということで、お願いしていこうかなということを考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 日本一の芝生の面積を持つこの芝生、日数があまりかかって授業時間に影響が出ておもうと思いますけれども、どのぐらいを予定しているんですか。何日ぐらいで終わるんですか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 時間的には、私もちょっと聞いておりませんが、とにかく回数、P T Aで約3回程度、それと生徒についてはその倍程度はやっていただくということで、とにかく草が無くなるまで取ってもらうということで考えております。一列に並んでやればそんなに時間はかからないでできるのかなという気はしておりますけれども、それで、どうしてもできないということになれば、また他のことを考えなければなりませんけれども、当座はそういったことで自らが管理をしてくださいというお話はしてございますので、そのように努力をしていただきたいと思いますと考えております。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 除草剤とかは使う予定はなくて、全部手で取るんですか、管理は。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 除草剤もいいものがございますが、芝には大丈夫だけれども草だけ枯れるとか、スギナが枯れるとかというものもありますので、そういったものも当然に考えていかなければなりませんけれども、なかなか子どもらに除草剤をとということも難しいので、P T Aの役員の皆さんとかP T Aの皆さんがやっていただける時には、そういったことも考えながらやっていただきたいと思いますということで考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑は。

伊藤委員。

- 委員（伊藤 保） 教育振興費の方ですけれども、120万円寄附をしていただいたということで、楽器購入ということで第二中学校、これありますけれども、なぜ第二中学校だけだったのかなという疑問があるので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、お答え申し上げます。

今の伊藤實氏からの寄附について、なぜ旭二中かということですが、伊藤實氏につきましては、これまで市内のやはり小・中学校の方に何度か寄附をされておりまして、平成15年度に中央小学校と豊畑小学校、それから昨年度は飯岡小学校、それから今年度につきましては、伊藤實氏の方から、子どもたちのつながりとの関係だと思っておりますけれども、第二中学校の方で吹奏楽が非常に盛んに行われているんですけれども、その部活動の方での楽器がかなり傷んでいて新たに購入したいというような、そういうお話が伊藤實氏の方に入ったということで、そういうことでご寄附をいただいたとそのように聞いております。

- 委員長（林 一雄） 伊藤委員。

- 委員（伊藤 保） はい、分かりました。

- 委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

柴田委員。

- 委員（柴田徹也） 10ページの三川小がモデル校になったということで、小学校英語活動等国際理解活動事業費委託金、難しいんですけれども、これはどんな内容なんですか。ちょっと説明願いますか。

- 委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、ご説明申し上げます。

これは、先ほどもちょっと補足説明で申し上げましたが、大もとは文部科学省からの委託事業でございまして、この事業の方のねらいを申し上げますと、いわゆる英語活動を中心とした国際理解活動の指導方法の確立というようなことで、今、新指導要領の策定等も行っているんですけれども、小学校にも英語が導入されるという流れに今なっておりますが、そういう中でALTや地域の人材等を活用した中で教職員の英語力、指導力の向上、そして当然のことながら子どもたちの英語力の向上を図ると、そういうようなもので行われる事業でござい

ざいます。

なお、三川小学校につきましては、これまでも学校としまして英語活動等に力を入れていて、三川小学校の方でぜひこの事業に参加したいということで、三川小学校ということになっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） それで、この予算はどんなふうな使われ方をするのでしょうか。

○委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 具体的に申し上げますと、この指導に当たる指導員がおりますが、実際には三川小学校の五・六年生に週1時間英語の指導をしてもらうということになります。その方のいわゆる報酬金というのでしょうか、謝金等が一つ。それから、あとはこの講師の方がさらに研さんを積んでいただくための研修費的なもの。それから、実際に子どもたちの指導に当たっての児童の指導用のテキスト、参考書。それから、これらについて、いろいろ教材にかかわる費用、消耗品等、そういうものに主に使う予定でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員は所用がございますので退席させていただきますので、よろしくお願いします。

（木内委員退室）

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、指定管理者の指定ということで、議案第20号につきましてご説明をさせていただきます。

補足説明と議案質疑でのご説明を申し上げましたが、不十分な部分があったので、改めましてこれらの内容につきましてご説明をさせていただきます。

保育所の指定管理者制度の活用につきましては、行政改革アクションプランでその制度の活用が効果的、効率的な施設の一つとして保育所を明確化しているところを背景に取り組ん

できたものでございます。

この指定管理者制度を導入することによりまして、行政コストの低減により効率的な行政運営に結び付けるということは、これは当然のことでございますが、民間のノウハウを生かしていただいて、保護者の保育ニーズへ柔軟に対応した特別保育等のサービス提供が展開できるということと併せまして、熱意と意欲のある、そういう民間の法人が保育行政に参入してくださるということは、既存の保育所にも刺激が生まれまして、その結果、市全体の保育の質が高まっていくものと期待をしているところでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、条例の規定にのっとりまして、指定を希望する法人の募集を公募によって行いました。公募期間につきましては、19年6月1日から7月2日まででございました。その結果、学校法人旭鈴木学園、この1法人から応募がございましたので、市民代表2名とそれから学識経験者1名、それと市職員6名によります候補者選定委員会を組織し、提出を受けました事業計画書、それから収支予算書、法人の経営内容、それらの書類審査のほかには事業主とのヒアリング、そしてまたこの事業に対するプレゼンテーション等を行うなど、総合的に審査を行いました。その結果、旭鈴木学園が指定管理者の候補者として適当であるということが認められましたので、今議会で議決をいただいた後に指定をしていくものでございます。

コスト削減の方の関係で、議案質疑の際に、明確な削減できる金額ということで数値を申し上げられませんでした。この数値につきましては、手元に持っていることは間違いございません。議決をいただいた後でございますが、今度、候補者と指定管理料そのものの交渉を進めていくということになります。今、私どもの方で試算をしている数値そのものが、工事等に例えて申し上げるならば工事請負契約の設計額に相当する、そういう部分となります。委託料の予定価格をその試算数値によって今後幾らにするのかということをはじき出して、それで交渉に当たるわけですが、その基準額となる関係で、どれだけ削減できますという部分を直接申し上げられませんでした。すなわち、この削減額そのものが委託料をより少なくするための、現状の中ではこれから交渉ということでございますので、オープンにさせるべきではないというようなことで、その数値の発表は控えさせていただいたところでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

林委員。

- 委員（林 正一郎） 干潟保育所は、今、園児はどのくらいいるのか。それと、保育所は何名いるのか。パートは何名か。干潟保育所が今現在の費用はどのくらいかかっているのか。

それと、今コスト削減でございますが、どのくらいの削減がおおむねできるのかと。かえって指定管理者の委託料の方が高くなったということになってきたら、これは問題ありますから。あえて高いのに指定管理者に持っていくということは、何か裏取引があるんじゃないかと疑惑を抱かれたって、これはなかなか払拭することは難しいと私は思いますが、今あなたは答弁できないと言っておりましたが、議会で答弁できなきゃどこで答弁するの。そんなつまらないこと言うから、私、質問したくなつたんだよ、今。答弁してください。

- 委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず園児の数につきましては、今、110名前後で毎月動いております。それから、保育士でございますが、所長とそれからそのほかに保育士が8名、それと調理師が1名、それとパートが5名、合計しますと15名です。

それから、行政コストの関係でございますが、これも実際に、今、保育所の運営費が18年度決算で申し上げますと8,612万円かかっております。それで、この8,612万円を上回るということはもちろんございません。今、試算をしてある数値で申し上げますと、本会議の時にも申し上げたんですが、1,000万円を境に100万円の単位でおさまるのか、1,000万円の部分へ上乘せできるのか、その辺、これからの交渉の中で削減額というものを明確にしていきたいということでございます。

それから、先ほど人数のところ、私ちょっとうっかりしておりまして、調理員にパートが1名ございますので、臨時の部分では保育士5名、調理員1名、合計16名ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） それで、一番これは基本で大事なことなんですが、現在、公立で干潟保育所が運営しているわけですね。これは公ですね。それを保育園児の父兄に了解をもらって、こういうふうに民間委託しますよということを、110名の皆さんに公から民間に委託しますよということは100%了解をいただいて、こういったアクションプランの指定管理者の方に事業を進めてきたのかと、その点もちょっとお聞かせ願いたい。一番の問題は、それは

コスト削減よりも、やはりこれは保護者ということに大きなウエートがあるんじゃないかと思いますが、その点は落ち度のないように行政側で進めたと思いますが、その点の答弁が無いのでお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、林委員がおっしゃられましたように、保護者の方々にまずご理解をいただくということは、これは委員おっしゃられるとおりでございます。それで、当初、この保育所の指定管理につきましては、19年度から実施をすると、そういう予定でアクションプランの中では打ち出しているところでございます。それが20年ということで、1年延びたと、その1年延びた経過が、まさしくその保護者の皆さんからの理解を得るために1年期間を必要としたということでございます。

それで、保護者会等に何度も説明に出まして、それで保護者の皆様方の意向というものは、最初は、確かに公立が安心できていいんだということで、保護者の皆さんは今までどおり公立が運営するとそういう方法を望んでおりましたが、それを二度、三度と説明会を重ねる中でそういう部分をご理解いただいたんですが、その中で、じゃ、何が一番問題になるのか、その辺を保護者の皆様、お一人お一人からきちっとアンケートをちょうだいして、そういうようなものも本当に民間委託に持っていけるのかどうなのか、その辺もつかむためにアンケートもやらせていただきました。お願いをする法人にすべて譲渡してしまうんじゃなくて、あくまでも管理主体は市の中で、あとサービスの問題でどうなのかというような部分に多くの問題が寄せられました。それで、その中でも一番保護者の方がお願いしたいというような部分で寄せられました課題が、休日に保育をやっていただきたいというような要望をお受けしております。それで、今までは土曜日の半日は、これは休日保育ということで実施をしておりましたけれども、土曜日はそれじゃ1日保育をやりますと。ただし、今後、日曜日というような部分はまた民間の事業者の方との調整もございますので、当面はそこまではいきませんが、土曜日だけは1日保育を実施すると。それから、あと特別保育、いろいろやっておりますが、延長保育もそうですし、そういうような部分で決してサービスの質を落とすというようなことは絶対あってはならないというようなことで、私どもの方も今のサービスをきちっと維持しながら、よりその特別保育、そういうような部分で保護者の皆さんの意向に対して対応できるように保育内容も検討した中での今回の指定管理者によるご理解をちょうだいしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私は、在田課長の答弁を聞いていると、しつこく何回もやったということになってくると、やはりそこには無理があったなというふうに感じ取れたわけです。そういった中で、やはり誰が考えたって民間よりも公の方がいいに決まっているの。公から民間に委託するということは、これは大変なことなの。皆さんだって、大学行ったりどこ行ったりしてですよ。国立の方がいいに決まっているわけ。

これと、もう1点は、保育士の所長以下8名と調理師とパートと計16名と、この人たちの行き先はどうなっているんだろうと。これらの問題もちょっと考えてもらいたいと。どうなっているのか、答弁願いたいと思います。

それと、私、干潟方面に知人とか親戚も多いから、いろんな意見を聞いた中で、やはり無理があったということを聞いているんです。それで、保育所というのは、多くなれば多くなるほど、特別保育のサービスというものはやはり損なわれるわけ。そういったものを何で乗り越えて、無理にこういったことに持っていったのかということが、やはり大きな問題になっているわけ。私にいろいろと言ってくる人がいるの、向こうの人で。だから、その点もちょっと併せて答弁願えればありがたいと。

16名のこの人員の行き先はどうなんだと。この点も併せてご答弁を願いたい。

以上です。

○委員長（林 一雄） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

先ほどの林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず指定管理者そのものに当初から無理があったの

ではないかというようなご意見、ご質問がございましたが、指定管理者制度そのものを推進していく中では、やはり今後厳しい財政事情の中で行政コストをいかに抑えながら効率的な行政運営を展開していくかというその大きな流れの中で、旭市におきましても、アクションプランを作成し、そのアクションプランの中で保育所についても、確かに民間も同じ保育事業を展開しておりますので、民間にできることは極力その民間にやってもらった方がいいんじゃないかというようなそういう流れも一方ございます。かと申し上げましても、そのすべてが民間でそれらがカバーできるのかというような部分で、なかなかそうはいきませんので、少しでも保育行政に対する行政コストと、それから行政コストを削減していく中でも保育サービスを今以上に展開できる、そういうような方法が指定管理者による民間委託であろうということで取り組んできたものでございまして、その辺につきましては、今後どういうふう to これらをまた拡大していくのか。そしてまた、民間委託をやった結果、市で今までと同じように管理をしていった方がいいというような結果になるのか。その辺は、今後、今回の民間委託を十分見きわめた中で決定をさせていただきたいと思います。

それから、保育士をはじめとします職員の行き先ということでございますが、あくまでも保育士、それから所長を含めまして正規雇用の職員につきましては、他の保育所へ人事配置の方をしていくということを基本にしております。それで、実際に他の保育所で、今、臨時の保育士が、干潟の5名も含めまして39名いるんですが、そういうような部分で臨時の保育士もなかなか集まりづらいというような状況もございますので、現場の方へ回っていただくと。それから、干潟保育所の臨時の5名でございますが、これにつきましては、事業主の方に、極力そういう臨時で保育に当たっている保育士は正規採用を継続してやってもらえないかということをお願いをしております。そういう部分でも、今度は法人の正規の職員になるわけでございますので、雇用というような部分でも少しは条件的に改善できるのかなという感じでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 説明はおおむね了解しましたが、パートがあと旭市の全保育所で39名いると。その中に今度、所長さん入れて8名ということで、調理師1名と。現在、運営がそれだけでできるのにもかかわらず、それだけの人が余っちゃうじゃないですか、入れたら。その8名の保育士をどこの保育所へ配置するのか、人事異動するのかと。それで、そういった8名の人間の保育士さんをどこの保育所へやった、何名異動と、それでそういったローテーシ

ョンが全部でき上がっているのかということです。無駄に8名の人間をやるということはこれは大変なことじゃないかなと。そういったことも考えてこの指定管理者を実行したのかなと。その点も併せてお願いをしたいと。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに委員おっしゃられますように、その経費の部分にこれはなりますが、臨時で対応できているものが今度は正規の職員が回っていくということになりますと、短期的に見ますと、その部分におきましては、確かに人件費、正規とパートと比べればこれは歴然としたものがございますので、経費的には、ほかの14保育所へ回したそれらの人件費というものについては高くなるわけですが、実際にそれを長期的に見ていった中で、それらの保育士に対して、できる限り延長保育ですとか、そういう部分的な保育サービスに当たる部分については、これは正規職員をそこへ全部充てていくというような、そういう考えはございませんので、パートもうまく効率的に使いながら、それから総体的な保育士の総枠を長期的にどういうふうにやっていくのかということについては、退職者の補充というような面もございますので、それらと長期的にプラスマイナスして効果を出していきたいということでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） じゃ再度、しつこいようですが、この8名が正規に、所長さん含めて8名いるでしょう。それで、調理師が1名でしょう。それで、現在は干潟保育所まで寄せて14か所でしょう。だから、今14か所、干潟保育所の正規の職員が、パートは別として要するに9名いるわけですね。そうでしょう。8名と調理師が1名で9名で、パートが5名だったか。そうすると、全部で16名と言ったから、5名だから、約11名いるのか、全部で、保育士と両方で、あと所長ぐるみで。10名ですか。そうすると、10名で、これだけの人が、調理師が1名でしょう。そうすると、あと14で、今、14か所の保育所は運営ができていますね、人数が。だから、今あなたが、退職者を計算してやるんだと。じゃ、その退職者はいつごろ何人減るんだということがそこに1点出てくる、問題がね。そうすると、このパート以外の、パートは期限来ればそれでオーケーですね、解雇できますから、11名の人間はどのように異動をしてローテーションを組んだのかということですよ、私が言うのは。ただ、むやみにローテーションは組めないわけですから。人がいない所へ人を送ったって何にも価

値が無いでしょう。だから、そこでローテーションはどのように組んであるのかと。例えば、5時で閉まると、それを6時まで5時半まで延長するとかすれば1人の人が増えても、9時に出勤する人を10時に1時間遅らせて6時までやるとか、そういったローテーションを組んであるのかと私は言っているわけ。そうでないと、この人の人数を、10名の正規の職員の配置のローテーションは組めないと思います。いらない所へ人を送る必要は何の意味も無いわけですから。現在では14か所、全員それで間に合っているわけですから。その点を私は聞いているわけ。お答え願います。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えをいたします。

退職する職員補充という部分では、今年、今2名の新規の保育士を雇用する、そういう予定をお願いをしておりますが、実際に、今、調理員も含めまして6名、退職する人が見込めるといいでしょうか、予定になっておりますので、実際にはその部分へ今の10名の部分が加わり、それから新規のその職員2名が加わりますと、6名が、今、現状の中で15施設に対して14施設になった場合にプラスになっているんじゃないかということでございますけれども、年度末には臨時職員で対応している部分もございますので、そういう臨時職員の再雇用という部分へ当然つながってきますけれども、臨時の職員については、全部が全部再雇用できるわけではございませんので、そういう所へ正規の職員が入り、それで14施設の中の総体の子どもたちの年齢構成、いろんな施設ごとの年齢構成に4月1日現在どうなるのかという中で、例えばA保育所は保育士が何名、それから特別保育等をやっているその関係で、臨時の雇用としてパートが何名必要になるのか、それらを今度、年度末に14保育所の部分へすべて当てはめていくという、そういうことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） おおむね了解しましたが、あと課長、そうしますと、何でならこれだけのモデル事業とあなた、おっしゃったわけです。モデル事業をやるからには、それなりのしっかりとした事業計画というものが必要になってくるわけですので、今現在でそれだけのローテーション、どこの保育所には何名、どこの保育所には何名というそういったあれはまだやっていないと私は思いますが、あなたの答弁から見るとそのようには見受けられませんので、これ4月1日からですから、12月の文教委員会までにはしっかりとローテーションを

組んで発表していただきたいと。また再度質問しますので、その時に明快な答弁をお願いしたいと、そのように思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、委員の方からローテーションというお話がございましたが、これは、4月1日の児童の数によってそれぞれ保育所そのものが大きく変わってきますので、保育所によっては、園児が少なくなれば保育士が当然必要なくなり、多くなった所については当然保育士に多く入ってもらう、そういうような形になりますので、4月1日の園児の数が確定した中で、それぞれの保育所にどういう形で配置をできるのか、その辺を決定していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

（「それと、もう1点だけ」の声あり）

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） これは、教育長にちょっとお聞きしたいんですが、こういった指定管理者をこれからも、あと14、公の保育所があるわけです。こういったことを幾つか、まだまだこれから進めてまいるという考えなのかどうなのか、教育長の所見をお伺いします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） では、社会福祉課長からもありましたように、これがモデルになるわけですので、この結果によって、その方がいろいろな面で、まず先ほどからの委員のお話にもありましたように、子どものためにこの事業はやるわけですから、子どもや保護者、それが便利であれば進めていくことになるかと思いますけれども、いろいろな面でまた不便な面もあるし、経済的にもあまりメリットが無いとか、そういうようないろいろなことを見きわめて、そして進んでいくべきじゃないかなと思っております。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課長、答弁いりません。

18年度に8,612万円という経費がかかっていますよね。これ、幾らモデル事業といっても、やはり市は経費削減のために管理者制度で進んでいくと思うんですよ。この15名の人が違う保育所へ流れていくわけですよね。その辺を今度はしっかり見きわめて、これがまた経費削減にならないんじゃ、また増えたとなったら大変なことになりますから、その辺をひとつ

肝に銘じてお願いいたします。

- 委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

向後委員。

- 委員（向後悦世） 低コストと何か説明しましたが、どのくらいのコストダウンができるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、公募の期間ですが、1か月というようなお話でしたが、何か公募では鈴木学園のみということでした。公募の仕方に問題があったかないか、そこら辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、最近マスコミ等で園児等の事故もちろちら聞かれます。その時の賠償問題などに発展した場合は、市と民間委託した業者、責任問題、また賠償問題、どちらが持つのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） まず公募の部分でございますが、確かに^{ひとつき}一月でございます。それで、19年度から既に指定管理者になるよというようなことで、いろんな所から公募する前にいろいろ問い合わせ等もいただいていたことは事実でございます。それで、私どもも、いざ今度正式に公募をしていく中でもっと参入してくれる、そういう法人がいるだろうということを予定はしていたんですが、実際口をあけてみましたら、1法人からの応募というようなことに結果としてなっております。実際には、いろんな県外の大手のそういう事業所も含めると、7事業所くらいからそれに対する問い合わせ等がありました。しかしながら、結果として1法人だけだったということでございます。

それから、経費の関係でございますが、先ほども申し上げましたが、8,612万円に對しましてこれは下がることは間違いございません。それで、私どもの方の試算が幾らになっているのかと、その金額がそもそも設計額に相当し、それからさらにもっとその額から削減をし、その削減をした額をもって予定價格的なものを作るわけですが、その金額をはっきり幾らになりますということについては、今後の交渉の結果の基本的な数値になってきてまいりますので、大変申し訳ありませんけれども、その削減額につきましてははっきりと数字はこうだということは申し上げられません。

それから、もう一つ、児童の事故の方の関係ですが、実際にそういうリスクをどこまで公設の市の方が負うのか、それから、指定管理者側がどこでそれらの部分を負うのかというよ

うなことでございますが、明らかに保育所そのものの管理、そういうような部分で、指定管理者側にその可否があるということがこれが明確になれば、当然その指定管理者の方へそれらの事故責任ということは求めていくということになりますので、その辺はケース・バイ・ケースになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 公募の関係ですけれども、7事業所から問い合わせがあったと。実際に申し込みは1事業所だったと。この中の事情というか、問い合わせでも、何かこれメリットが無いから撤退したのか。そこら辺、もうちょっと詳しくお聞きしたいと。

それと、コスト削減は、具体的には契約が済んでいないからまだはっきりとは言えないということでしたが、だいたい2割とか3割とか、このくらい目標にということがお示しできましたら、大まかな数字で構いませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと補償問題ですけれども、やっぱりこれ明らかに指定管理者側の責任であれば指定管理者に持ってもらうと。ただ、明らかでないようないろんな要素を含むような事故等もあるかと思しますので、やっぱりまだまだしっかりと考えると、確立したような状況でないと、何か将来トラブルが起きた場合に困るんじゃないかと思いますが、そこら辺をもう少し具体的に答弁をお願いします。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず、公募によって1事業所から応募があったわけですが、その間、何でほかの事業所は応募しなかったのかということでございますけれども、いろいろ関心を持ってくださる法人がいて、実際にこちらのその仕様書の中で、現に保育所運営をしているというような条件を入れてありますので、法人の中には実際やってみただけでも保育所運営をしていないから、これはもう基準から外れるから、その意向だけでは応募することはできませんというふうにご断りしたケースもございますし、それから市内の保育所、それから幼稚園、民間でやられている代表の方にも直接お会いしまして、こうすることで、公募によりその募集が始まりますのでよろしくお願いしますというような、そういうご説明をさせていただいたんですが、なかなか保育園を運営している皆様には、今回のこの制度につきましては、関心はあるんだけど手を出すというところまではいっていない、そういうような状況がございます。それから、幼稚園の方が、どちらかといいますと、そういう部分ではやってみたいというような意向を持っていらっしゃったよう

な気がします。それとまた大手の方の、問い合わせがあったその法人につきましては、たまたま時期がこちらと重なっておりまして、他県で複合施設、いろんなコミュニティホールの中に保育所を併設する新たな施設を造った、そういうような所の指定管理者の応募をしていたところが、たまたま自分の所にそれらが認められて、旭市の方でやりたいんだけどちょっと今そこまで手が回らないというようなことでありられた、そういうような法人もございました。その結果、1法人ということになったわけです。

それから、コストの部分でございますけれども、これは先ほどもちょっと申し上げましたが、今現在試算をしているその数値につきましては、何百万円単位の削減数値でございます。それが、今後、交渉の中で1,000万円の位まで削減できればなというようなことで、今私どもの方では考えているところでございますので、はっきり幾らということはちょっと申し上げられません。

それから、確かに園児に対する事故の賠償責任というような部分につきましては、委員おっしゃられるとおりでございますので、今後、実際に協定書を結んでいく中でその辺のはっきり、こういうケースはこうというような部分が明確にできるようなそういう内容で協定を結びたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） だいたい分かりましたので、以上で。説明どうもご苦労さまでした。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 向後悦世委員が質問したように、不慮の事故の時の協定書というものは、私は重要だと思うんですよ。これらをしっかりと明確に、やはり協定書の中に、条文に入れておかないと、後で大変なことになりますよと私は思いますので、その点は、行政側ですから、あなた方は法の番人ですから、そういったことは欠けるようなことはないと思いますが、その点もしっかりお願いしたいと。ましてモデル事業ということでございますので、その点をしっかりとお願いしたいなと思います。

私の場合には、それを確約できれば、協定書の中にそういった面をしっかりと条文に入れていくということができれば、これは答弁いりませんので、一応そのようにお願いしたいなと、こういうように思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

(発言する人なし)

- 委員長(林 一雄) 特にないので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長(林 一雄) これより討論を省略し、議案の採決を行います。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。
-

所管事項の報告

- 委員長(林 一雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管は、随時報告をお願いします。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課から、事故報告をしたいと思います。

場所は、クリーンセンターの職員がリサイクル業者の工場内、これは横芝光町に工場があるんですけれども、そこで起こったものです。

一つは、本年4月13日、クリーンセンターの廃プラスチック運搬車が委託会社工場内で後進中、バックする時に誤って倉庫入り口のシャッターに接触し、シャッターの枠及び基礎部分を破損させたものです。

もう一つは、同月18日、ダンプで廃プラスチックを運送し廃プラスチックをおろす時に、倉庫の窓サッシ及びガラスを破損させたものです。

二つとも、7月9日に示談が成立し、8月10日にお金を支払っております。

なお、運転手については、当然ながら安全運転、安全確認に徹することは大変重要なことです。ので、厳重注意、指導等を行い、再発防止の徹底を図っております。

なお、予算関係ですけれども、当初、賠償金等環境課では持っていないので、予備費から充当しております。先ほど言いましたように、7月に示談が成立し、この分は保険適用となりまして、保険額が雑入として9月に入金されております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに所管で報告事項はないでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがあれば、環境課長にお願いをいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 環境課長にちょっとお願いでございますが、台風後に道路に木の折れた葉っぱとかいろんなもの、残材が相当ありましたので早急に、だいぶ取り除かれたわけでございますが、台風後はその点もしっかりと見ていただきたいなと。

それと、もう一つは、やはり道路にスナックのママさん方が帰りにごみを道路にどんどん捨てていくと。ちょうど家の方も、カインズのあの道路には相当捨ててあるということでございますので、それと山の道路には、テレビ、冷蔵庫、いろんなものが捨ててございますので、これらもやっぱりしっかりと見ながら。

それと、最近なんでございますが、日の丸マークのトラックが来て、三川辺りか塙辺りか、銚子市の方か、または蛇園地区かどこか分かりませんが、だいぶこのところダンプカーが上がっていきますので、その点の環境パトロールを再度強化していただきたいなと、このよ

うに、要望でございますのでお願いをいたします。

以上です。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 今、お話しされた部分については、担当課として、横の連携を図りながら十分対処していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

保険年金課以外は退席をしてください。ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午前 11 時 55 分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 9 月 6 日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 2 号、後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情についての 1 件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、保険年金課より、参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、今回出されました陳情書について、担当課より参考意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度を抜本的に見直せという陳情でございますが、そもそも今回の改革は、

従来の老人保健制度を市町村単位から県単位に広げるための措置でございます。皆様もご存じのとおり、高齢者にかかる医療というのは莫大なものがございます。それを市町村ごとに対応しているよりは都道府県単位で対応していく方が効率的であるという判断から、今回実施されるわけでございます。

陳情書の中で、年額平均7万5,000円の保険料は高いということでございますが、その積算根拠は、老人にかかわる年間医療給付費の1割を被保険者数約1,300万人で割り返したものでございます。しかし、実際に賦課する際には、所得の多い方にはそれなりに所得割を賦課しますし、所得が全く無い方には均等割で最大7割軽減という措置がございます。決して一律ではないものであります。

また、保険料を年金から天引きすることについてでございますけれども、世帯主課税の国民健康保険税と違って、後期高齢者医療制度は個人ごとの賦課になります。高齢人口が増えていく中で、高齢者がおのおの納付手続をされるよりも的確でスムーズに納めていただくためには、やはり介護保険と同様、年金からの天引きに頼らざるを得ないのではないかと考えます。

なお、保険料を滞納されても資格証明書は出さないようにということでございますけれども、後期高齢者医療制度は来年度からのスタートでありまして、したがって、過年度分の保険料というのは発生しないため、少なくともスタートした平成20年度においては、すべての方が1年証ということになります。平成20年度中にどれほどの納付状況になるか分かりませんが、資格証明書の件につきましては、状況がある程度見えてからでもよろしいのではないかと考えます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 保険年金課の説明は終わりました。

それでは、陳情第2号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。どなたかございませんでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 課長、お聞きしますが、75歳以上のすべての後期高齢者から年額平均7万5,000円の保険料が徴収されることになるといっても、これは所得によって違うと思うんですが、その点、ちょっといかがでしょうか。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） はい、林委員がおっしゃるとおりでございます。

例えば、75歳以上で国民年金しかいただかない方、今満額で9万円ほどでございますけれども、その場合でしたら、ここに書いてありますように、7万5,000円じゃなくて、均等割りで50%、所得割50%という形になりまして、所得割はゼロ、均等割でも、先ほど申し上げましたように7割軽減というのがありますので、約1か月当たり900円ぐらい。だから、年額で1万円ちょっとくらい。ですから、月額900円と、今、介護保険料につきましては基準額で2,950円ですから、それを合わせましても4,000円足らずというような形になります。

ですから、ここに書いてあります1万円なんて、とてもいかない金額でございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） ございませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでございました。

委員の方は自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 零時 5分

- 委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

- 委員長（林 一雄） これより討論を省略し、採決を行います。

陳情第2号、後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者なし）

- 委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(林 一雄) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 6分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄

総 務 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 2 1 日 (金曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 3 号 政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 財産の取得について
- 議案第 2 1 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 議案第 2 2 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

出席委員 (6 名)

委 員 長	平 野 浩	副委員長	伊 藤 房 代
委 員	高 木 武 雄	委 員	林 俊 介
委 員	日 下 昭 治	委 員	島 田 和 雄

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (1 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者 (2 7 名)

副 市 長	鈴 木 正 美	総 務 課 長	高 埜 英 俊
-------	---------	---------	---------

秘書広報課長	加瀬 寿一
財政課主幹	馬淵 一弘
市民課長	木内 國利
消防長	佐藤 眞一
その他担当 職員	17名

企画課長	加瀬 正彦
税務課長	野口 徳和
会計管理者	木内 孫兵衛
監査委員 事務局員	林 久男

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一
主査	穴澤 昭和

事務局次長	石毛 健一
-------	-------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（平野 浩） おはようございます。

総務常任委員会ということで、大変お忙しい中ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 6 名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。本日、付託されました議案、7 議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、嶋田議長にご出席いただきまして総務常任委員会ということで、委員の皆様方にはご多忙の中、大変ありがとうございます。

本日の委員会に執行部の方からご審議をお願いしております案件は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管事項、それから議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部改正、それから議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正、議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、それから議案第19号、財産の取得、それから議案第21号と議案第22号は、それぞれ市の区域内の字の区域及び名称の変更、以上の7議案でございます。

執行部といたしましても、ご質問等に対しまして的確、簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審査いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさ

させていただきます。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野 浩） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る９月６日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第21号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第22号、市の区域内の字の区域及び名称の変更についての７議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） では、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算（第１号）について補足説明を申し上げます。

まず、予算の規模でございますが、今回の補正を加えた後の予算規模は262億7,500万円で、前年度の同期と比較しますと１億4,370万円、0.5%の増で、ほぼ同額となっております。

次に、補正予算には計上しておりませんが、８月１日付で決定しました普通交付税について申し上げます。

平成19年度の交付決定額は61億9,236万6,000円で、当初予算額の60億円に対しまして１億9,236万6,000円の増となっております。なお、この増額分につきましては、今後の補正予算の財源として留保するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

- 財政課主幹（馬淵一弘） それでは数字についてもう一度ご説明させていただきます。

平成19年度の交付決定額でございますけれども、61億9,236万6,000円です。当初予算の額は60億円でございます、1億9,236万6,000円の増となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- 委員長（平野 浩） 企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） それでは、一般会計補正予算につきまして1点補足説明をいたします。

予算書の13ページをお願いいたします。

2款総務費の8目電子計算費になります。この一番右側の説明欄、1の電算システム運用事業でございます。1億6,135万3,000円の補正予算をお願いしてございます。

この内容でございますが、当初予算時におきまして、後期高齢者医療制度の電算システムなんですけれども、運用面における広域連合と市町村の制度運用組織の体制が確立しておりませんで、今回補正するような形になりました。

内容でございますが、大きく分けまして後期高齢者システムの新規の導入と、それから既存システムの改修がございます。新規のシステムの導入は、後期高齢者パッケージのソフト、いわゆる動かすためのソフト、それにハードの機器類、これらの導入。それから、既存システムの改修でございますが、現在、旭市で運用してございます国保のシステム、この後期高齢者医療制度に対応する改修がございまして、これについては国保の中の資格、収納、賦課関係の改修をしていく、そういうものがございます。それから、住民記録を基本といたしました基幹系のシステムがございまして、これら、例えば住民記録、住民基本台帳、外国人登録、その他の税関係、滞納システム、老人医療、介護関係システム等、国保のシステムを含めまして基幹系で24のシステムがあるんですけれども、このうち12のシステムに改良を加えるということで、少し高額な補正予算になっております。

あともう1点、法改正に伴います退職医療の経過措置分としての改修を540万円ほど見込んでおります。それでこの額になっているということでございます。

よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） それでは、補正予算書の16ページをお願いしたいと思います。

9款1項3目災害対策費の防災無線統合整備事業、13節の委託料、防災行政無線設計委託料470万円でございます。

これは、平成17年度から進めております旧1市3町の防災無線の統合化、それと併せましてデジタル化のためのものでありまして、デジタル防災行政無線システムの実施設計を業務委託するための委託料の計上でございます。

本日、お手元に関連資料をお届けしてございます。旭市デジタル防災無線整備事業（概要）と書いたものと、それから系統図が現行のものと新しく整備するもの、新しいシステム、合計で3枚資料をお届けしてございますが、ご覧いただけますでしょうか。

その概要をご覧いただきたいと思います。

下の方の表なんですけれども、平成17年度に基本設計を行ってございますけれども、18年度からのまちづくり交付金の採択を得ることができましたので、今議会で実施設計の補正をお願いいたしまして、主に20年度と21年度で事業を行います。一部は22年度に残ってしまいますけれども、このような形で事業を進めたいと考えております。

当初は5か年の計画を立ててやろうということでございましたが、まちづくり交付金という有利な財源を得たこと、それから市民の安全に直接関係するものであること、それと10月にスタートいたします緊急地震速報に早く対応したいということ、それから、現行のシステムなんですけれども、かなり老朽化が進んでおりまして故障も結構多く発生しているということ等から、早期に整備したいというふうに考えたところでございます。

基本設計では、現行の旧1市3町のシステムを統合することを重点にいたしまして、机上で設計しております。実地調査は行っておりません。今回はそれを基にいたしまして、実際に電波の届く状況を実地に調査しながら、屋外子局、ハンザマストの配置等、4地区のバランスに配慮しながら、来年度の配置に備えた実施設計をしたいというふうに考えております。

実はそのマストなんですけれども、旧1市3町でかなりばらつきがございます。旭市と干潟町では初めにマストを整備しまして、それである程度全体をカバーして、それから戸別受信機を配布いたしました。海上町では、マストよりも戸別受信機を初めから配布いたしましたので、マストの数にちょっとばらつきがありますので、合併して1つの市になって、これから新しいシステムをつくるわけでございますので、その辺のバランスも考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

事業の主な内容でございますけれども、親局は本庁舎に、それから再送信局、これは中継局でございますけれども、海上、飯岡、干潟地区の各1か所、遠隔装置、これは夜間の放送に対応するものでございますが、それを消防本部に設置を予定いたしまして、戸別受信機につきましては市の備品として購入することで、まちづくり交付金の対象とすることができま

した。それから、電波の届きにくいところには外部アンテナを設置いたしまして、聴覚障害のある方にも文字でお知らせすることができるように、外部インターフェース、「外部 I F」と書いてございますが、それを用意いたします。

それから、じゃこの事業の財源はどういうふうになるのかということでございますけれども、資料に記載してございますのは基本設計の時に積み上げたもので、24億5,000万円ということでございます。

その内訳でございますけれども、まちづくり交付金の計画区域内はその対象事業として交付金が出ます。それから、出ない所は単独事業ということになるわけでございますけれども、まちづくり交付金対象事業分が、基幹事業分と提案事業分の2つの事業があるんですけれども、合わせまして13億1,000万円程度、これは親局と交付金の計画区域内の屋外子局、それから戸別受信機が対象となります。それから、単独事業分が約11億4,000万円、これは交付金区域外の設備でございます。

両事業分を合わせた財源でございますが、まちづくり交付金が5億2,000万円余り、それから合併特例債が18億3,000万円。1市3町の合併に伴うものでございますし、合併に際する計画にのっておりますので、特例債が使えると考えております。それから、一般財源が1億円弱というふうに予定しております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、5ページの地方債の補正のところの質問をします。

これは、消防債が750万円増額されたというような案件でありますけれども、先日、9月12日でしたけれども、読売新聞に旭市の実質公債費比率が18%を上回って、18%を上回ったということは起債に当たりましては知事の許可が必要になると、こういったようなことが報道されていたわけでありまして、このことについては前々から財政の方から説明は受けておりましたけれども、こういうことになって今回初めての起債じゃないかなというふうに思っております。これまでは協議というような形で起債が認められていたと思いますけれども、知事の許可というようなことに今回なりまして、実際の手続きはどのようなものであ

ったか、その辺をお伺いします。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） それではお答えします。

消防施設整備事業債につきましては、先ほどお話ししましたように、国庫補助金の採択に係る地方債の増額ということで申請を出しまして、これにつきましては問題なく許可を得られています。

以上でございます。

（発言する人あり）

- 委員長（平野 浩） 財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） 地方債につきましては、18年から変更になったわけですが、けれども、今までも申請を出して許可をいただいていたんですけれども、今回18%を超しまして、許可という形で申請を出しておりますけれども、これについても問題なく許可を得られたということでございます。

以上でございます。

- 委員長（平野 浩） 島田委員。

- 委員（島田和雄） そうしますと、知事の同意が得られたということでいいんでしょうか。

それと、協議から許可というような団体になったわけですが、これまでと同じような形で、そんなに問題はないというようなことなんですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） 起債の方の、先ほど島田委員がおっしゃいましたように、今までどおり問題なく申請につきましても許可をいただいておりますので、問題ないというふうに……

（発言する人あり）

- 財政課主幹（馬淵一弘） はい、県から許可をいただいているということでございます。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人あり）

- 委員長（平野 浩） 財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） 今後につきましても、問題なく許可をいただけるというふうに市の方では考えてございます。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、関連ということでちょっとお聞きしたい点があるんですけども、実は実質公債費比率についてですけども、今年の3月の一般質問で、中央病院の件でしたけれども、中央病院が起債を起こした場合どの程度の実質公債費比率に影響があるのかといったような質問を私はしましたけれども、その際に、財政課長の方から2%程度の上昇だろうといったような答弁があったわけです。200億円ちょっとの起債をするということですけども、今までの旭市の起債の残高が、きのうの新聞にも出ておりましたが、480億円ぐらいですか、そういった中で実質公債費比率が18%を超えたということですが、200億円それに上乗せした場合に、2ポイントの上昇くらいで済むのかなという単純な疑問がありましたので、その辺の計算がどうなっているのかということについてお伺いします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

実質公債費比率の算定につきましては、基本的には分子に地方債の元利償還金、また公営企業で支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費の類似経費、これらが算入になります。また、分母につきましては標準財政規模を置いて算出されるということになります。

今のご質問の病院の再整備事業の起債209億円につきましては、財政投融资、また銀行からの借入れを行う予定でございまして、財政投融资につきましては30年間、それと銀行の借入れにつきましては15年間で償還をしていく計画になってございまして、この元利償還金の2分の1が一般会計からの繰出金として、実質公債費比率の、先ほどお話ししました分子の方に新たに算入されるということになります。また、現在、中央病院の方では決済につきましては毎年減少しておりますので、この分は減額されるということになります。

病院の再整備事業の起債につきましては、先ほどお話ししましたように償還の年数が長いということで、実質公債費比率への影響というのが低くなる、そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

- 委員（高木武雄） 先ほどるる説明していただきましたけれども、電子計算費の問題なんですけれども、後期高齢者システムでかかるということは分かりますけれども、当初予算から同じ金額の補正が出ております。これは当初でこの金額を見込めなかったのか、あるいは急遽、当初予算を組んでからこういうシステムを作るとか出たとか、あるいは当初見積もったよりあれが高くなったのか。増えた理由、それを当初で組めなかった理由をお伺いいたします。

それともう一つ、これは先ほど総務課長の方から説明がありましたデジタル整備の件なんですけれども、ちょっと聞き漏らしたか分かりませんでしたけれども、戸別受信機は無料でやると補助対象になるというような、そんな話に聞こえましたんですけれども、こちら辺のところをもう1回お願いをいたします。

以上です。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） それでは、電子計算費の額につきまして当初で見込めなかったのかと。実は、当初で暫定的に後期高齢者の医療システムということで、これは実際には新規のものを入れることができるんじゃないかということで、2,000万円ほど盛り込んでございました。今回それを差し引きまして増額分を補正したということで、実際には大幅な増額になっております。

なぜこういう形になったのかということなんですけれども、千葉県の後期高齢者、連合会なんですけれども、ここでこういう形で実施しますよというシステムがなかなか示されなかったというのが1つ大きな点でございます。これは新年度当初予算を組む段階では全く示されていなかったと。

そういう中で、どういう形で既存のシステムの改修が必要なのかという、そのところは全く出せない状況でございまして、年度当初、年が替わりまして国の方からもこういう形で行きますよというのが示されまして、これがたしか4月だったと思います。それから再度示されたのはこの8月になってからということで、それから、ここも変わる、ここも変わる、ここも変わるという形で積み上げていきまして相当の額になりまして、さらに、もう少し安くできないのかという形でいろいろ交渉した中で、このぐらいの数字におさまったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 説明がちょっと不十分で申し訳ございません。

戸別受信機でございますけれども、市の備品として購入する、つまり取りあえず市役所に置くということで、そうしますと、この区域はまちづくり交付金の区域内ですので、交付金の対象事業となるということです。その後で市民に無償で貸与するというようなことを考えております。

以上です。

- 委員長（平野 浩） 高木委員。
- 委員（高木武雄） 電子計算費の問題なんですが、当時、まだ予算を組む時にはシステムの全体像が見えなかったから、見えたからこういうふうに補正が大きくなったという、そういうふうに理解していいですか。
- 委員長（平野 浩） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） そのとおりでございます。
- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 俊介） 今の高木委員の質問の関連になりますけれども、参考までに、戸別受信機を2万3,000台無償貸与するわけですが、1機当たりどのくらいかかるか分かればお聞かせください。
- 委員長（平野 浩） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 基本計画の数字の中では5万5,000円から6万円の間の数字でございます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

- 委員（日下昭治） 島田和雄委員の方で話ございました実質公債費比率、その辺についてちょっと参考にお聞かせいただきたいと思います。

中央病院の財政投融资は50・50あるいは70なり30だろうと、銀行の方は30だろうというようにいろんな話があり、まだ決定されていないわけですが、例えば50・50の場合と財投の方が70、銀行が30というような率になった時の実質公債費比率の変化があると思うんです、当然、銀行の方は短期間になろうと思いますから。その辺の想定としてはどのくらいの

差が出るのでしょうか。50・50と70と30くらいのあれになった場合に。

- 委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

率的にどのくらいになるかというのはちょっと明確にお答えはできないわけなんですけれども、先ほどお話をさせていただきましたように、財政投融资については30年間、銀行につきましては15年間、その中でパーセントが変わるということは、当然その元利償還金についても薄く長くというような形になるうかと思いますので、その分、その比率が変われば当然実質公債費比率への影響というのも薄くなってくるというようなことで考えてございます。

以上でございます。

- 委員長（平野 浩） 日下委員。

- 委員（日下昭治） 少なからずあるということですか。今ちょっと分からなかったんですが。

- 委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（鈴木正美） 2 %程度増えるというふうにお話しさせていただいた時の前提は、フィフティー・フィフティーでやっておりますので、今、財政課主幹の方が説明したのは、それより影響は少なくなるだろうと、そういう趣旨でございます。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 先ほどちょっと質問が漏れちゃったんですけれども、許可団体になったわけなんですけれども、この許可団体というのは公債費負担適正化計画というんですか、こういうのを自主的に策定してくださいといったようなことが求められているということらしいんですけれども、その辺はやられているのかどうかお伺いしたいんですけれども。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

許可団体になりますと、公債費負担適正化計画というこれを策定することになります。これにつきましては公債費の負担の適正化の方針ということで、中身的には公債費負担の現状と、あと今後の適正化の図り方ということで計画として策定をさせていただきます。

これにつきましては、今後の適正化の図り方ということでは、現在の地方債、借り入れの

利率の５％以上のものにつきましては繰上償還するとか、借り替えを行うとか、そういった措置をとっていく。また、今後の借入れにつきましても、従来もそうだったんですけども、合併関連事業の推進に当たりましては合併特例債、交付税措置のある有利な財源を活用する。それと、通常の借入れにつきましては極力抑えて、適正化に向けた方策を図っていく。そういったような内容の計画を県の方に出してございます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 本日、資料といたしまして新旧対照表をお手元にお届けしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

説明といたしましては追加する事項はございませんので、よろしくお願いします。

- 委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

- 委員（高木武雄） これは条文改正ですから質疑じゃないんですけども、今までこういう閲覧請求が何件かあったか、その辺をちょっとお聞かせいただきます。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

- 秘書広報課長（加瀬寿一） 閲覧でございますが、新聞記者でしょうか、マスコミ関係で年間５件ほどでしょうか。ちょっとはっきり数字はないんですが、あと、一般の方はございません。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、財政課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） それでは補足説明させていただきます。

今回の改正でございますけれども、使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するというので、この中の別表でございます。別表は手数料の種類、金額を定めたものでございますけれども、その表の下備考欄、これは現行で郵便で住民票の写しとかの請求を受けた場合に、請求者にそれを送る場合なんですけれども、それにつきまして郵便料の実費をいただくということでございます。今回の改正につきましては、民間事業による信書の送達に関する法律ということで、郵便に加えまして、総務大臣から信書便事業の許可を受けた民間事業者による信書便でも交付の請求ができるとされていますので、改正をするものでございます。

なお、現在、この郵便と同種のサービスを行います一般信書便事業ということでございますけれども、この許可を受けた民間事業はございません。今後サービスを行う民間事業者が参入してきた場合に対応するために、あらかじめ整備をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 財政課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、財政課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） 本会議でご説明しました以上に特にございませんので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 財政課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 市営住宅の入居率と最近募集した時の応募の状況についてお伺いいたします。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） それでは、市営住宅の入居率についてご説明いたします。

平成19年9月1日現在で、すべての市営住宅の管理戸数が425戸ございます。入居戸数が384戸、また政策空き家としまして27戸ございます。管理戸数に対しまして入居戸数の率でございすけれども、入居率としましては90.5%でございます。

続きまして、市営住宅の募集状況についてご説明いたします。

平成18年度、前年度ですけれども、その状況からご説明いたします。前年度は募集回数が2回、7月と11月に実施を行いました。募集の戸数は11戸、応募の戸数は45戸ございました。応募の倍率でございますけれども、4.1倍でございます。また、今年度でございますけれども、9月現在で募集回数2回実施をしてございます。4月と8月に実施をしました。募集戸数につきましては10戸、応募戸数につきましては28戸ございました。募集の倍率につきましては2.8倍となっております。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） 神子議員でしたか、議案質疑の時の答弁で、類似団体と比較して旭市の市営住宅は100戸くらい多いといったようなお話がございましたけれども、その辺に向けて古い住宅を減らしていくといったような市の考え方だろうと思いますが、ただいまお聞きしますとかなり応募してくる方が多いと。需要もかなりあるということだろうと思いますので、その辺も考慮されて、やはり住宅の供給というのをなくしちゃったらずいんじゃないかなというような気もしておりますので、その辺、市としてはどう考えているかお伺いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

現在解体してございます神西住宅、また双葉団地住宅につきましては、昭和40年から42年にかけて建築された住宅でございます。築40年を経過してございますので、老朽化というのが著しい状況になってございます。また、空き家の戸数も増えている状況から、新規の入居募集をせずに政策空き家として順次用途廃止をしていくわけでございますけれども、現在、先ほど入居の募集をかけたということでありまして、希望者を見ますと、ほとんどの方が安い住宅を求めてということで、そういうことから募集をしてきているような状況でございますので、今現在のものを建て替えとかリニューアルした段階では、家賃についても引き上げをすることになるかと思えます。

それをやった後で、実際に募集をかけた段階でそういった方が募集に応じてくるかということも考えてございますので、現在のところ、前に神子議員にご答弁させていただきましたけれども、類似団体を100戸余り上回ってございますので、その辺、老朽化の著しい状態に

については解体をしていきまして、一定数になった段階で既存住宅の改修を含めた検討をしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

- 委員（高木武雄） ただいまの島田委員の質問とほぼ同じものなんですけれども、この席で質問していいかわからない、政策的な話なんですけれども、今、市の人口を増やすためにやはり住宅が必要、これはもう分かり切った話で、そして今のこれを、政策的な話を課長から答弁を求めるのもちょっと酷だと思いますけれども、確かに今どんどん老朽化している、これが現実でございます。その後どうするか。旧干潟町で結構、住宅を建てましたらどんどん募集があって人気がよく、十分満杯に入っている。これは政策的な話で、ここで答弁できるかできないかは別としても、そういうことでこれからの住宅政策をどのように進めるのかお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（鈴木正美） 政策的な話ということで私の方から、お答えになっているかどうか分かりませんが。

私も県にいた時に住宅課にいたことがあるんですけども、社会のセーフティーネットということで、生活保護とか極めて所得の少ない方のためにできるだけ最低限のものを確保しようということでございます。

先ほど財政課の主幹の方からも話がありましたように、安いから単に来るという方もその中に結構おりまして、その方たちが倍率を引き上げているという側面も実際はあるようでございます。本当に必要な人に入っていただくということは十分必要だというふうに考えておりますので、今後、本当に住めないような、老朽化して危険な所について募集して入れていくわけにもまいりませんが、ある時点になりましたら全体を見直しまして、改修とかそういった形、場合によっては、県なんかはやったんですけども市の財政でできるかどうか分かりませんが、平屋だったのを2階建てにするとかという形にすれば戸数が増えるとか、そういったこともあります。今後少し状況を見ながら、当面政策空き家とかなんかで危険な部分はある程度、ほかの類似団体に比べて減るところまでいくわけにはいきませんが、その辺の推移を見ながら考えさせていただければというふうに思います。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、議案第19号につきまして補足説明を申し上げます。

水槽付消防ポンプ自動車の仕様等について申し上げますが、まず、この消防ポンプ自動車の配備先は海上方面隊第2分団第1部であります。管轄地域としては広原区です。

型式としましては、1-A型、水量につきましては1,500リットル、この車の車種につきましては4トン級のダブルキャブで、後輪駆動式の水冷のディーゼルであります。主要装備としましては、ホースあるいは吸管等は標準の装備でありますけれども、ポンプにつきましてはA2級の消防ポンプでございます。

以上であります。

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号及び議案第22号については関連がありますので一括して、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本日、お手元に色刷りの資料をお届けしてございます。万才 期地区と万力地区ということで、それぞれの新旧対照表と図面でございます。

特にご説明することはございません。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第21号及び議案第22号について質疑がありましたら一括でお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第21号及び議案第22号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（平野 浩） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(平野 浩) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(平野 浩) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

副市長。

- 副市長(鈴木正美) 座ったままで失礼いたします。

本来、財政課長からご説明させていただくことですが、旭市建設工事等入札及び契約制度につきましては、これまで入札の透明性や競争性の確保ということで議会の方からさまざまなご意見をいただきまして、6月議会でもお話がございまして、その時に若干遅いのではないかとということでお叱りも受けたわけですが、その状況についてご説明申し上げます。

これまで6回ほど議論を庁内的に検討委員会で行わせていただいております。その中で、5月8日に発足いたしまして6月21日の第3回目の委員会におきまして3億円から1億円以上に引き上げをするということで、こちらにつきましては本会議でちょっとまだ私の方から明確に申し上げられなくて大変申し訳なかったんですが、21日の委員会で正式に決定をいた

しまして、27日の全員協議会の方で報告をさせていただいたということでございます。

郵便によるダイレクト入札につきましては、10月をめどに考えていくということで、いろいろその後準備をしまいいりまして、試行要領等も内部的に検討いたしまして、これでいけるという形になりましたので、実は9月19日に市内の登録業者の方への説明会を開催させていただきました。92業者があるんですが、91業者に参加をいただきました。市外の方はホームページ等で見ていただくということで、市内の業者に対してきめ細かくご説明をさせていただくということで開催をさせていただきました。1社出られないということで話があったんですが、その1社についてはご不幸があってそちらの方で出られないということで、後で書類をとりに見えまして財政課の方でご説明をさせていただくということになっておりますので、市内の登録業者につきましては、きめ細かな説明会といいますかお話をさせていただいたと考えております。

時期につきましては、10月1日からダイレクト入札を施行いたします。これは市長の政務報告にもございましたが、これにつきまして混乱のないように進めてまいりたいと考えております。庁内的な説明会も既に8月末に終了いたしましたので、関係課ともどもきっちりとした形で進めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様方にもご理解をいただければと思います。

ちょっと長くなってしまいましたが、私から報告でございます。

- 委員長（平野 浩） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「まだあります」の声あり）

- 委員長（平野 浩） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） すみません。資料をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

コミュニティバスの再編ということで、今の見直しの状況につきまして簡単にご説明申し上げます。

コミュニティバスの運行事業につきましては、病院へのバス、それから高齢者の足ということで、旧市町ごとにそれぞれ基盤となって運行しているそのルートを持っております。これは、行革の中で平成21年4月に全面的に見直しますよという方針であったわけですが、これも、これを1年前倒しいたしまして、今年度、既に4回ほど検討委員会を開催いたしまして、20年4月をめどに見直しできるように進めております。この考え方なんですけれども、

ちょっとご説明いたします。

資料の２ページをお願いいたします。

旭地区につきましては、平成18年４月１日からの本格運行でございますので、ここについてはいまいし実績を見たいと。

それから、飯岡地区のルートでございますが、合併時に14便ございました。18年４月に１便減らしまして13便になっております。これを乗車率の悪い部分の２便を削って、もう１便、朝１便が重複している部分がありますのでこれを削りまして、この部分をバスの運行の少ない干潟ルートへ回したらどうだろうと、そういう考えで検討委員会の方で、話し合っております。今その方向でいきつつあります。

それと、海上地区のルートでございますが、これは、旧干潟のＪＡの万才支所をスタートして東庄町を通過して海上から中央病院と、そういうルートでございました。実際に東庄町を通過しているのが無駄ではないかということで、その東庄町を通過しているルートを台地の方に回して、そのままぐるっと回るようなルートにしたらどうだろうということで、バスの検討委員会の中で検討していただいております。それでほばいけるのではないかとということで、従来行きが３便、帰りが４便であったものを、そのまま７便を確保したままで循環ルートにしていくという形でございます。かねて要望の強かった海上支所を経由していく、そのような形でルートを再編してございます。

それから、干潟地区なんですけれども、これは非常に距離が長くなってしまうんですけれども、中央病院から実際には萬歳、それから鍋木、その辺を拾いながら干潟駅というのが基本のルートになります。それで、飯岡で減らした３便をそのままこちらの方の干潟で走らせる。

それから、従来香取市から共同運行しておりましたのが、行きが２便、帰りが２便ございましたので、このバスを干潟地区の中で循環するような形で中央病院まで走らせる、そういった形でうまく持っていけば、費用を従来どおり抑えながら再編ができるのではないかと。

それからあと、旧市町をぐるっと連携するようなバスというような話もあったんですけれども、これにつきましては非常に時間がかかる、距離が長くなるということで非常に難しいことから、今回はやはりそれぞれの旧市町の地区を基本に再編を考えていく。

それから、干潟地区につきましては実際に乗車実績がどのくらいになるかまだ分かりません。ですので、干潟地区につきましては、できれば試行運転という考え方で一度走らせて、それから便数については調整させていただきたいというふうに考えております。

あと、3ページ以降はそれぞれのルートを示しました図になっております。これはきょう後ほどバスのルートにつきまして、海上と干潟地区につきましては視察という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、考え方としてはそのような形で、20年4月を目指して検討委員会を進めているということでご報告申し上げます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） それでは、所管事項の報告でございましたが、何かお聞きたいことがありましたらお願いいたします。

日下委員。

- 委員（日下昭治） バスのルートの方は現場で聞いてもよろしいかと思ひますけれども、この黄色い点は停留所の位置になるんですか。
- 企画課長（加瀬正彦） 5ページを見ていただいて、これは海上地区のルートの案なんですけれども、黄色い点はポイントです。停留所ではございません。停留所をどこにしたらいいかは、ルートが決まらなないと停留所を設定できないということで、通るポイントになっています。
- 委員長（平野 浩） ほかにお聞きたいことはありますか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（平野 浩） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

-
- 委員長（平野 浩） 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。
これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 1分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 平 野 浩